小田原淨土院谷奥にあり

高見院

同處

高分院　密嚴院

由緒客坊

一字

報身院

舊と三寶院由緒なり寶曆五年より本院由緒とすと

末寺

紀州二院（末寺十三寺）和州一院（末寺四寺）駿州三院（末寺二寺・寺中二寺）伊豆五院（寺中十二寺・孫末四寺）

出羽一院（孫末八寺門徒廿一寺）相州一院

雜科

恒例法會正月自元旦至三日天講八日羅漢講十二日藥師講此日酉具なり蓮花谷五大尊堂正會に職衆一口出仕せしむ寺傳に昔時此修正出仕の僧歸り來り玄關にて案内を請ふ維那の僧出逢けれは其詞を竢にして福の神年頭御禮といふ維那の僧其言を時の寺主に告けるに大に歡悅して福神僧を食堂に請入して雜蕉（素カ）酒肴を行て盛饗すとそ今に此風儀遺りて每山に法眷の寺院及賢下の衆僧を召集して盛筵を設け彼福神僧を待遇するを吉初と號せり十月亥日辨天講每月六日問講武相豆三箇國大半本院の檀緣なり故に三箇國の僧侶本院を以て留學の場とす

金剛三昧院名室

本院は鎌倉二位禪尼の本願右幕下實朝公御菩提の靈跡なり其地は小田原の大路を南に入ること二町餘にして山の半腰に在り寺門東に開けて砌下小溝流れ院背青嶺聲へて樹陰幽接なり實に塵外の淨境といゝつへし地坪摠計するに二千四百四十八坪餘なり私云本院草創のこと諸記の說一準ならす帝王偏年記には建曆元年鎌倉二品禪尼爲故右大將高野山內建于金剛三昧院云云本朝高僧傳（行勇傳）云尼眞如於高野山建金剛三昧院請明菴（榮西）爲落慶供養導師建保乙亥明菴遷化右府實朝公延勇爲第二世云云如上の說は建曆建保の際に建立すと見たり然るに院號帳（位牌）に金剛三昧院城介入道建立三代將軍の御菩提所云云本院所藏舊記に貞應二年金剛三昧院建立云云又舊記云當院本願大蓮房上人申關東二位家早建當伽藍專致關東武將之新檣始置不退勤奉訪三代將軍之菩提是則二位家雖爲先亡出離之資檀衆擬自身得脫之勝因草創志趣大旨如此矣（弘安四年文書）已上舊記は承久貞應の際秋田城介入道大蓮房右大臣實朝公御菩提の爲に建立すと見へたり今按するに建曆の初め二位の禪尼故右大將家御菩提の爲に機に房舍を創建し給ひ實朝公薨後重て覺智入道に命して堂塔を創立せしめ給へるなるへし如何と云ふに覺智大蓮房建立棟宇目錄に（弘安文書）堂二宇（供料行法）塔二基（供料行法）護摩堂二宇（供料護摩）經藏一宇鐘樓一宇鎭守社一宇（供料行法）とありて僧坊建立のみ見へす然者編年記等に建曆元年建立と云ふは僧坊をさし舊記に大蓮房貞應年中創造といへるは堂塔興隆を云ふにして二說共に過なきものなり院跡考（澁谷英）に本院元と禪定院と號す後來改て金剛三昧院と名くと（取意）今所藏の古文書を以て是を考るに覺智入道禪定院を興建して改めて金剛三昧院と名く而も寬喜の頃迄兩名參へ用し也其頃よりの御教書等數十通ありて本院の始終を勘るに足るものなり

開基

院譜云開山長老行勇莊嚴房也師相州酒匂人名退耕和尙建仁寺開山千光之法嗣也京洛東山建仁寺鎌倉壽福寺筑前聖福寺被兼匡自貞應年中令居住于當院天福二年賜御教書擢長老開山之初衆議而任建仁寺本願僧正之素意興行敎律禪之三敎（取意）然るに本朝僧傳に尼眞如於高野山建金剛三昧院請明菴榮西爲落慶供養導師建保乙亥明菴遷化爲落慶供養導師建保乙亥明菴遷化右府實朝公延勇爲第二世云云如上の說は建曆建保の際に建立すと見へたり然るに院號帳に金剛三昧院城介入道建立三代將軍の御菩提所云云本院所藏舊記に貞應二年金剛三昧院建立云云又舊記云當院本願大蓮房上人申關東二位家早建當伽藍專致關東武將之新檣始置不退勤奉訪三代將軍之菩提是則二位家雖爲先亡出離之資檀衆擬自身得脫之勝因草創志趣大旨如此矣（弘安四年文書）已上舊記は承久貞應の際秋田城介入道爲落慶供養導師建保乙亥明菴遷化右府實朝公延勇爲第二世云云此說による時は行勇は第二世にして榮西禪師を開祖とすと見へたり按するに建曆の初め草房建立のとき明菴落慶供養を修し暫く斯院に住する歟然れとも本院の繁興法門の興隆は貞應年際秋田入道堂塔建立の砌り行勇住務の際なる故に院譜には行勇を以て開基とす本朝僧傳等は最初に約して明菴を切祖とす何れもその由あるものなり但し明菴を開祖とせしこと古文書舊記等には見處なし抑行勇長老は敎律禪の三敎を通徹し密敎を道範阿闍梨に傳へ惠業群に抽て道德朝野に高し鎌倉將軍家護持僧として數々効驗あり故に十五箇の莊園（十万石餘）を賜りて院家を興隆し門下の學徒三千に餘れり一代の行化委くは高僧略傳に具す

覺心

圓明法燈國師と稱す當院第六世の長老なり建長年中大宋に入て佛心印を傳へ康元の初め歸朝し當寺の長老に補す晚に由良の四方寺に在て寂す行狀別にこれをまるせり

實融

證道上人と號す第十二世の主なり上人住務の時賴賢意敎上人此山に來通し子院安養院に住し給ふ證道上人隨て法流を

波給へり是を證道方と稱す凡そ本院開祖より十一代の間教律禪の三教を兼學す證道上人の法流繁昌の後は唯密家となり以爾れとも長老坊の名は今に至りて尚殘れり此土人は尊氏將軍の歸依師にして倫旨御教書等數通を賜はりけり慶長元和の頃政算といへる者あり東照神君道德を歸崇し給ひ御前に於て論議法談せしめ給ふこと凡そ廿餘箇度なりと云ふ

本尊愛染明王

運慶の作

高祖大師

作者不詳持佛堂に安置す良識と云る僧此尊に祈り親り秘印を稟し夢想の傳あり深秘なれは記せす

金界五佛

運慶作御首の內に賴朝公の鬢髮を納むと云ふ多寶塔に安す

不動明王

智證大師の作護摩堂に安置す

棟宇

十五箇宇

本堂

東向

護摩堂

東向

客殿

南向

淨厨

一宇

玄關

千鳥唐破風也

文庫

一戸

經藏

一戸

多寶塔

一基

鎭撞堂

一處

所化寮

三處

長屋

二處

樓門

東向

裏門

二箇處東向也

鎭守社

四所明神一社寄瀧權現一稻荷明神一社前山にあり

毘張房社

鎭守社の上方にあり口碑に明曆の頃寺主某法會に趣さけるに俄に雨降り出けるに簑笠の支度もなけれと如何かすへきと思ひ煩ひけるに不思議にも寺主の衣裳一滴も濕ことなしあやしみて顧みるに所從の僕羽蓑を伸て是を覆へり寺主驚きて汝はいかなる者なれはかゝる怪しきことをはなさるやと問ひけるに答て曰今は陰し申すへきにあらす僕は魔界に住める者にて侍るかありかたき秘密の印明をも授り魔界の苦患を免れ侍りなんとて形をかへて師に仕へ奉れり願くは慈悲を垂て拔苦與樂し給へと泣泣語けりれは寺主も哀れに其志を感して祓苦の呪印を授けけり僕拜謝して曰く鴻恩報するに地なし願くは斯寺を守護して永く火災の畏れなからしむへしと誓ひて後行方しらすなりぬ其後小祠を建て是を祭り毘張房と稱す寺傳に地藏菩薩を本地佛とす其由詳かならす

金毘羅社

院後の山にあり

寶器

數品

佛舍利四十七粒

小野範俊僧正傳來小塔の中に納

正觀音像

吳道士筆東山義政公の寄附

綸旨院宣

數通

賴朝公眞筆

一通

秋田城介寄附狀

一通

赤松圓心寄附狀

一通

尊氏公御教書

數通

短冊百二十枚

將軍尊氏公ある時南無釋迦佛全身舍利の靈夢を感し給ふに依りてかの文字を假名に分ちて冠となし公武兩家の間和歌に名を得しもの幷和歌四天王の四人に命して短冊百二十枚詠せしめ給ふ題は百二十枚ともに　人王九十七代光明院勅筆を染給ふ短冊紙背の寶積經は初の一品は源直義公次の一品は矢龍寺夢國師終一品は大將軍尊氏公の筆蹟なり是を世に一座の短冊と稱して甚奇重す元祿の頃加州侯の懇請に應して讓進せしめ今は寫しのみ殘れり

柿木鑛字

昔し甲州山科鄉金峯山の麓に智寶山と云ふあり其寺に大柿樹あり住行範ゆへありて此柿樹を伐りけるに鑛字自然に顯れて宛も弘法大師の眞蹟に異ならす貴賤不思議のおもひをなし渦仰拜瞻す若し病ひ有るものは清水をそゝき是を呑ましむるに癒へすと云ふことなし寺主行範事の緣由を記し且九條殿下良經公幷四辻亞相の息全性の記等をそへて當院に寄附す所藏の筥は本田飛彈守重昭の寄附せらるゝところなり

松花堂書畫屏風一雙

昭乘師自筆の寄附狀あり此屏風の事似雲の歲浪草にも出されたり自餘吳道士　牧溪　羅漢　舜擧　林良　呂紀　雪舟　元信　探幽等の書畫枚擧に遑あらす

所領

院領三十五石領地遠方村下天野村に在り中古迄は十萬石餘の領地あり寄附狀幷代々將軍家御教書等現に本院の庫中に秘藏す

宝下

九宇

安養院

院號帳信堅云城介入道大運房之建立云云快全の血脈記に賴賢住金剛三昧院別院安養院と云もの是なり足利將軍家より數多の領地を賜はりし御教書今にあり

勝鬘院

覺智院南隣性源院と相向ふ院領二石本尊勝鬘夫人

日輪院

性源院の南にありて立寺す本尊日輪大師

東光院

立寺開基詳ならす

壽量院

敷地金剛三昧院境內に在り

踊躍院

同上

智光院

同上

金剛院

同上

醫王院

同上

末寺

紀州一院係末尾州一院甲州四院寺中一寺孫末六寺武州二院下總四院係末一寺尾州一院寺中三寺孫末寺門徒十六寺孫末廿七寺信州九院寺門徒一寺出羽五院門徒十五寺孫末六寺門徒一寺因州三院係末等此中八寺廢絕伯州二院係末三寺播州八院係末二寺作州十一院係末四寺備中一院淡州一院豫州卅七院係末等五十四寺此中八寺廢讃州三院

雜科

毎月十三日多寶塔に於て論談問講院中の僧侶集會す十二月

開基

不詳

中興賴玄

字は顯俊房と號す當國名手の莊の人なり奮趾を指點して斯院を再建す正和五年檢校に補し山を治ること二年なり其終を詳かにせす

日五問一講の論筵を營む天野明神の法樂なり故に天野講と稱す大歲夜鎭守社へ朝拜の式あり往昔鎌倉將軍家忌辰の當る毎に曼荼羅供其外秘法等を勤仕せりいつの頃より敷廢絕しぬ按するに鎌倉殿寄附の領地廢沒の後ち自らすたれるものなるへし足利家の法事も今は絕てなし

聖無動院

當院いつれの時の建立と云ふことをしらす正和年間賴玄撿挍住務の時无動尊を信崇して本尊とす爾してより無動院と稱せり其後應永の頃圭良隆靈歿に依りて聖の字を冠らしむ斯院元と西院谷に在けるを寬政年際故ありて大聖院と替へ地せりその地は西金剛三昧院學寮に對して道路を隔て北は來迎院に隣り南覺智院に接す東は山高ふして綠樹陰をなす地坪合して五百八十九坪餘なり

本尊不動明王

本院譜に云本尊阿遮羅明王者智證大師彫刻の靈像也安永の初運院宇同祿の日忽失本尊所在而天保乙未歲依賓衆院撿校寛雅裒靈夢覓還着於本院取要

持佛堂如意輪觀音

作者不詳

棟宇

三宇

客殿

南向

表門

假立

裏門

假立

所領

三十五石朶地眞國莊花野原村初生谷村北野村簑津路村宮村簑垣內西志富田村に散在す本院元和の頃は二十一石を領知せり慶安年中より三十五石を領して上通りとなれり院領帳云云

宝下

一宇

中性院

往古本院境內に在けるよし今はなし

末寺

河州三院作州五院

已上上通

性源院

本院循理趣院と號す元祿元年淺野家の繼室一院營建の志願に因て當院を再建し改て性源院と號す其地金剛三昧院塔の南に在

開基覺知大蓮房

俗名秋田城介景盛と號す右幕下實朝公の近臣なり建保七年正月實朝公薨去の時武藏守親廣秋田城介景盛已下御家人百餘輩薨去の場を不立して出家す其後景盛高野に遁れて覺智大蓮房稱す鎌倉二品禪尼の命を承て金剛三昧院鬼智院正源院安養院の四字を建立して源君の御菩提資く實治二年五月十八日を以て終りを高野山とる東鑑取意因みに云通念集名所圖繪等に覺智大蓮を泰盛とする者は誤れる也泰盛は景盛の孫にして此時未た秋田城介にあらす大蓮房は景盛なること東鑑三十九に見ゆ

本尊阿彌陀如來

惠心僧都作

棟宇

四宇

房舍

一宇

衆

一舍

門

二處

所領

二十一石朶地西富貴村東富貴村等にあり

高德院

向堀堯王院北隣にあり

開基

未詳

本尊彌勒菩薩

作者不審

棟宇　房舍

一宇

庫

一戸

門

一處

所領

七石明和年中までは二石を配知せり然るに映津入寺住持の時五石を增加して七石とす

堯王院

此院元と谷上にあり正保絵圖元祿年間より小田原谷向壇に移す爾しより今に至て轉することなし

開基

不詳

本尊不動明王

作者不詳

棟宇

二宇

房舍

一宇

門

一處

所領

九石五斗天和年中より今に增減なし

蓮藏院

彌勒堂の南路の東に在當院正保萬治の際には西院谷祝川にありけるを元祿已降今の地に移せるものなり

開基

不詳

本尊地藏菩薩

佛工詳ならず或云運慶の作なりと

棟宇　房舍

一宇

門

一戸

所領

二石を配知す

圓城院

此院彌勒堂の南の岡に路を隔て蓮藏院に斜に對

門

一處

所領

二石を配知す

等持院

本院元谷上に在正保四癸馬の禍に罹り寶永三年の繪圖尙谷上今の月輪院の處にあり其後小田原湯屋の谷に移すと

開基

不詳　中世澄榮委しくは高僧略傳に載す要せん者は彼を披て見るへし

本尊阿彌陀如來

作者不詳

棟宇

三宇

房舍

一宇

庫

一戸

門

一處

所領

十五石朱地西富貴村に在本院領は十三石を領す稱るに寬永三年十月晦日普賢院領の內二石五斗を增加す故に延享の頃までは十五石五斗を配知せり其後五斗を減すること由詳ならす

眞如院

閑松院の南に隣れり

開基

詳ならす或血脈（南院所蔵）記に頼賢意敎上人の付法に眞如院玄悟と云ふ者あり又安養院舉勝法親房の下に眞如院頼嚴道雲房あり然らは安養院建立の頃よりあるものなるへし

本尊如意輪觀音

作誰人と云ふ事を詳にせず

所領

二石元和九年院領帳には十三石天和二年院領帳には拾五石と見たり其後二石に減少すること何の頃にや考る處なし

閑松院

當院初めは圓德院と號す元和年間正元院と改め慶安の季に

更に甘松院と改號す其後貞享の頃より閑松の文字を用ひ來れり本院元と谷上にあり寶暦四年小田原湯屋谷今の地に移す此地は金剛三昧院室下東光院の旧屋敗なり

開基　詳ならず

誰人といふことを知らず

本尊愛染明王　作者詳ならず

佛工不詳

棟宇　三宇

房舍　一宇

庫　一戸

門　一處

所領　七石を配知す

已上院跡

錄外　行人方

上通十箇院　中下通合七十箇院

同　非事吏方

十箇院

紀伊續風土記高野山之部

卷之十七

寺家之七

往生院谷堂社院家

往生院谷

大塔より東十町許の南北にあり此地往昔し往生院と云寺あり文明院號記に云往生院願主不尋云云灌頂院建立之次造營之云云按するに灌頂院は大御室性信親王御發願寛意僧都其功を助け應德三年八月十七日の落慶なり然は寛意僧都の建立なるへし依て寛意等の法流を往生院流と稱す但し此院中古廢趾すといへとも疇昔は著き大院なるか故に院號を以谷の名に呼來る歟一山寺家を五院に分つ時は是より東皆往生院に屬すといへとも十院に分る時は東の方に蓮花谷あり然ふして往生院の中に如來堂小路北谷稻荷塊萱堂あり

大師堂

此所往生院谷西の方にあれは西谷と云聖路より南へ入持明院東の小路なり此堂京間二間半四方本尊は日輪大師（日論觀に入給形像なり）創造不審けれし毎月の勤行は谷々輪番にて勤む或は北谷或は蓮花谷等の院内の定軌あり此は往生院より東の五院は摠して往生院の一院内とするゆへなり

恒規法會

毎月十日院内學侶集會して御影供及明神講とを隔月に勤む（承仕行方より出す）勤了て行方も亦勤之正月十六日轉讀大般若經院内の學侶勤行す（承仕同上）

阿彌陀堂

往生院聖路より北へ入所（成福院東の小路）是を北谷といふ今堂は京間三間四面の假堂なり本尊は阿彌陀如來坐像御長一尺八寸五分彫工詳かならす

恒規法會

正月三日修正會を勤む職衆は悉く三寶院より是を出す承仕は行方より出す

鐘撞堂

京間長一間二尺五寸横八尺

庵室一宇

留主居所住

稻荷社

北室院の東隣にあり稻荷の壇と云是なり表行五尺五寸裏行七尺前に花表あり高さ七尺大治元年丙午永尋闍梨の勸奬に依て傳法院を創造して傳法會を啓き法を弘め羣生を濟んとす鍛師思惟すらく神助に憑しされは恐くは志願を遂難からんと稻荷明神は嘗て大師と盟約して吾宗を陰護し且福柄を操れり（紹介集怠）仍て東寺に規準して此神を勸請すと云爾來末院は廢壇すといへとも唯神社のみ殘れり故に其境地を呼てしか名く

成福院

亦は藤之坊ともいふ大塔より東十一町往生院聖道の北にあり其地坪寬政の圖帳に五百六十二坪二分一厘なるよししるせり然るに近きころ西隣なる地面若干をゆつり受て數多坪數も增加あり東は小路隔てて本願院にならひ南は聖道有て慈眼院をうへに見る西は本願院支配地に攝し北の方東流を限る

開基

大永三年祝融の災あり院譜古書類此時皆灰燼となる依て草創の因由えりかたし

中興寺務撿挍堯榮

字は重源房濃州の人なり始め當院に住し天文八年十二月寺務職に補す是第百九十二世の撿挍なり治山三箇年なり是人を以て當院の中興とす此師撿挍帳にあり其行狀事蹟詳ならす

本尊隨求菩薩

作者詳ならす

棟宇

十一箇宇

本堂

三間四方東向

護摩堂

四間半四方東向不動明王を安置す作詳ならす

客殿

九間半四方南向持佛辨財天女を安置す此大秘尊也拜する人は必ず夭すと云傳へり作者詳かならす

玄關

唐破風二間半

淨厨

十間四方棟南北

鎭守祠

金毘羅權現鎭座

表門長屋

南側聖道に傍うて建つ門の西側の二階皆所化寮也

裏門長屋

東側路を涯りに立二階は所化寮なり

寶庫

一戸

雜庫

一戸

所領

高三十五石采地上箇香村杉村にあり

室下

一箇寺

報身院

院領屋敷なし此寺元谷上引攝院の室下なるを享和四年本院に屬すとそ

由緒客坊高成院

北谷にあり開基未詳

末寺

紀州一院對州二院肥後三院丹波一院奥州一院常陸一院攝州一院

慈眼院

亦は峯之坊とも云此寺地小峯なるか故に爾名くなるへし此寺の本尊觀音なるか故普門品の慈眼視衆生の文字を取て慈眼院と號するか大塔より東十町聖道の南にあり東は持明院に隣り南は山あり西は蓮花寺北は聖道傍して高く石垣を築けり其坪數寬政の圖帳に四百八十九坪と記せり今も異なる事なし

開基極樂寺入道寬覺

院譜曰嘉吉元年相州鎌倉極樂寺入道草創云云案するに極樂寺入道は嘉吉年間の人にはあらす

將軍執權次第（群書類從第四輯十八卷十二丁）に云重時駿河守義時三男寬喜二年三月十一日立鎌倉上洛住北方承久二年十二月十五日修理權亮貞應二年四月十日駿河守同日從五位下同三年十月十七日復往極樂寺殿云云又云（十七丁左）康元元年重時陸奥守從

四位上三月十二日出家法名覺覺于時五十九弘長元年十一月廿三日死　六十四　號極樂寺云云

此を以考るに入道建久九年の産にして弘長に終焉すと見たり然は院譜に出す所の嘉吉は嘉祿嘉禎等の誤なるへし信堅の院號記に接取院は極樂寺入道の建立と云此時の記に慈眼院の名號なし然は接取院を後に慈眼院と改名せしものにや本院往昔度々回祿し古書古院譜等悉く燒亡して考る地そなし

本尊十一面觀音

持佛に安置す緣起に云く相州鎌倉郡坂の下村安左衞門といへる人由井ヶ濱に於て漁せし時觀音の像網にかゝりて上り給ふ安左衞門感喚して當院に寄せ來る爾しより是尊を本尊と仰き奉る誠に是末代希有の靈像なり

棟宇

九箇宇

本堂

西向大日尊を安置す作者分明ならす

護摩堂

西向不動明王安置す作者分明にあれす

客殿

八間四方南向持佛本尊を安す

厨屋

南北十間

玄關

流破風

表門

往古は鐘樓門也所以有て鐘をは他寺に讓ると云

所化長屋

二間に十三間

寶庫

一戸

雜庫

一戸

所領

高三十五石元和慶安天和の帳皆同し采地東寶貫村桑原村下筒香村中筒香村

宝下

二箇寺

慈覺院

元祿已前の圖帳には見へす寶永已後の圖帳には淨土院谷にあり院領坊舍今廢

眞福院

本院の室下高學院を離し其代りに此院を本院室下とす由來南谷高學院の下に委し屋敷西院祓川にあり院領坊舍なし

末寺

泉州二院相州四院（係末寺八寺）武州一院因州一院紀州一院

持明院

又は小坂坊とも稱す此寺の開基持明房なるか故に持明院と名く大塔より東十一町道の南にあり其地坪覽政の圖に一千四百八十七坪半と記せり東に西谷へ至る小路あり南に峨々たる巖嶺へ西慈眼院に隣り北壑道に限れり此境內堂舍昔は行人方十輪院屋敷元祿の頃行人方御改易の時彼十輪院廢寺に命せられ境內堂宇其儘に持明院に賜る依て南谷寶性院の傍に有り持明院此に移り住す小坂坊はかの十輪院の時より呼ける名なり是院門前に小坂あり故に小坂坊と呼と院譜考に記せり然るに寶永年中隆恭といへる住持の時より持明院に雙へ呼也蓋し十輪院は甲斐信玄公に由緒土屋累代の靈牌を安置し丸龜侯二世の祈念を託して法供料若干を寄附せらる今の持明院に至りて其先蹤を改めす長日怠りなく勤めける

開基眞譽

持明房信堅院號記曰持明院持明房建立覺鍐上人最初落付之住房也云云按するに覺鍐の登山は承久二年十二月也眞譽と相友とし善し故に眞譽庵室を草創する後尋登と見へたり又或記には覺鍐は眞譽の法弟とも云眞譽初は北室良禪に從ふて授法し後仁和寺大僧正寬助に就て附法し遂に秘藏の奥旨を究む依て持明院の一流を創起す長承三年覺鍐の奏に依て金剛峯寺傳法院の兩座主に補せらる其後退職して覺鍐後職に補す保延二年三月東寺高野の僧綱有職等一百餘人連署嘆奏す依て後眞譽を以高野の檢挍に補する　宣旨を賜ふ保延三年丁巳正月十五日入滅す（檢挍銀此意也）口碑云眞譽魔界同一如理の觀解に依て天狗と化し去り慈尊の下生を待つと云云本朝僧傳にも此事をのせたり

第二世禪信

義明房紀州伊都郡三谷村の人なり第二十三世の執行宗賢の舍弟眞惠の弟子なり持明院流の源底を究めて眞譽の芳躅を

踏み當寺の堂塔を再興す故に文明院號記作傳へ云大師入唐の時海上守護の爲彫刻し給ふ尊像なり依て是を梶取の不動稱し奉る今に於て諸人風波の難除をいのりけるとそ

棟宇

十箇所

本堂　五間四方向拜流破風西向本尊地藏尊を安置す大師御作是もと十輪院の本尊なり傳へ云此薩埵大師の入定を勸誘するか故に引導地藏と稱す又別に地藏尊の靈像あり是は本院古は南谷にありし時の本尊にして六地藏の一なり

護摩堂　五間四方西向

客殿　十間半四方南向持佛阿彌陀如來不動毘沙門を安置す作詳ならす

玄關

千鳥破風

厨　東西九間半南北十間半　三間四方唐戸口是は武田信玄入道の廟也

鐘屋

所化寮　二間半に二十二間半

表門　四ツ脚門通リ二間

寶庫　一戸

雜庫　一戸

寶塔　經藏云禪信改造當寺堂是也同塔撿挍義明房法橋禪信同經藏同鐘樓云云 或記禪信は五宮紫金寺覺性法親王に從て祕義を受仁和寺眞光院を繼帶す四たび東寺の長者に補す其高德知るへしと云云但しこには其據を考らす案するに是眞光院禪信と名字同き故に取違る者ならん歟仁和寺諸院家記（群書類從第五十九）眞光院記曰　前大僧正禪信應永廿年六月十五日入室得度同廿七年加任東寺長者等云云　かくの如く眞光院の禪信は應永頃の人にして長者に補することあれとも持明院の禪信は治承已前の人にして眞光院を繼長者に補する事もなし其名字は同なれさも年代二百十餘年も異なりなを考ふへし　又撿挍帳に依に仁安三年五月禪信撿挍に任し同四年　後白河院御幸の時法橋上人位に叙せらる但し是當山僧綱の始例也東寺長者補任次第云撿挍禪信阿闍梨叙法橋宮御勘賞拜領之云云禪信治山七年 或は八年云云 治承三年八月廿三日示寂云云但し禪信

眞譽の事蹟行狀本朝僧傳及野峯名德傳撿挍帳等に粗出たり要覽の人披みるへし　當院往古は小集會五ヶ院の隨一なり

本尊梶取不動尊　弘法大師の自

鐵樓　巳上の三宇文明院家帳に禪信義明房建立のよし記せりいまは廢趾せり

什寶　寶劒　武田信玄公の所持と云

書牘　信玄自筆

所領　高三十五石采地長谷上庄中村にあり

燈油料　京極家より寄附す

室下　五箇院

智德院　南谷にあり院領五石開基阿闍梨快宗

不二院眞德院正自院　巳上三宇南谷に屋敷有て院領坊舍なし

悲願院　屋敷坊舍院領なし　由緒寄坊

二箇院

地藏院　南谷にあり本院弟子敎譽建立

に珠院　南谷にあり起立知す

末寺　和州二院甲州一院

三寶院　大塔の東十二町墾道の北の方にあり寬政の圖に地坪合して五百三十三坪五歩と記せり今是に同し東は龍城院に隣南は小流あり橋を隔て墾道に通す西は北谷の小路なり北は峻嶺を負ひ其麓の東西の山岩本院支配の地也と云

開基願主高祖御母堂　院譜曰弘法大師御母公於慈尊院村創立一宇而名三寶院撰觀道之僧令住持母公嘗自爪剪栗米以釀醴進三寶院餉大師之許

其後雖移寺于當山始例之至于今三月廿一日備醴於影堂料物若干寺家寄附之云云又院蹟考古史を引て此事を記せり高祖御母堂安住慈尊院令創立之僧職未考而祖資之僧住職之歟云云蓋し此は母堂慈尊院に在て當山に一院を建立し給ふと見ゆ又院譜の意は初慈尊院に於て三寶院を建立し後當山へ移すの意なり何れか是なる本據尋ぬへし

中興觀驗上人

此人紀伊の産なり故に紀伊の上人と呼此寺に依住し持明院流信の資中川村圓明寺宗觀大進上人を師として聲明音曲を學ひ頗る其奥を盡す久安三年仁和寺に於て密家聲明の會談あり此時進上人と倶に參會し遂に進流の一家を興起す進流の聲明此時より滿山に傳唱す其事蹟高僧行狀に見へたり

源空

信堅院號記及文明院號帳に三寶院和泉阿闍梨源空建立也と記せり院蹟考云中世慶絕之比源空上人再興之其間於南都乞得平重衡梟首使木工允友時入道剃髮監司造營了結別處蓮社友道號聖中云云考るに重衡の梟首は文治元年也盛衰記第四十五卷重衡の北の方俊乘上人より彼の首を得て高野山へ送て塔婆を立追善を營給ふ事見へたり源空の事蹟尙考へし

檢挍勝心

正等房本院に住し寛喜四年檢挍に補し治山五年嘉禎三年退職のよし檢挍帳に見へたり但し勝心の在職中天野神馬諍論あり其文證數通實簡集に載たり其後寺家一時祝融あり本院類燒廢棄す

中興主行清

禪觀房は畠山家二十七將之內丹生谷城主遊佐越前守末子也應永年中山に登り貴族高德の故に滿寺より推擧して大集會の隨一となし山上山下の行事職を掌とらしむ應永三十二年檢挍に補し治山一年院蹟考及檢挍帳に見へたり　此寺亦天正已前は大集會五ヶ院の隨一にして所領も餘院に倍し威名も高く天正年中高野治亂の節も花王院と三寶院とを摠大將とすと見ゆる歟天正已後は當院の知行も減し大集會も休むとすれとも今尙花王院三寶院を行事寺とするは舊來の威名ある故にや

本尊大辨財天

龍扉勅封なりと云院譜に曰仁和年中異僧あり一櫃を齎して禁裏に至り官人に渡して曰く是則ち自然涌出の辨財天也と云畢て往所を失す官人其櫃を高塞に安置し渇仰す或時蓋を披ひて拜覩せんとするに光耀赫奕として眩き尊容を拜すること能はす更に禁中鳴動す百官恐懼して精祈す一夜天女官人に夢告す吾高野山に因緣あり早く彼山に贈るへしと因て勅封を請て當院に贈らしめ給ふと云云當山にも仰信して佛聖燈油料を寄附す今に絕る事なし

棟宇

十箇所

本堂

三間四方西向流破風本尊大日如來作者詳ならす

護摩堂

二間に四間西向不動明王作詳ならす

客殿

八間半に十一間南向持佛本尊を安置す

玄關

流破風

厨

八間半に七間半棟南北

表四脚門

通り八尺五寸

裏門長屋

南北十間二階所化寮

寢所

一所

寶庫

一所

雜庫

一所

寶器金輪佛頂一幅

滯口侯の祖眞溫公の筆

所領

摠高六十五石內三十五石院領七石本尊免廿三石爪楊酒料米

地中筒香村下筒香村西富貴村桑原村燈油料滯口侯寄附

室下

二ヶ院

虛空藏院

信堅記に云虛空藏院　崇德院御骨奉安置寬成明珠房建立紀伊上人寬驗被修理之同塔寬驗上人建立也云云今は屋敷坊舍院領もなし依て文化年中室下に加ふ

寶林院

屋敷北谷にあり坊舍院領なし

客坊由緒寶泉院

北谷にあり元文年中智雄再建云云

末寺

攝州一院濃州十三院豫州一院紀州一院

北室院

往古は只北室と稱す信堅院號記に北室解脫房と記す此意也院蹟考云御在世東南西北有四ヶ室其隨一也云云蓋し昔は伽藍の北に在室なるか故に北室と云歟此院の所在昔谷上に屬す元祿年中行人方御改易の時往生院谷觀音院を廢寺に命せられて其院宇境內皆以北室院に賜はる依て本の院宇は伽藍火除の爲に廢趾して此に移住す其坪數寬政の圖に千五百七十七坪六步二厘五毛と記せり今尙沿革なし東は小路あり稲荷の擴に至る南は脊山迄り西は小谷を限り北は塑道に傍ふて高く石垣を築けり其西北の角に盤石あり昔し觀音出現の石なり依て觀音石と云

開基高祖大師

院譜云蓋當院者高祖在世出家剃度道場且諸衆齋食會場也仍御在世日擴上北有廿一間坊是本院創建也舊趾庭前有鳴子松而食時鳴之而集會(此松今小塔押方有)又其剃度道場故安置准胝觀音是則剃度道場以准胝爲本尊故也然天延元年六月十四日雅眞師移此尊於壇上准胝堂(或大師移之云)勤准胝過之法式爾來此堂又稱准胝堂星霜移而伽藍其法會廢矣當院先師某想舊古事實每歲五月勤准胝悔過法會從爾至于今以爲恒例耳云云正應行事記云昔住山沙彌於食堂每年五月十五日勤之而天祿四癸酉六月十四日被移准胝堂畢

撿挍山籠行明

姓氏詳ならす康平元年長者の命を受て第九の執行に補し長久五年山籠の職に補せられ天喜五年山籠の供料を賜(院宣あり)但し當山是より先山籠の職ありと雖も供料を賜ふは是を始例とす又延久年間具支灌頂を大御室性信親王に受く廣澤の正流野山に傳來する事是又始め也上足の資良禪師是その人なり延久五年掩化す治山十六年といふ

中興良禪

解脫房紀伊國那賀郡神崎村の人也行明入室の資明算闍梨正嫡の瀉瓶也人其德を尊ひ北室の小聖と稱す　鳥羽院御宇天仁年中第十四世の撿挍に補せられ大治年中重て第十七代の撿挍に複す永久三年四月香衣の法服を賜ふ是撿挍香衣法服の始例なり應德三年十月廿七日傳法灌頂を明算闍梨に受く(良禪自筆の印信今尙北室院經庫にあり)　天治元年十月　鳥羽上皇御幸の時理趣三昧導師を勤め大治二年　御幸の時も亦先蹤を踏む治山二十七年保延二年二月示寂す在世の行業枚擧に遑あらす

第三世兼賢

大光房紀州海部郡の人良禪闍梨正嫡の資愛染王悉地成就の人也良禪の讓りを受て當寺に住し仁平年間撿挍に補せられ治山四年治承三年八月示寂

第四世房光

惠淨房紀州名草郡和佐庄の人也兼賢入室の資讓りを受て當寺に住し承安五年撿挍に補し治承三年八月入寂す但し上來の四人は幷に皆中院流正嫡の法龍にして皆人の崇むる所の人々なり其傳記諸の僧傳に出要覽のもの看知すへし

本尊五大力菩薩

壹軸高祖大師の眞蹟也金堂大仁王會の本尊滿山崇敬の靈軸也良禪小聖の時本院に預け奉り供燈料を寄附すと云院譜山史を引て曰く天長三年正月十一日因准東寺守護經會爲聖朝安穩風雨順時五穀成熟萬民豐樂始行大仁王會於慈尊院村云云按此時大師畫作五大力菩薩而爲本尊者歟其後天仁元年小聖良禪師之時移行此會於金堂預彼本尊北室院自滿寺寄附佛聖料若干從爾已往每歲正月十一日奉掛當寺五大力金堂百口阿闍梨行仁王會精祈聖朝安穩五穀成熟稱之百僧會又稱大仁王會云云又寺記云正月十日奉降本尊請十二口淨侶行通夜法會讀誦仁王經十二部(有閏月年增加一口一部)以祈國家祥福翌十一日自金堂歸御之後招三十餘箇上中寺院行講式至其當日八貝爲結緣許道俗拜禮是爲吉初嘉例(但自冬十二月廿三日至正月十一日迎者本座寺內淸淨潔齋而制汚穢雜行若有不淨雜穢必有不祥表兆不可不愼矣)又云元祿年中之頃有攝州尼ヶ崎理觀者觀行薦闌而具妙用(詳于高僧行狀)偶登當山依止持念時當時本尊星霜經而煤垢染汙尊容朦朧殆難辨雖欲洗滌之眞蹟靈軸非實虛無恐於此其事未果矣茲理觀師來告以觀水洗之乃聽焉師乃對尊像而作水輪觀々水洋々滿道場項時洗除煤垢八百年來古軸宛如新光衆綵色鮮尊容儼然矣衆聞之而莫不稱嘆者雖澆季法驗不汪誕可觀于此矣

棟宇

十三宇

本堂

四間四方向拜唐破風阿彌陀安置

一戸　雜庫

一戸　什寶十王圖

十幅小野篁眞蹟田沼山城守表飾

自餘眞俗書畫古器雜物甚多

所領

摠高四十二石内七石本尊免同三十五石院領仙臺侯燈油料拾八貫文高にして三百石　采地上古佐布村慈尊院村花坂村

室下

六ヶ院

眞言院

本眞言堂といふ文明院號記眞言堂良禪建立大師舊跡云云此院初所住の所に其屋敷本堂の傍にあり後眞言院と改號して金剛頂院に屬す寶曆年中本院の由緒たるを以長藤院と取替て本院の抱へとす但し今は坊跡院領等すへて廢亡すおしひへし

文智院法言院正光院威應院成珠院

已上五箇院は屋敷院宇所領共にこれなし但し成珠院は文政年中室下に屬す

寶庫

由緒客坊理德院

坊舍小田原湯屋谷にあり

末寺

和州二院房州一院信州二院播州由緒一院

遍照光院

名室の隨一也高祖大師放光の勝地なるか故に爾名くと云大塔より東十三町墾道の北にあり寛政の圖に坪數六百五十坪八步四厘と記せり今此に同し東は地藏院に隣り南は小河あり閼干垂露の橋を架せり西は龍城院を堺へ北は嵓々たる峻嶺なり（此峯續か峯又創先峯といふ城は外の八葉の一なり）

開基弘法大師

院譜に云天長九年壬子十一月大師長去高雄舊居徧往當山厥靈味專座禪以此所爲別業禪定之間時々有放光瑞設八祖相承窄五貼幷柿不動爲寺鎭云云

眞濟僧正

又紀僧正と號す傳記諸僧傳に出つ高祖御入定の後眞濟大德此舊廬を以て住山の時の依怙とし給ふ營て閼伽井を整開し給ふ其古井今尙本院の內に存せり是を眞濟水と云其後永享の火災に院宇什寶等皆焚滅す然れとも柿不動及窄五貼の二寶は灰燼の中に在りて燒す今に至るまて傳へて重寶とす

中興寬意僧都

東寺長者補任云權大僧都寬意（寬治六年月日）辭大僧都長者等隱居高野山三十九號觀音院僧都云云又院譜曰寬意前三長者而大御室性信親王御附法也大御室性信草創坡上灌頂院應德二年九月遷化依之寬意僧都助其功同年八月十七日落慶焉導師一長者定賢也去年已來寬意御住山之間結庵室於此古跡想像彼放光之瑞始號遍照光院云云按するに灌頂院造畢の次て往生院をも建立するか文明院家記に灌頂院建立之次造營之云爾者此往生院寬意の建立と見ゆる歟（此寺今廢亡）依て寬意附法の法流を往生院流と唱る歟又廣澤十二流の中寬意を以覩音院の元祖とす但し寬意僧都自筆の遺告幷に大師の影尙本院にあり

第二世兼意

成蓮房は皇后宮兎藤原定兼の息高野成立の人也寬意僧都第六の附法也康和三年寬意入寂後來山或記に云く初め遍照光院に入住す後閑寂を好んで谷の奥なる坊に入て住す今南谷の成蓮院其坊跡也成蓮院舊く北谷にあり實永年中南谷衆泉院と替り住す其間實心圓梨當院に住すと云云吾宗碑典の

中成蓮院兼意と記するは卽ち此師の事也但し兼意附法の門弟京畿南山の頃に凡三十人其中心覺閣梨を以第七の負拆とす其述作の書成蓮抄二十卷蓮說は成蓮房の說予蓮は成蓮房の密說世傳へて珍賞する所也師の行狀等は別傳に抄出す兼意入寂の後御室より暫く此院を進退すと云云其後熊野別當湛增源祖白河上皇熊野御幸の事あり湛增命を蒙りて道筋の事を職す當山は其道筋の中峯なるか故に遍照光院を造營して行在所に設け置と仍て兼意心覺法流は嫡々相承すれとも心覺の住務するは湛增の附屬するに依なり

第三世心覺

佛種房は參議平實親の息園城寺常喜院の住僧也一日法論の事に依て離寺し密宗に入て事教の奧旨を究む後高野に一院を建立す元の名に從へ常喜院と云信堅院號帳云常喜院心覺阿闍梨之居處也云云兼意の室に入て其法水を汲後に湛增の讓りを受て本院に住務に湛增讓狀本院に有宏敎律師の記に往生院心覺者中略初號常喜院流住山後稱往生院流云云又快全血脈鈔云常喜院流事性信親王—覺行親王—觀音院寬意—兼意—心覺—顯覺云云蓋し心覺は宏才博達の碩匠にて其著す所の聖典凡八十九部あり其中心鈔心密鈔は宗の肝要なるもの也又師の行狀起立等諸僧傳にいてたり

第四世顯覺

理法房心覺に隨身給仕する事十三年治承四年心覺の讓りを受て此に住務する事始終三十八箇年なり其中間に堂舍等を造營すと見へたり文明の院號記に曰く遍照光院顯覺理法房建立願主後原房云云但し寺記には造營の事見へす願主後原房のことゝ師又覺證院の覺印に就て保壽院流を相承し金玉を著す此書頗る肝要の書也故に後此流を金玉の保壽院と云快全血脈鈔云保壽院流根本平等房法印永嚴高野山尺迦院本願彼法印弟子有覺印覺成兩人彼覺印自證房高野覺證院本願也弟子者高野往生院理實房顯覺也彼製作聖敎號金玉云云者金剛峯寺金理實房理宇篇取合名金玉從其以來此流云金玉保壽院也彼理實房弟子宏敎律師西院金玉正統也云云又心覺顯覺二師の法流を抱して往生院流と號す顯覺の上足二人あり西院禪還後宏敎と改む當院後住覺阿也此二人共に當時の英雄也是等の傳記高僧行狀に載たり披ひて思察すへし

第八良印

聖信房大塔勸進の聖りとなりて專ら大塔の興復を事として餘事に管らす世人推尊んて大塔上人と申あへりこの事大塔

の部に委く注せり

第九覺駿

文永の初大師の靈告を蒙て慈尊院より奧院に至るまての二百十七基の石の町率都婆を建立す是より先木の町率都婆ありけれと屢朽損す仍て上人京鎌倉に馳走して遂に町石を建立す此事町率都婆の下に委く注せり重惠增杲心快尊慶覺各一時の豪英なりといへとも事繁れは具に出さす但し杲心住持の時明德應永の頃山名氏清等の兵亂あり杲心は山名氏に緣家たり故を以山名の殘黨を抱へ置亂治りて後將軍家より右の治罰として本院の庄園紀州阿氏川庄河內東放出村攝州能勢庄務河內國石川條內所々此時沒收し杲心退院をめいせらる

賴慶

宥賢房初め蓮花三昧院に住し後慶長十三年　神君の命を蒙りて本院に住す師の年十八にして阿州に行洛陽貞安と法義を問難して貞安を拉き貞安問答一卷別行せり嘗て本院快昌と鉾楯の事あり　公訴を經て理運を得本院に移住し又日蓮淨土宗論の時判者に命せられ又　神君自ら學頭を勤め給ひ伊豆の快運を讀書とし賴慶を沙汰人とす時に　神君の命に日吾少年の時より屢戰場を經れとも未おそれす今出席し通身慄然たるを覺ふと云法席の儼なる事此を以知へし又嘗て南龍院殿の護持僧に命せらる後年故ありて豆州般若院に蟄居し二夏九旬の間あひらうんけんの深義を講す其時龍燈屢見ゆると云慶長十五年秋般若院に寂す但し　神君より賜處御朱印百石御傳馬三疋人足六人右御書本院にあり慶師著述の書十餘部ありみな似て世に行はる

良意

敎住房賴慶の願命に依て本院に住持し元和五年　亞相賴宣卿入國の後貴寵を蒙り若山光明院を賜ひ又諸寺への御代拜等意師屢命を受其御願文等本院にあり又江府に於て南部利直侯に禮遇せられ永代師檀の契盟あり今に贊ることなし

本尊柿不動板

八祖相承白五字版守護の爲大師自ら柿を以不動の尊影を彫刻し給ふ所なり嘉吉二年啓白集正智院所藏に遍照光院五字之板神龍降而成望とあり古老傳へ云昔し異物あり院を伺ひ白五字の板を盜み去んとせしに不動形を現し劍を揮て後ろの山にて彼邪魅を對治し給ふ依て其峯を劍先が峯と云又劍か峯とも云傳へり其後當山彼柿不動の靈威を仰き彼尊の御影を

懇望す依て今孟春廿八日十坐一洛叉の會式を勤め彼板の上に絹を敷御影を摺りて布施とせしかとも今は損壞せん事を恐れ財施を以てこれに易ふ

棟　宇

十二箇所

本　堂

三間四方東向唐破風本尊阿彌陀如來安阿彌の作院譜曰承元四年仁科二郎盛家之室佛母尼公建立當堂安置彌陀三尊建曆元年落慶導師顯覺自件日置三口供僧毎日行阿彌陀供養法今本尊是也云云其後法式移北谷今阿彌陀堂其遺趾也云但し今の堂は南部家の建立也

護摩堂

三間五間東向後堂一間に十二間南部家の建立不動明王を安置す作詳ならす

客　殿

九間半十間半南向持佛本尊を安置す

玄　關

二間半千鳥破風

厨

九間に十間半

鐘樓門

南部利直侯の建立遍照光院の額あり

裏門長屋

二間半に十一間

所化長屋

二間に十間

寶　庫

二戸

雜　庫

二戸

寶　器

八祖相承白五字板牟五胎一口海中涌出舍利塔年紀知す　五筆心經

二月堂牛玉柿不動尊影　五筆梵字塔　御看經宮陸大事九字秘術虎卷十二合

学印明圖眞言門書七星圖御直書の八品此宮に收む

右五筆心經已下悉　紀州賴宣卿の御遺命に依て納賜ふといふ

鷹繪井讃　一幅　　鷹屏風　一雙

右二種

四一四

中納言光貞卿御寄附

不動尊畫像智證大師筆武田勝賴副書　一幅

右南部侯寄附

昔摺白五字　法花經　小野道風筆

定家日次　一軸

此餘書畫等不遑枚擧

所　領

高三十五石釆村麿尼庄西峯村下宿村同市平村御所村日高村星川村にあり

室　下

四箇寺

地寶院

寶幢院谷にあり院領五石院宇寛政の圖地坪百四十一坪一歩九厘建坪十二坪半と記せり今は燒亡して未再建せす但し此寺本北谷にありて遍照院と呼しを本院の名に相似たるゆへに地藏院室下と名字を入替地寶院と改ると云へり

常喜院

信堅の記いふ開基心覺阿闍梨居所なりと云云院領坊字これなし

雲松院高健院

院領坊宇共にこれなし

客坊室下

三字

智門院

蓮花谷にあり本院實道意願に依て再建す坊宇現存せり

醫王院

北谷にあり本院快雄意願ありて建立す

自性院

坊宇これなし屋敷もまれす

由緒客坊

二字

常住院

本西院谷湯屋谷にあり延享二年小田原湯屋谷に移す同三年覺道再建

金性院

寶幢院谷にあり立寺開基まれす坊舍現存せり

末　寺

紀州三院勢州一院（末寺二寺）遠州一院（塔頭一寺）江州一院濃州二寺（一寺末寺）信州五院（末寺五院内末寺二寺此内一寺廢）陸奥四寺（一門徒寺）越後三院（末寺七寺）

地藏院

往古は地藏房とも云いつの頃より歟地藏院と稱するや此地大塔の東十四町墾道の北にあり其地坪合八百十八坪二歩五厘東は隨心院に雙び南は小河の流を限墾道を隔阿及院に面し西は遍照光院に隣り北は岩山を負へり此寺本蓮花谷萬福院の地にあり萬福院は又此地にありしを元祿年中兩院入替て住すと云り

開基阿闍梨尊海

信堅記云地藏院尊海阿闍梨之持佛堂也改名仁濟地藏房云云又院譜云開基新別所阿闍梨尊海（改仁濟又大納言後實孫華乃寺忠高子勸修寺流第二十葉寬信忩範兩附法也師事寬信法務受學秘蹟年月日從念範已請受瀧頂厥朝市永隱居高野新別所號地藏房又稱紀里阿彌陀佛元久元年六月八日入滅南山往時稱別處者非特一地名去壇上中院餘岐溪幽藪凡可修禪之所率呼名別所暨後有遂華溪稱始標新別所地藏房來遊於此故時人稱新別所阿闍梨榜居地藏院今蓮花谷萬福院廼其陳跡而移居當地實元祿中也云云

本尊地藏菩薩

小野篁作なり嘉吉二年啓白集に小野卿氏篁卜槻林於地藏院とあれは此時本尊を彫刻しけると思はる其後靈驗少からす緣起云嘉元年中有賊火難本院亦罹餘焰住持某善補陀落院慶賢故將本尊而寄寓于彼院凡三年也再營功成而將迎本尊於本院前俄有慶賢蒙薩埵之夢感曰三年之項受汝至誠供養未有所報今將爲汝授西方往生之印言賢不堪感喜悅惚之間憶持而不失覺後餘音在于耳終上翰墨相承聯綿稱秘契者是也（補陀落院の院號は上件の靈感なるせり）又營關東下妻主多賀谷大夫重經者歸心佛乘遠詣高野到紀川霖雨連日水漲不可涉佇立岸頭不知所爲恨然將就歸途時小比丘泛舟來使重經乘之掉急流直著岸相伴而到本院忽然不見脚泥迹亦印堦上於此也始知薩埵前導悲喜交起益致信敬由是使下妻一鄉導俗永結檀契其盟狀在于本院云云

棟宇

九箇所

本堂

三間四方後堂一間三間流破風

阿彌陀佛

文明記云妙阿彌陀佛堂搆部入道建立堂成俊建立爲毫法眼沙汰自小田原壞渡之云云

護摩堂

三間四間以上兩堂皆西向

不動明王

作詳ならす

玄關

流唐破風

客殿

八間四方南向

持佛

本尊安置

厨屋

南北九間東西七間

中之口

軒唐破風

表門

四足門南に建外に橋あり

裏門長屋

二間十一間半二階所化寮

文庫

一戸

雜庫

一戸

什寶

佛舍利拾三粒（東帝三百三十粒の内を分ち佛其際來正しといふ舍利の緣起これあり）　如來右眼の舍利一粒あり

所領

高三十五石采地日高村御所村星川村摩尼庄下宿村西富貴村東富貴村桑原村但し元和慶安の院領帳には廿一石と記せり天和二年の帳には三十五石と記す然は慶安より天和の間にて加附するもの歟

室下

五箇寺

鑁池院

本院境内にあり門は別に搆へり院領二石本尊不動鑁鑁上人の蓍跡加持水鑁字の池あり故に寺に名くるか其池尚堂下に存すと云云

遍照院寶壽院福生院地藏院

右四箇院何れも院領坊舍屋敷これなし外に寶幢院谷に池之坊屋敷といへる抱へ屋敷これありとなん

末寺

和州一院下總一院越前二院

正仙院

高二石往生院西の端より一町許東壑路より北へ半町許いり右にあり

開基

不知

本尊如意輪觀音

佛工詳ならす

所領

高二石を配知す

藥師院

高十一石五斗北谷道の西にあり寛政の圖に百三坪一歩七厘と記せり但し此寺本西院谷櫻池院境地にあり中古移していまの地にきたる

開基道昌

高祖大師の資嶽峨法輪寺の開山なり行狀事蹟諸僧傳に見へたり寺傳に此師を以て開基とすといふ現に昌師の畫像あり諸傳の中其據なし文明院家記に云藥師院定源阿闍梨の建立嘉承上人と云但し上人建立の年紀及行狀等詳ならす天明年間の住明道なるものあり字は空性房丹州何鹿郡上林庄人俗姓熊內氏同綾部正曆寺に於て雜染山に登修學練行し傍ら和歌を嗜む初に成珠院に住し後本院に轉し寛政三年第三百廿四世の檢挍に補し嘗て祈雨の法を修する事兩度皆法驗あり同四年退職其歲より本院を再建し眞俗の具數多附し置誠に本院の中興といふへし

本尊藥師如來

作詳ならす但し記に道昌師山城太秦寺の藥師の像を模し來りて此に安置すといふ

坊舍

六間半八間東向

東門　木屋

一宇

寶庫

一戸

不動院

高三石北谷道の東にあり藥師院の東隣りにして門前に小谷在て橋をかけたり

開基

未詳

中興智眞

春性房寛永年

本尊不動明王

佛工未詳

坊舍

四間六間

西門　寶庫

一戸

榮泉院

高七石八斗北谷道の東にあり此地元南谷成蓮院の地也寶永八年故有て坊宇幷に本尊共に成蓮院と取替なり其證文成蓮院にあり但し此院元は西院に在て寶珠院と號す次に南谷に移り榮泉院と改後に又此地に替り住す又本尊も元は南谷六地藏の隨一也本尊を動す事能はす今の本尊は元成蓮院の本尊なりといふ

開基定行房阿闍梨

其行績詳ならす次々の世代も分明ならす

賢榮

春昌房より連綿たり師は天正年中の人行狀來由詳かならす

本尊不動明王

作詳ならす

坊宇

五間六間南向

南門

德嚴院

高二石北谷道の東にあり此寺本西院にあり寛政年間今の屋敷にきたり住す

本尊不動明王

佛工未詳

開基

詳ならす過去帳の始め傳清賢雄房より記す寛永年中の人行狀詳ならす寛政年間の住眞長なるものあり字は圓政房勢州龜山の產北室院長辨の資法兄辨尙の讓りを受て本院に住し勢州津大寶院を兼寛政年間當院を再興す後北室院に轉す昔

て碩學の台命を蒙り席檀撿挍にいたり文政五年寂す

坊　舍

五間四間半西に向ふ

西門　木屋

一宇

大寶院

北谷道の東にあり地坪八十二坪半なり高二石あり

開　基

未詳過去帳に檀律師良範より記す事蹟分明ならす

本尊不動明王

佛工未詳

坊　舍

四間半五間南向

西　門

一所

寶地院

北谷道のひかしにあり高これなし洞金有

開基快融上綱

紀州橋本村の產蓮上院源龍院遍照光院に轉し寶永五年寂

本尊五智如來

作者詳ならす

坊　舍

一宇

西門

寶善院

北谷道の西にあり高二石歟地六十五坪餘

開　基

未詳

中興

宥賢天正十九年僧名帳に見

本尊阿彌陀如來

作者不知

已上院跡

錄外行人方

上通一箇院　中下通合二十五箇院

同非事吏方

一箇院往生院三箇院四谷六箇院堂堂

蓮華谷堂社院家

阿彌陀堂　同　堂　丈六堂　五大尊堂

右

隨　心　院室下二院　清淨心院室下八院　由緒客坊九院

蓮花三昧院室下二院　丹　生　院室下二院

右上通四箇院室下舉倡十四箇院　由緒客坊九ケ院

萬福院

右中通一箇院

阿彌陀院

右下通一箇院

通計六宇之內淸淨丹生阿彌陀三宇は寶門錄には寮門

圓通寺

右律院一箇院

蓮華谷

此谷の名稱の檀輿蓮花三昧院の下に聞ゆれは爰に略せり所謂十院の中の一の摠名なり此谷の中に寶幢院谷淸淨心院谷の分れあり此支派の谷に對して分ては却而また一谷の別名ともなれり例せは伊豫の二名は四國の摠名なれとも餘の三國の別名に對すれは一國の別名となるか如し是は人皆別稱を呼ひ今の蓮花谷は多く摠稱を用ひ稀に別名を云人あり佛家には是に似たる名の通局を摠卽別名といへり

阿彌陀堂

聖路の南惠光院前の小路の奥にあり此所を寶幢院谷と云文明記に寶塔三昧院　道南法花房上人發阿耨多羅三藐三菩提心以後二位禹職主就寶幢院　同塔法花房上人建立云云　院跡考に依り開基足利上總介義兼入道法花房鍐阿上人　正治元年に就寶幢三昧院を創造す其後二位尼公緯補せられしとき塔ありしか蓮花谷同禄のとき累焰に遭てより後たゝ阿彌陀堂のみ再興す爾來改て三昧の二字を除て其名を谷に遺すといふ今堂京間三間三尺九寸四方本尊は阿彌陀如來御長一尺三寸の立像佛工未詳個の堂開基は鍐阿上人正治元己未年中草創なり慶安三年庚寅五月三日往生院谷炎上の頃累焼に係りて爾後造興ありしか委曲ならす明和二年乙酉の頃繕備を加ふ同五年戊子五月芝の坊明王院泉惠丈六の彌陀尊像を寄附すといふ

鐘撞堂

長八尺五寸横六尺五寸元和六年に此鐘を治鑄す

山奴屋一宇

阿彌陀堂

凡大塔を距ること十九町許東清淨心院東小路の奥にあり此近隣皆同院に屬する寺なれは後世の土俗清淨心院谷と云此堂表行京間三間六尺裏行三間半舊くは一宇ありて三昧聚院と號す此は西明寺入道時賴の祖父武藏前司入道の創立する所なり本尊は坐像の阿彌陀如來高さ一尺二寸五歩伽藍通考云本尊彌陀者西明寺覺了房道崇彫刻之由院宇雖及頽破堂稍

遺而爲撿按所領員數之堂

鐘撞堂

長八尺横六尺五寸

山奴屋一宇

丈六堂

此邊閒ゆる蓮花谷別稱の所なり凡大塔を距ること十七町餘東にあり京間四間四尺六寸五歩四方本尊は丈六の彌陀坐像佛工は圓信法眼なり仁平元年の冬十二月十六日撿按宗賢師三間四面の堂一宇を創立して　鳥羽法皇の御願堂に奉献すと云伽藍通考往生傳意或記云惠心僧都作にして開基は阿闍上人なりと云此說未詳所據又或集には佛工春日作にして昔日阿闍上人建立といふ文明の記には阿闍上人建立炎上後造とそ

鐘撞堂

長八尺二寸横七尺三寸寛永十四年に鐘鑄あり

八幡宮

小祠

辨財天

小祠

庵室一宇

留主居の所住

五大尊堂

是も蓮花谷別名の所なり丈六堂の南五町許山林の中層崖の上にあり表行京間三間三尺五寸裏行三間一尺五寸本尊は不動明王大威德降三世軍荼利金剛夜叉の五大尊なり此尊は大師彫鏤已來此峠に安置す延久年中泉州の沙門行圓此邊に來住す本自歸依尊故に日詣すること卅八年終に天仁元年戊子三月廿八日明王の呪を唱へつゝ睡るか如くに往生す其庵迹今の五大院これなり伽藍通考

恒規法會

正月十二日修正會を行す

高室院　三寶院　地藏院
隨心院　蓮花三昧院　清淨心院

右六箇院結番に勤む承仕行方より出す絆了

庵室一宇

留守居の居所

隨心院

大塔の東十五町道の北にあり此地蓮花谷に屬す寛政圖帳に八百十八坪二歩五厘と記せり今もこれ同し但し東は赤松院に堺南は銀路を限り小河門外に流れ擬寶珠闌干の橋をかけて墾道に通す西は地藏院に隣り北は山の打越を限れり

開基權大僧都法印大和尚位成清

信堅記及文明記云隨心院入幡別當法印成清之建立云云院譜云成清舊曰靜清世姓田中勝清第光清四男母小大進局山城八幡宮第三十之別當十二世之撿按名善法寺元祖源賴朝公渴仰最深曾有大志草創於當院安置本尊速辭男山之舊居永住蓮峯之本寺猶仰後代之本家讓誓願於諸佛天顯遺誡於一卷軸其軸在別正治元年八月廿七日子一刻奄然而入寂云云案するに古事談第五及東鑑の中往々成清の事蹟を記せり謂く初め花藪大臣に仕へ十六歲にして出家す鳩嶺善法寺に住して甲斐君と號す大臣薨して後仁和寺の側に接遲して專ら大臣の冥福を修す　鳥羽上皇勅して修理の權別當に擢し權僧正に累遷す大隅正宮香椎の宮に附て遂に門跡を兼管すへきの勅詔ありといふ文治五年偏へに無上菩提を思ひ一身歩行して高野に登ると云但し成清本院を草創し起請文を本尊の御頸に納む北目錄に一僧坊一宇五間妻庇東西雜舍一宇四間結垣坊前池隱取河岸築山本堂後有石水相應我本山之名字云云蓋し今本院の後園岩水の上に八幡宮の小祠あり是成清の普建立して岩清水の景致に模擬すとなり寛文年中尊海なるものあり備後福山水野日向守の息行狀傳記別にあり海師稱して螢雪の勤め倦事なく後年上生都率の行業を專にし傍ら又翰墨の道を嗜む寛文年中清傳の讓りを請本院に住すること凡二十餘年其時に再營する所今の本堂樓門等是なり還曆の前年辱く當山碩學の　台命を蒙り後年復遍照光院に轉し又無量壽院に移る元祿八年預め死期を知て寂す年七十有一但し師の著す所都率記勸發記微鈔等なり

本尊藥師如來

半丈六坐像弘法大師作

脇士

日光月光開基成清文治五年三月廿一日祈請文の目錄に脇士等身不動毘沙門皆立像とあれとも其後何比にや日光月光の

二箇を安置して本來の脇士をは護摩堂に移す奮儀を失すといふへし此本尊靈驗あらたにまし〳〵て衆病悉除の誓約忘れ給はす諸人の求願を成し給ふか故に瀧山の道俗歸依渇仰し奉ると奮記にも載せ侍りき

棟宇

九箇宇

本堂

開山草創のむかしは一間四面寶形造と成淸の目錄には記しあれとも物變り星移りて尊海再建の砌りには三間四方後堂も一間に三間向拜も流破風に造り本尊を安置し奉りける

護摩堂

三間四間不動明王を安置す

客殿

入間四方南向持佛本尊彌勒尊を安す作詳ならす

玄關

流唐破風作詳ならす

淨厨

東西七間南北九間

鐘樓門

水野美作守勝慶侯母堂寄附寶樓閣の額を掛たり先師尊海の筆

所化寮

二間に十二間

文庫

一所

雜庫

二戸

寶塔

今は廢趾す文明の記に云平景亮の母堂尼公の建立燒失の後光阿彌陀佛番匠勸進立之云云

什寶　大般若經第五百八十卷

一軸智證大師の眞蹟

阿彌陀尊像准胝觀音像

右の二軀寶曆三年八月十九日菩提心院殿御寄附御直書あり

寶珠曼荼羅之板

院譜云板者五筆御作也何曼荼羅本軌未詳于時延寶九年夏依將軍家仰趣白山還宮之導師於彼麓尾添村覺寄宿其在家忽然覺之乾造希有之什物也若篤信之者有之擯與之可以利益者也後々不敢可疎矣尊海記之

所領

高三十五石慶長已來改轉なし采地御所村星川村摩尼庄花園庄瀧谷村臼谷村寛喜元年七月下和佐庄を以開基成淸永く本院の領所とせらるといへとも今は廢す

成淸起請文前後文略

一大佃小畑二町者每年百姓等三貫文以請料可作之於此田者非料八幡夫神事祭禮等公事役悉可免除之云云

一領家之得分者每年々貢十七石并五節句之料計也是外者不可有公事雜用等殘所之年貢細々之公事役等者皆可進本家隨心院又院主出行之時者可進人夫手馬也等云云

文治五年三月廿一日　　法印大和尙位成淸

室下瑞龍院　醫光院

二箇寺共に院領坊舍なし屋敷は本院の境內と萬福院の邊とにありしよし

末寺

和州一院攝州二院上野三院（孫末廿寺此中六寺廢）作州十五院備前卅七院

淸淨心院

又は喜多坊とも云又北之坊とも書り右の來由開基の下に略記せり此地大塔より十六町聖道の北にあり谷の名本院の名に從へて淸淨心院谷と名く但し此名に就て異說多しとそ此院の地坪寬政の圖帳には千五百九十坪と記せり東は道を堺へて大圓院に隣南は小河を限り西は赤松院に雙ひ北は巍々たる高山あり花石奇樹相雜へて最も雅趣あり又岩間の淸水閼中に灑き百千の好花時を誤らす四時の詠め頗る奇觀を備へたり

本尊弘法大師

或記曰案山史承和二年三月高祖大慈悲之餘情爲使末資慮追慕之心且薄福衆生得瞻禮之益嘗入定之前日親所雕造也故稱廿日大師其像背後有微雲館三字卽是高祖眞蹟也云云此記のとゝろ雕造等と云か故に廿日御自作の木像のよふに思はる　又院跡考云高祖定門前廊臨御終焉之期令尊影堙作殘示末資是則二年三月廿日有御落慶被安置于玆仍唱廿日大師者也予一時有事由攝尊像甚輕突蓋堙作上令張籠以泥土綵之歟云云この記の意は廿日已前に預め造り置給しを廿日御落慶あるよふ見へ尙形像も木像にあして堙作の上を張籠すといふ歟又或古記に云弘法大師みつから御作の塑造を本堂に安す其傳來たしかならすといへとも人力の及ふへき制作

とは見へすその上御肩のうへに微雲管といふ文字をまるし置給へりうたかひもなき御筆法也等と記せり此意は御作の塑像と云か故に土を挺して造り給像と見ゆる歟かくの如く異記あれとも山史古記の中に未た嘗て其本據を見す千古曠遠にして其事蹟輙く推知しかたしと雖伏て御傳に依て是を考るに倩く承和二年三月十五日遺誡眞雅大德眞言院及弘福寺自是以圖帯有遺誡而後斷食安禪也云云若爾らは十五日までに遺屬等の事業殘所なく辨し畢り其後は穀味を斷て偏へに靜坐安禪を廿し玉ふと見へたり何そ煩しく造形落慶等の動搖の作業を作し給はんや若又末資瞻禮の爲に造し給といは丶是亦爾らす末代の衆生愛憐はいつもの事業也廿日を待て事新く企給ふ理りなし縦ひ又末資利益を思惟し玉ふとも御自像を親ら造り給ふ事不審なり凡祖師の形像を作り或は亡親等の像貌を模造するは其人の恩徳を思念し在世の徳行を追慕するか爲なり眞如親王の高祖の御影を模し優闐王の佛像を彫模する等皆この類なり然は今この像も御弟子達の中高祖生前の御姿御かたみとも思食れ且は末代の弟子に御入定の御姿をも拜視せしめんかために廿日に造らせ給ふ歟又は廿日に落慶ありし者なるらん依て廿日大師と云歟

背記分明ならされは本緣たしかに知かたし然と雖いつれにも凡庸の作にはあらすと見へたり今尙拜瞻するに感淚を催すに堪たり又背後の微雲館の文字深く所以ある事にや又南都に廿日町廿日大師あり其緣起尋ぬへし

開基弘法大師

院譜曰天長年間草創此院其後安置落慶彼大師令佐伯氏僧監護之從爾後同姓人繼住是號喜多坊其後同氏人奏此寺來由因而賜　勅號清淨心院其後八島平内大臣宗盛公御再建云云又信堅院號記云清淨心院八島大臣殿御建立也實名宗盛云云文明記亦此意なり爾らは此記の意にては草創建立のよふ見へたれとも院譜の意によらは再建なるへき歟又宗盛卿再建の由漸あるへしといへとも記文分明ならす

齋藤瀧口入道所住之事

平家物語第十瀧口入道の下に云く

三條の齋藤左衞門大夫茂賴か子に齋藤瀧口時賴と云し者なりもとは小松殿のさふらひなり横笛といへる女の事によつて十九の年本とり切て嵯峨の往生院にをこなひすましてゐたりける其後いとま申てとて嵯峨をは出て高野へのほり清淨心院にそゐたりけるよこふゑもさまをかへ

たるよし聞ゑしかは瀧口入道一首の歌をくりけり

そるまてはうらみしかとも梓弓
まことの道にいるそうれしき

横笛の返事に

そるとても何かうらみん梓弓
引とゝむへきこゝろならねは

其後よこふへは奈良の法花寺に有けるか其思ひのつもりにやいくほともなくしてつゐにはかなく成にけり瀧口入道かやうの事をつたへ聞ねふかくをこなひすましてゐたりけれは父も不孝をゆるしけりしたしき者共も皆もちひて高野のひしりとそ申ける

案するに此物語りの意は瀧口入道清淨心院に住けると見へ又盛衰記の意にては瀧口入道奧院に率都婆を立女の骨を埋み我身は寶幢院谷の梨の坊に住しけるよし見へ嘉吉二年啓白集に北京瀧口脫公冠築梨木杖於寶幢之上とあり（築は梁の寫誤ならん）又異本の盛衰記には蓮花谷小松大臣建立の坊に住すとも記せり考るに蓮花谷に小松大臣建立の坊これなし恐らくは是八島大臣宗盛卿建立の清淨心院なるへし然るときは平家物語盛衰記其意たかはす但し瀧口入道出家の後は多聞坊淨阿と名け治承四庚子歲七月此山清淨心院に來り其傍らに庵室を結ふ其庵室を多聞坊と呼其坊舍跡今清淨心院谷の入口にありむかしは此あたり多く客坊あり清淨心院を所依の本坊として道心者のたくひの客僧多く來りて住すとかや又小松大臣の墓（瀧口入道の建立と云云）及淨阿多聞坊か塚なとも現に本院の傍なる地にありといふ又梨の坊にも瀧口入道の妻横笛鶯となりて梅の樹に來り鳴その梅を鶯の梅と云ひ又鶯の死せし井を鶯井といふ古跡も殘れりしかれは初には清淨心院の坊に住し後には梨の坊に住する歟依て盛衰記に梨の坊に住すと記せしは後の住所に從へて云平家物語幷盛衰記本異には初の住所によつて爾か書ける者ならん歟

宣空

本院三十六世の住務慶長年間の人也德行世に聞へて屢　神君の爲に寵遇を蒙り恩賜の品若干あり又御教書を賜て米田隱岐守殿を懸命し給ふといへり其次宣雅俊學房あり上州下沼田の城主織部氏の息なり幼にして此山に登り寶性院政遍闍梨に從て灌頂を受宣空の遺屬に依て當院に繼席す本堂諸宇を造營興復し輪奐の美を盡す因て是を中興と稱す

棟宇

十六宇

本堂

三間四方南面寶形造南向向拜流破風堂前擬寶珠橋

安置廿日大師　護摩堂

三間六間不動明王を安置す作詳ならす

位牌堂

三間六間

書院　客殿

十間四方南向持佛

玄關

唐破風

厨屋

九間十間半

所化長屋

二間十九間

同長屋

二間半十間

上之門中之門

唐門

下之門寶庫

二箇所

雜庫

二戸

已上十六宇

寶物　細字大般若二百五十卷

大師眞蹟調卷合本

高祖大師御遺髮

十壺

五色佛舍利

十六顆

御刀架金鍍五條袈裟

御紋付

尊牌

二通

已上三品　東照神君の賜所なり

鷹一聯

紀伊太守光貞卿御自筆御寄進

阿彌陀如來

一軀

地藏菩薩像

一幅

戶帳

以上三品　菩提心院殿御寄附也

結城家系圖二卷

初卷は結城晴朝卿の筆後卷は松平大和守追加しておさむ

自餘上杉謙信同景勝佐竹義宣伊井直政等の諸侯の自筆等古書數通

所領

高三十五石采地志賀村東富貴村桑原村西富貴村下天野村にあり

室下松尋院

高三石六斗開基未詳坊舍未建

中性院

高二石本尊不動明王開基專譽天正年間根來寺破滅の時有德の僧散して四方に往く者甚多し時に譽根嶺の學頭たり黑烟の中を逃れて當山清淨心院に投し一宇を營造して本住所の院號を呼故に中性院と云其後和州長谷寺に移れり彼方にても亦小池坊中性院と云是新義の本山隨一なり

坊舍

建坪十二坪

智積院

無高本尊慈氏菩薩開基玄宥建立開基因由とも中性院と同し根來寺兩學頭の一也後洛の北野養命院に於て講席を開き又終に洛東豐國明神の舊地を江府に請求して一院を建立し又智積院と號す即新義兩山共に今に至まて清淨心院の由緒殊にふかし

微雲院

高二石本尊高祖大師開基譯意覺順房勢州山田大黑氏の子也元和元年清淨心院宣雅の門に入て薙染す內典及神書國學に通す一時智行兼備と稱す知命の時高祖の靈造に依て故里に歸り修行する處の淨業を以て神明に薦む神明時に影現して神道を助喜す此に於て邑歸集管庵抄等の神書を著す寬文年中勢州宇治の鄕に遊ひ一寺を造營し更に微雲院と號し終に其院に寂す遺命して其院を爰にうつし著す處の書及ひ法器等悉く清淨心院に寄附す今にありと云

坊舍

一宇建坪十五坪なり

清德院

高二石本尊正觀音開基宥惠開創此院は常州下館領主石川播磨守總陽清德院殿の建立施主也因て總陽侯自筆の經卷持念佛の像等數品ありといふ

坊舍

建坪廿五坪

元興院

高二石本尊阿彌陀如來開基三島撿校江府の人なり法名元興院といふ依て寺の名とす

坊舍

一宇建坪二十一坪

發心院

高二石開基未詳

坊舍

建坪八坪七步五厘

淨心院

高二石開基未詳

坊舍

四間六間已上皆清淨心院谷の奥にあり

由緒客坊曼荼羅院

本尊九品淨土曼荼羅大軸紺地金泥圖繪正面の下に廿行許金字にて一兩三字或數字斷續闕行等ありて其文解しかたし中に造織阿彌陀淨土變天平寶字七年縷繡等の句あり蓋し中將姬織糸曼荼羅の寫しならん

開基

開基の僧詳ならす九品堂と云額あり其裏に彫れる文に云當九品堂者昔時阿曾宮神主友成建立額者遊行十四代他阿上人雜跡也數年頽破壞之處文祿四年乙未木食興山上人應其企再建當住秀存賢應相造畢之而已矣慶長七年寅五月十五日九品堂賢應と書し花判あり此院跡堂の舊趾淨淨心院の奥にあり本尊額宇幷曼荼羅聞書廿七卷今は皆淨淨心院に納れり

清眼院　喜藏院　寶善院　敎王院　松岩院

已上六箇寺屋敷本院の上にあり

淨智院　櫻本院　福壽院

已上三箇寺屋敷詳ならす

末寺

城州一院武州一院常陸一院奥州一院出羽二院越後一院播州

一院

蓮花三昧院名室

又は御庵室とも呼り名室の隨一なり此寺の開基明遍上人藤原家の貴族なるかゆへに其所住の房を人御の字を加へて呼ふ賴慶の記云上人住定中其夜堀上所觀蓮花漸々相舒光明燄如開眼見唯大蓮花中有無盡莊嚴也上人心魂廓然感動暫有而後蓮花漸斂復本從夫而得初住三昧云云其後時々亦如是一山中斯事不隱諸國隨聞上人密蓮花三昧圖（在別）仍僧房號蓮花三昧院谷名蓮花谷云云又信堅記云蓮花谷又云蓮花三昧院云云此院大塔より東十八町墾道の南與にあり坪數合して一千二百四十五坪六步七毛なり東は道を堺へ南に青山あり西も亦小丘なり北は本王院に隣り

開基明遍上人

行狀僧傳の條下に出信堅院號記云佐々木四郎左衛門入道高綱之建立なり大將殿之時也明遍上人居所云云考るに入道高綱高野に登りて後庵室を建立して上人に附與せし歟又は登山已前に淨財を寄せて庵室を造營せし者ならん歟文明院家記云蓮花三昧院道南佐々木寄進左衛門入道高綱建立云云但し明遍の登山は永曆元年と見へ高綱の登山は元曆元年字治川先陣已後と見ゆ仍て年紀若干を隔つと見へたり群書類從第三百八十七雲州佐々木由來に云く

昔佐々木四郎高綱宇治川先陣をいたし忠功人に勝れ名を天下の人にまらるゝものなり名遂て身退は天の道とや心得けん出家入道して紀伊國高野山に籠りおこなひすまして居たりし或時高野を立出諸國修行し等云云（考るに高野山に籠るとは蓮花三昧院の事なるへき歟）

賴慶

慶長年間住務し傳記遍照光院の下に出す故に此には記さず

秀翁

强記博聞著述の書十住心論科注等あり世に行はる

本尊阿彌陀如來脇士觀音勢至

共に是安阿彌の作世に來迎の彌陀と云ひ又行道の彌陀と云或時明遍上人衆と念佛行道す本尊も亦其中に在て行道し給ふと云行道の彌陀と云はこれか爲なり

本堂

寬政の圖には四間一尺八寸に三間五尺向拜流破風なり

護摩堂

四間三間半後堂梁一間長十四間

不動明王

佛工未詳

客殿

九間四方南向

持佛　玄關

千鳥破風

臺所

九間半八間四尺

寶庫

一戸

雜庫

一戸

樓門

通り二間

裏門長屋

二間一尺六寸二十八間

所化寮

一間半十間

鎭守社

熊野春日影向の場

寶塔經藏

櫻町侍從の營構今廢趾す

明遍上人廟堂　明遍杉藤

上人の愛樹と云

寶器　藕絲袈裟

來由寺傳に明遍上人一夕念佛三昧に入て安養往生を高祖大師に求請す大師影現して要文を授け又は祖傳來の藕絲の伽梨衣を賜ふ上人感喜して要文を錄し大衣を珍藏して永く寺鎭とすといふ嘉吉二年啓白集（正智院所藏）に明遍上人下花谷而遷高祖之袈裟とあるはこの寶衣のことならん斯袈裟包袱藕絲縫の淨土曼荼羅なりこは　南龍院殿の御寄附なりとす

阿彌陀繪像一幅

惡信僧都の筆なり明遍是を堂の後に西向に掛させ給ふ是經行の時引接の思ひをなさんが爲なりと云故にこれを引接の彌陀と云

寶劒

一口大師の御所持と云

黃金柄香爐

八祖傳來と云

金剛樹念珠

山門安居院澄憲の寄附

能作性の玉

大帥より勝賢僧正に至るまて相承し勝賢より上人に附屬し給ふとなり

赤衣達磨像

大幅牧溪筆東福寺より寄附す自餘異俗の書畫器具等牧擧に遑あらす

所領

高三十五石米地安樂見村杉原村東志富田村西志富田村にあり

室下　功德院　蓮生院

右二宇院領坊舍これなし但し蓮生院屋敷これあり

末寺

攝州十七院勢州二院（孫末四寺）淡州一院紀州一院

丹生院

慶長元和の帳には誕生院と書り慶安天和の帳には丹生と書り大塔の東十五町聖道の南にあり寬政の圖帳に地坪五百九十六坪八步五厘と記せり東は岸あり南は道を限り西は聖道に出たり北も亦聖道に限れり此敷地本と行人方來迎院屋敷なり丹生院はもと塔上の傍御社の南にあり元祿年中行人御改易の時來迎院嚴寺に命せられ其院宇屋敷共丹生院へ賜はる依て本院跡は御社山へ加へ丹生院此に移ると云

開基

詳ならす

中興快譽

此寺もと五石八斗の院領なりしを此時三十五石に增加す但し是其光院の高二十八石五斗聖性院の高二石とを合し三十五石とし此院に附す蓋し是住僧の懇請に依もの歟詳に永代拔群の積しなり是人亦習行兼備へて丹生明神靈影現の奇瑞を感す爾しより後院號の誕生をも丹生と書改むとなり又明神の小社を造營して寺內の鎭護とす

本尊千手觀音

作詳ならす

棟宇　本堂

寬政の圖帳三間半四方西向向拜流破風

護摩堂

二間半二間
　不動明王　客殿
七間半八間半
　持佛　玄關厨屋
八間半
　所化長屋
二間九間
　表　門
四ッ足門通ノ一門半
　寢　所
二間半四方
　路次門
南にあり
　所　領
高三十五石采地安樂見村猿川庄瀧野川村猿子谷村にあり
　室下　花嚴院
無高屋敷は内山にあり坊舍これなし
　松生院
無高屋敷は本院の境内にあり坊舍なし

末寺

紀州一院伊賀二院（孫末三院）伊豆一院飛彈二院越後一院肥後一院

萬福院

大塔より東十六町聖道乃一町南にあり寛政圖幅地坪合して二百二坪四歩五厘と記せり此地面もと地藏院屋敷なり元祿年中兩院入替り住すとそ

　開基

詳ならす

　中興法印敎春

生國尾州春日井郡蓮花寺村鈴木氏の苗子なり文錄年中當山に習學し遂に當院に住す慶長四年祝融あつて院宇灰燼となりぬ尾州清須の城主薩摩守忠吉侯の聖命を蒙り同五年再營造畢す忠吉侯卒去の後靈牌を當院に納め廻向怠りなしと云

　本尊阿彌陀如來

運慶の作と云立像忠吉侯等身

　客　殿

寛政圖幅云東西七間一尺南北七間

　淨　厨

南北四間東西七間一尺

　表　門

通一間

　寶　庫

一箇所

　所　領

高廿一石但し元和の帳には三十五石と記せり元祿年中地藏院と取替の節所領も減すとなり采地星川村御所村日高村にあり

　阿彌陀院

高六石二斗八升七合寶幢院谷にあり此院もと一心院谷にあり寛政五年の繪圖には此地十輪院の敷地なるを其後寺替をなし互に入替るとそ寛政の圖帳地坪二百九坪と云

　開基行勝上人

行狀來由五坊の條及ひ僧傳に出

　本尊阿彌陀如來

作詳ならす

　圓通寺

本院本は專修往生院と云今改めて靈岳山律藏院圓通寺と呼

信堅記新別處俊乘房重源建立と云文明記云專修往生院道南與拾町號新別所同塔同上人東大寺俊乘上人大和尙位重源建立云云考るに蓮花谷等の岐溪を古へは摠して別所と唱ふ彼別所に對して新別處と云ならん此地閑寂幽邃にして猶し別世界の如し萬樹翠りを雜へ深く鎖し異鳥背を異んして常に鳴棲するに最も是淨境なり

　開基智泉大德

大德は大師十大弟子の隨一東南院創造の師なり院譜の意に依に大德此淨境を撿するに閑寂にして修禪相應の地なるを以て輒ち草庵を結んでより〳〵此に安禪し給ふ然るに大德掩化の後所住の人なく荒廢數百年なり案するに大師弟子及諸傳の中智泉新別處開創の事考る處なし

　中興重源

俊乘房行狀僧傳の部に出信堅院號記及文明院家記新別所は俊乘房建立のよし記せり又本朝僧傳六云釋重源字俊乘典藪丞紀季重子長谷雄十二世之孫俗名重定俄慕釋門出家得度在醍醐寺習學密敎後隨源空受專修法（中略）源又七所構精舍置僧糧勤不斷念佛所謂東大念佛高野之新別所等也云云又長明發心集に云齊所懽介成淸か子親にはかくともいはて遁世し

げるを重源上人有かたく尊く思召されて新別所どいふ所あり我住ける處なり不斷念佛を唱へて一遍に往生極樂を願ふより外に他の營みなし早く彼衆に連り念佛の功を積れよといさめられ高野へ登りけると云云又東鑑に重源逐電在于高野山云云此等の書を以て考るに重源新別所に隱遁して不斷念佛三昧を當山に行せし事分明なり但し重源所住の後は繼住の人もなく道場に唱名の聲絕へ堂舍朽損し廢類此に極りぬ然るに　神君四海を一統し給へし時山口修理亮重政なる人あり緣少より　神君に奉仕し又　二代乃相國に仕へ奉り兩君の寵遇を蒙る後故有て身を高野に寄せ南院の主に就て祝髮し深慮と號す重源の昔を慕ふて新別所を再興に及ひ幾ならす僧坊佛殿いらかを幷へて成就し本堂は釋尊の像を安置し又君恩の辱なきを思ふて　神君の嚴像を造り及　歷代の尊牌を安置し奉り且又戒律堅固の龍象を請して中興の主たらしめん事を欲して良永俊實師を中藏院より招請す

第九世中興良永

實俊房劉馬侯の息添氏なり山に登て出家し中藏院に住す慶長十五年京都槇尾山に進具し山に歸りて新別處に住し又和州法隆寺北室院及河州磯長山睿福寺を兼正保四年六月示寂す一世の行狀事蹟等苑傳實傳及本朝僧傳等に載たり

第二回忍

眞政房加賀國石川郡吉藤村窪田村の人なり同國伏見寺に出家し山に登りて受戒進具し正保四年本院に繼席し和州の北室院及法起寺を兼住す禪餘修禪要法集及初學要法集を著す行狀等往苑僧實傳及僧傳に記せり第三世惠空第五世元如皆持戒行德の聞あり

第八世妙瑞

惠深房談州三野郡田淵氏の人同州の威德院に剃染し山に登て實嚴院に住し大坂生玉南坊を兼如意輪寺に轉し寬保三年本院に進具繼住し和州久米寺及弘福寺河州通法寺を兼顯密事教達せさる所なし開講讀仰道俗の化益毛擧に遑あらす著す所の章疏二百有餘卷今世に行はる

第十本初

密門房阿州那賀郡篠原氏の產同處神應寺に出家し山に登て妙瑞師に受戒し寶曆六年本院に住務し和州紫水山吉祥寺を兼又同州久米寺東塔院を兼諸國に於て顯密の講筵を開緇素の化益妙瑞師に負拆し持物圖釋等を著せり

第十一龍海

密乘房但州美含郡古川氏の人同郡蓮花寺に薙染し登山して密門師に受戒し事教に亘て其奥旨に通達す依て本院に繼住す丹後松尾寺を兼又彼寺を奏請して有部律院とし顯密學處日月章二卷を著し盛りに有部律を稱揚す後復但州妙見山日光院を兼住す諸國に於て顯密の章疏を講演し授法授戒の門徒擧て數へかたし委くは別傳に載り

本尊釋迦如來

作詳ならす

棟宇　本堂　坊舍　鎭樓門　寶庫　鎭守社

所化寮

末寺

和州六院（孫末廿一箇寺）泉州一院（孫末一寺）攝州二院（孫末二寺）下總一院豫州七院

寶物

高野山結界所々有習事てふ秘書に（實慧院所藏）或記に學鑁の日記を錄して新別所秘事無別事書寫聖人九古之鈴唐本之十六羅漢（但十五羅漢云云此羅漢十五冊缺也）袈裟二有此羅漢也此寫之牙卷作也大師御袈裟一也高野山系圖有日光山緣起有兩界曼荼羅則大師御筆也御作不動三尊有塔太子御舍利東寺御舍利招提三粒（此本舍利也其外數多）

と實語鈔に其後拜見新別所種々寶物れとも今此寶物なし惜ひへし只錄出して好古の覽に備ふのみ

已上院跡

錄外行人方

上通七箇院　中下通合卅四箇院

同非事吏方

三箇院蓮花谷　三箇院實嚴院谷

紀伊續風土記高野山之部

卷之十八

寺家之八

千手院谷堂社院家

千手院谷

蓋し往昔千手院の院號遂に此地名となるらし大塔を東に去ること七町墾道の北に千手院橋と呼あり此入口より二町許北に往西に折て又北に往こと二町許にして東に天神小路の派名又少しく往て西の小路は五室に通し北の奥に觀音小路の支派あり

千手堂

千手院々跡なり當時假堂表行京間五間裏行四間南向

信堅院號帳云紀千上人建立也（紀恐くは化の草假也）文明記云千手院（道南奥化千上人）建立 同阿彌陀堂同塔（前堰在經緯建立）と云傳法院靈瑞緣起云千手院者北築柴聖人（同記に南築柴聖人の居所を願はして云丈六堂之内四光院宮遺上人建立也云云いふ所の四光院は元和以後天德院と改號せり是歟）

の方に當り信明聖人は當所なれは北に當れは當時の人其行德を貴み直に其名をさゝす南築柴聖人北築柴聖人と云と聞ゆ高野往生傳本朝高僧傳を見へし化千上人と云乎否猶考へし）建立此千手院靈驗殊勝之砌古今名譽之堂也（已上此聖人長治元年の後幾年もなし年八十にして入滅すとそ往生傳に見ゆ愷英の伽藍通考及ひ山史正保四年の條に伽藍の鬼門擁護の爲に弘仁十年千手觀音の像を彫刻し堂宇を開創し給ふと云然に其本說未拠にして山史には口碑と稱せり又正曆年間寺中炎上以後鳥羽院御宇蓮意上人丈六の千手尊等を三間四面堂間なるへしの堂に安置す此僧專修極樂往生の行者にて極樂の寄蓮感得の奇瑞顯れ後人本千手と云是を中興とす（事跡往生傳本朝高僧傳に見ゆといえとも此堂中興或は開基なりや否は分明ならす丈六千手尊又本千手と云等は此堂にふさはし）又久安大塔炎上後廢亡奈須七郎親張發心入道初住萱堂自法燈覺心受得拂子之後發起大願創造四六尺千手尊像幷八棟二階堂奉仰廣大悲願此僧喚化千上人（七郎法燈と時代齟齬のこと碧潭腸の部の如く借用しかたし化千上人と云こと勘へし然正保四年丁亥谷内阿彌陀堂累災之時兩足天衣紋欠取之現存（三尺三寸有餘有之）此火災之時存在人語曰此堂自千手院橋遙拜之尊從二階中慶分明見焉（此兩足內慶安三年三月十日災片足又焚）已上通考更に千手堂內に古大像の殘闕の手足等ありと明く彼堂內棟を探るに函の蓋あり裏に千手觀音御足五指と書く裏に書して云正保四年丁亥歲十月十三日巳刻當院從聖方光明院道場萬德院出火大小寺數九十餘

軒一時類燒南風飄來餘炎及千手堂雖然觀音聖像依甚廣大不能出之片御足指挙出之畢外佛像數多雖挙出之於庭上悉成灰燼脇士不動尊御長八尺五分毘沙門天長七尺八寸幸相殘也於是諸衆相議造假堂安置件御足五指於中央安置二尊於其左右以俟後生造營云

正保四年丁亥極月吉　　千手院々中

右はたゝ蓋のみ有て函なし又御足の末に五指の著あり其五指の下の横長一尺一寸五分あり蓋し是正保に函にして中央に安置すと云是ならん（依山史（十四）慶安三年三月自五室行人小坊失火千手院谷堂社燒却云云院跡考雨足之内焚片足云）又函の蓋あり（長一尺八寸四分）正中に千手大士之御顏と書し其左に千手堂寶庫納置之者也と書し右に元祿七甲戌三月十四日年預心南院代春立房と書す古面貌あり（自髮際下至頤長一尺五分あり其上一寸許あり頭上は欠たり）蓋是元祿に函に納むる御貌ならむ（正保四極月の書記に唯御足のみと見ゆ然に元祿七年に千手尊の御貌あること考へし）又大像の御手（自肩至肘四尺五寸五分自肘至腕三尺六寸五分掌寸）横九兩耳（長一尺五寸五分幅五寸五分）あり（此大像の御手耳何比尊像の殘支なりやまた入佛記に依に元祿七年に函に納る御面貌あるに猶同十二年に至まて正保四年足指安置のまゝなるや拔するに元祿四年三月廿八日千手院谷皆燒失唯定光院井聖寺相殘耳と山史十七の卷に見ゆ此時當堂も亦燒れる歟度々の火災に彼尊像五體の殘支或散在又は隔來あれとも遂に記錄に能はす後世知かたし）又千手堂觀音入佛記云（元祿十二己卯五月令之本尊入佛之記也在千院主坊）金剛峯寺千手堂者往昔役小角草創（此役小角草創と云說遍念集に基ひする歟来勘甚し大師上表の文大政官符小野僧正修行緣起天野神書等諍說に違す依用すへからす）安大悲千手像二丈六尺其尺數者同和州初瀨靈像又有不動多聞二脇士長八尺餘傳云高祖彫刻也數百年之後正保四丁亥歲十月十四日罹回祿餘焰一時爲灰塵幾殘以大士雙足及脇士也已後五十年令彼安假舍到元祿戊寅之歲堂守（良雲）憂其眞像闕尋求所々有紀川邊田宮小村于一觀自在尊餝潔古佛長六尺千臂嚴如問來由從和州伊駒山出未決彫工之人也于時言寺務撿挍法印長翁大和上乞崇加助也則門主碩學老分并當院衆徒聰彼投黃金許多率召請　本尊嚴餝瓔珞珠寶支分稍闕而同十二己卯五月十四日入佛供養也云云

本尊千手觀音

脇士不動尊毘沙門天

古佛上に引入佛記に來由粗聞ゆ

是亦古佛緣起上に聞ゆ

熊野權現

表行四尺五寸裏行六尺三寸東に向て建華表高四尺千手堂南の方西の岡にあり千手堂の鎭守也と云創造の來由詳ならす

青面金剛小堂

千手堂前の左又後の左側に二箇所にあり

萬日堂

傳云寛平の比化僧及ひ化童來りて一刀三禮をなし作れり其

後行者あり毎日參詣三十餘年に及ひ一夜大師夢に告て曰汝か萬日の功異實なりと欺して東を顧み給ふと見起て御室に詣で拜瞻するに夢想に異ならす左に顧瞻し給ふ像なり是によりて俗に萬日大師と云慶長三年三月十日の大火に堂宇類燒し靈像は恙なし已來千手堂の傍の土藏に安置し舊跡は本地院の地と成らす

鐘樓堂

京間一間三尺九寸四方慶長五年庚子に治鑄す

掩室一宇

留主居の所棲

恒規法會

觀音講陀羅尼講月の十八日三箇所輪次の勤方歲時記のことし行人方の勤も必學侶の勤後同く千手堂に於て是あり

青面金剛

京間一間四方千手堂北の岡にあり岡の下に華表あり創造詳ならす

不動堂

千手堂を去こと凡二町艮の方京間三間四尺二寸四方なり

本尊合體不動尊

昔時異僧（謂ところの異僧は蓋し化干上人ならんか）來りて春日明神に祈誓し刀を運んとし心魂悦惚して睡眠す明神夢中に告て云汝か懇念する所の尊像汝半身を作らは我亦半身を作んと爰以異僧不動大像の半身を造畢時神人半身を作り來て相合するに符契のことし今其像を親く拜するに相合すの跡あるかことし又地藏尊の立像御長同等なる古像相并て安置すと云へとも人是を唱へす唯合禮不動の御名高きのみ

法會

每歲六月廿八日（午貝）院内の學侶集會して不動講を修行す（承仕行人方より出す）委歲時記のことし

天神社

千手堂を去こと五六町東南の方にあり開創異說あり未詳ならす元祿八乙亥十二月十八日公廳に於て内濟十三箇の中に國城院近所之天神之社并山林共撿挍支配之譯を立國城院より預り一札撿挍江遣如前々預り可申事と云

女人堂一宇（附）山奴小屋

巳上堂社

寂靜院

千手院橋東の側に在其地坪寛政の圖に六百七十七坪二分五

風と記せり西南小河を帶北は金剛頂院に隣れり文明院家記には寂淨金剛院と記す天正巳後の記には金剛の二字を去て寂靜院としるし侍へりき

開基

度々の回祿に古記を失し詳かならす

中興晃朝

桓能房實永正德の頃當院主殿臺所等一時に再興すと云ふ此師北室院遍照光院龍光院無量壽院幷箱根金剛王院及當院の六箇院に移住し正德三年霜月示寂

本尊釋迦如來

佛工詳かならす持佛堂にあんす

棟宇

八宇

本堂

未再建

護摩堂

東西三間南北二間半本尊不動明王を安置

客殿

南北八間東西七間南向

厨

南北八間に東西六間半

表四脚門　裏門長屋

二間に十間二階所化寮

寶庫

一戸

雜庫

一戸

覺鍐加持水

境内に在

寶器高祖大師の影

異如親王の筆

愛染明王尊影

智證大師の筆

六大黑天影

大師眞蹟

虎絵一幅

牧溪筆世に是を勢田歸りの虎と云傳說に昔し關東の公家所望に依て是を贈るに勢田より虎自から歸り來るといふ

彩色鳳凰畫

王若水筆

雪中梅畫

楊甫筆軍一幅

枯木鵲畫

呂紀筆

源氏六十帖繪屏風一雙

土佐將監筆

神道書

一尼崎理覺師筆

悉曇書等數軸

同人筆

所領

高三十五石采地杉原村西富貴村東富貴村桑原村にあり

室下

一宇

永照院

院領坊舍共になし

末寺

河州一院あり

金剛頂院

封地千手院橋に近く南は寂靜院に隣り西に河あり門前檻干橋を亘して路に通し北は普賢院に隣れり東には業か峯續へて泉水假山自然の趣甚雅致あり坪數都て九百四十八坪なり蓋し金剛頂の名其所由を詳かにせす按するに本院は愛染王を以て本尊とす愛染王は金剛頂瑜祇の深意なるか故に此意を取て金剛頂院と號する歟文明記に此院號みへされとも續寶簡集（目錄の卷）に文明五年正月千手院山堂御修正堂莊嚴願文の案に院内寺號の署名の中に金剛頂院とあり又同卷文安五年十二月廿日千手院陀羅尼講衆評定書の尾にも金剛頂院惠義とあり然れは文明院家記には脫號なること必せり

開基

詳ならす理觀師過去帳に云本院は開闢歷代最久矣本堂本尊愛染王是則大師彫之亦大威德尊同高祖正作考二尊之來由寺號既及八百餘歲焉雖然大塔炎燒之砌師帳爲類火失之故不知本祖之名號也於此先師榮範歎代祖之靈名無其聞尊一二書之如左也嘗住觀我乞於序予不耐故僻理觀書之矣云云

中興隆遍大僧都

覺成僧正附法の上足三長者兢眞阿闍梨の入室甘露寺權石中將光房卿の息なり仁和寺の慈尊院に住す後所以ありて當院に棲息しまた當國慈尊院に一宇の蝸庵を結ひて修禪す其遺跡今尚堂の墟といふ所に存す元久二年十二月十七日六十二歲にして唱滅す後明應文龜の年間に嚴祐なる者あり當院に住す一時の智虎なり永正六年五月三日山王院にて大會あり嚴祐精義を勤め淸淨光院長惠堅者たり四筵の學徒驚かすと云ことなし其後年序をすきて政遍撿挍初め當院に住し後寶性院に轉す慶長十一年丙午五月安祥等惠運大德の舊跡を開き宗意興雅の法水を灌へ精舍伽藍等を再興し又東寺に於て一院を建立し彼院の事教所學をして新ならしむと云其次榮範師あり萬治の頃當院に住し撿挍に補せられ眞然僧正の木像を改造し廟堂に安置し奉るとなり其後潙然師なるもの本院に住職し享保年間大衆の囑に依て江都に趣き金堂造營を　公廳に達し遂に再建の大功あり其褒賞として滿寺より金堂の餘木を寄せらる是を以て自坊の本堂を造立すと云ふ今の堂是なり其次任敎なる者主殿厨等を改造す今の坊舍是なり

本尊

愛染明王木像　大威德明王銅像共に弘法大師の御作といふ威靈昔し就中大威德尊は靈驗今に揭焉なり今は共に內佛堂に安置す但し二尊を本尊とすること所由詳ならず釋迦牟尼如來坐像三尺五寸脇士阿難迦葉兩尊者共に運慶の作なり往古の由來詳ならず慶長元和の間は和歌山松生院本堂に安置して本尊とす然に元和三年の初冬所由ありて藍の廣島太心寺に遷移し給ふ又大心寺より同所藥師院に轉移す星霜良積りて朽損せんとす當院前宮榮饒は藥師院榮雄の資なり故にあはし資糧を施して修飾す其時の主野山の法施を捧けむ事を欲し實永元年九月永く金剛頂院の堂內に安置す像內裏書文取寫といふ

棟宇

十箇宇

本堂

西向十二坪向拜流破風

護摩堂

上に同し不動明王を安置す

客殿

八十一坪南向持佛愛染明王大威德明王今は內佛堂に安置す舊本堂に安とそ

玄關

半爲破風

厨屋

八十坪

門

長屋作り四十一坪二階は所化寮とす

寶庫

一戸

雜庫

一戸

新造　居間　寶器　天滿宮

御眞筆の讃金泥にて書

山水卷物

宋沈石田筆詩三首あり

達磨像

顚師筆小幅もの

自餘和漢書並數をあり

所一領

高三十五石采地慈尊院村東西富貴村安樂見村上眞國村苗谷村桑原村に在

由緒密花院

別に具す

室下

二箇院

長壽院

千手院の奥にあり本は北室院室下なり明和の頃眞言院と取替へ當院に屬す

本尊彌陀

作不詳

坊舍

一宇

長樂院

元と長樂寺と云ふ屋敷千手院谷に在りとそ

末寺

和州一院甲州十六院門中六ヶ寺內四ヶ寺境末十七門寺跡地境末五寺信州廿ケ寺境末廿五寺備前五院筑前三院境末一寺

普門院

道の東普賢院の北にあり本院は普門の大日如來を以て本尊とす故に普門院と名く其地坪寛政の圖に千三百六十七坪八歩二厘と記せり但し此院本は谷上壇上の北隅にあり元祿年中行人方御改易の日見樹院廢寺に命せられ其境内院宇共に普門院へ賜はりて此に移り來れり又此境内假山泉石等は小堀遠州侯の築く處なりと云ふ又明神の矢竹と稱するものあり寺記に此竹奮の境内にありしを此に移し植と云また傳ふ草創の昔は此篤竹欝茂たれとも坊舍營を幷へ堂塔甍を連るに及次第に芟夷して纔に二十竿許り餘せり今尚斯のことし

開基勤操僧正

和州石淵寺の開山東大兼管の碩德高祖大師剃度の師なり後又高雄の道場に於て大師に密灌を受給ふ院譜に云天長元年甲辰勤操僧正嘉大師奮儀蹔于此峯草創一箇草盧安居持念一夏九旬也其清修練行之舊室後名普門院云云其行狀等釋書及本朝僧傳に見たり考るに右傳記の中には當山來住の事據なし然れとも大師とは互に師資と成の契り深けれは來住の道理然るへきなり勤操僧正の肖像幷讃大師眞蹟と稱する一軸當院に秘藏せり

中興長學上綱

奥州の人山に登て業を長覺法印に受事数研磨の良匠なり快盛法印院譜に云和州吐田邑之産俗姓安村氏當院に住し寛永中検挍に補す初め本院の坊宇大破す師悉く修造を加へ輪奐の美を究む

本尊大日彌陀釋迦三尊

安阿彌の作なり院譜に云慶長年中觀學院類燒本尊亦餘焰に失す時に本院の主快惠深く嘆き本院の大日を以て彼院に寄せて本尊とす因て本尊を闕くこと五十餘正保五年釋迦文院寶塔の本尊を請して安置す今の本尊は是れ弘法大師の作なり靈驗頗る多しと云ふ

棟宇

十箇宇

本堂

三間四間向拜流破風西向本尊を安す

護摩堂

二間三間西向不動明王安置

客殿

九間四方

持佛堂

阿彌陀如來運慶の作と云云

玄關　厨

八間十間

寶庫

一戸

雜庫

一戸

所化長屋

二間十九間

表門　裏門　路次門

已上寛政圖記近年燒失して本堂護摩堂等再建全からす

什寶齒牙舍利一顆

本多飛彈守重昭侯寄附狀あり來由に云此舍利は鎌倉最明寺殿山城國六波羅蜜寺に寄附せしむる所なり此寺に於て三百餘歳安置し已後土御門殿相傳して渇仰年久し此に土御門二位殿御息南都興福寺東北院殿相傳へて崇敬倍厚し此舍利異朝より傳來の記錄幷に最明寺時頼寄附狀一通是ありといへとも去萬治内裏炎上の時土御門二位殿文庫に於て燒失せし

め畢予是を嗟其來由まらしめんか爲に是を記し置者也二位御息南都東北院殿逝去の時大法師清賛相傳す仍今弘法大師の化益に預らんか爲高野山に送り奉る處なり深く信敬あり忽緒にすることなからん而耳嘗寛文三年癸卯八月二十一日云云

赤旃檀釋迦

世に枕釋迦と云ふ裏に空海の二字あり

圖浮檀金楊柳觀音一軀

大師作

黄金佛七軀

内二尊闕

能作性一顆水珠　火珠

各一顆右七種越前丸岡城主本多飛彈守重昭侯寄附自筆の寄附狀これあり

柿不動板

世に大柿と云ふ大師の作此板は元は讃州善通寺奥院尾瀬寺の靈寶なり慶長年中善通寺住侶尊翁の時尾瀬寺破滅の砌寄附せらる承應二年六月廿八日實秀記之云云

心經一軸

大師筆

[illegible]不動明王繪像[illegible]

大師[illegible]

[illegible]同繪像[illegible]

智證の筆[illegible]

[illegible]同逝多賀金迦羅三幅對[illegible]

妙澤の筆[illegible]

勸操僧正肖像幷讃一幅

大師眞蹟[illegible]

自餘牧溪無準等之畫有之云

[illegible]所領

高三十五石采地椎手村東澀田村にあり

[illegible]末寺

和州二院孫末十一ケ寺河州二院攝州一院遠州九院寺中十ケ寺内三寺廢外末庵一宇駿州三院上野二院佐渡四院孫末四ケ寺門徒一ケ寺あり

一乘院 名室

此谷橋より一町餘北路の西に在て地坪合して七百三十六坪六歩二厘あり東は千手院の路を限り南には覺證院辨天山あり西は法金剛院に限り北亦小路通せり但し本院は化千上人千手堂興起の時來り住して一乘妙典を讀誦す故に其時より一乘院と名くと院跡考に見へたり

開基善花上人

文明記云 一乘院善化上人建立也但し行狀事蹟詳かならす

[illegible]中興憲覺

大義房熊野の人安宅氏の氏族也安元二年丙申十月四日寂すと云ふ爾來長盛重深等と相續す長盛者泉州の産嘉慶二年撿校に補し治山三年職中奥院御廟堂再營落慶供養導師相勤む第十四世の住持融良任房は越後國上杉家の老臣直江山城守の二男なり故有て山に攀ち本院祐範の資となり初め當院にし後龍光院に移住し寶龜院を兼住す寛永年中融師悲母の菩提の爲浄財を投して瑜祇塔を再建し輪奐の美を究む又貞享年中　靈元帝及春宮御所御撫物を賜ひ御祈禱卷數守護等是を捧寛永年間に此事能むと云ふ明和年中第廿九世の住務淸範東都に在り[illegible]紀伊中納言太眞公の命を受て孔雀明王の尊像を新に造らしめて御武運長久を祈りしとそ其像今に存せり

[illegible]本尊彌勒菩薩

佛工詳かならす但し本尊腐と大日如來秘尊を安置すといへとも小厨子なるか故に中古東武牛島長壽寺某彌勒尊を寄附

すよつて本尊とすと云ふ

棟宇

九箇宇

本堂

九坪東向流破風本尊を安置す

護摩堂

十坪東向不動明王を安置す

後堂

一間十三間

客殿

八十坪七歩五厘南向持佛堂秘尊大日如來を安置す

玄關

千鳥破風

厨

六十六坪半

表四脚門

裏門長屋所化寮

三十七坪

寶庫

一戸

寶具三十三身觀音畫像

三十三幅牧溪和尚筆直江氏尼公より寄進す

放光阿字

尼ヶ崎の理觀師嘗て阿字觀修行の時此阿字を本尊とす時々光明を放つ依爾名と云

四座講式四軸

明惠上人の自筆草本

常憲大君御筆

横幅明俊德の三字

聖觀音像一軀

厨子御紋付

阿彌陀影一幅藥師如來影一鋪千手觀音畫像一幅

巳上四種紀伊宰相宗將卿御寄附御筆の御書添

孔雀明王像一軀

紀伊中納言大眞公御寄附自餘書畫等數々有之

所領

高十五石采地東澀田村猿川庄田村同松ヶ峯同谷村同瀧野川村巳上五村あり

室下

二宇

眞光院

屋敷千手院谷奥にあり

長壽院

屋敷なし右二宇院領坊舍共になし

末寺

紀州一院城州一院佐渡一院凡て三ヶ院あり

定光院

本院當ぐ常光院と書り後定光院に改め開基の名に從ふ此地大塔より東十町天神小路の奥道の南に在坪數合して八百五十四坪六歩九厘あり東南に山を負西は數本の槇木殊に繁り北は天神の通路を限れり

開基定光大德

院譜に曰定光大德は當院の開基何の所人と云事を詳かにせす　鳥羽院の御宇永久元年座主寛助大僧正（左中辨源師資之子住仁和寺成就院此時權僧正又東寺長者也）東寺定額の僧十人を撰んて奏して南山住侶の龍象に加へて宗義を鑽仰し大衆を誘引す此に於て負笈の徒山中に滿定光大德は其一人にして本院に住し給ふ仍て院を以て名に從へ院號とす其十口の名字を列ねは謂く行遍兼成定光觀惠兼意兼覺永嚴寛信顯覺等云云（長者補任行遍を行遍に作る又定光を定覺に作る東寶記またおなし）又信堅記には常光院は伊東八郎入道時門之建立也法名弘阿彌陀佛と記せり其事蹟考へす此記に依るときは院譜と齟齬す然れとも信堅閣梨は文應弘長頃の英傑にして書記等皆人の信受する處なるか故に最も以て依用するに足れり

自性上人

諱は我賓初め此院に繼席して專ら三密の練行を凝す後に洛西槇尾山に住して示寂す但し著す所の書若干あり皆世に行はる天正年間純音住務の時遠江守重久なるもの明智氏に屬して山崎に敗衂し僅に騎馬を從へて此院に潛匿す時に秀吉公是を聞て檢校無量壽院に命して速に遠州侯を逐しむ純音衆僧と相議して赦を請ふ遂に必す死すへきを許されて關白秀次の親公隊將とす後又勳功あつて爵大夫の後へに從ふ秩萬石に過き後ち加賀侯に仕え子孫今にあり其當山を出る頃平生持念の大威德の尊像一軀を當院に留めて永く以て記念とす蓋し其大衆の赦をこふて死を遁るゝは此尊の加護ならん其記別に在云云但し本院天正迄は小集會五箇院の隨一にして威名あり天正巳後は集會の名罷むと云云

龍鑁

寛文年中の人博識にして禪餘國風を咏し最も論議を善くして一時適なし又事跡の淵底を窮む初め大光明院に住し後本院に移住す難波圓珠庵契仲と友とし善し其往復の書蹟數十あり輯めて卷をなす名けて雨夜の友と云ふ師又常に阿字觀をなして自ら微雲軒と稱す又新別所圓通寺の傍に一草廬を結ひ時々彼こに往て修禪す其業殆んと庸人の堪所にあらすと云ふ（共葢跡尚存矣）元祿年間公私多事修營に遑あらす鑁師席を進むに及て本堂護摩堂を改造し僧房及庫藏等を修營し輪奐舊に復す又大光明院舊俸十八石なり師住務の時俸三石を買得て加附し合して二十一石の俸祿と爲以て中通寺院の列に入る又智莊嚴院元祿六年回祿の災に罹りて後房舍再建すといへとも未た佛殿を造らす師此事を歎ひて乾金三百兩を寄附し以て造營料に充つ是に因て本堂護摩堂不日にして造立す其餘窮寒の學徒に資財を投して衣鉢の料を資くかくの如く□の善業枚擧するに遑あらす

本尊金剛界大日如來

佛工詳かならす持佛堂に藏置し奉る

棟宇

九宇

本堂

假立

護摩堂

假立本尊不動明王を安置す

客殿

南向持佛本尊大日如來を安置す

厨　表門　裏門

所化寮

二十八坪

寶庫

一戸

雜庫別殿

一宇

寶物大威德明王

大師の御作と云ふ津田遠江守重久の念持佛也

白螟蛉

當院第十世堅雄鞍馬山に參籠し多聞天の寶前に於て感得す爾しより後ち世出世の求願悉く成就すと云其白螟蛉今尚有り

佛舍利

範俊僧正の傳來なり

黄金佛

一軀

涅槃像

唐畫大幅一軸

所　領

高三十五石采地猿川莊猿子谷村下古澤村東富貴村にあり

室　下　一宇　智明院

院領　舍屋敗共にこれなし

由緒　兩寶院

抱客坊

一宇

竹中坊

理性院

大塔より東北八許町五之室谷の東境畷の道北光臺院谷道の東北に有地坪合して四百十七坪八歩餘

開　基

院譜に云大御室性信親王建立也と親王は三條院第四の皇子諱は師明長和皇子と稱す十四歳にして薙染し治安三年濟信僧正に就て兩部灌頂を受け仁和寺宮に補す應德二年奄化し玉ふ第二世覺法親王　白河帝第四の皇子高野御室と號す

白河院御幸の時供奉して登嶺し勝蓮花院等を創建せし等のこと舊記に見ゆ櫻池院無量光院の條下にも記す又或說には當院開基定深理性房師は本州在田の人なり明算大德に就て瑜伽の法水に浴し嘉承元年十一月第廿一世の執行に補す第三十代座主範俊の時なり天仁元年三月六日入滅す理性房の開基建立なる故に理性院といふその當不審りかたし

本尊阿彌陀如來

佛工未詳

棟　宇

九間宇

本　堂

十二坪

護摩堂

十二坪

客　殿

南向六十八坪

厨

九十九坪

表門　裏門

所化寮

十二坪

寶　庫

一戸

雜　庫

一戸

巳上寛政圖記文化年間燒失し今は假立にして未再建ならず

所　領

高三十五石采地下古澤村上眞國井關寢垣內中眞國村にあり

室　下

一宇

功德院

院領坊舍これなし

末　寺

遠州一院但州一院伯州二院作州三院巳上七箇寺

巳上通

普賢院

舊くは普賢王院と稱す後普賢院と呼ふ此寺の本尊に從へて普賢院と稱す其地千手院谷路の東にあり道を隔て一乘院に對す地坪合して四百九十七坪一歩二厘あり東に山あり南は金剛頂院に隣り西に小河あり北は普門石垣にかぎれり

開基力乘上人

文明院家記云普賢王力院乘上人建立炎上後融源學頭修造之也云云院譜云覺法親王躋攀此峯日令力上乘入草創院宇云云但し力乘は傳法院本願緣起に康治二年癸亥十二月十三日覺鍐上人の葬殿の儀を記して御興前大乘房後淨法房無常導師院主善巧房呪願圓德房忌中人々皆別處分坐人等也院內人土佐房殿智房力乘房云云とありて其名を載れは傳法院上人の徒ならん又院譜に其後罹池魚殿雖香閣爲烏有本尊儼然無恙矣五智房融源再興云又云元祿三年又丙丁災古史什具盡爲灰燼矣以故先師鬼海寛永以前不分明矣云云

中興前官良遍

字は行識房何所の人か詳かにせす初本院に住し後高祖院に轉し寛永十八年撿校に補し同二十一年に寂

本尊普賢菩薩

華嚴寺道雄自刻大師の開眼爾來緣に因て覺法親王に傳ふ親王本院を力乘に造らしめて安置せらると云ふ

棟　宇

して慶安の棟には二十一石と記し後亦二石を加俸し合して廿三石と成今も同し采地細野庄根來寺村杉原村にあり

室下

一宇

延命院

院領なし當院舊記に云く開基能山法師 姓は玉置當國田邊の人 永保年中小野の範俊僧正那智山居の時玉置の家に至り能山の法器あるを見て父に乞て出家せしめ常隨給仕す僧正歸京の後此峯に一宇を營構し延命地藏の尊像を安置す 弘法大師の作 御羅陀仙像 其後時々京師に遊ひ俊師に隨て秘法を傳授し三密の修行怠ることなし永長三年三摩地に入て寂す第二世能海 能山の外甥也 地藏菩薩の法を修すること凡そ五十一夏の間一日一夜も懈怠あることなし其結願の曉厨子の内に入て内より手つから御扉を閉弟子等奇異の思をなし卽ち厨子を開くに只地藏の尊像のみ在て能海閑梨は見へす此に知ぬ閑梨は是地藏菩薩の化現なることを又文祿の初め豐算法師と申有り或夜禪定の床に座し觀念の窓に住し玉ひしに堂の内さわかしく聲有て火事よと呼ふ法師立出てうかゝひ見るに護摩堂より出火せり其人人力を戮せて火を消堂中を見るに疎墜のあたり佛具等狼籍たりこれに依て先に呼ひしは本尊の所爲なることを人々覺りぬ其外靈驗數多有之云云但し此院正保萬治の圖には金剛頂院と普賢院の中間にあり然るに元祿三年池魚の災に依て院宇坊堂盡く烏有と成其と後は普賢院に合す惜哉舊跡の寺院を失せる事とを

末寺

城州九箇院有

雨寶院

本院觀音小路の口北側少しく西に入所に在定光院の由緒と云ふ

開基

未詳

本尊弘法大師

坊舍

二十六坪文化年中燒失再建未成

東門

寶藏

一戸現存

所領

高三石寶永三年に是を求め附く

大善院

千手堂の後ろにあり此院舊くは谷上にあり寛政の圖には今の所に圖記せり

開基章賀大善房

和州小島の人彌勒院珠賢の附法なり久安年中當山に登て當院を草創す依て大善院と號す

本尊地藏菩薩

作者未詳

坊舍

三十五坪七歩五厘

一表門

南にあり

裏門

西にあり

所化寮

七坪半

所領

高十二石五斗采地御所村星川村猿川庄松ヶ峯村日當澤村にあり

室下　十宇

妙珠院

院領坊舍屋敷共に是なし

林松院

舊くは林昌院とも書けり屋敷祇川にありと云ふ今は大善院の北にあり

開基

不知

中興本地阿闍梨

本尊

舊くは歡喜天南龍院殿御寄附今は不動明王作者未詳

坊舍

一宇南向

南門

寶藏

一戸

親性院

千手院谷の奥密花院の南に隣り此院舊くは西院湯屋谷奥にあり安永の頃よりこの谷に移來るとそ

開基

未詳

本尊無量壽如來

作者不詳

坊舍

二十七坪

門長屋

六坪二歩五厘

寶藏

一戸

所領

高四石舊は二石享保年中二石を增加して四石と成る

密花院

本院千手堂の亘寅にあり寛政の圖に七十六坪九歩五厘と記せり

開基

未詳

中興靈瑞龍房

此院昔は金剛頂院の室下にして唯屋敷のみ有て院領坊舍これなし然るを安永年中靈瑞なる者あり讃州の人山に登て金剛頂院に依住す音律聲明を善す師の考訂する所の法則墨譜諸法會儀則等あり又一寺を興隆せん事を誓ひて本院を造營し室下離んとを寺廳及金剛頂院に乞ふて別院たらしめ又院領二石を求めて當寺に寄附し一期修禪安居して此に終焉す

本尊不動明王

佛工未詳

坊舍

二十五坪

東門

寶藏

一戸

木屋

所領

高二石

五之室谷堂社院家

此谷大塔より東北六町許墾路の南北にあり考るに此谷の號舊くは道助親王御建立の庵室を光臺院と號し其境内に五の庵室あり因て名とす又は御室の御所なれは直に御室といふへきを轉訛して五の室ともいふならめ東は廣庭を限り西は一心院古搦門の邊兒坂を限り南阿彌陀の峯の陰を北は光臺院の奥を限りて此溪の分畔とす廣庭より北二許町に光臺院あれは此通路の左右を光臺院溪と呼ひ厄除大師の南より靑巖寺の艮三町の邊に登る兎徑を覺法か轡と云ふ是は二品覺法親王此御室より大塔金堂已下の伽藍に詣參し玉ふ時屢往返し給ふゆへに此路を爾俗稱せしことなん思はる又覺皇の轡ともいふは覺皇院てふ寺古く此邊にあれはなり靑巖寺境の乾墾路より北に入ること一町許の處を六町院小路といふ高祖院の邊り南に入ること半許町更に小坂を登りて西に到ること一許町を花遊院谷といふ俗に氣比の壇なと訛り呼へり大德院の東北に入ること一町許に高祖大師の堂あれは舊く高祖大師の段とも俗稱す

大師堂

大塔を距ること凡六町餘東北の方大德院の傍岡にあり京間三間五寸四方の堂なり

本尊弘法大師

彫工詳ならす文明の記には高祖堂少市入道の建立にして導師は檢挍宗禪といふ

恒規法會

歳時記に錄抄す

八幡宮小社

大師堂の傍にあり表行二尺七寸裏行三尺なり

鐘撞堂

八尺四方

庵室　一宇

留主居の所住堂傍軒の下にあり

已上堂社

高祖院

本院高祖大師を以て本尊とす故に高祖院と云ふ建久年中城州下の醍醐山清淨光院權僧正覺雄鎌倉二階堂別當職を兼帶す當山に來りて往生院谷に草庵を結んで修禪す時の人本所住に從へて清淨光院と云ひ又は二階堂と呼慶長年中日海住職の時二階堂清淨光院を高祖院に合せ移す依て本院を二階堂と呼ふ又清淨光院ともいふ此地大師堂の東山の麓五の室路の北にあり地坪合して二千九百四十二坪七歩四厘あり東は康德院に隣り南は墾道に限り西は大師堂路に限り北は鉢伏山あり

開基圓雅

月番房院譜に云く師は本州伊都郡大谷邑の人元應年間本院を建立し同三年第九十三世の撿挍に補任す（撿挍帳に元享元年見へたり）六月入寂　光明帝御宇曆應年中に細川兵部少輔源朝臣顯氏に勅し和泉の國に於て百六十七石を（目錄在別）本院に寄附し　勅願所とし光明眞言の護摩を修せしむ其寄附狀等今尚本院にあり開基已來嗣住の龍象多し中んつく明應年中長惠なる者梵唄ァよくし魚山螢芥集を著し專ら世に行はるまた天正文祿のころ龍海なるもの二諦兼備し書ァよくす二階堂に住し後日海に讓るそののち尊海あり住殿雜舍本堂護摩堂を再建しそのつき良遍住務中祝融有て尊海再興の本堂等類燒すよつて良遍護摩堂主殿雜舍を再營しまた新に寶塔を建て舊觀に復す寬永十七年第二百三十一代撿挍に補任し靑巖寺の地藏尊を彫刻せしめ又勸學院の鐘樓を再建す同廿一年入寂次に秀盛あり和州山邊の人本堂經藏を再建す每日護摩供を修し最勝王經を讀誦すること怠ることなし一時の碩德なりと四海褒賞す

本尊如意輪大師

高祖如意輪の三昧に住する形象なり依て爾か名く十八日を以て緣日とす或は亦十八大師とも云ふ是大師の御作と云ふ

棟宇　十一箇宇　本堂

西向十六坪向拜流破風如意輪大師を安置す

護摩堂

西向十二坪不動明王を安す

客殿

南向建坪九十八坪持佛如意輪觀音を安置す此尊は備中阿賀郡三尾寺より傳來す大師の御作と云ふ

玄關

千鳥破風

厨

旦八坪

表門

四脚門

裏門長屋

二階所化寮南北十七間

多寶塔

金界五佛を安置す

鐘撞堂

寶庫

一戸　經藏

一戸　雜庫

已上現在

寶物大師御影

眞如親王眞影の寫

不動尊

大師眞筆

寶鈴一口

先師相承唐鈴云云

光明皇后牙舍利同塔

一基　光明帝院宣

勅願所の宣旨今尚寶庫に在

所領

高三十五石采地御所村日高村星川村廢尼村にあり往古は高百六十石餘庄園泉州土生郷三分一の地頭職と云云いまは廢絕せり

室下

止住於此中院未再營故明算師亦接息子此相共事再興親上人諱定譽少師事南都興福寺空晴後隨子島眞興學秘教受密灌於入寺仙救常誦法花祈兩親得脫蒙長谷觀音靈告登于此山大興復伽藍坊舍中興一山永承二年二月無病如眠入滅云云光明帝御宇觀應二年證常然上人大和尚位委細諸傳の中に出又信堅記文明記共に本院は持經上人の住處と云云又或記に延喜年中觀賢僧正爰に棲息し後持經上人再興すと又圓珠庵契沖暫く居住すとなり但し觀賢所住のこと其據をしらす

本尊地藏菩薩

持教上人の作と云

棟宇　十箇宇

本堂

西向假立

主殿厨

一棟建坪合四十八坪半

表門

西向

路次門　裏門

寶庫

不動堂　訶利帝母祠

兩大明神社　金輪塔　行勝社

不動堂　友人堂　地藏尊軀

已上

五坊　室下六箇院

右上通

庫藏院　室下一寺

右中通

十輪院　阿光院

右下通二箇院

通計四宇之內五坊十輪二宇賓門除爲門

一心院谷

谷大塔より北八許町程路の左右にあり畧くは心字の池に因て坊の名を得たり今の五坊寂靜院は曩昔建久のころ華構の伽藍輪奐として建五箇の草坊甍を双てありしとき摠して一心院と唱しか歲華移淪坊舍荒蕪して建保六年貞曉上人伽藍を興隆し五坊を一梵壘に創營して始めて寂靜院と改む正安二年　後宇多法皇御幸のとき寂靜院の勅額を賜て已降一心院の號谷の名と轉するならむ蓋し心字の池兒坂古道と云ふ

一戸　雜庫

一戸　所化寮

寶器祈親上人自畫自讚一幅

自餘眞俗の書籍等數々

所領

高三十五石釋地志賀村東富貴村桑原村にあり但し當院室下是なし此寺古來は每月十四日に每大湯屋に於て湯を沸し諸衆を澡浴せしむ是祈親上人報謝のためとぞ今はこのこと廢す

末寺

泉州一院あり

已上學侶院跡

錄外

行人方　上通一院中下通合十五院

同

非事吏方　九箇院

一心院谷堂社院家

を境て女人堂に至まて此谷の名とす金輪塔の西に小路あり中谷と云ふ此谷の派名なり

不動堂

大塔を距ること凡八町許北方にあり表行京間六間餘裏行五間二尺一寸五歩口碑には今堂四面の屋形方こゝに狀を異にす是は四人の工匠飛驒内匠放縦に斧造りて結構れとも惡盡も穴坪に遂はすして一の佛龍となりぬこれ千古希代の妙工なりかや

本尊不動明王

行勝上人自作脇士は二童子は八條女院鳥羽院皇女の御願に依て明寂上人の所創なり建久九年の冬落慶も導師は行勝上人なり　院御所頼朝公に命せられ若干の莊園を寄賜て燈供の料とす（其料今は廢絶寄附狀今尚存す山史志）文明記には不動堂明寂建立安置上人骨と云是も五院の例に倣ふて知るへし

鐘撞堂

京間一間二尺四方

庵室一宇

留主居の所住

兩大明神社

心字池の巽の方山趾にあり表行柱間三尺六寸裏行五尺七寸承元二年戊辰行勝上人大明神の靈夢を蒙て創立す花表高さ八尺五寸

金輪堂

不動堂の西にあり京間二間三尺二寸四方二層造りの寶塔なり本尊金輪佛頂尊佛工詳ならす或說に此塔は菩提院撿挍明等建立安置骨とあり然るに古伽藍舊跡記を按に五室寂禪院東方光明乘院前自路東中院御房算明廟云云この廟跡此地に當る歟未考へす宥快法印の曼荼羅供法則後批に明德五甲戌三月二日一心院新塔供養之次沙汰之と云又島亡問答抄下に今且擧高野山一心院新塔供養四眼之言可准的其詞云新被造立供養法界塔婆幷本尊彌勒圖繪八祖八方天等或扉八天等被副供養とあり此新塔てふもの即金輪塔のことならん蓋し明德五年新に造立する塔なる故に新塔といふなるへし考るに在昔より巳來興廢の事變詳ならす近來一心院燒亡の時の此塔類燒し今塔は天保五年甲子二月十二日御修理料を以て（結カ）構ありけらし

訶利帝母祠

不動堂の前路の南にあり表行三尺六寸裏行四尺六寸草創詳

ならす

行勝社

不動堂を距ること凡二町餘艮方山岸の上にあり表行六尺五寸裏行七尺花表高さ七尺五寸抑此行勝上人は法驗新たなれは一山の住侶共優德に風靡し社を創造して崇敬するならん上人の行跡五坊寂靜院の下に具せり依て彼に讓るなり

不動堂

此の堂を內の不動と云大塔を跡ること凡十町許北にあり京間三間三尺一寸四方此より下る九折の坂を不動坂と云此堂本尊不動明王は大師の彫鏤し給ふ所なり口碑に保延六年密嚴院覺え上人衆徒のために逐れ此堂に遁入て忽不動の尊形に變し駢然として二體幷び坐す其化現實體辨しかたし肉木の間を顯さむかために乃錐を以て其股上を採に鍛師の變身血いてすして却て御作の不動尊より血出か故に世人斯本尊を錐採不動といふ今現に尊膝の上に錐の疵ありと云又云往昔錐採不動は根來法師盜奪て去る今根來寺の不動尊是なりと云いまた何れか是なること勘へす（伽藍通考意）

女人堂

內不動の北にあり乾に向ふ是を一心院谷女人堂と云ふ諸國より參詣の女人投宿する所なり捴して七口に皆ありといへとも此堂殊に參籠の女人多き故に只女人堂と呼ときは斯口の堂と意得るなり

地藏尊一軀

銅鎔の尊像なり女人堂の前にあり延享二年に東都橫山某の建立する所なり

山奴小屋

蓋し投に隣てあり山奴は山を守る監人なり蓋し投宿の女人あれは沐浴せしめ煙茶の勞を助け或は胡亂のものを改め此等のこと皆以て山奴の役なり七口に各ありとも此口は別して諸人往來繁きの故に口々の山奴多くは此口に集り居るなり或は禿頭の者亦は有髮のもの一準ならす

已上堂社

五坊　又名寂靜院

一心院墾道の左不動堂の西南あり外塚に靈沼あり（大師の開鑿或は行勝の鑿成なりと云ふ）傳云ふ往昔行勝上人吉野笙の窟より至て此池邊に僧坊寶塔を建立す其池形一心の字に如似す故に其邊なる寺を一心院と呼と古記に錄せり此地元は別所の一にして入口に捴門あり其內五坊等を捴して一心院と名く傳燈廣錄一心院

妙智坊と云此類也但し此門内より谷奥の坊宇皆是一心院の境なるか故に昔は不動坂摠山林迄も皆五坊より支配す神君執政の日より摠山林は寺務撿校の支配と定め亦五坊と稱すること寺記に云く本願上人妙法蓮華經の五字を形取て五ヶ坊を建立し五智を取合し妙智坊法智坊蓮智坊花智坊經智坊と云ふ其妙智坊には阿字を本尊し明遍上人住し給ひ法智坊には本願上人住しけるとそ又本願上人初は蓮智坊に住す人是を御庵室と云（今は行人坊に轉ず）後々は奥の坊經智坊等建立して意に任せて住し給ふと舊記に見へたり其後妙法蓮花の四坊は廢趾して唯智坊耳殘る是を摠束して五坊と云ひ又經智坊ともいふ建保五年行勝寂後貞曉上人讓りを受て一心院經智坊に住持す故に仁和寺院家記云く法印貞曉號鎌倉法印又號高野法印高野一心院被相傳云云又山史承久三年八月源義國以讃州中村郷被寄一心院經智坊云云但し是貞曉法印の住務中なり其後貞應二年貞曉又寂靜院及ひ丈六堂を建立す歷代編年集云く今年法印貞曉（源朝公三男勝寶院門主）高野山中建立寂靜院本尊阿彌陀三尊又造主丈六堂本尊奉納右大將家愛髮云云玆に知ぬ五坊一心院の名稱號とし寂靜院の名字は貞曉法印創建の砌りより始號することを又後伏見院正安二年七月十日　後宇多法皇高野御幸の時當院の舊跡を叩し食され　御震翰を染て寂靜院の勅額を賜ふ此時五坊一心院寂靜院交へ稱する歟故に舊き綸旨幷に武將御教書數通これあり其中或寂靜院僧衆中と充たるもあり又は一心院僧衆中と成し給ふも見へたり然るに近世或記に云

寂靜院ノ號ハ元是一心院谷丈六堂ノ號ニテ　勅額ヲ賜リシコト坏モアリ此堂退轉シテ今ハ此事ヲ今ノ五坊ヘ奪フカ云云

今聞く或記主世流布の緝錄をも知す況んや當山先哲の舊記秘錄等をや然して漫りに狂舌を揮て愚童を誣惑す是等を取て對論するに足すといへとも默する時は愚夫或は摩尼を擲て燕石を拾ふの誤ちあらんことを恐れ此に其一隅を擧て其他の杜撰虛妄を知せん五坊は則ち行勝の建立にして貞曉の前にあり寂靜院は貞曉の時より始りて五坊の後の號なること前に既に辨するか如し何そ丈六堂の號たる寂靜院を五坊へ奪んとせん哉可咲

開基

院譜に云く抽當院は隱岐入道明寂上人の開基次て行勝上人修禪の砌なり明寂上人は大江安成の息なり出家して深信なり虛空藏聞持の法を修して悉地を得小野範俊僧正に秘藏を受け大乘院良雅阿闍梨に法水を汲み山に登りて北室院良禪に密灌を受け一生の間永く穀味鹽酢を斷天治年中入寂す明寂上人の眞蹟秘密灌頂極秘印信等本院代々相傳して今に存と云云案するに明寂上人本院開基のこと舊記に見へす信堅院號記及ひ文明院家記は明寂上人最禪院を建立する由見へ又大定院をも建立の由記に見えたり然らは最禪院廢絕（此庵跡一心院池の東端にあり元樣の圓迫其築地殘れり今は亡す）し後五坊へ合するもの歟爾らは五坊の開基とは言ひかたし考へし

本願行勝上人

院號記云（信堅）一心院行勝上人建立云云文明院家記亦是に同し同阿彌陀堂同寶塔同人建立云云行勝傳記云上人法諱行勝號眞俊房攝州高木人舊記云下高木故宅猶存初垂髮事花藏院宮小字曰萬壽磨蠅染修學無倦受法常喜院心覺阿闍梨性堪苦行名區勝域無不踐歷蔓巖絕嶮常事勤念嘗嚴多禪居和州笙窟呼摩壇上感聖不動現童子形上人默祈願得見降魔相聖者忽現俱利迦羅身其精誠能致顯應如是從爾不復須穀味唯飯麥粟等乃至晩住此溪寂靜院（寂靜院行勝上人滅卻立也今傳記但從俟名耳）此地別構法刹殿塔粗滿池成一心字故人呼一心院云云上人常に雨を祈り病を祈るに効驗甚多し枚擧に遑あらす又上人の侍者二人あり隨力得善と云（古記云或は制多遮羅の化現と云ふ又前鬼後鬼ともいふ）每月晦日南山より京師に使するに時を過さす又筆の窟より高野へ來往するに剎那のうち也と云云又古老の傳に承元二年兩所明神上人の禪室に影向ありて更に氣比嚴島の二神勸請を託し給ひ天野の宮四社となり又上人四社の擁護神とならん事を囑託し滅後四社の傍に勸請し若宮と祝ひ奉ること天野の條下に出す但し行勝の傳記別にこれあり又諸僧傳等の中に載たり

鎌倉法印貞曉

舊記云本願貞曉法印者鎌倉右大將三男仁和寺勝寶院門主慕行勝上人之風猷登山云云又傳燈錄云貞曉初稱龍寬又曰千阿上人號鎌倉法印（乃至御勝寶華藏二跡遊東都西京西關道法王薨之時不屬仁和門主憤恐思而捐自院退閑高野山（中略）以花藏勝寶兩門主跡付屬弟子道勝○貞公在高野山慕行勝閑梨風猷云云又信堅院號記云丈六堂寂靜院關東大將法印御房建立也云云文明院家記亦此意也又東鑑云三月九日六波羅飛脚到來二月廿日仁和寺法印（貞暁）於高野御入滅云云是幕下將軍御息御臺所御伯父也仍御輕服之間入御竹御所云云同卷曰高野法印（貞暁）去二月廿二日被入滅訖其遺跡率讓補內府（實氏公）若公由相副

文書等被申送武州之間被領掌任讓狀不可有相違之旨今日有評定被御下知是備中國多氣臣勢兩莊和泉國長家莊伊勢國三ヶ山山田野莊等也云云又本院所藏貞曉法印影文云文治二年降誕建仁三年年十八祝髮修道慕行勝闍梨風猷棲息南嶺巖洞建保五年年三十二六月廿五日慶讃地藏尊影一千軀以賞勝之七々忌辰蓮金院惠智爲之導師承久元年公曉弘元師實朝二品禪尼聽政數誘招上人罷道欲立爲元師上人已視天下者若弊屣固謙素志不赴關左俄聞禪尼親迎狂駕山下自抹一目示不可復用雖箕潁之賓丹穴之士不多讓也貞應二年年三十八營構寂靜院于一心院池上安置彌陀三尊深契安養且造丈六堂納右大將髮髮於本尊軀中資其成覺也 中略 寛喜二年二月廿六日示滅寂靜禪房世壽四十八矣 中略 今據東鑑廿八歷代編年緝第廿七尚祚奧院輿廢記及蓮花三昧院所藏古記等舊記略叙行業云云

本尊彌陀三尊

運慶作

棟宇

七箇宇

本堂

南向本尊彌陀を安置す

護摩堂

南向不動明王大慈筆窟赤不動役行者の作長八尺靈夢に依て此に移し奉る又行勝自刻の俱利迦羅長九尺安之但し今は俱利迦羅所纏の劒のみ安置すと云云

主殿

東向

厨

同

表門

唐破風作

所化寮

二十六坪

寶庫

二戸已上寛政の圖

如法堂本尊千體地藏尊

貞曉法印行勝上人七々忌景の爲に建立して千體地藏を安置す今は廢す

清涼臺

貞曉上人鎌倉に請て十二人の時衆申證紀の南部莊を寄賜又三口の供僧を加へ備州の東山莊幷に讃の中村莊兩所を寄附す明寂上人の廟所此にあり今其舊蹟考に粗是を示せり今の大德院の西の方に有と見ゆ其後隆深教學房なる者此に住す此人所著の付法傳聞書あり清涼臺口訣と頭す一說に今の南谷教學院は一心院に在て此臺の遺跡と云

阿彌陀堂

文明記云行勝上人建立

經藏

花臺廟

貞曉の建立嘉吉二年啓白集 正智院所藏 に花臺廟之昔下給阿覺位之處點とあり天井有大梵字久被薰香烟故雖不分明此是推彼應花臺廟歟承元頃明惠上人登山棲息當院凝弘字觀有放光之端云云

大六堂

貞曉の建立前のことし

御拜殿

今は廢せり三代將軍 紹朝實朝兩家 御石碑の前に拜殿を建立す石銘磨滅す元錄年中南性院堯賢清淨心院の指圖に依て山上に廟遷す後月ならすして堯賢盲目となり清淨心院は死すと云ひ傳へたり御石碑今在于十輪院境內已上五所みな廢絕せり其後光嚴院御時如法經始行す此院卽ち御檀越として如法經緣起をなし下され緣起に御手形を捺賜ふ爾後金輪八代相續して御崇敬あり右佛餉料所綸旨數通あり將軍家尊氏より義滿公迄の御教書あり但し如法堂に於て不斷に勤修す其儀式最

他本院開基已來兩三哲創造の舊跡今他院の地となるもの多し枚舉に遑あらす

寶器毘沙門天

慈覺大師の作

如法堂本尊舍利塔

賴朝公御寄附其堂今本堂の後にあり寛政繪圖には如法上人堂とあり今は甚狹少なり

佛舍利

土御門院綸旨相副寄附せしめ給ふその文に曰く依增進律師願望於高野山一心院之塔內建立堂舍一宇安置佛舍利可勤行不斷如法經之由被聞食畢宜專佛法之紹隆奉祈聖祚之長久者天氣如此悉之以狀

文明七年五月六日　　右中辨 □判

增進上人之房へ 云云

如法經緣起一卷

後光嚴院御時如法經始行す此院卽ち御檀越として如法經緣起をなし下され緣起に御手形を捺賜ふ爾後金輪八代相續して御崇敬あり右佛餉料所綸旨數通あり將軍家尊氏より義滿公迄の御教書あり但し如法堂に於て不斷に勤修す其儀式最

も嚴かなり規則別にありその後所領等廢絶して今は漸やく一ケ院限りにてその規則を成と云ふ

勅額

寂靜院の三字　後伏見院震筆享保年間醍醐釋迦院前大僧正執奏に依て勅額等を　天覽に備ふ其時六條中納言幷桑原中納言等の書翰數通これあり

雨界曼荼羅

大師御筆

寂靜

二字大師の御筆

鍍一字塔

大師製造

不動尊

願行上人筆

釋迦畫像

名畫

寶珠大黑

佛工不知

十臂辨天影

大師御筆

藥師如來影

毘典子筆

毘沙門天

大師御筆

三十番神影

日蓮筆

當院山林證文　領地寄附院宣

數通有之

足利家御敎書

數通

太政官牒

一通

四條院御朱印

讃州四至

局方書通

數々有之

光明皇后御筆

一軸

台德院殿峯殿院殿崇源院靈牌三基

東福門院御建立

行勝上人影幷讃　貞曉同上

自餘聖敎書籍等枚擧に遑あらす

所領

高三十五石采地遠方村にあり但し是現に今の所領なり舊時貞曉法印止住の日は所領の地若干あり備中多氣巨勢の兩莊和泉國長家莊伊勢三箇山山田庄等な右所領貞曉遷化の後備勢泉の三國の莊園は內府實氏公に讓らるゝこと東鑑に見へたり前に引かし如し又延元元年大和國夜部莊寄附の古文書數通あり又承久三年讃州中村鄕を以て經智坊へ寄附するの本券あり

室下

六宇

妙智院

前の妙智等の坊號を院に改む

法智院　蓮智院　花智院　經智院　壽松院

如上の六院古への舊跡行勝上人開基と云云但し今は院今は院領坊舍これなし

已上上通

庫藏院

一心院より凡三町銀道の北に在り地形摠して五百十八坪九歩あり東に行勝の社あり南は銀路に限り西に山あり阿利帝母を勸請す是帝母院の本尊也北亦山を負へり此地舊と奥の坊と稱して行勝上人草創の地なり上人念佛三昧の時は此坊に住し無量壽佛を專念し給ふと云上人寂後貞曉法印移住し其次全海此の奥の坊念佛院と改め第四禪眞第五自明房第六旨心第七定詮上人相續す是應永年間の人也此以來此院廢絶す其後故有て屋敷を行人方へ遣はすかれ其地へ萬智院を建立す其後元祿年中彼萬智院廢寺に命せられ庫藏院へ賜はり依て西光院谷に在ける庫藏院此に移し來り已來相續して絕ることなし然るに此院度々の回祿に舊記廢れて先師詳ならす寬永年間勝賢と云人より過去帳に記す其行狀寂日等を具さに記さす

本尊藥師如來

定頼作

棟宇

八箇宇

本堂

西向
護摩堂
同上
主殿
南向
厨
同
長屋門　寶庫　鐘撞堂

所化寮
十三坪巳上寛政圖文化年中祝融有て再建全たからす
寶器兩界種子曼荼羅
明惠上人の筆
所領
高二十一石采地澁田村東西にあり
室下
一宇
帝母院

開基眞辨琳光房
院譜幷舊記云く師也州名手鄉人卽花王院覺海師之入室忍信定佛房入擅資而山中八傑隨一也述作書若干學者往々引用世不行焉正元々年第六十八世撿挍補任又弘長元年七月退職治山三年同八月示寂す撿挍帳及ひ名德傳野峯僧傳等に行狀を

次眞勢命終して葬雅亦快甚に讓る此時本中院に在寛永年中大塔再建の時擅上火除の爲に其邊の小坊を他院內に移す故に當寺與山寺の前に移其後亦西光院谷に移し所領等庫藏院に合せ附す此時本尊訶利帝母を龍光院へ預け置今尚正月には備餠油料を贈ると云ふ元祿年中此地へ移住し院號のみ本院に殘りて坊跡所領共に廢す寛政年中室下に屬す此院所領元と二十石ありと云云

末寺
山城二十三院（孫末五ケ寺）攝州三院
巳上中通

十輪院
本院もと南谷にあり次に元祿年中寶幢院谷に移り後亦今の地に住す此地不動堂の乾凡二町路の左にあり地坪合して百七十四坪七步二厘なり

開基眞辨琳光房
院譜幷舊記云く師也州名手鄉人卽花王院覺海師之入室忍信定佛房入擅資而山中八傑隨一也述作書若干學者往々引用世不行焉正元々年第六十八世撿挍補任又弘長元年七月退職治山三年同八月示寂す撿挍帳及ひ名德傳野峯僧傳等に行狀を載たり又文明院家記には殿日房阿闍梨頼全といふ孰れか是なることをしらす但し此院天正巳前迄は小集會五箇院の隨一也

本尊地藏菩薩
高祖大師の作南谷六地藏の隨一なり院跡考に曰く殿日房信敬の尊なり或時住僧の刀難に代ると云誠に靈威不思議の尊像なり

坊宇
五十七坪南向
長屋門
十七坪東向
寶藏
一戸巳上寛政の圖記に依る文化年中類燒再建未全

所領
高拾石但し明和巳前は二十石領す然を安永年中拾石を減して清淨心院室下の五箇院に配分すと云ふ

阿光院
此院十輪院の乾方路の左にあり其地合して百七十四坪七步二厘なり境內茶木あり是明惠上人所住の時槻尾山より移し栽たり又文明院家記には殿日房阿闍梨頼全といふ孰れか是なることをしらす但し此院天正巳前迄は小集會五箇院の隨一也

本尊地藏菩薩
高祖大師の作南谷六地藏の隨一なり院跡考に曰く殿日房信敬の尊なり或時住僧の刀難に代ると云誠に靈威不思議の尊像なり

坊宇
五十七坪南向
長屋門
十七坪東向
寶藏
一戸巳上寛政の圖記に依る文化年中類燒再建未全

所領
高拾石但し明和巳前は二十石領す然を安永年中拾石を減して清淨心院室下の五箇院に配分すと云ふ

阿光院
此院十輪院の乾方路の左にあり其地合して百七十四坪七步二厘なり境內茶木あり是明惠上人所住の時槻尾山より移し栽たり又文明院家記には殿日房阿闍梨頼全といふ孰れか是なることをしらす但し此院天正巳前迄は小集會五箇院の隨一也

本尊地藏菩薩
高祖大師の作南谷六地藏の隨一なり院跡考に曰く殿日房信敬の尊なり或時住僧の刀難に代ると云誠に靈威不思議の尊像なり

坊宇
五十七坪南向
長屋門
十七坪東向
寶藏
一戸巳上寛政の圖記に依る文化年中類燒再建未全

所領
高拾石但し明和巳前は二十石領す然を安永年中拾石を減して清淨心院室下の五箇院に配分すと云ふ

阿光院
此院十輪院の乾方路の左にあり其地合して百七十四坪七步二厘なり境內茶木あり是明惠上人所住の時槻尾山より移し栽たり

二世明惠上人
院譜に云安貞二年貞曉栂尾明惠上人を咀請して此院に住せしむ上人所住の間た柱に倚りて阿字觀を修行す其頭痕柱の半はに殘る又天井に廿五菩薩の種子あり明惠上人の書給ふ（存す歟）處なりと云ふ院宇類燒の時灰燼と成りぬ今猶五六枚を或說に曰く此院は卽ち花盛廟と云し坊なりと又院跡考云承元二年明惠上人故鄉州在田郡內崎山村創一宇釋迦入涅槃日摘衆花藥供釋尊以爲恒規同四年涅槃會後歸栂尾之次住此院一夏中凝阿字觀法時々有放光奇瑞其舊跡號阿光院云云

本尊阿彌陀地藏尊
二軀春日の作

坊宇
五十六坪二步五厘東向

東門

裏門長屋

十坪

寶藏

一戸

什寶放光阿字

大師眞蹟今亡失す

南界種子曼荼羅

明惠上人筆

五色佛舍利

明惠上人感得

般若心經

石山內供奉淳祐筆今はなし

末寺

江州一院

所領

高三石采地澁田村にあり

已上學侶院跡

錄外

行人方　上通二院中下通合十字

同

非事吏方　四箇宇

紀伊續風土記高野山之部

卷之十九

寺家之九

廢院跡

廢院跡

此中寺院坊號百四十七宇堂號等にて住坊なるもの六宇塔十九基堂等十八宇經藏四宇寶藏一宇澤一ヶ所未勘一ヶ所社一宇通計百九十八の廢跡あり

西院谷

心王院

文明年中院家記に西院聖道南北心王院正圓建立今無とあれは廢趾なること知へし此院內に心王院二宇あり開基も隨て異なり其一院は廢絕上の如し其一院は元祿の頃まて普集院の前東にあり（正保繪圖）然るに元祿年中行人寺廢寺の時谷上金剛院の寺跡を賜て彼こに移り住して今尙あり

寶藏院

文明記に智乘建立といふ今院宇有ことなし今寶性院室下に此名ありこは智乘建立の院跡なるや詳ならす

寶生院

文明記に西院谷寶生院龍劒般若房阿闍梨と云今は廢せり按に南谷寶性院は法性房阿闍梨建立なれは別なるへし

尊勝院

文明記に西院谷尊勝院定賢阿闍梨建立といふ撿校帳を閱するに撿校頼應撿淨房撿校慶意行覺房執行代弘憲善空房等何れも尊勝院とあり又慶長八年十一月十六日の西南院讓狀に讓與尊勝院秀辨御房とあり然れとも尊勝院號外にあれは孰れの尊勝院の住務を指や考る所なし

三寶院

此院文明記に覺能惠大房入寺建立とあり今廢してなし北谷にある三寶院とは別なり彼は同記に和泉の阿闍梨明珠房源空建立とあれはなり

大恩寺

文明記に大恩寺明賢道勝房撿校云云然に撿校帳を閱するに明賢撿校の名見所なし正和二年八月　後宇多法皇御幸記を

考るに同十四日山王院拜殿に於て器盃の垂髮を撰て問答講筵を開き給ふその時の精義者大恩寺丹生松童子問者釋迦文院松千代童子等凡て十一人と見ゆ然るに何の代よりかこの寺麿基なるや地所又考へかたし

蓮生院

文明記に蓮生院蓮生建立とあり今蓮花三昧院室下に此院號あり屋敷彼院の上に在但し此院と同異考る處なし

觀音院

此院又文明記に常賀建立金堂と云院跡詳ならす但し祓川道の東に同名の行人坊あり常賀建立の時より由來する歟按に金堂とあるは金堂の承仕を勤る者の願主となりて建立せし故に爾云なるへし圓福院は金堂承仕得淨建立とあるも承仕得淨布金の勤をなして寺僧の院を建立せしことなり下條に承仕等の建立てふものは皆此例也

福藏院

文明記に福藏院經隨承仕とありこは建立者の名ならん此院宇廢して其地所も詳ならす

智明院

松橋流の灌頂雜集六卷あり其奥批に正應六年癸巳春之比於金剛峯寺西院之內於智明院記之金剛佛子隆圓生年七十六とありて淨眞上人也と後人注せり此隆圓淨眞上人は賢全の附法にて松橋の正系なれは智明院跡頗名家なるへし文明記に智明院隆圓淨心上人建立と云心眞の二字音通にて書記せるならん

寶藏院

文明記に行達建立といふ西院谷に此院號二字共に文明記に見ゆ共に開基の人異なれは別に記す此谷に寶藏院てふ寺號なければ廢絕しけるものと思る

金剛定院

文明記に宣陽門院御願承久三五供養之とあり信堅院號記に金剛定院宣陽門院御願也供養導師覺海と云納帳目錄（寶簡）に金剛定院證文幷宣陽門院令旨二通寬元四年五月御影堂目錄に載す然るに山史に供養導師撿挍定禪とあるは其據をまらす或は金剛乘院ともあり後光嘉院と改とも云（按に金剛乘院は本中院谷道北裏假記井文明記共に紫金臺御室御建立とあれは別宇ならん）

同塔

此塔も文明記に大和前司建立今無とあれは何の比まて存せしや詳ならす

南谷

遍照院

此院信堅記に宗賢智慶房建立也奉寄進　鳥羽南御願也とあり文明記にも南谷道南遍照院寄進　鳥羽院御願炎上後勤有東塔仁平元年十二月十六日撿挍智處房何闍梨宗賢建立といふ（宗賢の東南院の一代傳記別に在）今遍照院は金剛三昧院別號なりと寺傳す（此後伏兒院御置論の遍照院を彼院佛殿の額に給より轉與し此佛殿の本尊は高祖遍照金剛なれはなりと）此遍照院勅額今に秘藏して彼院にあり南院所藏の血脈記に實融證道上人の附法に能秀生信房（光勝寺阿闍梨）於遍照院最初授之（色衆十二人本寺宿老）此を始として都合六十三人同院に於て授け畢とあり又定融空居の兩人は金剛三昧に於てこれを授くとあり又彼院譜に弘尊上人の時應永三十四年正月五日從當院乾所化寮放火院家伽藍皆以回祿遁所佛閣塔一基經藏一宇遍照院一宇而已とあり然らは合せ稱する遍照院は彼院內にありと思る今に遍照院は南谷今の覺海祠の下淨菩提院の南發光院の邊となるへし撿挍帳に（正智院藏）永享五年潤七月三日山民共谷持南明院放火大略燒亡遍照尊院十輪院（今の淨菩提院）發光院遍照院功德院等の十宇燒殘るとありかゝれは遍照院の所在今發光院近所なりと思る今地藏院室下に遍照院ありこは屋敷も往生院にあれは別院なるへし

得達金剛院

文明記に得達金剛院親圓本乘房とあり然に撿挍帳に得脫金剛院親圓本乘房正和元年撿挍補任すといふ（按に文明記に谷上院の部に得逸金剛院親圓喜曾正建立今亡南谷號渡とあれは親圓の時代既に南谷へ渡せしならん誤寫附正は長者補任に仁安三年十月五日高野拜堂嘉應元年三月十四日　上臺高野即初渡と達の字と脫の字と相違あれとも音通するゆへに別院いふ）には非へし

藥師院

文明記に藥師院法命上人建立今無とあり舊趾考へ得す

功德院

此號文明記に蓮指建立とあり撿挍帳（正智院藏）永享五年閏七月山民とも南谷放火せし時この功德院發光院等十宇燒殘とあり是は櫻池院に隸する功德院ならん天文比の古文書櫻池院に所藏す

阿逸多院

道範の手錄に阿逸多院の號見へ文明記に阿逸多院叡譽建立といふ撿挍帳に阿逸多院弘惠善空房文明元年撿挍補任治三年とあり

光明瑞院

此院號地所考る處なし文明記に光明瑞院今無とあり

法身院

文明記に寛秀阿闍梨建立にあり地所等詳ならす

智積院

文明記に智積院光輪房阿闍梨定覺建立といふ今清淨心院谷に此號の寺あれともこは天正年中根來學頭來遁して建立する所といふ故にこれに異なり

世尊院

文明記に世尊院長等圓瀧建立とあり此圓瀧房は當山第八十七世の執行代を勤仕す其後隆喜觀長房撿挍に任すと見ゆ今寶塔院室下に此號存す此と同異詳ならす

安養院

文明記を考るに安養院てふ號凡て五ヶあり封地も隨て別なり現存の寺小田原行人坊に一あり餘は悉く廢壞す但當谷の安養院は能尊上人建立今無とあれは既に文明の比廢してありけるならし

同堂

文明記に衆譽建立今無といふ

澤

文明記に南谷內澤道南勸學院敷地歟修理大夫俊綱朝臣子也とあり血脈抄（高雲院所破）に行意（但馬律師又號淨律師伏見修理太夫俊綱息云云叡尊に淨者高野山食堂衆名也）とあり御手印緣起（第一第四）繪圖に大塔の巽に當りて食堂見ゆ計るに今の持寶院靈山院の境內に當るへし古老の傳へにも此地は澤の僧坊の墟なりといふ

光蓮院

文明記に光蓮院念寶建立今無とあり舊くは此院に塔あり是又同人建立今無寄進長嚴僧正とあり敷地等共に考る處なし

上生院

文明記に菊萬承仕建立といふ今の南院の地なり元祿六學侶行人入替帳に南谷學侶南院同行人上生院へ移し上生院は潰寺にすといふ其曆代折負等今尙南院にありけるとそ（天正治亂記を撿るに上生院は行人坊なり軍功によて多くの山林を賜其山林等相之浦境並柵迄なりこれ亦南院に傳持すとそ）

醫王院

文明記に院名をのみ載て開基由來を記さす按に此院は中古行人方に轉變し元祿入替帳に學侶方南谷菜泉院同谷行人方醫王院へ移し菜泉院明地にして院內中の父用心の爲にすとなり又明和の差出に菜泉院は元來南谷にあり先年行人方御潰寺之內南谷醫王院の寺屋敷を申受て移住すとあり

則心王院

文明記に院號ありて來由を記さす快英考に今なし

勸修院

此院又文明記に院號のみ記せり同記の考按（快英）號勸學院とあれともこは思ひ違へなるへし金剛三昧院の譜に良俊空法房弘安三年より寺務七ヶ年間被造勸學院勸修院畢とあり金剛三昧院草創子細卷（讀賣間古文書）に勸修院同可爲當院沙汰子細事右佛立敎相只爲修行也空滯文字學豈免數寶之譏哉卜閑寂之地以勸精進之行云云又云勸學院可爲當院管領子細事右勸學院者三寶惠命久續龍華之三會（中略）且爲興菩薩門葉此偏佛祖與法素意菩薩在定本誓也といふ此等の古文書を考るに勸學院と別院なるへし

中善院

文明記に院號のみを錄して開基等を舉されは考訂する所なし

谷上院

安養院

文明記に谷上院道北安養院良智建立同堂とあり院跡廢頽して考る處なし

金剛心院南塔

同北塔

此南北兩塔陳跡の事金剛心院條に具錄す

大悲山院

此院文明記に但馬法眼建立今無とあれは文明の頃早へも廢してやありけらし

蓮證院

文明記に蓮證院寬禪建立今無とあり是亦上の辨におなし

佛土院

文記明に佛土院今南坊云撿按惠信房阿闍梨建立良禪墓所とあり（快英云未考其所（正覺院地歟と云云此正覺院今の知足院の地なり）按按帳に乾元二年二月高園院禪定殿下御參詣御經供養時執行代替覺雅理月房佛土院とあり又金剛心院卷（續賣筒）に文明十七年湯錢勘錄狀に三百九十五文利六百七十文佛土院といふ其後は廢せしや考る所なし

普光院

此院宇も今有ことなし文明記に範意覺信房建立今無とあり

內證上生院

文明記に內證上生院賴喜僧正塔とあり諸堂舍建立記に此院

者圓成寺前大僧正禎喜依有宿願雖令建立卽以治承二戊戌十月七日寄進　後白河院御祈願所也永曆年中被遂供養了當山檢挍禪信爲御導師とあり又醍醐雜抄云治承二年十月五日左頭中將定能入來云自去月廿日於禁裡閑院二七ヶ日之間依天變御祈以大僧正禎喜（法務東寺長者年八十）被行之今曉熒惑出大徹仍被仰勸賞所建立之高野堂號內證上生院以件堂爲御祈願寺可寄置阿闍梨三口之由申請然而一口有裁許御加持之時仰其由了云云又長者補任にも禎喜仁安三十月五日高野拜堂治承二年十月七日高野山內證上生院爲公家御祈願所被寄置阿闍梨三口了とあり此院跡詳ならす院跡考に南谷大師堂に移すとあれとも其據なし

同塔

文明記に頼喜僧正塔とあり然れは此寺別に寶塔ありしと思る

得脫金剛院

同記に得脫金剛院同人建立今無南谷へ壞渡といへれは彼谷得達金剛院と同なる歟委く彼條に記す

遍智院

文明記に任祐法眼建立今無勤在內證上生院とあれは共に詳ならす

眞言堂

文明記に眞言堂檢挍解脫房阿闍梨良禪建立大師御跡といふ血脈云定賢成宗房正智房入室仁平元年十月廿七日於眞言堂受灌頂式衆十八人（成宗房正智房共に正智院一也）とあり秘記（南院所錄）奥書に高野山於谷上眞院言書寫了天文二年癸巳九月一日備州住榮眞云云金剛峯寺秘密記後批に天文十五年丙午臘月二十三日於高野山谷上眞言院法印空音寫焉畢とありこの院跡今北室院室下に屬してあり列名記明和差出に往古は谷上西禪院本堂邊に眞言堂といふあり後眞言院とあらためぬ然にこの眞言院金剛頂院の室下となりてありけるを良禪師所住の御跡なるを以長壽院と替名して今は北室院室下となれとも坊跡あることなし谷上院々主坊古文書に穀屋々敷を眞言屋敷といふとなり

同慈氏

文明記に同慈氏同人建立とありかゝれはこれも良禪師の建立と見へたり今は廢趾せり

同塔

文明記に同人建立といふ

孝養院

文明記に檢挍覺俊房僧都源建意立とあり覺俊房は當山檢挍に任し蓮金院一代たり正和二年　後宇多法皇登御の時左學頭にて恩賜を蒙りし人なりとそ

蓮乘院

文明記に長任蓮日房永仁比の人とあり檢挍帳に長任は泉州宇多人永仁元年檢挍に補任し又辭職の後復任すと見ゆ諸堂社建立記に蓮乘院者良弘法印建立也而安樂寺別當法印定圓令寄進　北白川院御祈願所とあり（按に良弘は再建者ならん歟檢挍帳を考るに永仁六年檢挍に補とあり　北白河院は女院小傳を按に後高倉院の后名は陳子厚德元年崩御と見ゆ）金剛心院卷（缺實簡）文明十七年五月勘錄狀に金剛心院幷湯錢參貫八百廿三文利分八百廿三文蓮乘院とあり其後院宇なきにや見る所なし

本中院谷

遍明院

文明記に遍明院幸賢具禪房建立とありこの谷また外に遍明院てふ寺あれとも彼にことなりこれは廢しかれは存して今尙あり

光明寺

同記に光明寺寬遍僧正建立とあり信堅の信號記には光勝寺といふ乾元二年二月高園院禪定殿下御參詣奧院御經供養請僧內能秀生信房光勝寺とあり（此能秀は實融經證房附法也或血脈に能秀生信房光勝寺といふ　檢挍帳本に正智）永享五年下僧合戰時本中院谷放火唯明王院光勝寺二宇許相殘とあり

同塔

文明記に同塔同人建立とあり

同堂

此亦同記に同堂定遍僧正建立とあり此記の考への本には同堂寬遍僧正といふなれは孰か是なる決しかたし按に寬遍は久安年中の人なり長者補任に中宮大夫源師忠息寬雖僧都入室弟子寬助灌頂資保元々年四月廿九日高野大塔供養導師勤之安元々年卒とあり定遍は安元二年より東寺長者に任し平治元年權律師に任し高野一切經藏供養事師なり文治元年十二月卒號尊勝院寬遍前大僧正入室弟子左馬頭顯定息と云

尊勝院

文明記に中院道北尊勝院左衞門通秀建立といふ諸堂社建立記に尊勝院小松殿禪定殿下俗名基房御願塔也とあり此院號西院谷にもこれあり彼は定賢建立とあれは別なるへし檢挍帳に尊勝院の住務五六輩見ゆ何の尊勝院なるや辨別しかたし今又西禪院室下にも尊勝院てふあり此も何より由來するや詳ならす

勝蓮花院

信堅記に高野御室覺法親王之御建立也　白川院第四皇子也師子王御室或勝蓮花院御室云云文明記にも同くこれを記す

仁和寺御傳に天養元年甲子十一月戊午高野御庵室移此御所

貴志友兼造進也又云覺法親王仁平三癸酉歳十二月六日庚申御入滅（六十三）依御遺言於高野山勝蓮花院被行御葬禮儀八日御葬送といふ（院跡考に據るに今の興山寺後山を勝蓮花峯といふ又峯の四に谷あり卒の谷と云親王葬送し奉よりのことなるへし）舊貫を考るに勝蓮花院にて先德輻輳して宗義釋論の御談議ありしこと古論草の奥批に散布す縷に錄出するに遑なし

同　塔

文明記に同塔同御建立被安置御遺骨とあれは是又親王の御建立なるへし

御經藏

文明記に其所由を載されとも勝蓮花院の經藏なるへし

金剛乘院

信堅記に紫金臺御建立也（御室覺性本名信法烏羽院第五皇子也依云五宮）とあり文明記もこれに同し（御室御傳云紫金臺寺御室嘉應元己丑十二月一云云院跡考に十一日寅赴御入滅（四十二）葬長和親王御崩）初金剛乘院（或金剛定院とも書）後改名光臺院御室とあれとも五の室と此院と相隔こと凡十町許又金剛定院は西院谷にあれは是は思ひ違へなるへし

御經藏

文明記に御室建立安置北院御室御骨とあり（快英考に守覺親王歟といふ是は然もある（へし仁和御傳に守覺初號守性後自川院第二皇子建仁二壬戌八月二十五日入滅（五十三）喜多院御室とあり）

同又丈六堂

信堅記に金剛乘院北室御院守覺御建立也勝蓮花院被移立とあり文明記又同し

一室智院

文明記に院號を記して其由來を錄されは考に處なし快英考に勝蓮花院より玆に至まて興山寺の境地になれるといふ

大傳法院

文明記に大の法院正覺房上人覺鑁建立寄進　鳥羽院御願とあり信堅興記廢に　崇德院御宇大治五年覺鑁上人高野山內建立二間四面堂宇號傳法院太郎寺建立已後二百八十餘歳長承元年改造三間四面寄進　鳥羽法皇御願といふ按に今の寺嚴寺の境地は傳法院舊趾なり委曲彼條下に具すれは此に略す

覺皇院

文明記に覺皇院淨法房上人兼海建立爲　近衛院御願とあり（諸注山東澁田とあり此は領所なり）靈瑞緣起に覺皇院本堂東方近衛院御願兼海上人建立（浮法房院主也）八角二階五間四面玉樞九複花皆銅也內陳四本柱一本各用途千石都合四千石也一本三面月輪皆銅輪三十七尊其輪內有繪々師託間爲遠（法名勝法師印）未申柱繪三度洗落兼海上人云造作云繪骨拔群之仁也兼海云彩具用途者兼海沙汰也手間强不可惜之由被切勘之間繪師殆有落涙之氣云扉高欄等如法朱漆水金皆上浮出見云云自王城南無比類之由華夷令讃歎了珠玉營堂唯佛界金銀纏閣笑人門見番匠繪師等各申云此御營作之間其道骨法一膝能上云云伊豫國高田庄當院寺領也雖然眞光院座主之時被沽却了已上此院も傳法院の塀內にありしと見ゆ靈瑞緣起に傳法院塀內都十三宇とあり今悉く廢墟となれり

塔

文明記に傳法院座主覺深僧都寺務之時建立今無とあり傍注に岡田と云るはこの庄塔の所領の故なるへし

不動堂

文明記に聖順房建立今無とあり靈瑞緣起に本堂西角丈六不動尊東西角安置珠勝二天像當山一番像也若傳法院立中門者其時可安置之料也

同　塔

文明記に後僧正眞然御廟とあり靈瑞緣起に本堂北聖靈堂（眞然僧正廟院也略）當時多寶塔也謗難之輩少々有之歟其故叡山橫川僧正廟當山奥院此外所々多分者如奥院又此廟塔往昔如奥院何及當時可然哉云云眞然僧正遺告曰我有甘雨普潤誓願高岳可點墓所云云往々當時聖靈者相叶彼誓願歟といへり今の營作しからす別に記あり

護摩堂

文明記に建立者を記さす此記考本に今も青巖寺後の山腰に其墟あり靈瑞緣起に護摩堂一宇不動堂西大傳法院塀內一十三宇內是等也とあり

寶　藏

靈瑞緣起に寶藏一宇本堂艮垂本是大安寺經藏正是高祖大師御作也大師云大安寺是我祖師道慈律師掌地被造立是祇洹精舍之業也云云是故大師手自取錍令造立給也然彼寺執行沽却傳法院本願上人畢仍大安寺執行被流罪之由自南都聞申公家之處聖斷云彼經藏者本是弘法大師作云云時綠令然還著本人不及力子細也云云仍遠流刑了十二月晦日一山老若皆詣此寶藏正是頂戴板敷等之例也頂戴之輩明年遠溫病之効驗必定有之故塀內之寶藏也云云按に信堅記文明記等に此事漏らせり

傳法院燒却の時定めて此寶滅も烏有となりぬらん惜むへし

五之室谷

平等智院

文明記に平等智院宮法印無性建立移得法院房西とあり其舊趾を尋ねす

最禪院

信堅記文明記共に明寂上人建立とあり（明寂傳別にあり）

平　等

文明記に平等と二字を記して來由なし其所以を詳にせす

光明乘院

信堅記に光明乘院北院御室之御弟也後高野御室道法之建立とあり文明記には長者僧正道尊建立承久二二十二供養之といふ（按に長者補任に僧正道尊承元四年十月廿三日高野拜堂承久二年二月十二日金剛峯寺新建立堂遂供養安貞二年八月五日卒（五十四）號西院三條宮以仁御子二品親王（守覺）受法灌頂弟子云云）

大定院

文明記に大定院明寂建立とあり今廢墟となれり

長遷法眼堂

文明記に三宮從御室令揚御被申給也とあれとも共に以考る所なし（此記文誤かたし追考すへし）

大日寺

文明記に大日寺葛木工先達還勝高藏建立とあり快英考本に元在千手堂西山際今無といふ

安養院

文明記に院號のみありて來由を闕よて考へかたし

淨菩提院

同記に淨菩提院玄堂阿闍梨建立とあり快英考に現存の淨菩提院とすれとも本院記に西院谷淨菩提院大如房阿闍梨聖圓建立と別に記せは同院ならさること決なし

同　堂

文明記に少市入道建立元仁二四四供養導師撿挍宗禪とあり舊跡考へかたし又同堂二字あつて建立者等別なれは各々に錄出す

同　堂

文明記に同堂爲納少市入道骨平田入道等建立安貞二六月供養導師明任撿挍證光房也とあり快英考に堂を塔に造れり（按に明任は正智院一代嘉祿二年に撿挍に補任し安貞二年にて治山三ヶ年に及り）

修學院

同記に修學院勝義房嚴意建立とあり結網集に修學院印俊宇體日有學行義擧代良殿爲學頭といふ蓋し西院谷に此院號今尙あれとも此と異なり彼は元谷上にありて金藏院と號せしを享保十九年に西院谷に移して修學院と改むとなり（修學院禮井に院領銘（天和年間）に詳なり）

一心院谷

一心院

三部大經緣起に高野釋迦南院賢重順寂房奧疏讀下一心院敎學上人媒讚岐國下向於誕生院宿範法印傳之云云眞言敎相興起傳來には一心院隆深敎覺上人云人讃州善通寺宿範弟子也住高野山一心院性靈塋就玄海信日覺阿深意等諸師習學賢重順寂房此弟子也といふ此意一心院は總名なる歟今は谷の號とす信堅記文明記には一心院行勝上人眞俊房建立とあり（此一心院の考へ五坊の下に委て云れはこゝに省きぬ）

文殊院

文明記に文殊院光淨房覺順建立とあり快英考に今亡とあり

隆照塔

文明記隆照塔高法眼相傳といふ

勢至堂

同記に堂號のみ祿して由來を記せす

塔

同記に峻河入道建立元仁元月日供養導師撿挍宗禪とあり此舊趾未考へ得す

金光院

同記に院號のみ記して來由なし今此院内に金光院と云行人坊同異考へ得す

地　藏

文明記に地藏と許りありて來由なし

道阿彌堂

文明記に道阿彌堂自願とあれは道阿彌の建立せしならん

千手院

千手院

文明記に千手院道北奧化千上人建立と云信堅記には紀千上人とあり靈瑞緣起に千手院者北築上人建立此千手院云云とあり（委くは千手院谷盤含の部に云）

同阿彌陀堂

文明記に名のみありて來由を闕

同　塔

文明記に同塔前摠在廻經緣建立とあり快英考に御堂の鳴瀧候人歟といふ

菩提寺

同記に菩提寺西遊房阿闍梨祐源建立寄進御室御祈願とあり快英考へて寺を塔とす今亡とそ

最尊院

同記に院號のみ記せり

東別所

同記に東別所道北とあれとも東別所は地名にはあらさるへし結綱集に東別所忠俊字道悟所住之坊號東別所昇學頭職位一時學匠とあり（按に此東別所殿して後其あたりを地名とし東別處と呼ならん文明記に東別所道北を云か如し但し住古八別所と呼院數多あり仍東別所中別所新別所なと品々の分ちあり五院草創に具す）

同　塔

文明記に同塔同人建立とあれとも此同人詳ならす

迎接院

文明記に迎接院式部僧都元任建立とあり快英考に今亡とあり南院室下の迎接院に異なり

同　塔

文明記に同人建立とあれは元任の建立なるへし

奪勝院

文明記に奪勝院聖俊阿闍梨建立といふ同記快英考に御願主松殿禪定殿下基房と云又勝を誦に作る

摩尼珠院

文明記に摩尼珠院眞我建立といふ

最勝院

同記に最勝院三菩提建立とあり

上乘院

同記に上乘院五辻齋院御願とあり

同　堂

文明記に大義房學頭院立とあり同跡考に同堂傳法院學頭大義房建立之といふ

盧舍那院

文明記に道南西光院鎭西京遲上人建立塔盧舍那院同人建立とあれは京遲上人建立せしならん

大日院

同記に土御門内大臣親工爲也已愚通藥師建立爲順見房後移立中院也今無とあり其地所考へかたし（此記文讀かたし但一本に爲也を從世に作る道考すへし）

無量光院

文明記に檢挍摠持房行惠建立といふ院跡考に行惠建立の無量光院を西院谷に移今現存すと恐くは誤りならん西院無量光院は良琳の建立とありて文明記に二字各別に記す

定禪院

文明記に寂光房明任建立とあり舊趾詳ならす

寶生院

同記に佛殿房阿闍梨聖心建立とあり此號今無し

地藏堂

文明記に地藏堂在西光院内安千躰地藏とあり堂跡今廢せり

佛寂院

同記に土衆建立と云土衆考る處なし快英考に土を上に作る其所由知かたし

悲願院

文明記に百門上人金了居住といふ院跡考に今西谷入口在大師堂爲檢挍支配堂蓋中世令展轉歟となり

西尊院

文明記に西尊院信曉建立とあり舊趾考へかたし

理心院

同記に祐盛建立とあり是亦考へ得す

滿願院

文明記に滿願院琳慶建立と云快英考へて今亡とあり

千光院

文明記に開基を記さすして近來以此堂爲本所といふ其所由詳ならす今淨菩提院室下に此號あれとも同異辨知しかたし

同　塔

同記に同塔今無とあり

四十九院

同記に四十九院墩渡五室了菩提院と云り（按に五室に菩提院の號文明に見へす但し淨菩提院の號あり是を指ならす又了字解かたし）

九躰阿彌陀堂

文明記に永嚴法印建立頽倒了といふ

小田原

月輪院

文明記に小田原道南北月輪院入道小將公房法名成覺建立奉爲安置高口殿御骨とへり

花王院

同記に花王院勝行上人建立といふ同記に南谷にも此院號あ

りされとも開基既に別れは彼とは異ならん

正遍知院

同記に正遍知院本佛房上人覺空といふ快英の考に今亡とあり蓋く廢趾せしものと思る

慈願院

同記に忍辱山寛遍僧正といふなれは此師の建立所住の處とそ

安養院

同記に勝覺阿闍梨建立とあり快英考本朱書に醍醐勝覺暫來住今亡といふ

金剛手院

同記に金剛手院伊豆法眼建立性苑山籠修造之とそ考本今亡とあり（按に此院大記に谷上に金剛手院あり同異追考すへし）

遍王院

文明記に遍王院藏公阿闍梨居住被移別所寄進花山院大相國とあり

經藏一宇

同記に仁和寺圓成房俊建立御室御願とあり

地藏堂

同記に阿彌陀房蓮也上人建立と云蓋趾詳ならず

上品院

同記に上品院良海建立とあり

清淨金剛院

同記に禪林寺入道太政大臣建立といふ院跡考には今亡爲金剛三昧院境内也とあり結網集に清淨金剛院良殿を根嶺の部に列ぬ本朝僧傳には紀州高野山沙門良殿從賴瑜習修密法十五年間不離左右嘉元二年爲傳法院學頭延元元年九月五日卒とあり（按に此院ハ笠山に於ては末寺の一院なりしに正應元年傳法灌頂二字なき根嶺へ引となりし委くは賴瑜の傳并に撿挍帳にあり此時良殿も隨遂移住せし故に根嶺の部に列ぬるならん）

敎王院

文明記に敎王院傳法院學頭智融建立とあり結網集に敎王院玄雲字日成房繼修學院印俊補學頭とあれは蓋く此院宇あり今は廢せり其年曆詳ならす地も亦考る處なし但現院家に此號西院谷にあれとも彼は舊瀧藏院と云しを天正年中喜藏院と改め同廿年に又改めて敎王院と云とあれは此と異なり

同　塔

文明記に同塔同人建立とあり

迎接院

同記に迎接院とのみあて開基を記さす結網集に迎接院順繼和尚字勝圓賴瑜法印の嗣に依て釋論勘劣向勝不退門の廣短冊著述の人也とあれとも此同院號文明記に三四箇所見ゆれは順繼の所住又決し定めかたし

往生院

往生院

文明記に往生院願主不尋云云灌頂院建立次造營之とあり快英考に大御室資敎尋覺とあり血脈記（根池院藏本）に御室性信親王附法敎尋高野往生院阿闍梨治曆五年正月十四日壬午（脫一日一）於北院授之とあり（按に灌頂院草創は應德二年性信親王御願也親王薨御の故に觀音院覺窓これを監護して造建するなり此建立の次とあれは應德三四年の建立なるへし）

成就院

文明記に僧正兩人とあれとも詳ならす

大福院

同記に大福院鋭智房住といふ

慈成院

同記に琳曉慈成房建立炎上之後構小堂安佛像とあり

常住金剛院

僧堅記に醍醐僧正勝寶建立とあり文明記亦之に同し院跡考に院宇今亡覺洞院僧正勝賢建立建久四年六月登山住西谷庵此庵跡號常住金剛院住山中授法秘抄裏書云建久六年於往生院西谷授秘抄於範賢と云貞應談議記の後批に貞應元年八月四日於高野山常住金剛院僧房談之畢其徒衆者證遍源朝（已上山僧）法性道範尚祚（已上入寺常住院御影供衆也）等也皆是密藏積功當播譽之輩其外隆昭已講又攝其席（中略）隱老心圓と云其後興寶俊寂房なるもの此院に住せしにや撿挍帳に常住金剛院興寶俊寂房とあり此等の先德の所住の坊跡なれは實に是名室と云へし惜哉廢趾して今はなし

同塔

文明記に常住金剛院同塔とありて來由詳ならす

西方院

同記に西方院智花建立とあり

證觀上人堂

文明記に證觀上人堂或大橫山建立とあり今は廢頽して地所詳ならす

極樂院

同記に極樂院入道心月房覺蓮俗名和泉前司隆行行建立とあり

堂

同記に西修房上人建立となり

月上院

信堅記に大乘房上人諱印建立奉安置六條殿御骨とあり文明記も亦同し靈瑞緣起に覺鑁上人一宇建立祈念仍淨法房院主大乘房青蓮房各勤修下動供セシムト也又云本願上人去往生院之居所移住西谷得中別所之長智大蓮坊住房所被運渡也件盛者當時月上院是也と此院にも寶塔ありしにや信堅記文明記ともに同塔佐々木中務建立とあり

最尊院

文明記に最尊院西法房上人建立とあり同記の考本に西修房に作る孰れか是なるや

經藏

文明記に隆海法印建立了容嚴藏とあれとも誰の經藏と云ことをしらす（了字解かたし恐は號字ならん容も密の形誤と思ほる）

堂

同記に東谷道南堂覺勝上人建立とあり

塔

文明記に隆海法印建立とあり靈瑞緣起に小塔安置上人眞影

佛壇下代々貫主芳骨皆納之といふ蓋これを指ならん

護摩堂

同記に同人建立とあり

同御社

同記に同御社とのみ記して願主を出さす靈瑞緣起に下院御社拜殿三間當時護摩堂東方造作唯一堂之躰也下院神明者上人勸請之時垂形示現令入給云云さあれは密殿院の鎭守とせしならん

寶塔三昧院

文明記に道南寶塔三昧院法花房上人鍐阿建立以丹後二位爲願主號寶幢院とあり信堅記には後白川院御願也願主丹後二位殿下とあり（女院小傳を按に丹後二位宜陽門院播州攝守平棟房要也とあり殿下と稱することいぶかし）鍐阿は足利判官兼康の息也（傳別に在）

同塔

文明記に法花房上人建立といふ

蓮臺院

同記に蓮臺院號念佛堂敷地以爲寶幢院內法花房上人割分施入了仍爲各別所云云常喜院心覺建立經其後上人等勸進造改之已上信堅記に最初常喜院心覺建立後鍐阿上人法花房勸進建立云云梨子坊有之と云云

上之坊

舍利卷（續寶簡）弘眞上人御寄進懷屏之舍利由來狀に天文十五年歲次丙午二月廿六日甲寅（寂宿曜）蓮花谷上之坊住賴精とあり

染心院

續寶簡第四六月十日雨乞開白大雨降といへとも神谷井花園迄にて餘潤さす故に祈念止へからすとの狀あり其裏書に承應三天染心院年預時與山寺留主居狀也年預坊様御同宿中與山寺寶瓶院とあり

妙德院

撿按帳に尙寬蓮金房妙德院紀州人也延慶年間補撿按と又至德二年妙德院御房江前越前守宗清來翰あり御影堂本尊修覆記に應永十九年壬辰七月廿五日午刻御影修覆（中略）經頭入寺（妙德院性慶房）とあり西塔の文書に（寶簡集下知卷）寺家雜事妙德院とあり大塔雜集（寶簡集）に妙德院間事自最初就太田庄事都鄙彼被忠節之條見及申等云云

阿彌陀院

或血脈（櫻池所藏）に遍智院僧都義範付法に經俊小入寺號高野山阿云極樂寺入道重時といへり

花林院

異考へす

門之坊

高野山秘記後批に本云于時天正四丙子年四月十三日於于高野山蓮花谷門之坊書寫畢とあり

本福院

蓮花乘院卷（續寶簡）南部庄近年々貢未進以上四百參拾八斛二斗（中略）應永十三年八月日本福院江未進注文とあり

妙阿彌堂

文明記に掃部入道とあり快英考に掃部入道親能といふ

堂

同記に成俊建立爲亮法眼沙汰自小田原壞渡之といふ

三昧聚院

信堅記に西明寺殿之祖父武藏前司入道之建立也本尊阿彌陀佛作者不知之釋迦者西明寺自被作之安置御持佛堂賓光寺殿彼御本尊當院被送云云といふ

接取院

信堅記に接取院極樂寺入道殿之建立也とあり快英考今亡又云極樂寺入道重時といへり

花林院

檢挍帳に法印忍京仙日房花林院元享□辛酉任檢挍とあり寺跡廢して詳ならす

中南院

同帳に忍宗時執行代道藏智性房中南院とあり

觀乘院

同帳に法印祐勝聖禪房觀乘院朝淵人也とあり又執行代をも勤むる旨見へたり教相興起に正智院快雅教相弟子二人乘性房良祐觀乘院乘識房快嚴住正智院といふ

空心院

檢挍帳に法印道乘深聖房空心院攝津國人也長祿三己卯九月廿日補任すとあり

竹院

同帳に竹院とあり天野社家解狀に竹院慶性房とあり元祿六年繪圖に竹院明屋敷西院谷無量光院南の方に見ゆ

曼荼羅院

檢挍帳に清憲實龜院執行代重任智宗房曼荼羅院とあり其後檢挍に補任す清淨心院谷に曼荼羅屋敷ありこれ其舊墟なるや未考へ得す今現に千手院谷に曼荼羅院あれとも是は行人方なり

觀蓮院

同帳に實印道淨房龍光院應永十九年檢挍に任す此時執行代宗深唯達唯觀蓮房とあり

廣嚴院

元和九年院領配分の文書に廣嚴院深音元和九年十月於無量壽院年預新坊院領多分に餘米無之付庄官知行之內申請とあり元和九年院領帳にも見ゆ

萬珠院

同文書に萬珠院順盛とあり元和九年院領帳に萬珠院二石と記せり

瑞勝院

同文書に瑞勝院良政とあり元和院領帳に二石とあり

蓮庵院

同文書に蓮菴院順研とあり元和帳に二石とあり

流芳院

同文書に流芳院頼順とあり元和帳に二石とあり右四箇院元和已來の院領帳にこれなけれは此已後廢趾すと思る

心光院

同文書に三石護摩堂領心光院十一月於青巖寺御集議相定とあり

同書に明心院鏡順房とあり

善聞院

同書に教識房とあり

聖性院

同書に二石聖性院教印房とあり

已上十六箇院於青巖寺相定云云右新院の內蓮藏院不動院無盡院明照院東光院圓滿院六院は現存の故に此に記さす

妙住院　圓龍院　福生院　瑞勝院

右四箇院享保比の文書に新院相定とあり元和院領帳に福生院瑞勝院は押紙に見ゆる歟是は後世に押しけるなり

教持院

嘉元三年天野四社造替新儀行法時心經法教持院隆意定本房とあり

幸藏院　心住院　寶進院　圓德院　正賢院　金壽院

任壽院　壽心院　延壽院　金光院

桂香院

同書に桂香院深原房とあり

明心院

同書に金澤院深空房とあり

寶心院

同書に寶心院賢敎房といふ

同書に良深房といふ文明記に西院谷に此院號あれと此は新院とあれは古院跡には異なり

正福院

同文書に正福院敎尊房とあり

龍福院

同書に龍福院長遍房とあり

妙音院

同書に妙音院敎乘房とあり

福智院

同書に福智院深玄房とあり正保圖に西院谷に見ゆ

寶藏院

同書に福智院深玄房とあり正保圖に西院谷に見ゆ

紀伊續風土記高野山之部

卷之二十

天野社之上

鄉地

山上大門より乾の方に當り路程百五十餘町を隔つ山麓矢立辻不動野神田を經て二鳥居に出是より左へとり八町坂を下りて幽寂の勝壞あり天野といふ（扶桑二所上下に分れ扶桑二所十六に聞く）四周青巒連續し其中に平坦あり二條の溪流縈回して志賀に出て溶浚たり天野委曲には天野原と誓く丹生吉門に小都知乃峯神上坐天天野原忌杖刺給とあれは原を略て天野と呼ならん（按に天の御子天の御孫の天降り坐所なるか故に稱呼か天神の止り坐處を高天野原といふと同し）又は常莊と云常は登支大師遺告に花園阿氐河等四五箇處凡名常莊とあり或は花園とも呼御手印緣起及繪圖の卷に天乃又名花園と註せり又御子林の名ありと云梵字石の邊に神子尾（古老の傳に社務拔捉嗜の社參あれは大神の靈奧此神子尾まて渡御ありとそ）と云より呼ならん此等の名義未思得す已上鄉名此鄉上村の最中に小高き地あり（寛政繪圖云社地地坪合四千七十六坪八合云云）此に本殿末社及ひ堂塔に至まて傑構壯麗言ふへからす實に近畿無雙の二大社地なり按に此祠大古は唯一社にて諸坐を祭き拜れり祝相傳記文に丹生津比咩一御子高野大明神及十二王子一百廿眷屬爲一社者也とあり弘仁の頃大師分て二社とし其一は丹生明神其一は高野明神及十二王子百廿伴神を幷せ祭り給ふならん御筆の緣起及遺告卷の繪圖には天野の所に兩社を圖出して丹生津姫社高野大明神社と注し給ふにて知へし其後三四の宮及摠社を造り添て各所に祭る事は下に記するか如し

一宮

瑞籬の坤に在て乾に向現畫は梁行一間四尺五寸桁行一間四尺緣幅三尺五寸述坪一坪八歩向拜一間一尺檜皮葺也寛政繪圖に一間二尺七寸四方とあり總神主種記に大社作一丈二尺五寸社丸柱屋根檜皮葺懸垂木二重有御拜東西有飛檐有斗形臂木彫物彩色金物箱棰千木鰹木等此外皆如式紋浦月箱棰紋巳也二宮一丈一尺五寸社造樣同殿紋巴額計也三宮一丈五寸之社四宮一丈之社云云寛寶の遺告日訣に天野本宮四社北向以西爲首四寶殿大小次第減下とあり

祭神　異說　鎭座附忌状　位階

我鎭守山王を丹生津比女と唱奉るその來歷は丹生吉門に高天原爾神積坐（中略）豐葦原乃美豆穗乃國乎美豆毛給比天國郡波佐波爾在登申紀伊國伊都郡奄田村乃石口爾天降坐天大御名乎

申波恐之不申波恐支伊佐奈支伊佐奈美乃命乃御兒天乃御蔭日乃御蔭丹生津比咩乃大御神登大御名乎顯給とあり延暦記〈繪圖巻〉に丹生津比賣及高野大明神仕丹生祝氏と記し遺告〈眞然本〉に丹生祝天平十二年新文云則豐耳命國主神子孫安麿相傳詔文曰紀伊國伊都郡天降坐伊佐奈岐命御兒丹生津比咩とあり又遺告〈諸本〉に彼山路邊有女神名曰丹生津姫命或は延喜式神名帳に伊都郡二座〈大一坐小一坐〉小田神社丹生都比女神社〈名神大月次新嘗〉同式公家奉幣次第に曰紀伊國八座丹生都比女神日前國懸神云云紀州七郡神名帳に伊都郡坐十九社官知五社天神二社正一位丹生高野御子神正一位勳八等丹生津比咩大神と紀せり釋日本紀に先師說云丹生都比女社者高野天野明神也云云播磨風土記に息長帶日女尊欲平新羅國下坐之時禱於衆神爾時國堅大神之子爾保都比賣命著國造石坂比賣之命敎曰好治奉我前者我爾出善驗而比比良木八尋桙根底不附國越土賣眉引國玉甲賀賀益國苦尻有寶白衾新羅國矣以丹波而將平伏賜如此敎賜於比出賜赤土其土塗天之逆桙建神舟之艫舳又染御舟裳及御軍之著衣又攪濁海水渡賜之時底潛魚及高飛鳥等不往來不遮前如是而平伏新羅已訖還上乃鎭奉其神於紀伊國管川藤代之峯〈釋日本紀の所引按に伊都郡上筒香村に黄白の米と云あり一に水呑ともいふ此より流れ出る水丹生川に入なり今尚此峯に丹生の神祠あり此地と天野と降臨の蹟異は鎭座の條に辨するか如し〉長承二年十二月太政官符に高野山王と標して此大明神者大日如來之化現天照大神之妹也云云大塔修理供養願文〈嘉禎四年爲長卿草〉に抑鎭守者丹生之靈祠也豈非天照大神之同胞乎云云山王講式〈尚祚〉に丹生津姫大明神者白山妙理權現御女也〈白山は伊弉諾尊を祭るとも又は冉の尊を祀るともいふ〉雜筆要集〈據群書類從に收〉に丹生大明神者尋本地則常寂光土之覺王屢接化儀於塵鄕訪垂跡又天照太神之小妹施于靈威於斯處云云此等の記文的證に據て丹生津姫は伊邪那岐伊邪那美命の御子たること顯著なり又此御名を解するに或記に三の義を擧一に日神天そらにて進雄と誓ひをなし御子を化現し給ふ丹心を以生すと宣ふ御詞に任と丹生の名あり〈是は丹生の文字の出處は見ゆれとも尙此神に名付し由不聞〉二に栲幡千千姬御足に丹塗の履をはき給ふ故に丹舄姬と申奉るを轉訛して丹生津と申すと〈是は栲幡チヂ姬を丹生津姬とする說か其據しらす〉三に天照太神水神と現れ大和の丹生川の末へに御坐を丹生津姫と申すと〈是は大和雨師の神と同神とする意なるへし〇或考に赤土を生留に依て丹生の名ありと云り然るに凡丹生てふ地も赤土なるに限らされは此說的當せす天野古老の口碑に昔夷狄を征する時太神の御船に水の入けれは赤土を塗りて彼に寄せ給ひけれは魚龍驚きて異國の船に遭れ入其勢に海波異國を浸して賊亡ひたり故に天野の地多く赤土を出せは丹生の名ありとそ此は播磨風土記の赤土を以功勳を立給ひしことを訛傳ふものなり〉今按するに丹生の約れるは滓なり凡て水の滯へたる所を滓と云沼も又同し〈古事記傳に此を考たり更に聞說く阿波の〉

〈方言に水の聚りたる限りを爾保とゐへは爾保丹生は相通して意同し故に風土記に爾保都比女と書せり〉仍て所所に丹生といへる地理河にまれ谷にまれ都て水の流れよるを丹生と呼做もの多し江州丹生巨勢丹生或は丹生鄕丹生谷等皆爾りかかれは丹生の言決く水の滯る古語と思はる津は助語乃の字の意なり奥津瑞津難波津等の如し今此神の天降ます或は谷或は川等あれと丹生てふ所殊に多し故丹生津の名を負せ給ふと思はる

又此御名を狩場明神とも稱し奉る事あり〈修行緣起に南山犬飼と祀せり天野土俗は次郎兵衞明神とも申奉るとそ〉大師上登の日大和國にて奇過立談し給ふ獵者の御形を以てなり修行緣起云弘仁七年孟夏之比出城外經歷矣大和國宇知郡過一人獵者其形深赤長八尺許著小袖靑衣骨高筋太以弓箭帶身大小二黑犬隨從之則見和尙過通問不審和尙昫厨問訊子細獵者云我是南山犬飼所知山地萬許町於其中有幽平原靈瑞至多和尙來住自以助成矣追放犬令走之間即失〈今時堅義者の巡祭する所の神容は即大師の實蹟にて當初の御姿を寫し給となり共影を拜するに獵人の御形にて三十餘歲壯夫の面貌殺戮あり頭に手巾の如きものを戴弓箭を兩手に持て黑白二犬を引韓す于今靈驗極めて彰し〉山王講式〈丹生明神の條〉に加以犬飼爲中即化獵者爲三地大聖示其道路天野社邊亦現女神爲吾山高祖獻此峯榴云云〈阿氏川藥師記云問對大師狩人形現レ王ヲハ高野明神歟仰云丹生也問云狩人形是男形也如何仰云化現形不定也但可亂云云〇私に考るに先哲かく記錄するは方便を專にして露も胸臆の說にあらす然に近世多く狩場の神影は高野明神の化現と謂なせり是は山王講式高野明神の條に定惠一凡弓箭者殺害之器旣而不放黑白二件奇犬者立前立後愛而令歸とあれは狩獵の姿は高野明神そと認め混せるならん唯弓箭を持とあれと獵者とまては道す弓箭は冠冕及甲冑の上にもあれは是は共類にして強ち獵者の御形には限らす彼式の文中既に丹生大神を指して化獵者と明に稱すれは高野明神の儀形ならさるの道理顯然たり古傳の說狩場明神は丹生の化現とすへきものなり又犬神明さいふあり延暦巻に三野國に牟毛津と云人の兒に犬黑比止と云ものあり此人に丹生の姓を賜ひて彼御犬二件を牽ひ弓箭手に取て大御神の犬飼人となりて仕奉り後犬飼神といふ名を得て阿氏川の下長谷川原に石神と成て今に在となん天野口傳抄に犬飼神大夫云と候して相見大夫二宮祝高野明神犬飼未子當時一日三合食有之云云此は丹生明神の大和に化現して我是南山犬飼と宣ものふは別物なり彼犬黑人の犬飼をは此大御神の犬飼と稱給ふと一つに思ひ混そ又皮張村百合野に狩場明神の社あり此も丹生姬にも高野明神にもあらす宮內太郞家信を祀るとする說あり此犬黑人の裔ならん摠神主系に弘仁五年五月三日岩隱葬于小河內鄕皮張百合草野然るを此家信は大師初て登山の日引路する人なりといふ說を作せとも大師上登は弘仁七年なれは年代前後して符合しかたし〉

異說

一說に山王講式云又傳聞天野雨師之兩社者異名同體之一神也云云信堅記〈御朱印緣起聞書〉云丹生明神隨在所有異名事於伊勢號丹生於熊野號地主明神於大和長谷號雨師大明神〈日本廿二社叢社之中一也〉於興福寺號榎本大明神於金峯山號金精大明神とあり〈按に當社の水に緣ありて丹生の御名を負せしこと上の段に細述るか如し故に大和國吉野郡丹生川上の神社水神罔象を祭る山王と同神一體と考へ奉るに尤思ひ依る限りなり加之先賢かく同體とするは古き傳へもあれは更に疑へきにあらす赤天野神皆に大和雨師社を稚日女命し定め且天野と同神といへり但雨師を罔象とするは神名帳頭書廿二社住式神社考神社啓家等共考る所皆同一般の說なり然るに稚日女とするや否は道下の段りに委曲にす〉

一說に神名帳頭書云丹生都比女先師說云高野山天野大明神是也天照太神之妹稚日女神也高野明神當宮太子也云云〈神社考辨社啓蒙諸社一覽の說俱略同〉蓋稚日女のこと書記に稚日女尊坐于齋服殿而織

神之御服也とあり舊事紀第二に一説織女稚日女尊乃驚而墮機以所持梭傷體而神退矣其稚日姫尊者天照太神之妹也といへとも直に此を丹生津比女とすとも子細顯れす天野神書（作人未詳）に丹生津姫を稚日女命といふ説を載たり此書を熟覽するに書紀神代卷二柱の神大日孁尊月讀尊素盞嗚尊を產たまふ段りへ又稚日女命を產て天へ送る事を蛇足し神武卷丹生川上に於て天神地神を祭るといふ條へ稚日女天神の敎勅を承諸神を率ひて丹生川上に天降り給ひ天皇を助け長髓彥を誅せる事を附會し其より稚日女を丹生川上に祭りし故丹生津姫と稱し次に二尊曾て紀州伊都郡に美地あり造宮鎭座すへしと敎へ給ふ事を思ひ大和丹生川水方の峯を出て紀州に到り山中所々を彷徨し遂に天野澤に宮柱を構立し鎭座ましまし又弘仁七年に至り大師に値遇し給ひし事或は承元年中行勝上人感夢の瑞等まて委しく記せり（此神書は後人の附會なること下に辨駁し信用せす明神講式大塔供養願文等に丹生は天照の御妹とすれとも稚日女命と迄は謂及さす然とも御妹の外に他の姫と稱し奉る神名坐まされは稚日女と云んも謂りかたし）又和歌の浦玉津島明神は稚日女命を祭ると定めて而も天野明神と同神とする説あり（播磨風土記に皇后新羅を征伐したまふ時丹生津姫赤土を以て功勳ありし事と書紀に新羅征伐の事を記して天照太神の荒魂稚日女尊事代主尊表筒男の神等皇后を助け奉りて功を彰せしより諸神の中にも稚日女を活田に祭りし事とを考合せて丹生都姫と稚日女と同神なる所以に證し神名帳頭書ゟに據て此說をなすなり其他神宮秘傳問答及ひ眞野時綱度會延佳などの說皆玉津島明神稚日女尊にて大神の御妹なりと云丹生律姫と同體とせり）殊に昔は天野の神輿を玉津島へ渡御なし奉る事あり是を濱降の神事と稱して彼玉津島に輿寵とて天野の神輿を入し所ありとぞ（公任卿和歌浦の記にも輿の寵の事を載らるれはいさ古くより行し事と知らる弘安中衆古對治の奇瑞を注進せし狀に天野大明神酒殿よりいてさせ給ふ玉津島へ御行成候時の神馬の鈴音のことくにて西をさして去候の間彼御行は九月にてこそ候になにゝよりて何時かやうに候やらんさ昔は如是神幸の奇瑞ありと思はる）其後天野祝と日前宮人母と坐席爭論の事ありて彼神幸の式止てありけるか文保二年六月雙方和議を成し（其文書下に出せり）本の如く濱降の儀式執行ひしに應仁の亂爭によりて遂に彼神事廢絕せり然とも天野に於ては今も每歲九月十六日濱降の神事とて神輿を玉津島の方に向て還幸の式をなす遺例あり此等により天玉津島は共に稚日女におはしまして神とする緣由ありとぞ

一説に一宮と天照太神と同體とする傳あり天野口傳鈔に或記（條文勘狀）云丹生明神者伊弉諾伊弉冉之御女云云若據此說者天照太神御同體歟是彼大神者女神御坐之故也隨式文載丹生都比女之由女神之條旁非無子細歟但神道之事幽玄難測乎と記せり（或記とは神祇權大副卜部條文の勘狀にして大永八年三月山本兼興林其房に候之處取條文勘文被送之條條分明可謂龜鏡乎凡天照太神於陰陽者事者古來疑兩端未決云云然る僞堅の御手印緣起聞書に丹生天照を同體とする義を四儒の的證を出し破斥せり往て驗すへし）神名帳頭書に一說云丹生津姫天照太神也坐和州丹生川裔故名丹生津姫也後顯伊勢國（神社考云陰陽寮官家者曰丹生明神者天照太神之姪作也釋書本朝附傳亦此說を擧て云神武帝降丹生川上是也云云按に丹生川に降臨したまふてより丹生方名を負ふと云說は上の水神といふ說と稱似同せり）

一説に太平記（御卷）云一子三男を生給ふ所謂日神月神蛭子素盞烏尊也云云月神と申は月讀尊高野丹生大明神と號すとあり（是は丹生明神を比古神とするなり）捴神主家記（慶長十七年）には一女三男事（應永廿三年三月十七日於寶性院小寄中時師云）一說云天照太神者（女神）月讀尊者（男神）蛭子（男神）素盞烏尊（男神）依此說者天野社丹生明神者月讀尊御座云云此說有勘文云云とありて古くも異解せり（賢賀の遺告口訣に天照太御御妹者月神御事歟とあり游方記に天照太神御妹伊勢外宮月夜見尊分魂神也といふ此游方に新記として採らす游方を救釋し月讀受丹生を同體異名也といふ八蛇足の辨はなはたしき誤なり）

一說に淡州千光寺緣起（神社考所引）云天照太神姪日日經御子紀伊國丹生神とあり（按に此日稚御子は正哉吾勝勝速日天忍穗耳命に當れり此は素盞烏の化生の子天照太神の姪なり日の神に續て天の不を知しめせは日稚御子といふ瓊瓊杵命の爲には御父にてあれは瓊々杵命天野の廟祠を開き崇拜ると云に緣なきにもあらす丹生直澄の返狀に丹生津比女神は瓊瓊杵尊と申傳し數多者祀共樣々御座候とあるも神體を誤り傳ふるの來由なきにあらさるか明神草號記の一說に丹生大權現田心姫命亦名田霧姫宗像瀛津宮神也云云）

按するに此等の種々の異說は神てふことの凡て書紀古事記舊事紀なとの書に論外に坐まさすと頑に覺へ僻より起れり故伊邪那岐伊邪那美命の御子は一女三男そといふ說に泥みて天照太神と丹生津比女と同體といふ意は一女と云かたしと局執せり（名目類聚にも一女三男に限らさる證を引けり神皇正統記は凡あらゆる神は皆二神の所生にましますと云とも國の主たるへしとて生給ひしかは特に此四神を以て一女三男と申なりさあり）また天照の御妹そと云に依て稚日女なるへしと考へ又罔象月讀なと謂るもかくや有んと思ひ依る限りを考るはかりにて上代の書にはさせる證もなき事なり併是神の御所爲窮りなく或は男夫或は嬬女と生れ親子兄弟と呼ふと奇し靈き業なるを凡人のかきりある智を以ては測かたき業なり然を彼書紀古事記等の典籍に當强み言釋んとするより種種混へる說出ならん（書紀古事記なとの書は本古老の言傳る說を億兆萬姓の下稗田阿禮か强記して口に誦覺けるを和銅四年に太朝臣安麿の筆記しけるを古事記とし養老四年舍人親王捴裁して漢文の體に撰れしを書紀と名く）而るに此等には神代太古の事實も傳へ遺れるにて實に九牛の一毛なれはかゝる書を以て上代の所爲を考るは大海を小指にて測るよりも尚難し如何考へ當るへき神慮に叶ふことと更にあるまじ故和銅天平延曆承和等の中昔の本書には伊邪那岐伊邪那美命の御子丹生津比女の大御神と計りありて異御名を載せす元より此神は書紀舊事紀などに論外に丹生津比女と申し奉る神御坐けるなり仍て今はひたふるに古き傳への隨丹生津姫とのみ考へて他御名を配し言はす然とも種種の說も默して止へきにあらす好事の博考に備ふ爲に錄す中にも稚日女命とする說は其目的ある歟

鎭座　附忌狀

地神第三代天津彥瓊瓊杵尊始めて瑞籬造りて崇祭れる常世の宮といふ是大古鎭座の權輿にして他國餘社にこの例すくなし高野草創の日神の術謀を蒙りてより此を金剛峯寺の摠鎭守とし給へり吉門に天野原爾上坐皇御孫乃命乃宇閉湛乃任爾於土下爾堀返下土於堀返太宮柱太知立奉給比高天乃原爾知木高知奉朝日奈須耀宮夕日奈須光留宮爾世長杵爾常世宮爾靜坐中遺告に天野原上坐宮柱太知之常也宮靜坐とあり 考るに常世といふに三ツの差別あり一ツには常世長鳴鳥常世思兼なとある是なりとは常夜の義なり二には大長谷天皇御歌に麻比須流賀美那登許余爾母加母仁卷に伊勢國則常世之浪重浪歸國也とありこは字の如く常とは變らぬことを云り三には常世國遠き國を指て常世と云右の三其詞同しけれとも其意は各異なり釋日本紀等及古事記傳に見ゆ今常世宮とは三義の中には變らぬ義にして不變宮と云意ならん是は炎神の鎭へに靜まります宮なるゆへに爾名しものと思はる 正應六年の官牒に思垂跡者乾道七世之胤子爲八荒鎭將之武神是以地神第三代天津彥尊始祐天野廟祠兮稱常世宮人王十六代應神天皇崇殊靈威兮定山地境社者豐受太神開闢之瑞籬也豈非日本最初之草創神者八幡宗廟歸敬之靈驗也云云山王講式ら此意を載く曉雖爲分手金蓮場之佛今亦爲垂跡石坪地之神漸移于水方峯卽住乎天野澤とあり弘安の注進記に社是日本最初之草創神又豐受八幡之奉祝人之爲所敬者人中之聖人也神之所崇者爲神中之靈神也云云阿氏川榮草記に天野何頃有之乎仰云日本社初也依之常葉里宮柱立初云云仍自神代祭神是丹生明神也云云豐受といふに異傳あれとも瓊瓊杵尊を指と古書に注せり是を吉門に皇御孫と稱して宮柱太知立とあれは地神第三代の時鎭座したまふこと疑議すへからす 當社鎭座に就て異說紛紜たり此は祭神の條にて神體を定むるに隨て自ら前後あり但播磨風土記の意は神功皇后の時征韓の功勳に依て紀伊國管川藤代の峯に鎭奉れりと此書に據て或は天野は其後ならんと推測る說あれとも此を考ふに神代より天野に御座せとも神功の時更に藤代に鎭祭れるとせは强く巨害なし天野神書ハ神武の時丹生川に祭りし後天野に遷り給ふさに其他崇神天皇の時なり等さ種種の說あれとも共に據へからす 若神武崇神或は神功已後の說によらば首尾しかれしその所以は丹生吉門に天日矢命太神封戸二戸依奉也又は皇御孫乃大御神爾依奉給大御門代太飯云云延曆卷に美麻貴天皇御世天道根命國主御神其子座之太阿牟太首とあり天野社記に美麻貴天皇御時神大御祝仕奉伊久米天皇御時祝神仕奉并二朝庭大御時爾大阿牟太祝仕奉伎云云口傳抄に摠神主太夫云某甲神世仕來祝末也といへは崇神帝已前の事にして天日矢命すてに天野明神に封戸を寄たまふこと顯著なり

丹生吉門并遺告第十函の本を考るに此御神始て天降り給ふの地を紀州伊都郡奄太村の石口と指せり 奄太奄田通して實なり尙靜の式には石坪とあり是今の慈尊院村の當號にて三谷村酒殿神社の西南の方に當りて石口の瀧あり怪巖奇石古樹蓊鬱誠に塵外の勝地神仙遊止の境と云へし七尋瀧宮瀧といふ御手印の圖にも兩殿の名を載たまひ社記に崇神天皇之御宇迄此社座一日榊山社とあり然るを崇神天皇の時降臨といふは謬なり古老傳へて大御神の始て天降り給ふ所といふ文曆元年丹生摠神主解狀に非當社神主人爭可知此御榊山般是爲大明神供本垂跡地之故也云云とあり今は三谷慈尊院は別村なれとも昔は通して奄太村と呼しなり又九度山の長に安田島といふあり 其より所所に遷りて忌杖刺給ふ吉門の略に云巨勢丹生爾忌杖刺給 大和志に高市郡巨勢方艘超村存と祀し又同郡内丹生谷と云これならん 宇知郡布布支丹生爾忌杖刺給比下坐 大和の宇知郡に布布支村なし紀の伊都郡に富貴村あり還ふに此村昔は宇知郡に屬せしならん 但宇知郡丹原村に丹生川の神社あり丹原生子の二村共に祭といふ 云云伊勢津美爾太坐上坐巨佐布乃所爾忌杖刺給比下坐 伊都郡古佐布村の下に降臨の地さて底なき沼田あり今に至まて不淨の物を棄す其側に明神の的場といふ所あり 小都知乃峯爾下坐 天野神祠の後に此名あり俗に小粒が峯といふ正保の圖にサツケカ峯と注せり 天野原爾忌杖刺給比下坐長谷原爾忌杖刺給比神野麻國忌杖刺給下坐那賀郡松門所爾太坐下坐阿梨諦夏瀨丹生忌杖刺給比下坐 在田郡糸野村拔の間丹生村あり 下坐日高江川丹生忌杖刺給返坐那賀郡赤穗山乃布氣云所爾太坐云云遷幸名手村丹生屋乃所爾夜殿太坐遷幸伊都郡佐夜久乃宮爾大坐云云則天野原爾上坐皇御孫乃命乃宇閉湛乃任爾於土下爾堀込下土於堀返太宮柱太知立奉給比云云とありて 此に據れは一旦天野に忌杖ありて去て長谷より所々を經歷して終に復天野に鎭坐ましませり 遺告第十函の本所引安麼相傳文に奄田の次に凡て八所の忌杖あり其文に卽明神上坐巨佐布忌杖刺給下坐志賀長谷忌杖刺給下坐毛無原河忌杖刺給立神板廬等押手榾原忌杖刺給天野原上坐上土下堀覆等云云 上の吉門さ出沒せり 又一本 遺告眞然卷 には六所を出せり其文に安麼相傳詔文日卽明神上坐巨佐布忌杖刺給志賀長谷及下長谷忌杖刺給神野麻國忌杖刺給天野原上坐宮柱太知立常世宮靜坐云云右の本書を參考するに六所 奄田村石口と伊勢津見と那賀郡松門と赤穗山布氣と名手村丹生屋と伊都郡佐夜久乃宮との六所あり太座ハ何様の事なるか未詳恐くは遷座ならん に太坐したまひ十六所 巨勢丹生と布布支と天野原と古佐布と天野原と上下長谷と神野と眞國と志賀と毛無原河と立神と板廬と押手と榾原と夏瀨丹生と日高江川丹生と合して十六七箇所あり○按に忌杖は齋杖なり昔祀に齋服殿と齋し古事記に忌服屋とあり忌部を又齋部とも書如し齋は穢して齋忱の義なりこは杖を刺神祇を齋き祭る故に齋の字付て呼なり倭世紀に齋鉏乎以齋柱立なと古語拾遺に齋斧齋鉏なと云の類なり豐和の御手印緣起聞書に忌杖者御祭已前四方杖立其內人人居外不出死人等不入之也云云此說は齋祀か爲に預め汚穢不淨を忌嫌ふの杖なり間ならく紀州荒河市場村の堺に忌松と云あり八幡三船の御祭の時は前日忌松のに所に竹を立其を忌刺竹と云其竹を立る限は其あたりなる村に死人あれとも共に葬斂ことを得す他所へ移して殯斂すとそ是は豐和の忌杖を解するを同意なり土谷の習諮も古き事の殘りて徵する所あるもの歟又每年十一月十六日天野の祭儀に長谷宮下と云あり摠神主及社人等太御神を守衞して先志賀の宮に詣り榊を立幣を奉り齋拜次に長谷の宮に遷りて又前の如く祀る考ふに是彼兩所は上古忌杖の所なる故その遺風ありけるならん又二月十三夜木祭の神事も御神を所々に立御祭祝詞を勤る式あり是も忌杖の遺意なるか載て博識の考へをまつ に忌杖さし給ふの地あり

位階

勳八等　當社勳位の濫觴を探るに嵯峨天皇の御宇にあり吉門に次朝庭太八島國所知食倭根子神野天皇勳八等太御位奉給也 同書に天日矢命淨御原天皇阿倍天皇白鳳天皇の御字に封戸或は御衣御弓御佩等の奉物を記して日倭根子布太天皇奉給大御宮作料物依奉給也とあれとも位階の事にありす嵯峨帝の次に日又代々天皇奉賜五太位相次四太位相次三御位并加階奉賜也さあるは後代の贈位さ思はる下に散引するか如し

遺告 第十函の本 に吾依明神衞護與隆密敎是我山鎭守也就中奉勳命以後對仕度々御祈威驗揭焉因玆兼撿社事重加位階云云

按に是以前に加階あること諸祀の考證なし遺告に加階といふは勳階の事ならんか軍防令に據るに勳位は位階の外に軍防の武功によて別に叙せらる此に共品あり勳八等は正七位の相當といふ又勳には功田賜田なとあり何餘勳の者は父子にも廻して授るありさそ此勳を給ふ事を信堅の御手印縁起聞書に嵯峨天皇御宇祈請明神防崇道天皇雖依之奉勳八等と云は的に吉門遺告に吻合せり又類聚國史には嵯峨天皇大同五年七月乙丑度一百世人奉爲崇道天皇於川原寺奉寫法華經一部とあるのみにて天野の事は漏脱せり先是延曆十九年七月早良親王を崇道天皇と追謚し其後祗祖鎭謝の事あれとも國史には唯得度寫經のみを載去とも此時大師勅を奉り明神に祈り給ひしこと御記文明白なれは異求すへからす文永年中より蒙古來り寇す仍て正應六年の官牒に弘安四年四月五日及十二日當社四所明神之中三大神號熾通神託宣云日本國神向蒙古任先例天野太明神可令向一陣給之由議定既畢吾以被備梁可懸初前也惣無武具鏑矢一手弓絃一筋來廿一日以前可令得之明神進發者來廿八日丑刻也其時定可有瑞相云云四月廿一日社頭數千之群烏只殘一雙分悉去是則三大神前進兆也同廿八日夜神殿鳴動宛如地震奇光耕奕殆疑天變明神出御瑞相也七月廿九日暴風俄起異國賊船一時滅亡あれとも弘安の戰功には泉の近米荘園を賜のみにて勳位の沙汰なきは何そや閏七月晦日夜摂州廣田社巫女當社に詣て託宣を槊りしは於今度者住吉毛八幡毛國我方致征伐と軍防令に行軍叙勳定海毎隊以先鋒者爲第一となれは弘安の役は當社明神先登の勞ありて住吉八幡よりも其功勳上等に居せり然に勳位の報賞なきは不審甚此比は諸社に加階の沙汰は都てなきか或は近木荘を賜ふは功田に宛たまふの勳勞なるか

正六位上　文德實錄に仁壽元年正月廿七日詔天下諸神不論有位無位叙正五位上と是は十二日地震の驚と見ゆ此時當社も必叙位に預り給らん尙明據を撿へし

從五位下　吉門に文代代天天皇奉賜五太位とあり此文は五位を賜へることにて正從上下の際分明ならす又天天皇とある上の天の字は衍行の假字を書く誤り寫して大書せしにや若くは之の字の寫誤ならんか三代實錄に紀伊國從五位下勳八等丹生都比賣神とありて貞觀元年已前は從五位下なりと見ゆ仁壽元年正六位上の後此位階を授け賜ふなれとも其年月國史に遺漏す三代實錄廿七に貞觀十七年十二月五日甲寅上野國正六位上丹生神從五位下授くとあり延喜式神名帳に越前國丹生郡あり又敦賀郡に丹生神社一坐なとあるもの并に同名異神其外諸國に丹生の名散在す原錄に遑なし

從四位下　吉門に相次四太位此文も四位を賜へることにて正從上下の際詳かならす三代實錄に貞觀元年正月廿七日甲申紀伊國從五位下勳八等丹生都比賣神從四位下乘文勘狀に元從四位下とあり此等進階新叙都て二百六十七社二月丁亥朔布を五畿七道の諸神に班て卽位を告とみゆ

從四位上　三代實錄に元慶七年十二月廿八日庚申紀伊國從四位下勳八等丹生津比賣神伊太祁曾神并授從四位上乘文勘狀に元慶七年十二月廿八日丹生津比賣奉授從四位上とあり然るに左太史淳方諸願集か丹生名神御位階の勘狀に元慶元年六月被奉授正三位降雨奏也といふは大和　丹生川上雨師神社の事を混淆せしなり三代實錄を撿るに六月廿三日壬辰詔大和國從三位丹生川上雨師神正三位卽使奉幣黑馬以祈雨　此御神は元慶七年從四位上を授け奉るなれは淳方の勘狀は失撿なり

從三位　吉門に相次三御位并加階奉賜也此文も三位とのみありて正從の際明かたし淳方勘狀に寬平九年十二月五畿七道諸神被奉增一階と注進するは從三位なること推知へし日本紀略扶桑略記及大日本

史宇多本紀を撿るに此增階のこと見へす勘狀に丹生名神御位階事粗引勘候之處所見如此とあれは確實の本據ありと思はる寬元四年七月社家注進に寬平九年進階の勘狀を案して從二位とし且小野仁海閑梨の所奏叙也といふ然るに寬平には仁海は未生なり何そ奏叙のあるへきに又此時從二位ならは其後元曆まて進階のあるへきよふなし

正三位　大日本史朱雀天皇本紀に天慶二年己亥五月十五日丙申奉幣諸社攘兵革同三年庚子正月六日壬申罷叙位進天下名神位一階攘東西賊前太平記第五に三千七百餘座の大小の神祇悉く御祈願を被立方も無く各被奉增一階とあり東西賊は將門純友なり然に淳方の勘狀に天曆六年五月同被奉增一階天慶亂賽也とあるは是事ならんなれとも年月迹して日時を錄せす淳方所見の本據尙尋ぬへきなり山史に天慶六年五月一階增進の條を記せるは淳方の勘狀を倉卒に錄せしなり又寬元四年注進に勘例記云正三位者一條院御宇長保年中當山座主雅慶所奏叙也といふ長者補任に雅慶長德三年九月十九日和金剛峯寺座主とありて長和元年十月廿五日卒す任中に此神位奏請のこと見へす社家注進皆訛といふかし

從二位　淳方勘狀に承曆五年二月又被奉增一階依辛酉御祈也とあり扶桑略記百鍊鈔大日本史白河天皇本紀を撿るに此條見へされとも金門鳥敏の所賽あるへきは勘狀の所見疑へからす寬元四年注進に勘昔記云從二位者小野仁海阿闍梨所奏叙也といふ然るに長者補任に仁海永承元年五月十六日卒九十三とあれは承曆五年は海の寂後三十六年を過たり社家の注進いふかし

正二位　淳方勘狀に永治元年七月同被奉增一階と記せり百鍊鈔に七月十日諸卿定申諸道勘申今年辛酉當革命否事今日改元八月廿五日天下諸神可增一階之由宣下とあるを考ふに革命の御祈に進階ありと見ゆ按に淳方は改元の月を錄して直に進階事とするは改元の頃其沙汰あるならん百鍊は正しく宣下の時を記するのみ相違にあらす

從一位　丹生高野御位記寂顔集の文に壽永御位記曰勅正二位丹生明神今奉授從一位壽永二年十月十六日勅正二位高野明神今奉授從一位壽永二年十月十六日件御位記壽永三年三月廿七日被請印之上卿皇后大夫藤原朝臣實房とあり又百鍊鈔には十月九日紀伊國丹生高野神奉加一階とありて九月十六日の參差あれとも俱に徵すへし按に茲歲勅許ありと雖とも請印は翌年なることは實房の批にて知ぬへし百鍊鈔に三年三月廿七日丙辰日吉弁北野神位記請印とあれは當社の位記の請印年月日符合せり然れとも今は正ふ勅許ありし年月を取なり乘文淳方の勘狀及口傳抄に壽永二年閏十月十二日丹生神高野神并奉授從一位元各正二位として月日少しく違あり又淳方勘狀に丹生名神御位階の事に就て云く御極位勿論候歟而從一位之由本社存知之條尤不審候云云是は社人等壽永の御位階のみを見て當社は從一位なりなと訛傳しをいふなるへし盛衰記に治承四年十二月授天下諸神位一階とありて當社の加級もあるへきなれと不審恐くは壽永のことを治承に系くならん若治承壽永二度に及ひなは壽永は極位なるへし然に此は從一位にて元曆の度こそ極位なれ

正一位　乘文勘狀口傳抄所引に元曆二年三月天下諸神被奉增一階之時當社可爲正一位也淳方勘狀に元曆二年三月被奉增一階依亂也大日本史後鳥羽院本紀に元曆二年三月三日丙戌遣使授位一級於諸社所滅平族盛衰記高野山所藏丹生神記とあり御手印縁起聞書信堅に

以丹生崇正一位勳八等（中略）以正一位勳八口號極位之神也淳方勘狀にも丹生名神御位階事粗引勘候之處所見如此候如庋々宣下者御極位勿論候云云仍內內尋神祇官候之處極位之由兼直宿禰令申候也又遂啓の文に丹生明神御位階事被問淳方宿禰候之處子細如此といふ（寬元四年社家注進文に永治元年の進階を正一位といふは借用しかたし）今時の額牓に正一位勳八等丹生太神と書り（天野一二鳥居及八町坂の二鳥居并に同樣なり事は名跡給證の條に委し慈尊院社度帶表の額に正一位勳八等丹生七社太神と題す是は正の比沒に天野に擬して崇せしならん正一位勳八等は七社太神に皆には關係せす丹生明神を主として祀る故ならめそか故は丹生津比女始て庵田の石口に天降給ふなれは彼三谷慈尊院には舊く氏神とし祀ると聞くしかれとも慈尊院村西森に飯炊明神てふ社あり是古鎭守こと云七社を祀るは中世のことにて額に七社と書けるは謬りならん又天野の額牓は大師の筆蹟なといふ俗說あれとも信用しかたし）かく極位の名神なれは今に靈驗新に皇家を衞護し民庶を憐み給ふなり

二宮

（瑞籬の內一宮の次にあり梁行一間四尺二寸桁行一間三尺八寸椽幅三尺五寸建坪一坪七步向拜巳下總て一宮より稍狹少）

祭神（附異傳）　位階

この太御神は丹生都姫第一の王子大勢勇猛の靈神なり其御名を高野大明神又は高野御子神と稱し奉れり御手印緣起に吾上登日丹生津姫命及御子所附屬山地四至云云延曆卷（遺告所引）に丹生津比賣及高野大明神社丹生祝氏云云丹生都比賣乃大御神高野大御神及百餘大御神達高野給圖卷に吾住時頻在明神示現名曰丹生津比女高野大明神云云（現流の遺告これに同し）遺告諸弟子本（第十四之本）に丹生津比咩其一御子高野大明神云云紀州七郡神名帳略に伊都郡正一位丹生高野御子神云云山王講式に閑思根元伊弉諾伊弉冉之御孫倫考本系日神天照太神之御甥也爲一十三人神息則長子也爲百二十伴眷屬亦主君也（明神講式云又垂跡實則孫王也丹生櫃現第一王子大勢勇猛無雙靈也神名帳頭書云高野明神當宮大子也）此等の記文に據に此御神は丹生太神の御子たること著明掲焉なり（密教相承抄勢州丹生山緣起及諸社一覽等の一說にも皆丹生津姫の御子さいふ丹生太神鈔軌の說も丹生津姫は天照太神の御妹にして高野太神は第一男とするなれとも此軌に種々奇怪の說あれは誠とに足さるなり）但高野の御名のことは舊く此山を領知し給ふ地主神なれは地名を負せしものならん（按に高野の名は他所にもあり和銅天平の頃既に載紀せり孝謙帝後高野天皇と稱せしは此山の名に因にあらす神名帳山城愛宕郡に出雲高野神社を載近江栗太郡伊香郡に高野神社あり因幡巨濃郡に高野神社を出し美作苫東郡に高野神社あり此等は當社高野御子に同與の際考へかたし大師弘仁奏請の文に山名を出して日高野となし給ふ外に遺告所引の天平の辨文に其一御子高野大明神とあるにて稱呼の古きことを知ぬへし）一說に（諸社一覽）丹生高野の二神を母子と申す外に或は夫婦とも云高野の大明神は太神宮の御弟也又玉津島の衣通姫を思ひ人にて御馬にて通ひ玉ひをるを丹生明神やすからぬ事に思召けり彼玉津島へ神馬を奉られし時は明神の御前にてくつはみの音をならさぬ事にて侍となん（大師傳聽抄高野名所圖等此說を載按に二神嫉妬のこと或は衣通姫に通ひ給ふなとは井に老談を錄せしもの大野土俗今に此ことを口實す是は濱降とて往古御輿玉津嶋に渡御の式ありしを訛りしならん弘安の文書に神馬の鈴音ありしを王津嶋行幸の驗なりといひしさ怨寧角す其浮說知ぬへし）

一說に（明神降臨記及延曆卷注書）此神を事代主命といへり（按に此說孟浪的據なし齒牙に掛るに足す）天地麗氣記第十に法喜大王先靈神名豐瑠璃部靈神此神今紀伊國那草郡日前宮國懸宮二柱尊中言王子後坐神座也於高野山曰高野大明神於金峯山曰金精大明神とあり此記眞僞の沙汰ありけれは異傳なるへし後考のために掲示するのみ（但し古代玉津嶋へ渡御の次日前宮草の宮にも渡らせ給ふと聞けは此記に中言王子の背にありさいふ神は草の宮ならん與祢ぬへし假堅の記に丹生明神の異名を擧て金峯山にては命精と稱すといふは此記より訛り出しならん文正二年多聞院重懷の記せし兩大明神口文に高野大明神者天御中主命御在所委上代本紀見たり共文高天原主天御中主命祀級給へり今高野大明神是也云云この口決は高野を高天原に比して其地主神なれハ御中主命とする也又丹生明神を彦火火出見命といへり共に異傳なれは評取しかたし又近世の書に高野御子の御子は彦さ通し天若彦を天若御子ともいふか如し此神高野彦にして天野祝の遠祖にて丹生津姫いまた此地に鎭座し給はさる以前よりありし神と記せり此は播磨風土記に丹生明神は神后巳後天野に鎭座したまふといふ說に泥み又天野祝は神后巳前より神仕せし者祀と會合せんとし來强附會して高野御子は丹生明神と母子にあらさる說をなすものなり然に大師所覽の天平十二年記に其一子と明白に著せり何御子の文字のみを認て彥の訓をなさむや抱腹にたへさる說なり又丹生の鎭座は地神第三代の時なることは上に明文あり播磨風土記の一文を局取することなかれ）

位階

勳八等　蓋この神に勳位を賜へること詳ならす舊記また連續せす左大史淳方勘狀に日來所言上候者丹生本社御事候高野明神御事所見不詳候但壽永二年九月十日右大辨親宗卿奉院宣仰頭左中辨兼光朝臣御本位等事被問神祇官之處依爲式外神不分明候云云然而同年閏十月十二日被奉授從一位之由承及候也元曆二年三月天下諸神被奉增一階候然者高野名神同御極位之由相存候也とありて正一位の極に詣り給へり且延曆の卷御手印緣起等の諸本給圖にも丹生高野の二社を斑て母子均等に祀り給へは勳階も同般なるへしと倚祚の式にも見ゆ（紀州七郡神名帳に正一位丹生高野御子神正一位勳八等丹生津比咩太神さありて勳八等を高野太神に冠せす其所由を知らす）當時の額牓に勳八等高野太神と銘せるは決て據あるへし

正六位上從五位下　兼文勘狀に延喜六年十二月日高野御子神奉授從五位下元正六位上とあり（正六位を賜ふ年月分明ならす日本紀略扶桑略記及日本史醍醐天皇本紀を按るに此進階のこと見へす三代實錄に貞觀十七年四月廿九日壬子美作國從五位上高野神に正五位下を授くとあれとも是は異神同名なり）

正二位從一位　元正二位なりしを壽永二年に從一位を賜ふ其御位記は上の丹生明神の條に弁引か如し（百練抄兼文淳方の勘文また同し正五位より四位三位從正の歷階あるへしさいへとも舊記の考證なし）

正一位　元曆二年三月天下諸神加級の日當一の宮と同しく極位に詣り給へる事上に弁辨するか如し（丹生の條及ひ當社勳八等の下に淳方の勘狀を引兼文勘狀にも當社可爲正一位也とありて丹生高野の兩神を指して當社といふと見ゆ集古十種扁額部に正一位高野大明神の八大字を收め裏書に寬弘六年正月廿八日と記し行成の筆とあり此は本山高野太神の額にてあさるへし年代の相違考へ知ぬへし）此神は講式（尙祚）に吾大權現者爲武神兮法身大日之餘光也爲鎭將兮含那遍照之遺虛

也累代主上所以重之數也臣下所以崇之故勳功位階皆俾于母儀濟生利物悉專於子育是則擬也法以示勇健之體唯俗儀而現威猛之形云云現流の式に正暦都部悉係病夥一人下風術儀謝廟下長徳夷華併臨疫風三公飛雁皆大祓祉頭と讃揚す正應官職に弘安四年の託宣を戴る以て考ふに此時必高野太神も鎭西に赴き給ふなり本山琡上院所蔵の四社明神影像に四神皆狩中に儼然として武器兵仗を擁帶し高野太神は金甲冑を著し弓箭を挾み白黒二犬を率ひ數千群烏虛空に飛鳴翻閃せる樣を圖せり此此通證報答のことなれば上にも疑を開けり○三四の社も丹生姫の御兒となせば無比は嘉祥三年十月に正二位を贈り貞觀元年正月に從一位を授け伊都岐島神は從四位下となし給と國史に見ゆ

三宮　巡行一町四尺廻行一町　三尺四寸廻坪一坪六歩

草創　祭神附異傳

蓋三四の宮幷に摠社は其創建は一二の祠と同しからす天野口傳抄倍堅に天野三味僧蓮惠房遍智自廿一歳加三味令八十一歳の說を戴て云三四宮幷摠社行勝聖人建立歟申候又摠神主大夫云と標して間御手印緣起面二社也三四幷摠社何代造之答不覺之云云とあり又天野宮信日記錄と題せし本あり口傳抄と大底同し但大峯日藏上人感得の事を戴る等に至ては現流の口傳抄と別にして廣博なり往往引に廣本の口傳鈔と云是なり此中には三四宮幷摠社何代造之乎荅行勝上人御勘請也と明白に記せり按に脫略の二抄とも嘉元四年六月御遷宮の事を承けて廿二日登山とあれは此時の遷記ならん今の間は信日答は遷智又は神主の同なり一本には不覺之といへとも又一本に行勝の勘請とあり疎濫の答と同し藍濫は廿一歳より天野に居し嘉元四年の比八十一歳とあれは貳元三四年より三昧に補せらるなれは行勝の遷化建保五年までは纔に三十許年を隔つれは行勝の行狀事實を聞傳へ聞ることあるへからす加之行勝の時始て三昧僧を置とあれは猶更の事なり然るに修驗院所藏の口傳抄には此不覺之の三字を削り著最承元二年行勝上人與摠神主同多夢相協依想立像官尼將軍申請有創造三箇飯四殿給明神也と云三行許りの私聞を浮貼し挾入せり此は元祿中懶笑なる者の所爲なり行勝とするは廣本に符すれとも夢の事を出すは非なり他院所蔵の口傳抄を檢閱するに一本も氣比殿給の事ある本なし決して上の兩說を按するに三四の宮創立の事古記の中には口傳鈔の外は皆近代の書なり何れにも三四の宮幷に摠社は行勝上人の時始めて瑞離造り奉ると云こそ思ひ混へきにあらす湯山秘天文廿四年寫性快長口說に天野四所明神成給事其後御託宣有て第二第三之宮勘請也其時評議云末社アマタ御座セハ重而又御託宣アラハ御社ノシツラヒ成ガタキ事カナナド云ケレハ又御託宣アッテ此以後ハサアルマシハヤハヤ第二第三宮勘請セヨトノ御託宣ニヨリテ勘請也此は行勝の勘請とも云す第二第三といふは第一の王子に對する首にて實は三四の宮を云也

祭神

一傳に蟻通大明神と稱し奉る此は丹生の王女にして二宮御妹神を崇祀也山王諱式納に傳聞吾三大明神者丹生明神斯世陰息一十三人之中娘千手千眼之後身也云云又現流の式に出彼蓮臺九品之宮生丹生權現之王女ト此檜杉四所之社祀高野明神之御妹とあり阿氏川藥草記寛快口決金記に予問曰天野四所者何乎仰云丹生大明神高野大明神第三第四是也丹生母御前高野明神等三大神是御子也問曰三太神御父何乎仰云其沙汰不分明但强神道男女不媒生御子事有之乎といへり覺和の御手印緣起開書に高野大明神父御前稱津國生田大明神也云云とあれとも生田明神は雜日女を祭るなれと信用しかたし如是先哲の筆册に丹生明神の御女と示さるは必古き傳の所據あるにて敢て說を抂るにあらす正應六年太政官牒に當社四社明神之中三太神號蟻通神とあり是古き僉議にて官符の施行公家の勘文なれは此王女の御名を蟻通と稱ること天下公論たるへし傳法院靈瑞緣起に七箇莊園を戴る中に志富田三宮大明神社領とあり此を以て彼を思ふに東志富田村に蟻通明神の靈祠あり應永三十二年天野宮領御年貢相折の事書にも志富田社御供米二石なとを戴たれは天野と由緒あるを知れたり紀貫之家集云紀伊國にまかりくだりてまかりのぼるに馬のわつらひて死ぬへきあつかひをするに道ゆへ人のとまり敢て云やうは例のこゝにいまする神のしたまふとて中略神のなん申ざんとするぞといへばありとをしの明神となんいへばかくよみてたてまつる下略此を歌林良材に評して右ありとをしの明神の事は貫之和泉國をまかりのぼる時と大鏡幷に古事談と云抄物にしるせれどかの家集には不可過といふて紀州の地と定めたり雜和集も意をなし又大師の遺文天野の澤の事に若人到著卽時傷害といふを覺和の聞書に例證を出して紀貫之過紀伊道之時遇怪異其時歌云アマ雲ノタチカサナレルヨハナレハアリトホシヲバイカガシルベキ家集の歌と異あり此し紀州の道とし且明神の事に證せり按に上也帝都より南海道に出る必眞土幹を起て大和川を下れり志富田の邊を過ることあるへし此等を以て考證するに蟻通明神は古く澁田に御座せしことゝ思はる靈瑞緣起に是を三宮太神と指せば官符に稱呼する所尤も信受すへし神社考云蟻通神昔未詳何時也某申大臣死而怪神云云神社啓蒙諸社一覽皆此說に同し多く和泉の神社と下今の御神と其名同しけれとも神體大に異なり名の同きを以神體を一には思ひ混すへからす近く例せは大和丹生と天野丹生と名同して別神とする說あるかことし異傳に三宮は越前の氣比四宮は安藝の嚴島を崇祭るといふ此は天野神書に承元年中行勝上人在室而忌世虛念誦讀經之時如夢如幻衣冠嚴飾神人與客顏美麗婦人忽然入室告曰今上人行業共足而無一有欠闕吾深歎喜殊發信心崇敬吾年人經幾篤切豈忘之猶慎無懈怠矣而越前笥飯大明神安藝嚴島大明神者爲我往昔之明友今雖鎭座兩國隔離而住互不忘昔日之善友欲如當時相住于一所而令護持密敎又退治異國之時爲左右扶翼之武將夫上人命于丹生祝而共招請之相幷天野花園之社而可崇祭四所明神言訖遶幸發上人知丹生高野兩大明神之示現

急到于天野之社告事之旨趣於丹生祝祝曰今夜明神以夢所告于吾亦如上人之所告以待來臨并上人曰事既符合然則速欲招請而新經始二所之神社共祝如法勧請筍飯嚴島之兩大明神從此爲四所明神云云（五坊所藏の舊記文山史天野叢驗記全く同し但承元二年戊辰仲夏とあり迎念集野峯名德傳名盤集等も）

（この意に據て氣比嚴嶋とす抑神主一鷹記に三宮筍飯明神四宮嚴嶋明神右神二社勧請于承元年中而爲四社とは此郎年代詳ならす文中に天正中の事を載たれは其已後の筆記と思はる三才圖繪は三氣比明神四丹生明神之子として嚴嶋とも云す○保曆間記平家物語盛衰記に平清盛高野大塔建立の時登山しけれは大師影向し給ひて越前の氣比安藝の嚴嶋は西北迹に際つれとも金胎兩部の垂跡なる旨を告け給ふ事を載たり恐くは後人この事を附會して行勝上人夢瑞を新奇にせしものならん）

此神書等の說は後人の附會せしものならん當山古德共に丹生太神の御娘とのみありて氣比嚴島の事更にいわす然るに近世この說出てより一盲衆盲を引き來て吹擧の徒おほく蕩々たる天下みな新說に雷同して尙祚信日等の古傳廢れて是を質に人なしされとも講式の如きは其事實靈德あれは必あけて讃嘆するを主とし朝昏諷讀して神法樂に擬するものなり若氣比嚴島を崇拜れる神ならは何そ其本所の來由を洩し言さるや抑尙祚大德は南山の八傑一時の巨臂にして而も承元二年行勝の勧請の比既に世を同ふし講式を作れるは嘉禎二年にて僅に二十九箇の星霜を隔つ豈近今の時事を遺闕し誤らんや又世に行勝の別傳寫本あり此は建長六年四月一心院空觀上人の撰にて直に行勝の從侍者隨力德善の口說を筆記すと後批をなせる程の確實の行狀にして在生の間に所有德跡奇驗を載と云とも氣比嚴島の事は更に見へす又信日信堅は嘉元前後傑出の智象宥快は應永末年の息化にして我山義學中興の法將なれは年時懸遠なれとも共に古轍に循守して浮誕濫說の人にあらされは祭神の事に闇して輕卒に口を開くものにあらす湯山鈔に三四の宮は神託によつて勧請すとありて其時の計議までを傳へ記すれとも異狀に涉らす此鈔は天文年中に作るものにして此比も氣比嚴島の異端なしと思はる此事は慶長已來の筆記にはしめて出しならん今は沈痼となりて國手を假るといへとも容易に蕩融しかたし假令に古傳遊乖すと雖も道理に的當せは適從せさるはなし然に氣比嚴島を往昔の朋友とするに所由なり又丹生の御子とするに所據を知らす仍て今は古き所傳のまゝを擧て疑をかき敢て新說を立さるなり

氣比神社の本記を撿閱し更に書紀古事記等を涉獵して我三宮太神と同異を考へ奉ること左の如し

北陸道大社越前國一宮正一位勳一等座敦賀郡氣比太神宮

七座（中古加摠社相殿神而謂八座）

本宮祭神三座（瑞籬中央南面）

御食津大神（鎭座左脇）

足仲彥天皇（鎭座中央人皇十四代仲哀天皇）

氣長足姬尊（鎭座右脇十五代神功后皇）

東殿宮

日本武尊一座（座內之瑞籬中巽方去本宮三間計西面）

摠社宮二座（座內之瑞籬中艮方去本宮二間計）

譽田別天皇（鎭座左方）

常宮御前（鎭座右方）　相殿也

西殿宮

武內宿禰命一座（座內瑞籬中坤方去本宮三間計東面）

平殿宮

玉妃命又名淀姬命（座內瑞籬中乾方去本宮二間計南面）

已上神名式所謂氣比神社七座是也

社記曰推古天皇吉貴二年乙卯八月四日瑞雲靉都奴賀地加比留山嶺光彩耀々浦人仰瞻怪之其夕託角鹿小海直小兒宣朕是坐于穴門豐浦宮御天下足仲彥天皇也恒護皇基衛國家垂跡於筍飯宮宜以祭朕於筍飯神宮焉重日奇雲靉于幸臨山（今謂天筒）光輝耀焉因玆奏達天闕猶其後奇瑞數也至文武天皇御宇勅令造營筍飯神宮任神託足仲彥天皇氣長足姬尊於筍飯宮爲相殿

大寶二年壬寅（一日八月四日寅剋）奉勅請于同殿也云云奉崇祀而奉稱氣比太神宮云云（續後紀八承和六年十二月奉授越前國正三位勳一等氣比大神從二位文德實錄二嘉祥三年十月前授越前國氣比神正二位三代實錄二貞觀元年正月奉授越前國正二位勳一等氣比神從一位寬平五年十一月廿九日授正一位勳一等氣比太神宮）

憲元云氣比太神ト申スハ伊奢沙和氣太神ノ御名ニシテ御食津太神ノ御事ナリ御食津ノ御名ハ譽田別天皇ノ御時天皇自ラ奉リ賜ヘル御名也（大輌和氣ノ名讓給也出古事記ノ中卷）サレハ是社ニ主トシ齋祭ルハ此御食津太神也六座ハ相殿ノ御神ニシテ文武天皇大寶二年ヨリ祭レル御神也（中略）御食津太神ト餘座ト別ナルコト知ヘシ神階ハ御食津太神ニ奉リ給フモノ歟（氣比大明神本紀云人王十四代帝親仲哀天皇云二年春二月帝從近江州穴穗宮幸越前角鹿興行宮居是號筍飯宮云云神功皇后十三年癸巳春二月皇太子赴越前國角鹿先帝之靈祭祠比號筍飯大明神云云同常宮之本紀曰常宮大權現者人皇十五代神功皇后也十三年春二月八日甲子此日命武內宿禰從皇太子幸越前并筍飯大明神初仲哀帝江州志賀郡高穴穗宮今比叡山說東坂本穴穗高島舊地也即位座而其明年幸于越前角鹿□行宮而居之是謂筍飯宮帝崩後祭祠此處號筍飯大明神令皇命武內大臣隨太子赴越前拜先帝之靈云云）

已上は氣比社記を抽出す此は七座共に氣比神と通稱するに似たり就中に仲哀天皇を中央に鎭め奉れり氣比本紀常宮本紀ともに仲哀天皇を祭祀りて筍飯宮と號し應神天皇の幸拜り給ふも先帝の靈なりとあり書紀（仲哀天皇卷）に二年二月幸角鹿郎與行宮而居之是謂筍飯宮（神功皇后卷）十三年春二月命武內宿禰從太子令拜角鹿筍飯太神とあると同し此等の記に據て世人多くは仲哀天皇を祀ると云說をなせとも（帝王編年記仲哀段に今氣比大明神此天皇也と）

いへり其他神社考神社啓蒙諸社一覧等も皆同す神名帳頭書に越前風土記を引て氣比明神宇佐同體也八幡者應神天皇之垂跡氣比明神仲哀天皇之鎭座也云云宇佐同體の說はいふかし按に宇佐は天照太神化生の淵津姬を主さし祀れは氣比七座の內御食津太神と同體なるも知るへからす又は攝社の譽田天皇をいふ歟されとも仲哀に氣比の名を負せ參れると見ゆ此は中古の靈現を掲けて上代の祭神を知さるなり社司憲元の考と古事記とを併見るに伊奢沙和氣太神にして本宮三座の內左に御座御食津太神なり加之伊勢八幡等の宗廟の神に勳位を授け給ふ例なし故に承和已來の進階ことに氣比太神と記するは御食津神に限ると云の考的當せり古事記に故建內宿禰命率其太子爲將禊而經歷淡海及若狹國之時於高志前之角鹿造假宮而坐爾坐其地伊奢沙和氣太神之命見於夜夢云以吾名欲易御子之御名爾言禱白之恐隨命易奉亦其神詔明日之旦應幸於濱獻易名之幣故其旦幸行于濱之時毀鼻入鹿魚既依一浦於是御子白于神云於我給御食之魚故亦稱其御名號御食津大神故於今謂氣比天神也云云古事記傳の略に伊奢沙和氣太神之命は氣比太神の御名なり如何なる神にか詳ならす此神社を仲哀天皇を祀るさ云說は信かたし然るを釋紀應神卷に一云初天皇爲太子行于越國拜祭角鹿笥飯太神時太神與太子名相易故號太神曰去來紗別神太子名譽田別尊然則可謂太神本名譽田別神太子元名去來紗別尊然無所見也未詳とあるは一書の誤りなり御食津太神を氣比本紀に保食神とも書し倉稻魂命稚產靈保食同神異名也有深秘保食神者從往古此處鎭座仲哀天皇同殿奉祭者也是氣比宮社說也と註せり書紀に保食神と云天照太神在於天上曰聞葦原國有保食神云云保食神乃廻首嚮國則自口出飯とあり私記に宇氣者食之義也言是保持食物之神也と云又蒐疏に保食謂保護食物也云云舊事記に御食持命とあり御食持命神皇產靈尊之子則紀伊直等祖也古事記に大氣都比賣といへり次生大宜都比賣神云云大氣都比賣自鼻口及尻種々味物取出而種々作具而進時速須佐之男命乃殺其大宜津比賣神云云宜は食都は助辭なり此食を放てば宇氣さ云豐宇氣保食なと是なり此は共に一神なるへし又倉稻魂命と云書紀に伊弉諾尊又飢特生兒號倉稻魂命同神武卷稻魂女有古事記に須佐之男命乃御子宇迦之御魂神名帳廣瀨祭祝詞に御膳持須留若宇迦能賣能命云云此は釋日本紀等に委し又豐宇氣姬ともあり古事記に次和久產巣日神此神之子謂豐宇氣毘賣神又は次登由宇氣神此者坐外宮之度相神者也とあり舊事記に次生稚產靈日神此神之子謂豐宇氣比女神云云釋日本紀に神祇令を引て登是稻靈也俗謂宇賀能美多麻命云云延曆儀式帳我御饌都神等由氣太神乎とあり此外宮祭神に就て異傳多し今は略す宇氣を轉て宇迦とも云あり如是れは食宇氣宇迦みな同言にて右の神の傳の異にていつれも此食の意なり又稚產靈といふも書紀一書の書紀一書に稻過突智娶埴山姬生稚產靈此神頭上生蠶與桑臍中生五穀舊事記も亦この記をなして云蠶保食神歟とあり異なる傳なり今此太神は御膳の料の魚を太子に獻り給へるに因て此御號を稱奉るなり氣比の名氣は食なり比は產靈なとの靈なるへし神名式に神祇官坐御巫祭神八座の中の御食津神を祈年祭祝詞に大御膳都神とあり文德實錄に河內國智大御食津彥命大御食津姬命此外もなほあり皆同神には坐まささるなれと御食に由る神をかく申せり如是諸書を研窮するに氣比明神は御食津姬たること知れたり然るを丹生太神の御娘なりといふ緣由曾てなし十二王子の內に御食津神と謂ふへき神體ましますとも覺へす古傳に十二子の中にて御娘を崇祭るとならは何等の王女を以て三四の宮に鎭奉るか其旨通漫にして辨別なし故に何れなるとも知かたし但十二子の中にも白山八幡住吉熊野等御名あれは凡情を以て推測る時は丹生太神の王子とも謂れかたけれとも上代より十二王子さ傳來るのみ固より神道の事は幽玄にして親子兄弟夫婦なといふも凡常通途の比類さ天淵の異あり王子さ云御子とするも必しも親子の義にてもあらさるかしかあれは氣比殿嶋を勸請し奉

るといふも一理なきにあらす或記は舊事記に稚產靈日神之子謂豐宇氣比女神とあるを以て稚產靈は稚日女にて卽丹生津姬の事として氣比明神はその御妹なりといへる說あれとも稚產靈と稚日女と同神ならされは書紀一說は稚產靈は軻遇突智の子さもありて一定ならす信受しかたし天野神書に笥飯嚴島は往昔の朋友たりと云に據は諸神の內いつれにても勸請するに過失なき歟古傳に三四の宮は丹生の御娘といふ說に符合せされは依用決さるなり按に氣比神社七座の外に末社數十座あり此中に丹生津姬の御子なる御神ありさも知かたし但吾太師に於ては氣比殿嶋さも其緣由あり氣比の常宮本紀其略に大同二年六月五日空海法師依勅而爲加修凝常世本殿以神實井弊國物令貢納給傳從金胎兩部秘法云云空海自身彫刻十一面觀音大悲像過照山石之室近所建立一堂安置之云云同氣比大明神本紀に幸臨山社頭に遊忻と樺上川松あり共に大師の舊跡なりさす嚴嶋に大師參籠し給ふことは砂石集又政親の見聞隨身抄本朝佛傳神社考等に載又求聞持修行の事は宮嶋春秋にあり大師の深契あるによれは三四の宮に氣比嚴嶋を祭るも所以ありとす

四宮

上の三宮の次にあり梁行一間三尺八寸桁行一間三尺一寸椽輻三尺一寸建坪一坪四步

祭神附異傳

丹生明神の王女十三子の中の御妹神を崇祭たてまつる山王講式に四宮權現者舍那心王之心數谷闍辨財天女之變身中略忽捨荷葉之坐遂作丹生明神御女爲玄應靈驗之權現現行の講式に讃四宮權現隨類者本地者古佛大辨財天垂跡者丹生明神御息也とありて皆一宮太神の王女といへり

神名式に安藝國佐伯郡伊都岐島神社同頭書に天照與素戔烏尊所生三女其一神市杵島姬也書紀神代卷を按に此市杵嶋姬は遠瀛居者古事記に多紀理毘賣命者坐胸形之奧津宮次市寸嶋比賣坐胸形之中津宮さありて書紀の傳と違り所謂胸形は筑前宗像郡さ云地を指なり奧津宮今も奧の嶋と云て大嶋の西北四十八里にあり遠瀛は同宗像郡の嶋と見ゆ而に神代卷合解に遠瀛ハアキノ國サヘキノコホリイツクシマとあれは今の安藝國宮嶋なり古記事は一傳と思はる又一宮記三代實錄等の諸書に佐伯郡に市杵島姬を崇拜るとするは一同の說なり神社考等に異傳を擧て娑竭羅龍王の娘天照太神の御孫と云とも共に丹生明神の王女とする緣因なけれは四宮に嚴島明神を祭ると云の說は上にも辨駁するか如く先匠の傳へに相違せり更に精考すへし若神影に就本地に結歸していへは辨財功德天にて一往は嚴島に關係するに似たり然るに彼大宮の本地は大日彌陀普賢彌勒と習傳へたれは我四宮の本地とも同しからす

本跡并形影

凡神化無方にして形迹また一定ならす然れとも從本垂跡の化現その儀形なきにあらず遺告に吾上登日現入體語曰等と筆し又高野給圖の卷吾住時頻在明神示現なとあれと其儀相如何とも翰墨に載給はす現今崇祀り奉る樣は丹生は天女形にて手を挾き圖扇を持し高野は黑袍の束帶にて冠を戴き笏を

執り給へり是は大師の時示現ありし尊容とも知らす南山要集に興然傳云高野山昇位房曰天野本地一宮丹生女形大日 二宮高野男形藥師或說阿閦云云私云阿閦藥師同佛習故歟 三宮女形千手 四宮童形辨才天 密敎相承抄云古老口傳云一宮女體 二宮阿閦高野俗體執册口傳云兩所親子也 三宮千手王子女體 四宮辨才天王子女體 とあり賢賓逍告口訣に一宮丹生女體御手コマヌク 二宮高野俗體執册口傳云兩所親子也 とありて三四の宮は共に女體とのみ云或記に丹生氏覺日房傳と標して一宮本地胎藏大日女體 二宮本地金界大日俗體 三宮本地千手觀音女體 四宮本地文殊師利菩薩童子形 と述たり重養の兩大明神口決に一宮釋迦二宮藥師といふ一說あり又自性上人七卷抄に丹生大明神天野本地釋迦也御山胎藏大日也と云云 此等に據て考ふに本地の說異傳ありと云とも形影は大體現圖に同く三宮は天女形にて拂子を取四宮は琵琶を撥せし二臂の辨天形なり先一宮の尊容に異あり古記に如法上人可奉拜見明神御體之志慇懃或時明神御影向御質天女形光明赫奕頂有天冠身飾瓔珞異香芬馥薰室中云云滿信如法弟子 云先師上人奉過丹生大明神有光明著天衣玉髮金響瑠璃莊嚴之姿不具陳とあり 本朝付傳に宥快作悉曇抄有疑未決一夕神女冠佩璵々持燈來告曰我是山神丹生津姬也快復問曰旣稱明神何用燈耶曰實無昏暗以師挑法燈而示其樣相云云其時の神跡あり人口に膾炙するか如し 世に影明向神と云あり丹生は天女形衣瓔嚴麗にて唐團を執高野は白綾闕腋の如き布衣に立烏帽子を著し笏を持給ふ 靈瑞緣起に本願上人覺鑁被勸請之時高野大明神白色淨衣立烏帽子入御云云殊有子細能可尋之云云按に今時高野御子のみを寫して影向明神と云は此時の御姿ならん又或說に高野明神影向の像と云は正智院道範の時度影向あり彼寺に影向石とて今にありその御容を道範の寫し留られしを模範とするものと然れとも彼院に道範眞寫の影なし 延喜の頃日藏上人大峯笙の岩屋にて感見の高野大神の御姿は現圖の如く正服冠冕束帶の樣と思はる 廣本の天野口傳抄に其後管アッテ整衣裳正衣冠持手札一社明神迎來來待氣色也妥上人奉向藏王此諸神爲何裝束御候ソ故中云云一人神明之來給束帶御笏其御姿諸ケタカクシテ諸神傾前殿拜尤甚漸步過上位諸神上著座御御裝束殊奇妙自岩路來御覺宥爲惣御下袴給興報至迄泥上跡々ケテレツル然而登座上著座御藏王告上人曰此紀州金剛峯寺鎭守高野明神也云云 又世に丹生津姬の影とて宮中女官の裝束の如く十二重緋袴を著し給ふ圖樣もあり其來由しれす御託宣建長三年 に云俗體奉見之時御衣或白或黑色依之世人殘不審黑白共本地之色也白色本性清淨色黑色垂跡至極之色云云依て思ふに神明の儀形衣色は皆標幟する所ありておほろけならす人情の是非を以て圖思ふへからす 此外獵者山氏の御形と化して大師の路し給ふ容は先に述ぬ 山上御社兩所に御前板と稱大師の御筆と申し傳ふ此を拜し奉るに丹生は天女形の座像にして團扇を持たまひ高野は所謂狩場明神と稱する御姿なり 上に狩場の御姿は丹生明神の化現をいふと古老傳を唱ふ然るに大師の御圖なりとせは狩場は高野大神の形影なりとする一證ともいふへし

悲華經に於末法中示現大明神廣度衆生と獅口し給ふて一切神祇冥道みな佛馱慈悲の巧方便より起て八百萬の跡を垂影を落しましますものなれは佛の本地におけるは月の體天空に麗き耀る如く神の垂跡を思ふに光用を百川萬水に瀉し浮ふに如似せり天照大御神の高天原に大座て御光の曇りまさす四海を照し又產靈の神の生とし生るものにあるとある限の菓なさしむ御心も禍津日の神の痛く荒ひれませる御靈も其始を原本を究むれは吾大悲方便の本心より起らさるはなし然れは一切の神祇は必その本地を原ね識知へし當社本地を弘安八年一宮注進記には勘弘法大師御手印緣起幷丹生大明神宣命云常社權現者本地位尊中臺八葉之心王垂跡不歸乾道七代之胤子と稱し山王講式にも丹生大神を胎藏大日に配し高野御子を金剛界の大日とす其他の秘訣社傳信堅興廢記宥快樂草記等皆同し 建長三年の託宣に兩所之本地は不動愛染也云云又云不動愛染は金胎兩部也丹生明神胎藏得北不動ナルヘシト存歟云云今按するに不動は胎藏の敎令輪愛染は金剛界三十七智の内證なれは金胎兩部の大日とするも共甚遠ことなし深義更に問ふ又南山要集に昇位房の傳とて高野明神の本地を藥師或は阿閦とすることと金盤に就て習ひあることと聞ふれと是は本義に違へは異傳なるへし但御託宣に鎭守兩所權現但雖有異說皆可信偕不可盈とあれは只信水を要として種々の疑氷を抱され 三宮の本地は千手觀音四宮は辨才天なることは諸說一同なり覺日房の傳は四宮の本地文殊童形と注するは異傳なり

總社

長宮 本社左瑞籬内にあり合殿五扉縱列す桁行二間二尺梁行五尺椽幅三尺延坪二坪半なり社家雜記に西末社五社造長棟三間横一間半但六尺五寸間

皮張　皮附　土公神　大將軍　八王子

長宮 本社右瑞籬内に合殿六扉あり桁行二間六尺一寸梁行五尺椽幅三尺延坪二坪七分なり雜記に東末社六社造長棟五間横一間半但六尺五寸間

八幡　熊野　金峯　白山　住吉　信田

惠美須宮 右長宮の次にあり合殿一扉にして惠美須は十二王子の隨一なり外に百廿伴神を幷せ祭る桁行三尺二寸梁行三尺椽幅一尺御拜九社より二尺七寸延坪二歩あり雜記に三尺檜皮葺

此摠社は承元二年行勝上人の建立にして其已前は高野明神社に合祭れること上に云か如し天野口傳抄に摠神主大夫云と標して上に列る御名を舉天野ミコゲンゴ笛吹遠八十老云云 と標し西摠社東ハレハ皮張次皮付次熊野土宮祭一不覺之又東西片八幡次住吉次ミタケ此外不覺之次小社エヒス次若宮行勝上人 云云蓋この十二王子の御名も大師の時より相傳也詳ならす弘仁十年五月三日金剛峯寺最初勸請鎭守啓白文に勸請一百廿所伽藍一十二四神云云今新奉勸請朝中之靈社一百廿社四方各鎭三十社每月日別各一社爲檀主助人法爲鎭將持伽藍云云但百廿伴神の御名古來詳ならず山上御社の後に啓白文及自性上人の七卷密抄等を引て十二王子を四方に配し一十二四神といふの說を出すかことし 致相承抄に古老傳大行事皮張老俗體御眷屬之中爲上首摠百二十所也云云賢州丹生山緣起に高野神職樽幡千々姬生兩子卽十二子首初皮張皮付之兩神也とのふは異傳なり 山王講式向眸に如彼十三人神息三所本地顯然自除者不分明今至此百廿伴眷屬一所內證炳焉自外者未傳聞所謂小神眷屬上首大行事皮張社者文殊大士變現後身也云云皮張を百一十伴に攝屬するは上に所列の十二子とは異なる傳へなり

若宮 人は行勝宮と云惠美須宮の瑞籬の中にある小社桁行六尺六寸梁行六尺八寸椽幅一尺五寸向拜丸柱より五尺延坪九步なり雜記に若宮五尺社檜

皮曾除如常十一王子外也

天野神曾云上人及欲遷化之時招丹生祝詔曰吾不遠而可遷化必莫令荒廢神前吾亦可成擁護當社之神祝夫建社崇祭吾乎否祝曰上人爲中興當社之僧豈敢不禮敬之乎建保五年五月七日遷化之後則造宮爲一社之神號若宮　名義傳本朝僧傳に建長六年四月廿八日化すといふは誤也口傳抄に若宮行勝上人とあり　又山王講式　若宮の段　に本地者大聖不動明王垂跡者明神輔翼靈神也云云覺日房傳に若宮本地不動明王凡夫所行勝上人實名異俊　此凡夫所とは天神地祇を觀れるにしもあらされは爾云ふことと思はる

内鳥居　四社の中央に傑立す横一間三尺二寸高二間二尺但格子卽を施して猥に出入を禁す前に登り七尺幅一丈三尺の木階あり下敷石を疊なす雜記に内鳥居在于玉垣

瑞雞本社の背に亘り二十七間三尺又丑寅隅亘四間六尺其より十二王子社の正面まで五間六尺五寸その次少曲て一間六尺五寸其より鳥居まで八間三尺又未申乃方四間六尺此に入口あり高五尺の石垣一段高平の地なり雜記に井桁四十間社東西合四十間也玉垣三十間但六尺五寸間據社而戌亥也

已上本殿四座末社四座共に瑞雞一園内にありて戌亥に向ひ宮柱結構す

諸堂舍　附舊跡

中門　内鳥居の正面にあり桁行三間六尺梁行二間二尺高一丈二尺にて二階造檜皮葺

右前殿常に透廊と呼ぶ中門の西脇に接比す總桁行十三間五尺梁行二間六尺其に棟あり幅四尺通十二間雜記には長十間俱三間中但七尺三寸間とあり

此殿の內に車寄上皇殿下等の參御ある故に此殿あるならん正和三年後宇多法皇宇山遷御の時先直に拜殿へ入御寒儲ありて神馬を獻し給ふと記するにて御車寄の存せるも想ふへし

透廊　其次六間の內を透廊と云南北の總は唐破風にて間後入口は唐と兩脇四間は蔀戸次一間は遣戸なり

太皷部屋　其次一間四方の所を大皷部屋といふ

大答般藏　經曲を納む

承仕部屋　三間の區別あり

左前殿　中間の東脇にありて右殿と相對す總桁行十一間一尺雜記に神人皆在于中門東長十間但九尺間東端二間三間拜殿檜皮葺とあり

此中に拜殿　西の端二間二尺二寸の內をいふ

神人廳　次の二間の所を總といふ

神樂所　次の二間の所曾は此にて神樂を奏すとそ

神子部屋　次の三間の所乙女の別あり

護摩所　又は壇所と云若宮の前より少東にて未申に向三間四方東は行法僧の居所此も三間四方にて二宇並ふ雜記に護摩堂在于本社之東五間四間とあり

口傳鈔に壇所者行勝上人之遺跡也以護摩壇名云壇所也今世語云壇上非也曆應元年十二月廿四日大集會評定土貢相節に七石二斗持所雨壇三石六斗天野護摩所とあれは中世は此に供米の配給ありと見ゆ

本尊不動明王　坐像御長三尺智證大師の作矜迦羅制多迦の二童子は二天立像なり作しれす又十二天幷八服大明の畫像ありて左右に掛又兩に樂器部屋あり此所にて每日護摩供幷に舍利講一座を勤修す山上學

徒の內阿闍梨入寺百八十五口を十日に一人宛巡番に配課す今時は當番の人體直に下向するの勞煩を省きて代勤の僧一人平生此所に居て勤しむ當人より一旬の間の料錢十二錢目を給付する例なり　此護摩供の始例を尋ぬるに行勝創立の後ならん天野宮護摩結番次第の塗板に喜曆四年八月如件行事入寺年預阿闍梨等とあれは弦歲の比より行始むるか其後元弘二年より後醍醐天皇の勅願となりて今に相續するものなり　二品親王の御願狀あり其御筆立願の卷を見るへし

持所　本社の西玉垣に接比す東向桁行四間梁行三間一尺五寸但七尺間なり雜記は五間四方といふ

本尊兩頭愛染明王　不動愛染合體の祕佛深祕更問大師四十二歲厄除の御作と申傳たり外に愛染明王あり長一尺三寸の坐像從最上人の作といふ又兩界方茶羅幷十二天畫幅を掛たてまつる　此所にて不動愛染の秘法各一座又舍利講等三百六十日闕如なく勤行し奉る法師二口あり巡番に配課すること護摩所に准す此所と護摩所を兩壇といふ此行法の創を按するに天野宮行法結番次第塗板に延慶三庚戌六月一日如件行事入寺義空とあり山史を考るに延慶三年八月廿三日勅ありて學侶七十二口の僧侶を天野宮に率ひて天下泰平異國降伏の祕祈を抽てしむ是を永格として一月六口二人宛十日替　一年に七十二日にあてて件の不動愛染長日行法なさしむ其後建武元年左衞門少尉源俊清播磨國福田保幷六箇鄕を寄附して行法料に充委くは沿革の部に云か如し又廷元元年十二月廿九日後醍醐天皇勅書を給て遂に勅願となれり　勅書寶筒總御立願の卷にあり

持所大壇の裏に正和口年の銘文見ゆ是は當時まて五百二十餘年の涼燠を經て故の障もなく古壇を傳へ存して叡願を祈りけるも我山の繁榮此大御神の威嚴の新なるにて國郡に社寺は多にあれともかく舊格をそか儘に傳へ存せるは最珍なることならめ

御供所　持所の西に續く梁行四間二尺五寸桁行九間三尺雜記に御供所在于一宮正面といふは今と異なり

此內西端に竈門明神を祀る　雜記に此內東端二間四間僧房といふ是なり　又摠神主幷に二三四祝子奉秋霜月御祭の時の籠所あり　同記に此次一間中摠神主總所次一間四方從階注連立　西に唐戶前と號する所あり又每年二月十一月丹生大神この鬪門社へ渡御ましまし祝言式あり山史に德治元年十二月十六日天野御供所上棟京大工山大工各東帶出仕也云云

鐘樓堂　御供所の下手三角地の東にあり一丈一尺四方

鐘銘に奉鑄造梵鐘一口應仁三年己丑三月十六日大壇那堺宣阿彌勸進沙門海乘大工藤原朝臣長次とあり

樂屋　總樓の東北透廊の正面にありて東に向梁行二間五尺總桁行五間四尺雜記に二間半六間在于常住部屋之北と云云

舞臺　樂屋の東にあり總桁行下屋柱まて三間一尺四隻なし樂屋より復道を掛たり桁行四間五尺幅一間例年六月十七八の兩日此にて能の興行あり雜記に四間三間也六尺五寸間在于透廊之戌亥一宮正面四方板葺也

中鳥居　中門石階より十七間を隔內外二部表に對して此名あり高二丈四尺五寸横一丈六尺兩柱六尺七寸通控杭一尺四寸又額扁あり雜記二柱間一丈四尺となり

板橋 一丈四尺幅一丈三尺左右に手摺あり此川は本社の東辰巳より廟前に遶き出て更に丑寅より出る川と合し下天野を經て志賀友淵に通下る御手印緣起天野の下に川上二を圍出したまふ是なり

廢伶人邸 雜記に伶人邸在于中島居之左右少依于南方二箇所五間三間檜皮葺今無之四所有金法師といふ當時も舞樂あれは此に假屋を構ふなり

御馬屋芝 邸の東北護摩所の前に空地あり往古神馬ありし時の遺跡を今は芝といふのみ今も天野代官より宮仕へ馬飼料大豆若干を付給するは宮仕は元神馬を預りし職ゆへ其古風遺れるとそ

御影堂 本社の東側の外廊奥の廡の下にて三間四方緣幅三尺五寸正面は唐戸向拜木階あり雜記に在于本社の東塔之南と云云

本尊弘法大師御長一尺七寸五歩 天野口傳鈔廣本に天野御影堂大師北院御室御本尊申傳候也彼御時建立候申云云一大師堂二位尼御建立申傳候此女人高野不登山事歎住天野以大師御影爲本尊女人上下參詣申候彼御本尊北院御造立被成時佛師夢想奉見大師所造也承候件三味僧行證聖人爲被召遣者聞云云已上物語嘉元元年八月日といふ 按するに此抄一御子等の條を中間に挾んて前後に一天野御影堂等一大師堂等の二條を掛すといへとも御影堂大師堂と同し堂なるへし然るに前條は北院の草創を傳へ後の條は廢絕を再建するを以て二位尼御建立と傳ふるか又は前後兩條に名を替て舉たるは其堂各別なる故歟何れにしても大師の尊像は一體にして從北院御室の時の靈像と聞ゆ然ふして此堂現存の大師尊像は即是古昔北院の御時夢想によりて彫刻の靈像なりと傳へいへり略本口傳抄に但し當時綵色佛師聖綵色損也といふ今猶綵色もおしく拜瞻せらる又二位尼天野指興の事を思ふに禪尼は貞曉法印の母公承元二年戊辰の比熊野參詣し歸路天野經過妥留貞曉法印に遂せ給ふ是於行勝上人先已天野三四の宮勸請の夢懸を衆といへ共衣鉢餘力多からされは果しかたき狀を貞曉法印介し禪尼にまみゐて懇にさく禪尼聽許し淨財喜捨三四兩宮輪奐美盡すとそ院跡考等見姿し口傳抄一條二位尼御建立といふは此時の再建ならん但口傳鈔行勝上人勝字誤作れり勝證音同なる故幣寫誤來れる歟因みに曰く貞曉法印は將軍賴朝公の第三男なり初仁和寺におひて薙染し道法親王に就て登壇灌頂し給ひ親王薨去の後高野に退隱し行勝上人に師益し如法を修行し給ふ委くは高僧行狀幷に五坊の條下に見ゆ

多寶塔 影堂の次三間餘を去二間三尺五寸四方なり四面に唐戸前に石階あり

本尊胎大日 御長一尺六寸坐像作者詳ならす雜記に本尊胎大日左不動右毘沙門とあれは今は脇士はなし 口傳鈔に遊惠男曰又彼山王院ノ傍ニ塔有之其跡土高此五六年候當時塔其移覺候とあれは嘉元の比既に現存の地に移し替と見ゆ

神輿堂 塔より三間余北一段高平の地にあり梁行二間五尺桁行二間六尺前屋根破風附にて石階あり雜記には御輿屋四間三間板葺とあり

山王堂 又云本地堂神輿堂の西北にあり梁行桁行共六間四尺內陣奥行六尺向拜一丈二尺一寸桁行一間六尺椽幅五尺五寸但し七尺間の量なり雜記に在于本社之正北五間四方檜皮葺南西有御拜四方有椽といふ

本壇に四社の御本地佛を安す胎藏界大日如來長二尺八寸 金剛界大日如來長五尺五寸 千手觀音長三尺七寸 辨才天女長二尺五寸四軀共座像 各作者詳ならす此堂に於て每年正月十四日修正會を行す四月晦日より五月三日まて法花八講を行す鑁阿上人の發願後白河院の敘願昔はその用途米附す歲時記にあり

不動堂 山王堂の北梁行三間五寸桁行三間四尺五寸正面唐戸椽前三尺石階一尺八寸木階石階あり〇影堂巳下の五宇は皆西向なり

本尊不動明王 立像作者しれす世人信仰するに靈驗多し

荒神社 不動堂背社地堺外にあり四向二尺六寸四方小祠玉垣二間一尺二寸鳥居高七尺五寸幅三尺五寸社前小石地藏開痛所驗あり

地鎭祭所 同社傍三尺四方塚あり每年二月十三夜木祭後宮仕六人來て榊柱遶樹るを地祭と云に地鎭社在于本丑寅二尺四方有千木鰹木御拜鳥居といへは上の荒神社ならん

長床 不動堂西北あり西南向東西桁行二十四間六尺東端を小庵室といふ梁行下屋柱よて四間四の端梁行二間二尺四方の所を行者堂といふ中央は役行者左は義覺右は護明の像を安置す正面に木階あり雜記に長床廿間但九尺間棟二間東端三間二間號小室庵中央有石壇護摩修之秘所也とあり

寶藏 行者堂の西池の中嶋にあり東向桁行三間南北二間表に南北九尺六寸東西二間の廂を構へ土橋を掛たり

一切經藏 同く中嶋寶藏の北にあり西向梁行二間桁行三間同く東西二間南北九尺六寸の廂屋二間五尺の板橋あり

行勝傳記に仁和寺道法親王御灌頂の日上人をして止雨の法を行せしむ卽功驗ありし褒賞として斯經藏を造立す是は南院の宋本の一切經を天野に贈り納む其後一切經會を始行し上人存生の時六箇度に及ふ爾來恒規となりて經會を修せしか今は廢絕す 經會のこと祭祀の部に共す

輪橋 本社を隔ること五十間餘正面鏡池東の端南の池との間に跨り掛る長十間一尺餘廣一間一尺勾欄を設し金銅星に均しく彎劣弓の如く其宏麗なること社頭の一壯觀なり橋下に一間餘の通路あり

鏡池 雜記に御池反橋下廻六十間號鏡池さあり池中に小嶋ありて中山といふ此所に寶鏡を埋めしとそ

傳へ言昔し若狹の國八百比丘尼來て稚日女尊の御寶鏡を納め奉るゆへ鏡池と號す 年月詳ならす三才圖繪云空印寺有小濱八百比丘尼本像相傳昔有女僧住于此其齡八百歲而容貌壯美可十五六歲仍稱八百比丘尼 寬永四年丁卯五月郷民をして池の泥土を堀上しむるに池底より一物を出す洗ひ見るに一寶鏡なり同六月廿七日元の如く沈納むといふ 背に菊水小鳥を鏤刻すその經三寸六歩厚三歩半なり是所謂八百尼の納むる所のものか共に社神主丹生秀澄の記に見ゆ

石碑四基 中島居板橋の外さ鏡池の間にあり正應六年四月廿一日正安四年四月廿一日文祿三年四月廿一日延元元年九月廿八日建立四基の碣石現に存せり山史に乾元元年壬寅四月廿一日大衆先達某立石碣於天野神前二橋閒云云永仁元年四月廿八日大衆先達幸明大趣家立石碑云云建武三年九月廿一日大衆先達行人天野是床答座中上臈立碣於輪橋邊云云

碑文を撿るに千日を期して道俗數十人或は二百人に及ふの人を勸進し法花經百部書寫供養の首魁たる名を大先達阿闍梨千日行人誰某道場聖某甲三度行人某乙等と銘記せり 按に今率木先達臘宿に數旬籠居りて來入の卑郡發を建るの類なるへし

經之岸 石碑の少東にあり由來詳ならす俗習に昔一切經會を行せし時經を此所へ輸載し置ゆへか又は經藏に降る岸なる故なるか

放生會芝 鏡池の西北に青草一圓に生敷けり昔此所にて放生を行ひし舊跡なり建仁二年八月三谷郷放生會田の事神領の條に見ゆ

外鳥居 高一丈七尺內幅一丈二尺五寸九柱四尺一寸控杭九寸中の華表を去こと二十八間四尺許又十七段の石階幷に 公儀の制札あり

祝詞棚 外鳥居の北石橋の邊にあり高三尺四寸此にて三度御祭の時玉津島辯寺の遺式なし祝詞を奉る所といふ雜記に祓殿在于外鳥居立戌亥明神御幸所從橋西有祝言棚別號板殿橋

大庵室 本社の西中鳥居の外川北にあり南向長十六間餘橫十一間建坪百八十餘門墻長屋等結構す雜記に本堂護摩堂今者無之とあり

此所は大師の創立にて曼荼羅院と號す 遺告云天野神社頭草創曼荼羅院相次移奥山云云 山上に移し給て後天曆の比雅眞撿挍その跡へ伽藍を造り神宮寺山王院と名くといふ口傳抄に昔雅眞師時田井坊處造山王院百坊有之高野寺僧住處ナリ高野冬雪深住惡仍名山籠留住人有之餘寺僧以天野爲常住所云云或記云東三條院御願所天野神宮寺山王院僅爲依住之所云云今の大庵室といふは彼舊跡なり例格ある神事法會の度ことには撿挍巳下學侶の大衆此院に輻湊し事を行す故に住持なし只勝手僧を以て留守監護せしめ兩壇行法文具の調度を辨せしむ每月朔日轉讀大

般若此院にて講莚
有て行供す九月廿四日如法經會此に於て勤む歳時記に見ゆ但し
養し上臈へ納むる儀則あり此に秘密八講等書寫の法最重なり大師在世には河
州高貴寺にて般若を書寫し高木に埋め讀州普通の五僧にて法花の如法經御勤
行あり高雄寺にても如法經の書寫あそはせしといひ傳ふ其後白河院御宇より
以來大師の遺流をうけて理趣三昧の勤行すと或記の中に見たり今の如法經と
號するも御影供理趣三昧を勤む
思ふに是は白河院の遺風ならん

已上社境本社玉垣より外鳥居石橋まで凡五十九間本社の東
輿の庵より北角まで凡三十間餘夫より西放生の芝まで五十
六間又摠神主敷地の下三角池より山王堂の背後の道堺まで
見通凡七拾三間これ社地分堺の大略なり檢按帳に應仁三年
正月六日林家火出御供所太神殿四社小社四護摩所濕二舞殿
中門透廊鐘樓樂屋二大師堂塔山王堂長床同庫已上社家棟數
廿五在家六十餘燒失とあるにて山史及現流の檢按帳明應五年といふ誤其社頭の古
態を察すへし又問答講本尊大幅の邊に天野の古圖あり正應
已後の古物なるへし社地の圖樣今と大同少異なり

追加

御手印緣起の圖を按するに天野社前に華表一所を畫き三谷
酒殿を過て紀伊川の北に二鳥居雙立せり高野繪圖卷には天
野社前に一所し古佐布谷より天野に詣る路ありて小華表あ
り紀伊河の北岸に同く二鳥居を畫き丹生高野と注し給へり
然れは大師の在日は天野社前に鳥居一所のみにて遙に河北
へ渡りて二華表峙立すること二圖面に見ゆ今時內中外三所
に立るは大師已後の事と思わる古老口碑に紀伊川の北官省
符莊妙寺村小名は上ケ村と市原村新家といふ丁町組なり との間に地坪一町半四
方の所を鳥井田と呼あり此卽天野社鳥居の舊趾にして又鳥
井田より十許町北に大鳥井辻といふ地名殘れり土俗今は轉
訛してヲンドリ辻と云とぞ
口傳抄本に若宮行勝上人下壇小社細川明神也此細川有御子其御
子御社後五六日斗臥人問云何事其所臥居答云此大明神召ニ
ヨッテ是住云云其時折節御室御出有之此御子召出御座令座
有御尋時御子申云此御子數入候アルキミコノ樣トテ下ラレ
テ候申仰云汝與八種紙立以之曳御子受之不可下汝ノ給フ隨
仰引之中略此テントウトテ唐綾絹給垢候後オシミアラヒテ
カツキケレハ紙絹キタル樣見ケリ座席十六人外末座著死後
人神ナリテ候祝候也申とありて下壇に細川明神なる小社あ
りと見ゆ今は何の神祠なる歟尋ぬへし

附錄

奥澤本社の東二町許に小名は奥村といふ明神の小社あり一尺七寸四方の板屋
根拜殿は九尺四方なり雜記に東澤一社在于本社東と云是ならん○奥村に
出雲神の小祠あり此邊を地福谷といふ

中澤本社の南一町半に當る小名は南村仍て南の澤とも云兩社戌亥向左は向拜
作右は横棟造共に一尺四寸四方なり雜記に西澤二社といふ是ならん○已
上二社は御
修理所なり

地藏寺社地の四隣三町許にて上天野に屬す是は一社の摠樞寺な
り本尊地藏尊長一尺九寸外に不動尊七尺餘の座像を安す

西行堂本社より四町はかり四隣小名東峯にあり堂の東に二基の石塔あり四
行夫婦の墓又は妻と姐との塚とも云又堂中に古板三枚あり四行并に
四行兩親の
像ともいふ

西行は建久元年二月十六日歳七十三京師に於て身まかりぬ
其辭世にねかわくは花のもとにて去死なんそのきさらきの
もち月のころと詠せしとそ四行終焉の地に異說あり似寶の年浪神に
辨せり聖井娘なと出家して此所に住居の
とと撰集抄山家集に戒集に云待賢門院中納言の局小倉の捨て高野のふもと天
野にすし給ひけるとあれはかの妻尊これの侍りてきたり住るか考へし又高野
にあて申像修造の事は御
堂寺家の下に出す如し

狹田社ママ又四行田といふ堂前にあり北所今に西行のたま〳〵作る狹田の
尻のせまちのひろそかなしき
狹田畦なく耶なしとそ且俗の口吟歌に

有王丸墓本社の西一町許にあり有
王は俊寬僧都の冦従なり

源平盛衰記に姫君出家志ありと仰けれは有王兎角して高野
の麓あまの〻別所といふやまてらへ具し奉り出家し給ひに
けり眞言の行者となりて父母の菩提を吊ひ給ひけるこそ
とおしけれ有王もそれより奥院に主の骨をおさめ奉都婆を
たて出家入道して同く後世をとむらひけり

鬼王閇三郎碑本社の四北杉本坊の宅邊にあり建久
四年二人とも此に來るといふつたふ

稻荷社小名岡村上之坊宅地にあり一にチシヨウ權現といふ古く本山年預坊
より修復す今は上之坊に屬す上下還宮は摠神主より勤むといふ雜記
に稻荷廣殿と
ある是ならん

愛宕社村の正北高山の上にあり愛宕山といふ古老傳に昔時摠神主夢感によ
りて勸請すといふ傍に靈摩尼石あり高城金剛童子を勞る○愛宕山の
麓小名西村に稻荷の森あり又山麓小名北の
村に八王子祖あり四之殿子の氣配といふ

勾當御前社御湯太夫の支配にて小名北の村の支名コトノゴセ村といふ所
に小祠あり○傍に太神宮の森と云あり又其奥潮谷なる地あり

脇宿一に通宿と書て本社八町許東北に小宮あり勾當御前より卯の方なり本尊
聚面如來長一尺八寸の座像也に大師の作と云石室に役仙を安す毎年四月
七日の夜より五月初まで葛城先達衆入の前體
居して柴燈護摩を修すと云○是も御修理所也

天神社小名岡村の鎭祠還宮
は二殿子の役といふ

子安地藏小名西村榎本屋
敷の內にあり

辨天社宇藤谷にあり
藤森といふ

藥師堂小名今西村にあり中
今西溝端の支配なり

八幡宮本社より四南の方七八町をさり下
尻野にあり上下一社の氏神なり

此社祭創詳ならす按するに上代の鎭座なるへし明神の御領は
二柱皆御附屬の後更に八幡太神の寄たまふ地なれはその來
由あるによて崇祀れるか一說には大師の產神たる讃岐國琴
引八幡を勸請したまふと云按に三谷坂岩腹に大師の影識給ひし古佛
俗に傳へて頬切地藏と呼ふ其は金胎大日及
彌陀の像なり是は丹生高野井に八幡の本地佛にして靈驗新
なり是を以て推測るに此鄕に大師自ら勸請し給ふと思はる祭禮は八月十
五日九月廿四日氏子競馬式あり本社一丈八尺四方中央八幡左天照
太神右春日の社合祀以來方に
向瑞籬花表あり○神寶に國吉刀正家
及等身の鍔口は慶長十八年の銘なり

拜殿　二間梁行十間

舞臺　二間四方

本地堂　三間四方堂の堂といふ本尊阿彌陀の座像長二尺八寸八歩左に正觀音長五尺四寸の座像右に地藏菩薩長三尺一寸立像なり按に彌陀を八幡の本地とすること諸說明なり特に撿古事談にも戰觀音を太神宮の本地といふは江談抄に太神宮救世觀音御垂身とあり彼日の本朝を地藏とするてこそ神祕日記にいてたり

鐘樓堂　寛永九年十一月龜田大隅守の寄附といよ

別當八幡寺　同社の傍にあり持佛堂の本尊は地藏菩薩長三尺立像を安す外に正觀音の立像一尺三寸持國多聞天の立像長三尺二寸なり又弘法大師を安奉せり

妙見祠　八幡宮の森にあり開年には例して十一月十五日に天野供僧宮仕來りて祭儀をなす

鬼塚　同所にあり札石は慶長九年に立たり土俗の來由弥ぬへし傍に寶篋印塔一基あり文明五年の數字を刻む土人頭痛を惱ものは小豆飯を褡袋に入備れは平愈すとそ

延命寺　八幡の西半許町にあり下村の禪寺なり本尊は長一尺六寸餘の地藏尊を安す寺中に丁目權現の社あり殿下の疾を祈るに驗あり緣起略す

八王子社　下天野小名東米村にあり遷座は地神主の所務なり

金毘羅社　同所にあり遷宮は八幡寺より勤む

辨天祠　下天野小名引土村に祭る又八體地藏といふ社なり

柳澤社　柳澤社より十五町餘西に當り下天野小名大利の圍王垣にあり社は向拜附三尺二寸に三尺七寸にて檜皮葺流向拜殿一丈四方鳥居高八尺なり緣起に明神とあり

昔大師の時太神此に出現し給ふと云當初柳の大樹ありしゆへ澤の名となれり　柳澤の緣起は皮張村門助右衛門の家にありといふ　**土俗毎年五月三日に**は此神殿に御影向ありといふ又此宮に本山竪義者必參詣する緣故あり

八王子祠　同小名茶屋村に森ありて祭る

毘沙門社　同小名谷口村に祭る同所に若宮祠なるあり

龜田大隅大崎八郎左衛門兩士碑　下天野小名大利の南一の支名井圍にあり龜田大隅守高綱に寛永十年八月十三日泉州に卒す高綱の女大崎八郎左衛門勝長に嫁して三左衛門長增を生といふ仍て父及び外祖父の碑を題さ共に銘文に見ゆ

眞名井田淵　一に天眞到井淵と書く本社の四十六町下天野の末にあり兩邊壁立の形あるゆへ爾名く又下に的淵といふあり俗に傳へいふ此所より遥田村倉出の淵へ拔通る穴ありと雜記に君淵的淵の二を出せるは是なり或書持明明神漁猟包下し給ふ旌跡なりと

御垂迹石

魚板淵の南に一巨巖あり其石窠より時ありて小蛇の首或は尾を出すを見ることあり明神の御垂迹なりと言傳ふ人恐れて拜縮す而もその全體を見ものなし若其首尾を見は凶なりとそ

一之瀧不動　同小名折居村にあり

辨天祠　同小名細原村にあり

杖趾岩　二鳥居より三町許降りて路の左にあり大師御杖の跡なりといふ

鳥之岩屋　神田村地藏堂より四町南路の右にあり

七步坂　同岩屋より六町南にて天野と不動野の境なり

已上は社壇の外上下一莊内に散在せる寺社幷舊跡を出す但伊都郡第七天野の條に畧記すと云と亦遺漏する事もあれは更に餐附す彼と對映すへし社家雜記に觀音堂二箇所藥師堂を出し又天野鄕小社として天神寶殿大將軍寶殿神戸御前八王子寶殿稻荷寶殿愛宕辨才天女堀切鉾神等の十所を載る內大將軍神戸堀切の三所は何にあるや古老に尋へし

紀伊續風土記高野山之部

卷之廿一

天野社之下

祭祀

祭創

正應六年大政官符に是以地神第三代天津彦火瓊瓊杵尊始拓天野廟祠今（中略）社者豐受太神開闢之瑞籬也豈非日本最初之草創とあれは神代に既に宮柱あれはそか祭祀のあるへきなり其後人王十六代應神天皇の霊筆祭文てふもの古く社殿に藏めて抱神主の外は手に觸れす又其祝詞の讀せらは明神御垂跡已來嬪子相傳すと文暦年中友家の文書に見ゆれは當社の祭祀今よりのことにはあらす延暦卷は丹生氏の古く丹生津比咩及高野大神に仕るとありてそか系統を和銅天平の際勘（アヒダ）へさることなとを延暦十九年九月十六日に記せり此書は公の命によりて撰出せるにや類聚國史（常祀部）に延暦十九年十月壬辰丹生□□月次祭とあるは社家勘出によりて朝庭の祭祀に預りけること、思はる（類聚國史の文闕せり惜むへきなり後記全本它ひたれは考證すへきなし）其後弘仁承和の比は大師社事を撿知し給へは常祀の外に法味を備へ給ふなれは神威ます〳〵熾にして神の位階なとも加へらることあり延喜の頃丹生大明神は式内の神として朝庭の祭祀嚴重なり延喜式神名帳に伊都郡丹都比女神社（名神大月臨時祭）の部名神祭の中に紀伊國丹生都比賣神社一座とあり（此丹都比女は丹生都比賣の文を脫せるなり）高野大神は式外の神なれとも丹生都比女命の御子にて神代よりの仁祠と見ゆれはそか祭祀の古きこと丹生大神の祭祀と同なるへし三四の宮は中世の勘請鎮座なれとも幷に丹生大神の御兒と傳ふれは後世にては抱して天野四社の祭祀とはなれり

蓋し天野の神事に舊規の祭祀五十三度あり又後加の祭式數多あり元和元年卯七月日の御條目に天野明神者高野之鎭守也祭禮神事抱神主社家供僧守先規不可企新規事とあれは後加の祭式といへとも中昔より仕來れることにして近代に企てし類にあらすよて奉幣神燈木祭夏華等各闕進の料ありて毎歲月日を追て其式怠りあることなし此等の祭祀を記すに古來より五十三度の神事ありといふされとも今時の祭祀此

度數より許多あり左に記すかことし又彼神事には必御供あり此御供に大小あり大御供は現米十二斛小御供は同一石二斗又御精進供は同八斗なり又御供御精進供獻備するときは御湯太夫巫女の神樂あり其種青皃五緡なり右の外山上山下の緇素有信の參臨時の御供等獻備するものはそか宿坊に就て料足を御供所に備進すれは宮掛のもの調進す下供の分配なとも其式ありとそ

恒例

正月　元日初穗しねの御供（又は炊初の御供と云白米一斗四升蒸飯にして備ふ御菜と六種大魚十二尾鰡十三尾豆腐三褁ひしき豆五合大根中房莖漬散米五合神酒二升五合尤も大社へ三合宛小社へ一合宛なり右摠神主家より悉く調進す但早天に米穀の御供下けあり國幣は三箇日備へ屋くなり）卯の時大皷を聞て社家殘らす出勤して御膳を運進し畢れは摠神主一宮御神前にて四方拜祝言あり次に二三四の御殿幷末社へ奉幣す各社事畢りて御供所にて勸盃の儀式あり社人は大晦日より七日の朝に至るまて宮籠す

同日（七時）荒神社　奥の澤　中の澤

右三箇所御供獻す（摠神主社家一人隨ひ社參獻副幣帛す）

柳澤大神　皮張大神　百合野大神

此三箇所に御供を獻す（尤定日なく十六日迄の內社參式あり）

二日御供調進（小祭と號す）

摠神主步初と號し三谷大明神へ社參して御供物を獻し祝言奉幣す（社人隨從す）次に御影向殿の舊跡次に寵殿の社へ詣參し御供物を獻し畢て部對殿（寵門新五郎宅をいふ）にて例年の式ありて歸宅す（此夜は泊初と號し摠神主初て私宅に膳す）

三日御供調進（此を御供と號す）

摠神主今日より七日朝まて宮齋す

四日御供調進（此を小祭と號す）

五日同（此を摠祭と號す）

六日同（此を小祭と號す）

此夕社人殘らす御供所にて七草の式あり

七日御供調進（小豆交飯）

此日の御供は宮仕中門鍔口の下に薦をしき摠神主其上に著座す左右に社人等各跪く神酒は中門にて壹に居獻備す此とき三尺二寸の竹串の御幣にて祝言勤行して御幣を二に分て內の華表の左右の丸柱に是を指す（此最秘事なり）其後御供所にて近木歸と號する式あり

十四日御供調進（大明神御田植の御供と號す）

此式は神子の宅より植乙女を出し幷に神樂男等御神前において御田植の規式あり（此日隔の穗と號し白米一升摠神主家より卯の時に渡す又田人饗と號し同家より米高四升年の兒

にて御供所へ下す且又御田入用にて御供所長者代より種子部屋へ出しものあり尤長者代は年々輪番なり）

同夜修正會ありて山供僧里供僧山王堂にてこれを勤む

十五日御供調進（摠神主家より調進尤毎月朔日なり）

十六日同

十七日十八日御供御湯あり

學侶衆參と稱し兩門各七八箇院宛此頃下山ありて論筵を設けて法樂あり其法用間者講士の配役は兩門各吉初論議初の席において兼日披露あることなり年預代は大庵室へ出張し其より透廊へ出仕す大衆皆參の儀式に擬し金剛峯寺の名張を持參し五間一講の論議を勤行す是は十七八日頃より廿四五日に至る迄に兩門各別に吉日を擇んて兩日に勤むる故に强て定日なし（尤出仕前大庵室へ集會す當時摠神主集會の席末（下より上に向ふ）に胎して一禮を設して社殿に隣并後出仕の鐘を聞て諸衆透廊に出勤す兩日共式同し）

二月　當月の御祭は最も古きことにて譽田別の天皇の御宇に　既に嚴重祭のありけるにや丹生吉門に縣幕毛（カケアゲ）皇大御神（スベオホミカミ）乎（ト）歲中乃（ノ）月乎（ヲ）撰比（エラヒ）月中日乎（ヒヲ）撰定天（テ）銀金花佐支開吉日時乎（ヨシヒトキヲ）撰定天（エサダメテ）當年乃（ノ）十二月祭御門（マツリノミカド）奉仕（ツカヘマツラム）申とありけれは朔日より十六日迄は天野及ひ六箇鄕の內炙治穢火出血等を禁す若し觸穢のものは摠神主家にて大湯の祓を受く

十日御供所にて卯の時の大皷を鳴すを聞て摠神主已下社人殘らす參仕し神酒頂戴の後三谷へ下り大川にて垢離を行し酒殿の社前に詣て神拜し次に石口の瀧に至り瀧祭す摠神主石上に座し社人は皆後に跪く摠神主祝言を勤行し畢て天野に歸り丹生の廣前に詣て其より御供所に入り十六日迄宮齋す

十一日晩御供所において摠神主等各列坐し畢て大明神を御供所の寵門社殿に勸請し奉りて摠神主祝言勤行し濁神酒獻備す

十二日夜社家十八人摠神主の左右に列座して摠神主祝言勤行す（但し宮仕六人は出席を許さす）

十三日夜木祭（暮六時より摠神主社役人打揃ひて木祭の式をつとむ摠神主は此所にて摠御祭の厥旨を勤むる是は御神木を祭るゆへに木祭と號す）此祭祀の順拜はもと權神主の勤なれとも中古より闕職にて今は二祝兼勤す社人四五輩同伴にて順拜するあり（尤御鋪を立る場所は數箇所よりて神の役別にあり）此木祭のこと神秘故に六の鐘より五の鐘迄社中の境地にて往來の人を禁す祭祠畢て地鎭の御祭と號して御榊二本に曳注を張り宮仕是を以て荒神の傍の芝に立て地鎭祭の所作あり（撰するに此木祭は神木祭にて大明神初て天降り給ふ時所々に忌杖を刺給ふことの遺風を此大御神の廣前にて流習して年ことに此神事を營しけることゝ思ほる）

十四日夜暮六時より御供所に於て夜起の祝言と號し社人十入員列座し摠神主祝言勤行す（但し宮仕は出席を許さす）

十五日御供獻備

此日早天より社人十一人御供物を調進す御供所におゐて社人殘らす參著の後摠神主祝言を勤行し其後御榊の舞あり

十六日御祭神供伏兎（フトカリ）粽餅等の供物を獻備す（摠神主家より調進す是を十二石の大神供と云ふ厨事類記云粽餅伏兎餢飳或切麪麪餅匂云餢飳部斗二音字亦作餢飳和名布斗俗云伏止油煎餅名なりとありて古雅賀ものなり）此日早朝より野山供僧六人大庵室へ下著行人僧は長床へ下向す四の時より御供所におゐて卯の大鼓を鳴す社人殘らす參仕し御供を調理して二の大鼓を鳴す摠神主巳下相集りて勸盃あり午の尅に及大庵室へ案内を遂け出仕の鐘を撞く夫より山供僧六人郷供僧六人（大菴室より）行人僧二人（長床より）透廊へ出仕す摠神主社殿へ參上し社人は御供を運進す其後氣條（ズヘ）御榊御幣の役四人先行し次に摠神主次社人御供所へ歸り竈門の廣前にて摠神主坐して左右に氣條御榊等の社人を立列せしめて祝言を勤行す此時宮仕五人院主代一人神輿を齎し來り祝言畢りて氣條御榊等の社人及摠神主御供所の唐戸口よりいて（餘人は平生出入口より出）樂屋の西を經て中門より社頭へ上り次神器を社人等に持じめ次に摠神主御供を獻備し神輿へ神遷の祝言を勤行す

其より氣條の職一人警して御幸あり（但し御供のときは神人皆菲草履を著す）

一番　猿田彥の鈴と號す神代一人　二番氣條の職
三番氣條の職　四番御榊の職
五番御幣持宮仕　六番御刀持
七番御鉾　八番矢籠
九番御弓持　十番御刀持

次に神輿二基其の兩脇に神子八人并陰の神子と號せしもの八人神樂男五人（大鼓并銅鈸子の役をいふ）次に宮仕五人次に山供僧六人次に郷供僧六人次に行人僧兩人次に蓋の職二人沙汰一人手長四人祝子三人次に摠神主なり輪橋を渡り外の華表の内に神輿を置く（但し神輿昇昔は六ケ郷より出せとも今は天野社頭の百姓課役となる田樂二人留大鼓の役は入郷村より勤め來る料物米五升先例に任せ遣せとも近來はやみぬ）山郷供僧行人僧等十四輩輪橋の向左右に立宮仕は外の鳥居に踞る社家は祝言橋の東側に立摠神主祝言棚に上り祝祠を勤めて此所より玉津島大神を遙拜すとそ是より蹕して長床の後を經て中門に歸る神輿は元の如くに還奉り山郷の供僧行人僧等透廊に歸座す宮仕廊を中門鰐口の下に敷しそか上に摠神主座をトめ社人宮仕を左右に跪く此とき摠神主敷石の上にて還御の祭文を唱へ神入の式あり（當時二の祝子祭勤す此時敷石の上に榊菜并御幣盃臺御神酒壺等の四人の社人立列せしむ）其後神馬を透廊并神人廳の前後を三ひ引廻す斯とき榊葉并御神酒壺を持る社人透廊へ入りて榊葉一葉宛山供僧六人次郷供僧六人次行人僧二人へ配り次神酒を行く此際に神樂を奏す瑞籬の内にて三人の祝及子社家皆摠神主へ七度半の式禮を爲す此とき宮仕并院主代神輿を其堂へ納めければ透廊の衆退出す夫より御供を下け摠神主巳下御供所に參入して榊の舞あり其の時神樂男二人來りて大鼓并銅鈸子を鳴らす

三月　三日御供獻備（御膳に桃華を添獻す御供畢りて御供所に列座式あり自餘の五節句是に准知すへし）

十六日御供

四月三日御供獻備（御膳にあきひくすをそへ獻す）

七日夜吹送りと號し葛城修驗笈を負ふて神前に來るときに摠神主大明神を笈の中へ移す作法畢れは修驗笈を負て脇の宿の藥師堂に籠り五月四日の曉天に彼處を出て賀田及葛城の峯々に至り六月十六日に又脇の宿に歸著す

八日御供獻備（御膳に躑躅花を添へ供するなり）

十六日御供

晦日法華八講并理趣中曲三昧（天野供僧下向此日より五月二日に至るまて八講八座二日中曲三昧を修す委くは歲時記のことし）

五月　五日御供調進（粽を備ふるなり）

十六日御供

晦日（當日を御祝祭りと云ふこと古記に見ゆれとも今は祭式廢止す）

六月十六日御供獻備

十七日同（還御供と號す）但し行人僧若干下山して透廊へ出勤す其時猿樂あり

十八日御供山王堂より調進す此日脇の宿所より大明神本殿に還御し給ふ是を笈渡と云又神法樂さして猿樂あり（往昔蓮華會と云は此の十八日の會を云ならん蓮華會の名貞簡集三箇庄諸文卷正安二年の文書に天野六月十八日蓮華會之時なと見えたり）

十九日早朝御供獻備

晦日早苗振と號し摠神主社人を率て三谷石口の瀧に詣りて胡爪を獻備す摠神主名越の祓あり夫より酒殿の社へ詣て御供を獻して祝詞奉幣す（昔は社人皆々馬に乘りて入郷村早苗振の社に詣て式あり夫より山崎納冷の森にて式あり次に三谷へいたり酒殿の社に詣して翌日歸れりいまは止む）即日天野に歸り翌日御供所に於て早苗振踊の式あり（古くいふ天野社人等は此日まて胡瓜を食せす早苗振踊の後は家ことに食すとそ今に此のことを禁めり）

七月　七日御供調進

此日大明神御虫干と號し神器を社殿の緣に出して風を入る御供所にて社人等の式もあり

十五日御供獻備

十六日同

八月　十四日御供所の太鼓を聞て透廊へ參向學道の二臈高座に登り五問一講の舊式なるに薦卷の故實（古老の傳に學道二臈は大概廿順の者招なるに翌日大衆の讀誦師の勤め尚又今日五人の問難を講明せんとすること神法樂なれとも誠に容易の業にあらすとて新衆の一臈講士の勞を思めんとて誠を捨てその座をいたきて高座よりくたらしめけるといふ）ありて問講を略す唯講經のみあり其とき學道衆より御供獻備御酒神樂なと報賽を盡せり又學道衆の中別願ありて御供なと獻せるもあり摠神主巳下社殿を開きて參仕せること嚴重なり勤行畢て退下

五日（八月小なれは六日）御精進供獻

學道新衆（是は翌年勤學會に預る衆中なれは爾いふ）大庵室に稅駕す是を新衆下りと云ふ大庵室神前社家等參社の式大都作日の如し透廊へ參向五問一講の論議あり其とき御精進供を獻す摠神主巳下昨日の如し

九日御供調進

十六日御供

此日神事の後玉津島岩屋に渡御の式を行す是を濱降と云ふ（昔時は渡御の上とありけれとも今は其式のみ遣れり彼岩屋には公任卿の和歌なとあり今略す）

廿一日三谷御祭禮

此日摠神主一人三谷大明神の寶前に往詣して酒殿の御神へ御供獻して祝言奉幣す

十月　初の卯日三谷御祭祠

摠神主三谷酒殿の社へ參詣して濁酒を獻し祝祠奉幣の式あり（往古は社人皆參りけれとも今は止ぬ）

十六日御供獻備

廿八日同（廻り御供と號）

廿九日同

晦日山王堂念佛會

此日を當日として（大の月なれは廿八日小の月は廿七日より）三箇日の間天野の鄕供僧行人僧廿餘人と俱に曉六の鐘より出仕す供僧は正面北より南へ蒲次に座し行人僧の一蒲は供僧二蒲の後ろに著座童子を兩脇に陪從せしむ行人僧の二蒲三蒲等左右の橫座に入口を上席として各一行に列座す左の南方後ろに宮仕（承仕役のものなり）五人其次に堅子（童太鼓の役なり）兩人右の北方橫座の後ろには行人僧一蒲の伴僧四人座し正面一蒲の傍北へより役僧三人座せり此會の導師は鄕供僧の一蒲阿闍梨衲衣袍裳にて禮盤に登り三禮如來唄表白を唱て後梵扇を舉くれは太皷鐘を三回鳴らす次に九條錫杖發音次に理趣經（此間に太皷鐘を鳴らす）讃同向光明眞言（廿一念佛迴向（何れも下座助音せり）當日は又四の時より出也す先堅子太皷鐘三尊師（鄕供僧）一蒲　法華經普門品の題を揚け禮盤にのほり法用三禮如來唄終れは下座のものも普門品一卷讀誦畢れり太皷鐘三回鳴して導師表白を唱譜す下座亦普門品二卷讀誦の後太皷鐘三回鳴して法事畢ぬ

十一月朔日早朝御供獻備（廻り御供と云十月廿八日のことし）

十日早天卽日より十五日迄毎日拂曉御供所にて太皷を鳴し摠神主巳下社人皆々三谷の大河へ垢離に下り後宮齋す

十一日夜濁神酒獻備

十二日夜祝詞

十三日夜木祭

十四日夜夜起の祝詞

十五日御供獻備

十六日御祭御供右七箇日神事儀式全く二月の如し

同夜九時より長谷宮下りの神事あり先中門鬪口の下に宮仕鳶を敷けれは摠神主そか上にて祝詞勤行し其より摠神主社人等率て御榊を守護し奉り志賀の谷を經て所々にて種種の式ありて長谷の宮に到る其途中曾て燈炬を須す此神事には社家等深く秘することありとそ又神幸の往還摠神主巳下一向に言詞を絕せり（尤此日より大晦日まて燒火あり）

十八日早朝長谷宮歸りと號して御供所において式あり

十二月朔日 乙子朔日と號す 二三四の祝子神酒を持し惣神主家に來會して式あり

十六日御供獻備

大晦日七時より御供調進 此を米越の御供と號す 尤御供調理の後社人六七箇惣神主家へ到て御幣を迎ふ惣神主御幣に逐て出仕す 但し御幣は毎歳今月廿八日惣神主家に於て氣條の社人一年用の幣帛十二本を調整す 夫より社人御供を運送す

一の御殿 二十一圖　二の御殿 二十圖

三の御殿 十六圖　四の御殿 十六圖

左右の小社 三圖宛

如斯獻備す次に惣神主家より御餅等獻上す一の御殿 大鏡餅二圖并小鏡餅六圖に橘一三幣一本添獻す

二三四の御殿へも同く獻備す

左右の小社 小鏡一圖宛小沓形餅三圖宛獻するなり尤沓形さ號せし餅左に圖を示す

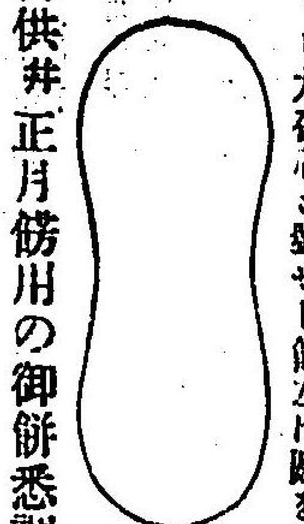

長凡四寸計

横凡二寸餘計

右米越の御供并正月餝用の御餅悉調進畢りて二三四の御殿より大鏡餅一圖并橘一御幣一本添へて一の宮丹生名神に獻せらる惣神主祝詞を勤行して神前に荘り置く 是を元旦に撤しける米越の御供といふ 御供所に於て惣神主已下社家宮仕等箸納の規式あり

臨時

當社毎年月日退廢なく祀れる神事法會を恒例として上の條に甄錄す此臨時祭祀は古今當社に關係せる神事法會の類まても總集す此中に舉晴は恒例にて今停廢せるものあり又古代は微にして今盛大なるあり其類に隨て考へ知るへし

一切經會舞樂 并 舞樂大曼茶羅供

此經會は行勝與俊房上人承元年中に始行す 古く考へて承元三年とす猶精考すへし 建長六年四月廿八日空觀上人の經會緣起并行勝上人行狀に 是は得善法師の口說を記すとなり 高野天野欲安置一切經未成就欲蒙御計仍以前被安置南院一切經 唐本 以人夫百八十餘人見送遣畢今天野一切經會自是始行也上人存日時六箇度被行此會とあり厥后四十三年を過て仁治三年七月十三日寺僧等奉立大願事書古文書曰一天野宮可興一切經會一同宮可轉讀一日大般若經可宮神樂右爲聖跡安穩人法泰平致精誠奉立大願如件云云又文永正應の年中行事記には毎年三月廿五日天野社一切經會を載たり是は建長に再興せし經會と見ゆ曆應元年十一月十六日連署置文に當社經會者 中略 行勝上人承元年中始行以來星霜相積凉燠既久且雖被納置種子物於天野庫藏寺家令備用料物所散失也依之中絕之刻蠁託頻告建長之比再興殿重也而間

山上山下之大營專爲滿寺老若之所役爰當社之仁者其功無煩不叶之體者此役難義之間或失師跡或捨寺宮可謂不便耆令歎思哉凡已役之返舞未役之巡勞共以有煩費乎又無哀愍乎抑緣起之地者神々相傳代々勅裁之上者一處奉寄之條誰人存異儀哉然則經會供奉大小二事以野上之土貢爲一圓之料所執行會儀とありて撿校已下五百餘人進畧せり 此文書は天野社殿に納むと見ゆ本紙惣神主家に秘藏す 天野口傳鈔に 僧日 經會閑之間行之私記之とある天野若宮等私記に滿山三千衆舞樂於丹生之社名之經會追年彌繁昌重日增可觀或奏音樂天童翻袂或捧妙軸薛衲解紐明神之威光爲之增遊客繁興依之昌といふ正平八年近木神祭注進及應永二十三年近木庄御年貢相折張に一切經會御供米一石同舞童裝束料二十石九斗とあり續寶簡集天野卷に古勘錄狀及應永三十二年四月廿六日天野社一切經會段米下行記文安六年六月日安樂院賢重の舞童裝束注文并に天野御倉目錄に古面の種々ありけるよしなと見ゆ今現に勸學院文庫に經會舞樂裝束 裝束の墨に貞和の年號を書記せり 櫃二合ありそか中に數多の伶人の裝束古面なとも存せり何の頃停廢せるや追考すへし山史云德治元年六月十九日 巳貝 獻御精進供而后天王寺人伶奏音樂致夜發神樂修理趣三昧 唱禮僧日 二十日 午貝 執行舞樂大曼茶羅供 諸僧百二十口 大導師撿按師 但於中門設板敷立兩僧爲道場山王宮爲集會所有來迎樂色衆儀列樂與道師長床前時願自橋上讃頭出之各經舞臺上進行階前兩方讃衆群立衲衆無雷行道畢着座仍時十二童唐裝束列步立舞臺中央伶人過來受之賜散花之時伶人同行道而吹附物而後法事之間奏舞曲也 勤舉有二雙樂爲導師便覧也曲終卽職衆還列 樂人有還列樂

古請定文云應永十八年辛卯冬十一月十六日修行天野社頭曼茶羅供導師隆法房 道應 持金剛衆廿一口讃衆十口 職衆配役等委如略請矣

同廿八年辛丑冬十一月十四日修行曼茶羅供導師執行代覺秀 覺照房 衲衆廿一口甲衆十口 舞樂與行有無不見

撿校帳云文明十六年甲辰四月十六日又野宮御供養執行舞樂大曼茶羅供請僧六十口慶導師撿校大和尚快算師云 山史を按に天王寺伶人內十八舞童十人舞樂十雙 集會所山王堂 迎樂皆參讃頭橋上

古請定文云天文九年庚子夏四月廿八日修行天野宮舞樂曼供導師執行代昌運 智成房 衲衆四十口甲衆十口

古請定文云天正四年丙子冬十一月朔旦修行天野遷宮舞樂大曼供撿校法印賴宗 智善房 導師執行代行算 賢善房 衲衆五十八口讃衆十六口伶人十八雅來勤矣

同十一年癸未夏四月十六日修行天野宮舞樂大曼供導師執行代空雅 弘俊房 伶人從天王寺來勤矣

又云慶長八年癸卯十冬二月朔旦天野遷宮執行大曼供大阿闍梨寺務撿校北室院賴昱 片廻執行代如意輪寺盛算衲衆七十口讃衆三十口伶人從天王寺來勤矣 翌日有立

廟之大曼供導師玄仙（無量光院）　片壇全秀（南院主）職衆百口

又云寛永元年甲子冬十一月三日天野遷宮執行舞樂大曼供導師祐範（宗住坊龍光院）職衆百口

山史云承應二年癸巳冬十一月七日天野四社供養執行大曼茶羅供（伶人吹管來而迎職衆於山王堂集會所其間暇於舞臺田樂法師奏舞拂舞曲乾其此讚頭挾各鉢行職衆行列百二十口）大導師撿按法印寺務大和尚位賢雄師乘輿悉準先格也（讚衆行道時伶人隨從吹附物而後樂人三十張分左右之樂屋交替五雙舞樂法事了有二雙之樂而職衆還列之時有立樂伶人乘定日限迎天王寺令御修理奉行迎送之云云撿按師御施物十石自御修理免川之）片導師前官御房雄胤勤之翌日行人方令舞猿樂（始終九番）是遊慰導師及職衆也床衆隔間同見互有贈答焉（山史云遊廊九間之內上五間色衆下四間床衆着座矣來撿按師被出折紙于舞臺）

又云同年夏五月日御社上葺落慶執行大曼茶羅供導師撿按大和尚色衆如恒例（案御社落慶者雖爲廿一ヶ年替此春當社既設殿上故不得已落慶之起自先年檜皮屋狂惑之貪心矣依之誡之命爾當已後之替也）

又云同十二年春三月三日四社上葺外儀落慶執行舞樂大曼茶羅供大導師寺務撿按宥專大和尚片壇前官御房（伶人卅人京師南都天王寺舞童等來勤田樂法師自入江村來此法師等出勤他山之時號悉皆院田樂法師但當日樂人中吹迎樂山王堂前迄來迎之間法師原出敗舞臺舞田樂是號露拂次四智讚吹散華始終舞樂等立樂還列等之事先格之品詳于舞樂曼茶羅供之記又云末二雙樂者爲導師奏之仍下盤云云）

又云元祿八年秋九月廿六日四社上葺落慶執行舞樂大曼茶羅供大導師撿按尖惠大和尚片壇前官信龍職衆百廿口（如先格也考伶人天王寺）

十八人南都十八人京師十八人立合四社大納言卿殿下知之先規之通也諸經營自御修理料賄之案先々行人方自太鼓屋壓覽舞樂令般年預坊集議欲任先規然處中﨟三十人中押止之云（御條目學侶法事之節行人不可罷云云集議衆中云然者評令見未二雙之樂中三聖拒之當日法事最中集議之親王院龍鏡及三沙汰人中﨟內修禪院徹癸發光院辨仙呼立其後尸到未築不令鯢見行人者彼可及公訴其然如何兩人曰其趣不可辭之也雖未樂法事之間也強被勾引之者中三可退散）翌日行人方令舞猿樂雙方僧於透廊遊覽之（透廊七間內上座四間學侶座下三間行人座其隔用屛風）

又云寶永三年丙戌春三月五日執行天野遷宮舞樂大曼茶羅供（仕前格自四社大納言卿令天王寺南都京師伶人三十張來勤大導師撿按宥樂片壇前官藥鏡色衆十石已上院主皆參法式幷樂讚名等在別記出仕前舞臺奏田樂）學侶悉歸寺（或翌朔隨山）六日舞猿樂（從先規行人經營之樂行遊覽然昨今學侶退散所以者何元祿八乙亥九月雙方定遊覽各座透廊七間之內上四間學侶下三間行人配之然今般背盟約故也尋其背盟之宿意初行人方窺總閙未二雙之舞樂門首碩老欲許容之中﨟三十人不肯之於天野長床與透廊中使數返終親王院龍鏡爲集議中總代貴中三就中修禪院徹癸心南院信茲碓乎不撓矣是以行人留﨟惣目長床垂簾閉居矣是所謂學侶法事之節行人不可罷出之御條目明白故中三嫌之）仍學侶悉退散天野故行人而已踞扈于透廊遊覽之

享保十一年丙午夏四月二日執行四社遷宮舞樂大曼茶羅供大導師寺務撿按義雄（職衆百廿口皆緣衆共片壇導師者先格雖前官御房當于其任遲般（修禪院徹癸）依辭退遮旦辭晳眞被勸仕之是爲集議之上﨟一會之長者故也其餘役配兩讚在于別伶人來勤如先格樂讚幷法會式等委出于別錄恐繁不載之）

延享二年乙丑秋九月廿二日執行四社遷宮舞樂大曼茶羅供正壇導師寺務撿按執行法印蕣門首衵遍片壇導師櫻池院傳譽（片且導師者前官宥遍依辭退權撿按傳譽勤仕職衆百廿口結緣衆共也伶人如先格來勤委在于別記）

明和三年丙戌三月廿六日執行四社舞樂大曼茶羅供（職衆廿口結緣衆共）導師撿按賞同片壇導師權少僧都天德院臨恭（片壇導師親王院前官弘範依固辭臨恭勸仕）（依四社家命三所樂人來勤集會亂聲還列長屋子等群于別記矣）

寛政元年己酉秋八月四日執行遷宮舞樂大曼茶羅供正壇撿按靈信片壇導師權少僧都圭瑜（片壇導師雖前官英寂當于其仁依辭退圭瑜勤之職衆百廿口（結緣衆共）伶人來勤如先格諸記錄在別）

文化十一年甲戌春三月廿九日四社上葺落成執行舞樂大曼茶羅供正壇大導師撿按體妙大和尚位片壇導師權律師仙巖職衆百廿口（如先規片壇導師前官御房義辨依辭退權撿按仙巖勤之伶人卅張參勤有四社大納言卿之命如先矩諸記錄在別）

四社遷宮造營

按造替日記及山史嘉元三年乙巳冬十月十五日戊子（將宿火曜）爲天野四社造替欲立移各々社頭上山于別々假殿營手斧始是長者殿寂及撿按賴成之發言也（執行大功德聚院明豪）廿一日迄廿七日丑時祈禱行法畢下遷宮（今夜借日行法宇輪觀中感得和歌依神助也曰世ノ間者夢幻與和乍難心留其人曾南無遍委如信日遷宮手記）

祈禱次第如左

胎藏良朝（實願坊阿闍梨龍光院主）　金界成印（專定坊阿闍梨彌勒院主）

千手寛應（定林坊阿闍梨東禪院主）　辨才天定範（琳寛坊阿闍梨引攝院主）

愛染王房遍（醫忍坊阿闍梨智莊嚴院主）　光明眞言法慶忍（生願坊阿闍梨相應院主）

自行法長算（圓瀧房阿闍梨世尊院主）　心經法隆意（定本房阿闍梨教持院主）

如意輪法信日（禪智坊阿闍梨大樂院主）　不動法覺和（日興坊阿闍梨三藏院主）

晦日四社悉壞除之但四社造立料四箇院內寺領各點闔子次第

一宮（中院荒川天野志賀）　二宮（南谷名手長谷小河內）

三宮（西院官省符毛原長谷）　四宮（谷上三ケ庄三谷古佐布）

東撿社（中院谷上）　西撿社（西院南谷）

若宮（撿按之沙汰）　京番匠交名　撿大工（中務允助近）

總引頭彥太郎（太夫清延）　一宮引頭（鵠大夫末松）

二宮引頭（兵衞尉宗近）　三宮引頭乙次郎

四宮引頭（監物信國長三郎有弘）　寺家大工（巧智定明）

山史云德治元年丙午春三月十六日天野上棟（未刻）大工檜皮鍛冶杣人於長床行垸飯（各品々有祿物也）五月十一日散位賀茂朝臣在重勘出天野上遷宮月日刻是依自撿按以使僧令撰定之也六月十六日（寅刻）上遷宮自翌日迄十八日禁過貴賤人社邊之經廻（十五日借日御殿加持依衆中之觀照也十六日衆徒中下向天野也）

撿按帳（正智本）應永廿七年庚子春六月上旬天野第二社（高野明神）御遷宮料足中院承仕共德錢懸之處遂背下知廿餘人離山同七月十日逐電之行人卒勢亂入寺中郎若衆發向及合戰（中略）同廿八年二月上旬運上懸錢可隨寺命由捧請文被免歸住應永廿九年連署衆天野舞樂再興仍自四月十一日始之廿四日試樂廿五日依雨廿六日會日云云

古請定文云天和三年癸亥秋七月晦日御社下遷宮（修行理趣三昧于透廊）導師執行代政意（職衆如恒例）同年冬十二月九日御社上葺落慶（修行理趣三昧）導

師執行代雄仟職衆如上

山史云元祿十六年癸未夏四月七日四社爲修補奉下遷宮衆行議

中十八冠下向客座日取先日檢校師被撰定之興山寺井神主方令還之執行代於透廊任舊例調議式

又云同年秋九月十八日四社上遷宮神體之事自檢校課一宮神主而令

玉其雜役者加修理免方支度之老分十人非天野供僧角折著座行人十僧自下座是赤角折著座無官既此學行廿八者自昨上下也翌日學侶方理趣三昧御供神酒等調

兎而後行人方亦如似學侶方所作自惡之働可爲無用之旨雖進使僧不肯仍期已後之公裁陳山云云何公裁始末見于別記仍而略之

古詞定文云正德五年乙未冬十二月十日一之御社落慶修行理趣三昧

導師執行代東南院圓與職衆如恒考云歲八月八日夜烈風吹裂一宮後大杉枝破瓦一之御殿依之爲令皆造同月十五日爲下遷宮式矣

享保八月癸卯夏四月十八日御社下遷宮導師知足院如輪職衆如常

已下皆同年預記略出同年冬十一月十二日御社上葺落成導師同上已下據古記抽出之

寬保三年癸亥秋七月廿八日四社下遷宮導師執行代寂靜院快融職衆如常

同年冬十一月八日四社上葺上遷宮導師執行代快融色衆如恒

規透廊莊嚴座席給圖在別

寶曆十三年癸未夏四月十五日四社下遷宮導師執行代明王院長雄職衆如常

天明三年癸卯夏六月廿七日四社下遷宮導師執行代普門院圭瑜職衆如先規

同年冬十一月廿八日四社上葺落慶導師執行代圭瑜職衆如常

寬政三年辛亥秋九月廿日三四宮下遷宮導師大乘院良辨考八月廿日申刻迄其夜戌刻大風三四社井若宮破壞因是及此遷宮矣同十一月廿四日三四宮上遷宮導師執行代良辨職衆如例舊記云遣般三四社上葺新籍故無上棟之式只上遷宮而已依是行人不出勤矣

同六年甲寅秋八月四日三四宮幷長宮下遷宮導師執行代義辨萬福院主職衆如恒○考七月十二日夜風雨烈三四社井長宮大破壞因是臨時及此式矣同七年乙卯夏四月二十八日三四宮長宮上遷宮導師執行代性光職衆如例

享和三年癸亥夏五月廿五日御社下遷宮導師執行代性光彌勒院主職衆如恒例

文化五年戊辰秋八月二十三日小宮下遷宮修理趣三昧導師執行代天德院光圓考證者小宮有大風破壞遷式之職衆故略執行代集議兩人年預代合四口耳行方依爲修造之職亦集議兩人役者（今僧稱奏者）合三人幷驗方修理來行下山矣

同年秋九月十一日小宮上遷宮修行理趣三昧慶導師執行代光圓職衆如上

輪橋供養

文安二年六月十三日供養表白云文于茲御池橋梁累星霜故已以朽損頹落依之參詣人通路已絕神輿進行又且默而已然間一山衆徒拋萬事致修造畢凡功德中似淺實深造道功德也善根中似輕而重造橋功能也依之釋尊因位昔渡五體之橋以爲佛祇始成道果滿之時顯一實之道以爲佛陀極六波羅蜜則攝第五檀

度八大福田中亦是隨一木及也云云安日寺全宥草具文在古文書集　山史云寬永十五年戊寅夏六月十七日天野輪橋供養修行理趣三昧於山王堂導師執行代來賢職衆十口

又云萬治二年己寅夏六月十日譽橋供養修行理趣三昧於山王堂　慶導師執行代賴尊職衆十五口

又云元祿九年丙子夏五月二十七日天野社前彎橋落慶法事導師執行代榮鏡誘爲卒故職衆三十口嘯請裏書云橋供養之下縁先格不詳故故歲從阿一十五口又從入一十五口脇次縁出合爲三十口導師井役者宿于大庵室自修理願之職衆自願也幣串故米稍躰日令修理來行調之導師執行代於輪橋上幣串捉之御供御湯上從修理索獻之三沙汰之內兩人有障礙唯一人參勤行方無下山修理來行耳也山史云今般鎖池波流中有神鏡寸量拌別記挾厚板如光納池底云云寶曆二年壬申春二月九日輪橋供養導師執行代大光明院湛惠依病惱高德院遷寂代勤職衆如例

安永二年癸巳夏六月七日輪橋供養導師執行代淨菩提院智體職衆三十口

寬政八年丙辰冬十月廿三日輪橋供養導師執行代南院唯仁職衆如恒規

文政元年戊寅冬十月二十三日輪橋成修理趣三昧落慶之導師執行代大阿闍梨隆恭職衆三十口請役人下向

諸會儀

神拜奉幣　久安四年四月六日高野御室經三谷到天野法印兼儲膳經暫程參社奉幣令舞八女賜屬了同六年六月九日申刻著

天野宿法印儲酒膳等十日乙卯今朝先參丹生寶前奉幣帛率神馬又貫蒔繪手箱入種々物其次召八女令歌舞給綿屬了已上見高野御室參記日

山史云應永二十九年壬寅正月評定衆以記錄兩學頭下行事定格式成天野神拜散米二升御耕進供料三貫錢集突布一段幣紙一帖神樂錢二百文御影堂塔山王堂各百錢宛是自先規雖有其格式今更記以備後規也近年於近木庄三石米請取之內一石二斗近木庄社家方渡遣米下行之事頭殿東稱衣也

異賊降伏御祈　山史云弘安三年庚辰春二月令天下諸山寺抽異國降伏之御祈先年建治二年殺元使杜世忠於鎌倉故元帝憤激欲攻討本朝之軍用傳聞故也當寺僧中爲百人口之順番役而交替天野宮御祈異賊降伏也

又云延慶三年庚戌秋八月二十三日勅延學侶七十二口僧侶於天野宮使抽天下泰平異國降伏之御祈以爲永格口宛統七十二口也持所行法人一月六

問答講始行　此講會の始行年月及快尊の事實古記料紛す歲時記に辨す

庭儀灌頂修行　山史云嘉元々年癸卯冬十月一日阿闍梨賴蔣仙信房於天野山王院請待定慶師安養受庭儀灌頂色衆十院主八口

垂髮堅義　始行時日等是又歲時記に具す

御所供上棟　山史云德治元年秋九月十六日御供所造替始營之焉冬十二月十六日天野御供所上棟京大工山大工各束帶出仕也

撿挍社參　山史云寬文十一年辛亥春三月八日高野寺務維天

野社務撿挍大和尚宥專師參勤于天野宮是爲略儀之社參也

二宮丹生相見家記曰爲御迎光二島居神輿御幸然久退轉故無拠又考合當世號略儀社參所被下向也但略役院及供奉之學侶都二十一僧御兒兩人童子二人鐃拂鬘冠人上下統合百二十人餘信宿曼荼羅院爲撿挍賜暇休任自由到各々宿宅兩日出仕于神前透廊勤修中曲三昧裝束之事撿挍御衣導師執行代納衣諸役人相紋白襖袈裟分中重衣精好法會之間御供神供兩日共獻上講法事堅花餅投錢放散神樂四人職于六人供僧各米十器神主方五器加布施壇之白絲三十三人之神人等各米五器職之撿挍常宿酒迎料銀二枚庄中名主等錢五百文宛遣還料村中米一名被配當之者也

堅義補修　山史云元祿五年壬申春三月三日於天野透廊補修去年堅義闕如山王院恒修之大會無承仕故闕　前年役人衆皆參　世事經營大略室支度年預坊朋之五月三日勤修山王院恒修大會於天野社頭也　格式如當番三月營之

多寶塔供養　安永六年丁酉秋九月十六日多寶塔落慶導師執行代權大僧都覺寶色衆二十二口　衆中拔各々宿所其雜費自給室執行代并兩古貫者宿于大慶室從修理出其費用於上下人夫自年預坊出之法事之始末詳于雜記

導師執行代阿闍梨任敎　職衆二十一口

山王堂供養　同七年戊戌冬十月二十四日山王堂入佛供養導師執行代覺寶色衆二十二口　稱衆八口甲衆十四口但甲衆行道矣

御影堂供養　同日　已具　御影堂入佛供養　兩堂供養詳于雜記

不動堂供養　天明二年壬寅夏四月二十一日不動堂入佛供養

所職

現任

社務　院主　供僧　行法師　摠神主　二祝　三祝　四祝

社家　宮仕　神樂男　八乙女　大工所

社務

寺務撿挍此職をかぬ考るに社務職の濫觴詳ならすといへとも遠告諸弟子卷に吾依明神衛護興隆密敎是吾山鎭守也就中奉勅命以後對仕度々御祈威驗揭焉因茲兼撿社事重加位階とあり是此職の權輿ならん神馬相論卷に弘安年中坂上盛澄陳解に當社福馬者代々撿挍社務令進止者例也同六年五月日金剛峯寺衆徒訴狀に謹案先例天野社神馬者就代々社務撿挍令進止者也同八年九月注進せる天野明神紀州一宮記に管領仁事右上代者一向撿挍管領中古以來御室爲本所撿挍致社務其後觀應元年の比は院宣を賜ふと見ゆそか御敎書に御寺務事院宣如此恒例佛事神事已下任例宣令執行給者依長者僧正御房御氣色執達如件十一月二十六日法印弘惠より撿挍法印御房と宛名せり此時の撿挍は自性院泰助仙勝房にて十二月三日請文を出せり是比までは代々の山主に寺務社務の任符ありと見ゆ其後永宣旨となりて其沙汰なし山史に寬文十一年辛亥春三月八日高野寺務兼天野社務撿挍大和尚宥專參勤于天野といふ是略儀の社參なりとせり其本儀は舊記に考る所なし此已後は略儀の社參も尚中絕す惜むへき也

院主

承寺務撿挍之令盟知社地之事蓋し此職行勝上人に權輿する歟天野靈驗記　愚英云曆仁元年戊戌二月御室二品親王道深令撿挍良任勝蓮華院執行并天野院主　已前院主行勝上人也寂後二十二年依興佛法院評亂令撿挍良任退職故親王惡念爲天野院主補闕　そののち南蓮上院智莊嚴院花王院十輪院の四箇院にて院主職を掌りしなり中古より花王蓮上の二箇院にてつかさとることゝなりぬ

天野供僧　六口

正曆五年雅眞撿挍天野の伽藍を補造し天野の神宮院に朝拜することおよそ廿二年これ山上の伽藍并住坊炎災のゆへなりと聞ゆ此とき僧坊六宇創造し山籠等の僧侶依住のところとす是今の天野供侶六口の補任ある起本なりとそ山史に見ゆ修正會并法華八講三箇度の御まつり當所へ下向して法事を勤行す　當所に要帶の供僧六員あるに倣ふて山供僧と唱ふ

兩堅行法師三口　護摩所一人不動堂護摩供代勤　持所二人不動愛染二禦法并舍利講代勤

抑此行法并護摩已下は地主山王發祠の法樂に擬すれは雖時より其芳躅あるへけれとも文書の考るなし天野宮行法結番次第云　中略　延慶三庚戌六月一日如件行事人寺口口同宮護摩

結番次第云　中略　嘉曆四年八月如件行事入寺口口年預阿闍梨口口とあれは此比より見ゆ其後慥に元弘二年十二月二十五日二品親王大塔宮護良王也御立願文云今度所願令成就者於丹生明神之寶前以十二禪侶可始長日不斷之護摩且如舊可專人法佛法之紹隆建武元年七月左衞門少尉源俊清寄附狀云奉寄附紀伊國天野社長日不斷行法料所　料所のこと神領部に具す　延元元年十二月廿九日後醍醐天皇　諱尊治　御立願文云天野就垂迹本地可奉甚深法樂とありけれは往古は別に供僧ありしなり中古その料所闕たれは又舊貫に復して入寺阿遮梨百八十五供　但し天野供僧六口を除　の課役として其所配の僧輪番に下向し不斷長日の護摩并行法を修す近來其勞煩あれは寺廳より別に學侶三員を撰補して代勤せしむ又そか勤勞の料足をも決て輪番の僧より代勤の僧に與ふ兼て年中法事社役等の慢怠を鑒せしめ不法のことあれは衆詳につけしむるの任とす

供僧　天野獨供僧といふ

櫻本坊　奥之庵　玉木坊　澤之坊　幣之坊　柳之坊

右六人鄕供僧と云妻帶にして肉食するとなしその濫觴は十穀上人行勝のおき給ふところなり按するに行勝上人天野の院主職を掌ること古記に見へたり六員の鄕供僧をおき給ふ

は其頃なるへし當時の式は嫡子又は二男有髮のとき高野山に登り學侶の寺院にて剃髮し誦經讀佛の業をまなひ加行十八道を修行す其家をつくに及んて供僧と稱し毎朝神前透廊にいて勤行すその餘三度の御祭禮修正會八講および大般若經讀誦等の時は山の供僧及天野兩壇の衆徒と同席にして勤修す衣體は學侶平服の空衣褒衣黑白の袈裟等を著す一萬に至るときは阿闍梨と號し法服七條金繡を著し行人念佛會の時山王堂におひて登壇して導師を勤むまた六人のなか櫻本坊遍上院院主代柳之坊花王院院主代の二人院主代と號して兩門院主の命をうけて社地の常非常のことを鑑護し又年中五度六箇鄕の民人に令して社地の掃洒を役せしむ寛文三年十一月五日大條に六ヶ鄕　古佐布村　笠木村　花底村　長谷村　四村　細川村　以上專侶下　山崎村　敦良寺村　阿尼村　三谷村　皮張村　平野田村　毛原村　已上行人下　右村名摠束して號六箇鄕天野神前掃除之役也但二月十六日八月十六日霜月十六日十月廿七日年中五度之掃除也とありて今に此式嚴密なりとそ

總神主　居宅は社地の坤にあり　祭當の風造にあらす

丹生一麿と呼ふ當社及三谷榊山酒殿神社其外山上までの社事を司り主領たれは總神主の名を唱ふ延曆卷に丹生津比賣及高野大明神仕丹生祝氏始祖天魂命次高御魂命　大伴氏祖　次血速魂命　中臣氏祖　次安魂命　門部等祖　次神魂命　紀伊氏祖　次最兄坐之宇遲比古命別豐耳命娶國主神女兒阿牟田首我生兒小牟久君我兒等紀伊國伊都郡侍丹生眞人乃大丹生直丹生祝丹生相見神奴等三姓始丹生都比賣乃大御神高野大御神及百餘大御神達乎令奉仕神奴了小牟久首我兒丹生麿首次兒麻布良首丹生祝姓賜即子安麿始自豐耳至安麿十四安麿兒丹生祝伊賀豆之子孫石床石垣石清水當川敖守連總褒麿身麿乙國諸國文麿古公云云天野社記に御神乎忌津伎仕奉始事と題して美麻貴天皇御世爾豐耳之七世祖坐志天道根命國主神之兒大阿牟太直并二人仕奉伎爾時爾玉淨人止負給伎即紀伊國君止大阿牟大直合二人伊佐奈美伊佐奈伎乃神子乃御子丹生都日賣乃大御神乎持氐伊津伎奉祀止進依賜伎爾時爾大御神聞坐氐大嘉坐支即大御神尼加此坐物乎玉乃御衣裳又梓玉錢銀金此物吾爾奉者吾汝命王乃所知坐天下國者遲平賜御伊乃知長遠世阿良須米奉故爾時國知止定時爾吾宮賜故神命者丹生都日賣止吾賜故吾兒加須乃神者多禮加仕奉乎宮乃小女古天乃屋代淨久作奉所乎占卜相而仕奉言伎故爾時諸人等占爾不相在伎爾時王命特而大阿牟太首矣神御前爾御琴引爾向奉伎如是大御神祝仕奉美麻貴天皇御時神御祝仕奉伊久米天皇御時祝神仕奉幷二朝庭大御時爾大阿牟太祝　奉伎大阿牟太祝之兒三男二女一兄名兄地弟名乙地女名阿牟太刀自大帶之比古意志呂和居乃天皇御世仕奉祝兄地若帶之比古乃天皇御世仕奉祝乙地帶之中比古乃天皇御世仕奉祝阿牟太刀自中略爾時今天皇大御世于當至丹生祝止姓賜流在天皇乃御世々爾自品太天皇御世迄今朝庭大御神伊津伎仕奉以是天道根命十一世孫小牟久君玄孫丹生祝伊和夜口從八位上祝伊賀豆等一世祖今侍仕奉少初位上祝侍丹生祝々石床丹生祝諸國丹生祝美麻麻呂丹生祝子松友萬呂宇附　丹生祝寔萬呂丹生祝道萬呂丹生祝智繼丹生祝任伯繼別丹生人等本丹生祝子丹生祝奴眞已上天野社記中略の文段は治革遺紀四至六略の條に引用して品田天皇定堺の事を證し雜紀と同異を按せり其次の文は石神の事にて延曆卷に同し附按すへし此社記は下に評す上古の文書にして訓點解折したる段りおほし系圖及社記を併考ふに丹生氏はその先紀氏祖神魂命に出て神別の紀氏たり豐耳の七世已前天道根命國主神兒大阿牟田始て丹生大神に仕奉れり　七世は國造系に據らは道根と豐耳の中間に七人あり是ならん阿牟田は崇神垂仁の二朝にありと見ゆ社記に二人といふは大阿牟田及紀伊國君ならん　大阿牟太の兒小牟久君の下にて伊都郡にある丹生眞人の大丹生直丹生祝丹生相見の三姓分ると見ゆ　從石堂云三姓者大丹生直丹生祝生相見也姓其氏別之始也社記に次吾上登日託巫祝說曰妾在神道望威福久也　餘本に吾上登日現人神ともあり　此巫祝は天野丹生祝なり蓋世人多く丹生のを認めて總神主は直

奉る故に此時に在て賜ふならん日前宮神主紀伊國造系圖に神皇產靈尊神主天道根命　紀氏元祖　比古禰命　天道根男　鬼刀禰命　比古麻男　久志多麻命　鬼刀禰男　大名草比古命　久志多麻男　宇遲比古命　大名草彦男　舟本命　宇遲比古男　夜都賀志彦命　舟本男　等與美々命　夜都賀志彦男　日本紀作豐耳　豐布流　下略　誓紀　神功皇后に皇后南詣紀伊國會太子於日高以議及群臣遂欲攻忍熊王更還小竹宮　小竹此云之努　適是時也霊暗如夜已經多日時人曰常夜行之也皇后問紀直祖豐耳曰是惟何由矣時有一老父曰傳聞如是惟謂阿豆那比之罪也問何謂也對曰二社祝者共合辜歟因以令推問卷里有一人曰小竹祝與天野祝共爲善友小竹祝逢病而死之天野祝血泣曰吾也生爲交友何死之無同穴乎則伏屍側而自死仍合葬焉盖是之乎乃開墓祝之實也云云　扶桑略記また同し天野祝の名始て國史に見ゆ按に豐耳は紀氏及丹生の中祖にして丹生祝と同く伊都郡に居せしこと誓紀の文面にて知れたり又仁海の流頂御傳記に國造紀朝臣奉仕とあり此を國造系圖に成世有守奉世行義と次第せり奉世は景保中の人なれは仁海と同時なり兩時なり兩書符合すれは日前宮國造の先は天野に居せしならん行義は同紀氏武内宿禰の裔文換の男にして奉也の姬に娶して國造家に入贅す是は蟲別の紀氏なり此人を日前宮國造の祖とすれは此時天野より移るなるへし紀氏宿禰は寧元帶の曾孫屋主忍男武雄心命孫行火蟲三年紀伊直遠祖兒道彦の女影媛を娶て武内宿禰を生なれは紀氏別れて蟲別となると思る　和銅三年に十二世の祖安麿天平十二年に十三代の祖伊賀豆相つひて各精文を勘出せしこと延曆卷に見ゆ大師山地開創の事を告て吾上登日託巫祝說曰妾在神道望威福久也　餘本に吾上登日現人神ともあり　此巫祝は天野丹生祝なり蓋世人多く丹生のを認めて總神主は直

に丹生太神の血統神孫なりと思へり是甚しき僻事なり上の諸書を覽て悟了すへし（盟石當出所に以今丹生直爲丹生明神者琅亂之濫觴可稱倒爲總神主家に系圖多本ある內一本には靜魂尊より稚日女尊次に高野太神次に多久麻命次に阿佐比命に都古麻命等と系脈を引大字迦比古小牟久丹生一麿等與炎々命等を出せるあり此は後世の僞造と思はる更に正脉を糺すへし）建仁三年癸亥八月日下文に下總神主仁可早以三谷鄕荒野內令開發放生佘田とあり總神主の名此ころ始て見ゆ建曆二年壬申正月十八日總神主則道讓狀に總神主職事右職者丹生明神御垂迹以來相傳承來年舊（中略）仍祝文讓傳友家之狀如件同年同月廿七日同人讓狀に酒殿神主事右讓渡神主職者自先祖之時于今無相違相傳之職也而丹生友家讓渡若妨此職者可蒙神罸也元永四年十二月丹生總神主友家言上に友家先祖總神主自大明神御來降之昔于今都不相交他人所補來神主職也（友家也曆二年則道の讓を受てより建治二まて六十五年在職）建治二年丙子八月廿六日友家讓狀に讓渡天野總神主職事右件職者丹生友家代代相傳所帶也丹生常家依爲嫡男相副相傳具書存日所讓與實正也同三年丁丑十一月廿七日柰書に天野社總神主職事任友家之讓以常家爲彼職可被執行神事之由所被仰下也仍執達如件とあり弘安八年乙酉九月注進記（宮一）に管領仁事右上代者一向撿挍管領（中略）又以丹生氏人爲神主云云その後正和五年十二月九日撿挍法印已下諸衆評定して和泉國近木庄地頭職を天野社總神主の得分に宛行ふことあり（下知狀一紙總神主家藏す實簡御社雜集に應永三十二年乙巳近木莊相折帳に社司給分總神主地頭一分米七斗五升ともあり）此頃日前宮神官と座席の諍論に及ひ文保二年戊午六月和與の沙汰あり其狀に契約和與狀事一右丹生明神每年九月十六日玉津島御幸翌日十七日柰入草宮時於彼廳第一間天野總神主與日前宮母人依座席相論多年柰止御行之條神慮難量間以兩方和談之儀向後者座席對座而不可有高下優劣又御供幷饗膳以下任定置注文之旨可致其沙汰此上者不可有相互神事違亂之儀仍而爲後日龜鏡和與狀如件天野總神主（判在）日前宮人母賴幸（判在）元弘元年十一月十六日沙彌道阿等和泉國麻生鄕を天野宮に寄進す竹垝慶性房の亂妨によりて正慶二年（月日失す）丹生社神主恒信事由を奏聞して建武元年二月十二日綸旨を賜ふ其文丹生社神主恒信申和泉國麻生鄕領主職之事任道阿等寄進不可有知行相違仍可致御祈禱之忠勤者天氣如此悉之（綸旨寫前集にあり）此恒信尙丹生を稱す其後四十二年を經て光俊初て藤原を冒す（冒姓の由詳ならす追考）其宣旨案に上卿春宮大夫天授元年四月廿七日宣旨藤原光俊宜任左近將監職人左兵衞佐平惟長（奉）とあり其後五十四年を經て光久の任官に至ても其宣旨案に上卿按察大納言正長元年十一月二日宣旨藤原光宜任左衞少尉職人頭左近衞權將藤原隆夏（奉）此より百三十七年後玉澄の時も尙藤原を稱す其宣旨案に上卿源中納言永祿七年八月四日宣旨從五位下藤原玉澄宜任治部大輔職人右中辨藤原晴豐（奉）添狀に表書之事任所望一官之事令申沙汰口宣案如此候也仍狀如件八月四日（判在）高野山天野丹生太神摠一丸殿とあり（按に與國二年五月廿八日綸旨に丹生社神主曆應元年十月十四日足利直義御教書に丹生神主殿と宛名す其後天授元年始て藤原を稱しけれとも尙弘和二年閏正月十八日法眼良盛の執達狀に丹生神主殿元中二年九月廿一日天野刀禰職寄進院宣の添狀に丹生社總神主殿とあり是は丹生社の神官を稱するにて丹生氏を稱呼するにはあらさるか）其後五十二年を經て元和元年に至て丹生秀澄と稱して本姓に復せり如是神代より子孫連綿として曾て他胤を雜ゆることなし希代の舊家にて山上山下の鎭守遷宮等は都て神人の主務たり雜記に遷宮潔齋の事神職官位の次第元服葬儀の條を載て委し又往古は三谷に家居せり彼鄕は大明神最初天降り玉ふ勝地なること上に述る如く建曆二年正月則道か讓狀及文曆元年十一月友家解狀に其事昭なり今は彼鄕竈門新五郎の宅に部對殿あり是昔時の家地といふ古老傳に昔天野は藪澤にて唯神祠のみあり大師の遺文にも人到卽時傷害すと云にて知られたり神主神人等は皆三谷鄕に家居して峠に登りて祭祀すその舊風にて今も天野より神主已下宮人の時又は恒例臨時の神事ことに三谷大河にて垢離を行を嚴式とす然るに當家天野に移る年曆由來詳ならす（按に氏長者坂上盛澄を改易しけれは社事職掌の爲に移住せしならん後撿を待）

譽田天皇勅筆祭文一軸（此祭文常時も神殿に秘して世に流行せず總神主獨是を手に觸れ又嫡子に口授する外は他の婜等同胞といへとも堅く披覽を許さす先祖則道云祝文者譽田天皇御自筆祭文也於正文者二季御祭禮之外不出社殿非總神主者無觸手事云云實に當社第一の鴻珍にして海內餘社に此等の類あることを見聞せす）

安曆相傳詔文

伊賀豆天十二年藉文（上の安曆詔は亡たり此藉文は存佚分明ならず次に吉門辨するか如し）

丹生大明神吉門一卷（神庫所藏の本至極奇古にして當今の遺諧字缺にあらず一說に此を譽田天皇勅筆祭文とも稱し秘藏す平生は此吉門を讚歌し祭文といふとぞ其文は往々引用し證的に備ふ室に千載確實の一大古典なり然に此は品田帝の勅筆にてはあらさる所由は文中に譽田の御名を載或は後代の事平城嵯峨等の世に及ひ記せり是は全く後人の加筆にして吉門の餘事たり而るに此も千有餘載已前の事蹟なれは信受すへし吉門の二字は別に考へあり世に此を詔文とも祭文ともいふ御社雜集に當社御吉門狀云とありて古く依用すと見ゆ）

竊按するに和銅年間安曆に至て勅筆の祭文を相傳し修飾して詔文を作り天平十二年に伊賀豆更に潤色して藉文を造る古語拾遺に至大寶年中初有記文神祇之籍無明案望秩之禮未制其式至天平年中勘出神帳とあれは天野神社も此例にて伊賀豆藉文を勘出せしと思はる遺告異然の本に丹生祝伊賀豆天平十二年藉文云別豐耳命國主神子孫安曆相傳詔文と標して忌杖の事品田天皇四至の文等を出し給ふ繪圖卷に但伊賀豆天平十二年藉文云堺定四至品田天皇寄山地詔文云として四至を載て忌杖の事なし諸弟子の本に丹生祝伊賀豆天

平十二年籍文云別豐耳命國主神子孫安磨相傳文曰とありて奄田石口已下の忌杖地及天野鎭座を記し譽田天皇の定堺を出たまへり如是大師の御引文は大同少異にして意趣は同し大師天平記を御覽ありし事は明白にて安磨詔文は所覧ありとも見へす但今吉門に忌杖の事天野宮柱の條等ありて大略は大師所引の天平記に同しされば吉門は即天平記なる歟然るに大師所引の文と全同にあらさる所もあり品田天皇四至の條は吉門の尾に出して文中に有にはあらず是を大師は爾きし給ふか

丹生氏系一本（又は延暦十九年の記と云略には延暦卷と稱す大師この全文を引て和銅三年十二世祖彼卵勅仕奉丹生人安麻天平十二年勅十三世勘仕奉丹生眞人仕奉此人等子孫今侍仕奉延暦十九年九月十六日とあり勅の本は首に丹生氏系と題して延暦已下の十字なし文字一二の異あり）

此記は誰人の勘出せるか所傳なし本系に眞人云照家強勇猛人也と有て次に照元次に家信を連て駿宮内太郎丹治家義之次男也是照元之叉甥也弘仁五年五月三日君罷とあれば延暦の此は照元家信の在職なれは此兩人なるへし寄快の記に勅文は天平祀祭文とは延暦卷ならん同與可尊とあり雲石堂は勅文を延暦記と見たり此誤か○神主家に延暦巳後より今時に至るまでを逓系せる譜あり又家傳に丹治家義は豐前守に任し和州宇知郡を領す丹治は今畠田豐前候その裔あり其次男家信は尚家丹生氏を繼と見ゆ此傳緒を以て今も上鍵久留里候畠田氏と通家の情好を修せり

天野社記一卷（此は上に引出し叉沿革四至神領の條にも載る如し抑此記は神庫所藏外題なく料紙も甚顧弊にて古紙堆にあり頃社事捻締に因て初て披閲するに其文體古雅素撲なること延暦巳上天平和銅の文とも覊るへし然とも年號闕て考ふる由なし文邑に小牟久君玄孫丹生祝伊和夜從八位上祝伊賀豆等一世祖とありて伊和夜は伊賀豆より指して祖と云へは此恐くは天平記なるも知へからす更に後考を待のみ風土記引用のために假に天野社記の遺目を命するのみ）

後三條天皇勅筆詔文（此は二の宮殿に納む還御祭文と稱し叉神入祭文の名あり常に祭文板といふ杉板にして長三尺餘幅三寸厚一歩許ありて笏の形に似て上頭少しく尖て劒の如この摸本一面相見の家あり本文左のことし）

諸　請　給止　詔　申　大御戸　仕　不捧　物　莫　鼻　啜　位　鷲　給
平　安　大御戸　仕止　詔　申
諸　請　給止　詔　申　我　君字　豆　廣　前　奉　清　幣　平　安
受　合　閉　給止　穴賢　詔　申（裏書云延久二年二月十六日）

當社寶殿幷神主所藏の神寶古器數種綸旨院宣御教書等の古書類若干ありと云とも略す

二　祝

丹生相見と號す二宮の祉式を掌り叉木祭の神秘順拜を勤む（元は權神主の役なり）家系斷絶して分明ならす一祝子の系脈遠祖に小牟久君の兒に相見あり延暦系圖等上に出すが若く蓋其苗裔と思はる（雲石堂記解には延暦卷の小牟久兒丹生麿娶佐夜道乙女古眉生兒小佐非直我子孫歷廣椅丹生相見を以て是相見系也とあり下の牟毛津をは豐耳の家系と別なりといへり）天野口傳鈔に相見太夫は二宮祝なり高野明神の犬飼の末子當時にて一日三合の食これあり然は籍文等に品田天皇御犬口代奉仮地叉此伴犬耳藏吉人三野國在牟毛津云人乃見犬黒比止云人此人乎奉寄此人等者令今丹生人止云姓賜云云此犬飼の子孫ともいふなり按に小牟久の子に相見あることと兩所に其名顯たり美野國牟毛津の下には相見の名なければ別人ならん更に精研せよ

三　祝

丹羽播部と通稱す三宮の社事を預る系譜分明ならす口傳鈔に（一本廣）神主昔二社二人候次四社ナリ候間聖人叉新神人祝ニナサレ候（略本は此すことし）しかあれは行勝の時三四祝子を置きたるなり

四　祝

松島内膳と名く四の宮に仕へ奉る

右四家を一二三四の祝と云大別器とも新椀白器に非されは飲食せす他出にも家奴に器を負する例なり尙種々の禁忌あれと略す

社家（十五軒）

森山湛太夫（兼御供所沙汰職）　木村庄藏
山本山司（三之手長）　高松新吾（二之手長）
中谷搗太夫　玉本主計
菊谷作兵衞　澤口三司
蓮德院政之進　中谷源八
森山右内　松島數馬（一之手長）
井本左治馬（四之手長巳上四家神主抱）　松島對馬（御湯太夫）
千切谷矢部

右十五員叉神人といふ沙汰手長太刀鉾榊等の社役を勤む此十五人に二三四祝を加數へて十八人の神人と稱す共に捴神主の指揮を承る者なり口傳鈔（略本）に神人ハ昔ハ二社二人次四社四人祝聖人叉新神人トテ十八人置之此記は祝四人の外に神人十八人を置と見ゆ何の頃祝三家を神人の班列に加ふか（應永三十二年の文書に神人十六人米五石六斗平神人八人米四斗さあり數並同異考へかたし）

宮　仕（六人）

小坂坊　安養坊　花之坊
上之坊　三寶院　里之坊

此は駈仕役を勤め叉拜殿を預り盥知す共に剃髮圓頂にて三歸戒を受傳ふと雖も妻孥を抱へ經卷陀羅尼を讀誦することなく叉別器の例なり口傳鈔に宮仕昔は一人也聖人加五人今六人也嘉祿三年十一月供燈香田寄進狀に（明任道範判等）其所當納米肆石貳斗也以之備毎日一升之御供六斗殘分充潤月分並諸神分以本郷刀禰爲預以六人宮仕爲承仕盡未來際不可失墜むかしより今に六員たり

神樂男（五人あり亦堅子といふ）

挾間宗太夫　新谷嘉兵衞　澤野長吉
幸水五兵衞　柳野久松

此は神樂の時笛太皷等の役を勤むる者なり

巫女八人あれは八乙女といふ延長五年正安元年の八講式に八女とあり

橋本龍田　浦音野　松谷八橋　田中初雪

榊　八重　初花　富士

初四人は家附の者後の四家は院主代の抱なり口傳鈔本に御子昔二人若御子太夫御子候ケルヲ行證雖入時十六人ニナサレ候嘉祿三年寄進狀に正月十四日六月十七日此二夜八人女神人等終夜祗候拜殿而本無燈油只闇中奏歌舞仍今當二段出畠永爲彼御油料矣此ころ八人となると見ゆ應永三十二年近木莊年貢相折に御子十六人米拾一石二升とあれは此時は復古せしなり此文に神人は上の神樂男ならん口傳鈔にいふ若御子太夫御子の異又正安元年文書獻御子并小田樂の名あり今は知かたし

大工所此職一人ありて御供所の掃洒なさを掌れり

已上現仕の大略を擧て社司の繁興せることの一端を示すその外に今時停廢せる職名また多し古書に任せ左に列ぬ

別當山史に正暦五年秋鎮東三條院後補天野神宮院山王堂及奈羅院雅眞說天野撿挍頼延爲別當信堅興祀山上別當延頼さいふ何か倒置ならん又建武三年六月廿一日將軍尊氏公の御教書に新磨事可令致網議之狀如件丹生社別當とあり正暦年中頼延始て此職を司りてより建武まて綿々相續するか若今時條社の例を以て思ふに社務撿挍即別當たるへし建武に別當と指すも恐くは山王ならん

權別當文和二年正月惣寺領撿註の文書に名目見たり又氏別當の號あり何職掌といふことをしらず

三昧供常社に三昧供を置し始しれかたし口傳抄に三昧僧蓮巫房の名あれは行靜の時旣に補せらる正應年中行事記に此名目出し曆應元年の事書に三昧六人あり應永三十二年の文書に三昧供米五石四升參代米五斗四升とあり此は六頂階位の三昧僧と同異追考すへし

預所應永文書等に往々此職名見ゆ分米一石五斗を給すと見ゆ

長床衆是は今行人の祖貫一名なり正安元年の文書に奉承仕長床衆とあり今葛城大峯の先途を勤め天野にて種々の所作あり且長床は行人支配の所たり事歷に委し

田樂法師昔は天野に居住すと思はる今は入江村に此遺俗ありて舞樂の時は露拂とて最初に田樂舞をなせり應永二十三年の比は裝束料米五石を近木莊より附給すさあり

氏長者是は坂上氏にて長者の名を負ひ社事に關係せるもの文和二年の文書に氏別當と云も是ならん仁海の灌頂御願記に二時料至丹生高野兩所大明神社國造紀朝臣奉世當國掾坂上宿禰惟忠云云坂上大宿禰惟忠始て當社に緣ありけれは其子孫社事に預ることに成ぬ按に大系圖及紀氏系圖並に奉世の名見へす日前宮系圖に此名あること上に述坂上は姓氏錄大系圖及大日本史田村麿傳に據るに後漢靈帝の胤阿智使主の裔歸化の番强なり或云應神天皇の御宇四人の縫女吳國より來る築前紀伊等の國に分屬すそか裔にて怡土部伊都郡の名もありいく漢人の緣あるなれは坂上氏此國にありと思はる又紀河二州に恩地曾川なとの諸氏あるは仲坂上の裔あり本國に坂上氏あることは明算の資北室眞願は那賀郡神崎の人坂上氏なり此等にて當山及高野社にも共緣あることにも思はる正應四年辛卯十一月十一日坂上淸澄十四箇條の諸文を寺家に擧具文は御社雜集に載す今昔物語に紀伊國伊都郡坂上淸澄と云者盜人に値ふ事の一話を載るは此淸澄と同人なるか考へし文曆元年甲午十一月十一日惣神主丹生友家解狀の奧批證判逃署の文に宮仕已下廿二人ありて御祭勤使代坂上貝澄都維那師長深なと數人見ゆ此貝澄弘安六年盛澄陳解に亡父知澄といふ同人なり嘉禎四年二月二日良任撿挍狀案に二品法親王膨氏長者任符被成下候尤以悅入候社家神事寄任例可令勤仕弘安六年五月日神爲靜論衆徒解狀に盛澄爲致非道之押妨忽損武勇之凶威云云抑盛澄者傳法院領相賀莊官也とあり此頃は勢威尊大たれとも靜論の落居終に此職を改易す時の社務撿挍南院幽隱なりと舊記に見ゆ其後永く氏長者廢停す然とも今に天野社家に長者代なる名ありて毎年正月御田植神事の時御田の川役を神子に與ることあり是氏長者の時代人を以て神役なさしに駈使せし古風の遺れるなり古老傳に相賀莊清水村に坂上左近監盛澄の舊趾あり此莊昔傳法院領なれは其莊官ゆへ末院に内應し本寺傾覆せんと企てけれは改易せらる又天野八幡社の西に庭平の原あり是氏の長者の宅地なりと云上俗アツノ長者なと轉訛しいふ相賀に宅地あれとも社事神役の時栖息所に此鄕にも家居を作りしならん

權神主往古は此職あれとも今は闕職す二臈をして兼勤せしむ

權禰宜惣神主所藏の文書に丹生女家を院主代より權禰宜と稱すれは此職を兼ること今にあり

承任永仕十六人に八斗を分

舞童八人に八十石八十貫文を給す

樂人舞人十石を附せり按に此伶人は天野に住するや分明ならす

中綱四十一人に二石五升を與ふ〇承仕已下は曆應元年總會料土貢事書に見たり

禰宜米一石五升

所司六人に米二石一斗

知節代米一斗七升五合

氏人七人に米一石五升

平神人八人に米四斗

職掌五人に米八斗七升五合

勾當一人に米一斗七升五合

仕丁仕カ一人に米二斗八升曆應には十二人あり

倉預分米一石二斗六升〇已上應永二十三年近木莊年貢相折帳に其給分を配賦せる文書に見へたり

昔は社司の數おほし今は職員も存沒半せり又近木莊永正の末にては知行せしにや其比近木鄕より獻し神供の器今に殘れり社家に此を大飯といふ左に圖す

大器總深三寸許

上徑八寸八歩鑄上

尻高六步徑五寸

如是圖樣の古銅器大小一百餘有り其大器の裏に一二三四の印文あり是は四社の器を分てる印なるへし今に於て每年十一月十七日宮仕近木發足の式といへることあり明神講を修す宮仕中所得を積置て經營す是饗時近木の鄕の租稅を催促に往し古風の殘れるなり正月七日近木還の式とて社家うちよりて小豆飯を盛て祝ことあり明神講を修す宮仕今勤承仕二人へは二椀を配れり是貢米催促の褒賞なり是を皹アカガリそくいゝと云よし是は嚴寒の時長途の步行皹アカガリにて艱苦せし事も有けるゆへ斯くは名けしものにやいとおかしきならはしなり

神領

大古の家地萬許町なること大師遺告に神賜の四至封界を載たまひ丹生吉門又は天野社記等の每書にも其分野を記せり詳には草創及ひ沿革の條に見たり自餘和泉近木の莊又は備後太田莊米を八講用途に寄進あるの事曆等幷に天正已來分配の石高巨細には彼を披閱して知ぬへし

神異

嘗社明神の靈威奇瑞古往今來筆墨に盡しかたし今其一兩條を揭示せば昔神功皇后三韓を征伐し給ふ日赤土を以て其功勳を彰したまひ弘仁七年大師上登の日明神人體を現し或は巫祝に託し大師に語玉ひ崇道天皇の難を防き度々の御祈感驗掲焉なる等は祭神位階神領等の條に出せり

天野宮信日記　廣本口傳抄　に高野明神之御事と標して曰延喜年中金峯山日藏上人申貴聖人御ケリ善掌清行卿御息大峯笙岩籠吾生身六道可見誓願給ケリ此笙岩屋申一方見笙笛立似笛管如下根此岩屋此祈誓スレハ笙管吹萬竹通音出如岩屋祈申事十方淨土通間笙岩屋名又一方見鷲足逆立様也故鷲足山名カヽル靈嚴籠居本尊幷金剛藏王御方便天上天下事見給斷水漿第二七日夜時當鈴振ナカラ絕入給又一七日經前後合三七日也其門藏王御方便其手ヒカレ奉上有頂天至下八大地獄行其外處々不經歷云事ナシ如誓願六道見給雖有云事無限其時延喜聖王地獄御ケルヲバ奉見給ケリト天神御傳被記タリ付其或時嶮岨山妙處至御座ケリ金剛藏王告上人云此大峯神山云所也汝諸神集會思令拜見間此所相具來被仰ケリ爰上人助藏王良久相待處夜及深更嶺木門雲時梢上清風冷身心悦忽自

歡喜心催暫有諸神御集會藏王告上人言此天照太神御是正八幡宮也是熊野權現御也賀茂春日日吉山王天滿天神等諸神眷屬多少威德强弱乃至本朝六十餘社以神變故互無妨碍然而隨位階高下不亂次第悉以集會御其後暫アッテ整衣裳正衣冠持手札一社神明遲來奉待氣色也爰上人奉向藏王此諸社爲何集會御候ソト申サレケレハ藏王答曰日會朝是神國也是故國中諸神所所集會御中此所天津日嗣御政始百官萬民至日夜朝暮御評定也乃至諸寺諸山僧徒勤行不行拙有信者與幸不信與不祥給仰アリケリ中略上人彌成不思議思拜見處暫アリテ伊勢大神宮正御笏被出御問曰樣諸神集會御良久可擁護佛法王法之由評定已以恒例也而高野明神每度御遲參有之故此一會迷亂也何御事候哉ノ玉フ爰諸神成其恐曾無一言暫アリテ高野明神拂御衣泥土正御笏被仰云守佛法心不可劣諸神其上近々ト居尤可早參之處紀州高野山金剛峯寺丹生大明神御山也而弘法大師入唐歸朝後入此山御時思神道威爾故密敎流布地成悦永以奉寄附大師專甄秘密佛乘門人幾計然而不作田不取桑乏食乏衣因茲遲遲奉日永求食爲與漠漠冬夜寒求食爲與是全非慾私門人修學眞言敎法誰故也與秘密眞言敎法時佛法與廢時佛法王法廢依之爲哀愍門人丹生明神心盡方便

廻間我東西馳走修學苦（サンコロナル）徒算重守護行業疎者悲愍不捨尊卑不論貴賤我守護必滿足心願爰行行彼苦心苦身神力漸廣時衣泥土穢宮中罷歸受法樂水溜衣汗後雖可參此席彌遲參可罷成間見苦姿以此席參會仕事頗以此恐也雖然是又非私義令申ケリ其後太神宮諸神一向御感歡然而後國家安全人法與隆御許定始リケリ其後上人彼高野明神御託思出云

春山烟細朝猿一鉢之惟空而廻百二十伴都鄙
秋嶺嵐剛夕悲三衣之漸破而赴十二王子遠近

是故高野護法之御足常裂血流者也是則無勤空受信施住侶日食睡眠殊以重之故也文

誠雖有御事也其後暫有天照太神言高野明神言事一一以道理至極自今以後有御隙可有出仕無御隙出仕御無用諸神皆々可用捨者也下略○中略の條にあり下略の段々總て當院祭の科對映すべし又山上御社の下に同異を挍せり

正曆長德の大疫に神驗一天に風靡し明神講式　又明王院如法上人の丈室に影現して靈託まし〳〵寶性院宥快法印の爲に屢出て燈を挑け或は雲隱の和歌を詠し玉ひ正智道範阿梨の院跡影向石の來曆建長三年遍明院慈氏王丸に數廻の靈託あらせ給ふ等山上御社及各院の下に出すかことし建保年中吉野爭界の日岡山安危に罹りし際老宿に未然を靈託して王臣滅後我山佛法繁昌すへしとのたまふ　沿革通紀及相輪略にあり　事は都て略す

正應六年太政官符云弘安四年四月五日同十二日當社四所明神之中三大神號蟻通神託宣云日本國神神發向蒙古任先例天野大明神可令向一陳給之由議定既畢吾爲御楯築可懸初前也而摠無武具鏑矢一手弓絃一筋來廿一日以前可令得之明神進發者來廿八日丑刻也其時定可有瑞相以不動火界呪可增神威光來六七月中本朝可成安全云云四月廿一日社頭數千之烏只殘一雙兮悉去是則三太神前進兆也同廿八日夜神殿鳴動宛如地震奇光赫奕殆疑天變明神出御瑞相也七月廿九日暴風俄起異國賊船一時滅亡海內靜謐都鄙開眉彙日之靈託指掌兮符合也關東獻弓箭之處鎭西有流矢之瑞又合戰之間舟船之外紅火交煙兮飛波頭彩龍與風兮現海面云云特誦火界之託宣其證可謂在于眼加之閏七月晦日夜攝州廣田社巫女詣當社而託宣曰於今度者住吉モ八幡モ屬我力致征罰若託吾覩示此事者世以可成疑故以汝令告示云云又自非眞言敎力難施降伏靈驗之由蒙八幡之御告於當山有一萬座不動供勒進之倍以之思之丹生明神之神變勝于諸神也非唯寄一社巫女之口金剛乘敎之敎力超于餘敎誰敢疑八幡正直之告國之爲國者神明之擁護也神之爲神者法味威力也冥助既揭焉也報賽豈不可踈哉云云此文は沿革前錄

領の條に略引し且神主常家兄井藤四郎の注進狀を附註し異賊降伏の瑞を模造せり保曆明記云弘安二年太元使新狀ヲ持來同四年閏七月一日蒙古數千艘ノ船ニ乘テ寄來ル大風吹テ舟悉破損ス本朝ノ諮有ケルトカヤ云云日本史云弘安四年辛巳五月廿一日丙辰元兵復寇壹岐對馬兩東及九州二島兵禦戰不克勅諸寺祈禱讃本院新院還幸鎌倉徵關東兵護衛京師閏七月十四日丁丑太宰府驛奏元本月朔値大風漂沈於肥前鷹島賊兵悉溺死云云史略云弘安四年忽必烈遣兵十萬餘入寇我鎭西九州之兵防戰大敗之元兵得還者財三人云云　按に元兵の來寇は弘安四年五月より七月なり然に明神は未然に是を鑑み給ひて四月の初に示し給ふ實にたふとかりしことなり又官符に如鎭西所進戌㕝白狀者去四月四日蒙古賊船解纜之由賊之明神託宣相當彼翌日自餘諸社各雖有靈異之聞皆是凶賊猖狂襲來之後也雖謀未然之前遙鑑絕域之外示兩度之靈託皆四海之安危當社効驗殊以嚴重也と稱揚す然に世人伊勢加茂石淸水等の靈異は往々史筆に載れとも當社の靈効を唱へす然とも綸旨官符等に顯然なれは疑へきなし又官符に閏七月晦日の神託を載いとへとも此時再度異敵入寇のこと國史に脫す史略云宇都宮貞綱承時宗命將中國兵至備後聞蒙古敗而不班師盗修武備忽必烈圖再入寇納其臣劉宣諫晉遂命罷之とあり然らは元兵再寇せむと圖りけるを神明早くも鑑み異に降伏し給ふものなり

阿氏川藥草記云問傳法院本寺確執時弓箭等有之也師云爾也度々修學者帶弓箭也傳法院本寺火カケテ切入時本寺不叶處文進房相進房兩人思切戰時熊野道者十人計白淨衣背ニヒッケテ有弓箭散々射時御社御戸風吹出傳法院ヘカカリテ坊舍悉燒畢仍傳法院方負失了本寺已御社神體懷出ントスル式ナリケリ 年月失す 天野造替記云嘉元四年六月十五日寅時奉入御神體於新造御殿同日申時大雨卽時晴足雨在天野一邑而不至餘處時人異之矣 取意

問答講神驗の事あり歲時記沿革神領に見ゆ天正十年織田氏亂入の日明神種々に變化して山徒の急難を救ひたまふ事あり相論略に見えたり

明神靈驗記云 英鎭 西南院良尊者頗有才名譽 神君之恩遇其威震一山矣元和二年春進勸學第三年之都講六月在摠談議之會沙汰人稱其器宇指斥學道翌日問役尊不肯曰一會之都講應此撰擧者所以爲榮也然吾學德也者雖不關此擧衆人皆所許敢辭焉沙汰人嚴言以責之不肯云云旣而至初冬比一夜增長院宥範夢詣壇上香衣高僧與白衣神人並立金堂前神人持弓箭成射勢高僧曰射何物乎神人曰射良尊法師高僧曰彼有學藝可爲山侶師範何爲其然神人曰惡彼傲慢也師與我在無山中人法衰輙發矢中良尊之甲背而通乳下夢忽寤曉天作奇異思奉法施翌日告夢事於西南院令修神法樂晝夜不休然懺悔心不至歟數月而背中發癰疽其腫到乳下百療無驗而死云云

正智院宥尊撿挍富逸衆賑財寶於貧寺然延寶二年剏立天野與澤拜舍伐神木用之工匠盗其木皮用已屎所圍方溺之及却踏刹器甁足不愈而死

無量壽院傳昌一日詣御社見頃日小蛇之出社邊以杖追之法入石垣門令俊正者 御社道心 寨其石間後經一兩月二人共發癰疽而死蓋小蛇是明神使令也

已上靈記に載數件の其一二箇條を擧照に擬す此は澆季薄信の所致その類毛擧せす　先年高室院會下ニ關東ヨリ住山ノ所化有リ或ル夜ノ夢ニ明神出現シ給ヒ汝早ク國元ニ歸ルベシ當山ニハ汝ニ令食糧無シト云々所化夢中ニ答テ曰我ハ國元ヨリ資財ヲ持來テ食ス當山ノ扶持ニ預ラズト神言當山ニ住シテ我扶持ニ不預云事ナカレト云々翌夜神又言ク與汝食物無ト云フニ速ニ不歸ユヘ不便サノ餘リニ我カ使者ノ肉ヲサキ與ヘテ令食間早ク下山セヨ其事疑ハシク思ハハ我カ砌邊ニ來リ我カ使者ヲ見ヨト云々夢覺メテ翌朝壇上ニ參リ見レバ御社ノ犬ノ片足切爛レテ無シ實ニ恐シキコト無限卽日ニ下山シヌ 是ハ龍上院一世寬啓壯年時關東ニ行テ其人ノ直說ヲ聞ケリト云々

淨菩提院有一遊僧豫州人好學性又嗜酒每夜觀書先置一大盃酒于几頭戲言曰此特獻吾大明神請享焉讀書良久倦則自取傾之遂就寢以爲常矣一夜增福立幢 明和七年神撿挍 過其門見一醉人異服冠帶陶々然從內出去大怪尾之至壇場邊 明神祠在焉 忽焉不見翌朝往撿其事寺中無知者云猷曰雖戲弄之所爲神喜其精學之志降臨而饗之者歟所謂弄假成眞也 已上は正智院藏法藪に集錄するを摘す後の一は弟子道猷の書て譯文し附評するなり

紀伊續風土記高野山之部

卷之廿二

慈尊院

草創幷古境

蓋し當伽藍は高野山下百八十町戌亥の方に當れり則大師預しめ毋公の奉爲に彌勒菩薩を製作ありて伽藍を草創し山號を萬年山と名け彌勒安置の壇を慈氏寺と稱し明神勸請の壇を神通寺と號し玉ふ是を兩壇と云慈尊院は總名なり或は大師高野開闢の時此地に避寒棲息し給ふ所にて又は下院と云とそ金剛峯寺修行緣起に云く具峯大師移住之間裏院上寺下院等堂塔坊舍已有其員（下院とは當伽藍を指）山史にいふ（取意）天長三年丙午正月十一日大師東寺の守護經會に準して護國利民の爲に大仁王會を始めて此伽藍に於て執行し給ふ本尊五大力菩薩大師眞筆の畫像あり（北室院良禪按ずるに治山の頃此會を高野の金堂に移してより毎年正月十一日執行今に恒規となれりまかるに良禪師滅後百五十餘年金剛峯寺年中行事正應四年の記に正月十一日遍照院に大仁王會執行のことを見ゆ猶考ふへし）承和元年毋公大師を慕ひ來り玉ふ事ありとも云同二年二月五日娑婆の緣盡給ふ時壽齡八十三とそ山史に大師奉爲慈母氏加持其屍成全身舍利數廟窟期慈氏下生と記し或肉身轉せすして今に嚴然たりと云（此時大師繼て製作し給ふ彌勒尊も亦廟窟に納め奉るとそ廟窟は古來より俗人の見ることあたはさる所なれは恐れありて曾ひ窺しかたし）是より毋公を卽ち彌勒菩薩と尊敬し奉る（此菩薩萬德を備ふと云へとも且く慈を主とするゆへに慈氏菩薩ともいふ）大師の本地を亦彌勒菩薩と習ひ高野山は彌勒の淨土都率の內院を標し此伽藍は其外院を示すとそ又高野山は法界曼荼羅にして十方淨土を攝在す此伽藍は其外院なれは此所に於てまつ男女道俗を結緣し有緣の淨土に往詣せしむる方便の土なれは結緣寺とも號す山史に云く康和二年三月廿九日執行高野山本經藏落慶供養舞樂大曼荼羅供於慈尊院爲道俗男女群參結緣也（取意）先德記云當政所慈尊院西有一宇堂名今居堂彼堂有聖人號今居聖件聖人與土出羽（住高野山執平海上人）於今居堂勸諸人令書一切經書寫功了以中院御房明算爲導師云云此事達叡聞彌被貴云云（寛安三年慈尊院修理落慶供養願文云建此精舍名結緣寺植道俗男女之善種開貴賤尊卑之覺花勝處也云云）山史云承安元年辛卯十二月十日慈氏寺伽藍神通寺社頭回祿雖出繪木佛像燒失聖教什物二年秋募慈氏寺及神通寺再建資緣於官省府庄三年秋九月落成制底一基田所上座建立落慶供養導師持明院禪信撿挍色衆十口上人列座（三十口上人者後白

洞法垂永宜旨とそ見ゆ道俗男女群參堂々四年三月執行高野山新經藏供養之舞樂人曼荼羅供於慈尊院取意又承安四年十二月寺僧等解狀に彼火災の來由を記して如意輪寺本右住僧等謹考舊貫當寺政所者弘法大師之建立當山最初之聖跡也中略大師殊以山之麓當爲住之棲立仁祠結草庵崇重彌勒之靈像安置兩部之法門以其聖跡號高野政所是也中略然當長者下遣濫行不善之使者慶幸依張行非例苛法之間暴惡之輩出來令追遣目代慶幸畢其間子細不遑毛擧其後彌不禁遏目代之非例還付山上下不論有罪無罪令追捕之間蒙罪令流浪之輩五百餘人破却之房舍民屋八十餘宇沒官田地所領五十餘町凡老少交山野縡素企逃脫之類不可稱計爰慶幸怖巨多之敵人令用心之間於政所南門以俊嚴之所徒搦取兵士二人經一兩日之後當國隅田庄住人出來請取畢其後不幾始自慈尊院大師御持堂御格子昔大師御常住房今果代上臺御臥波廊食堂僧房護摩堂三昧僧房東廻小舍人所刃蒼大師御在世兩納蒼溫室北門八足南門楔門脇門平門等數宇舍殿一時成灰燼畢是目代慶幸俊嚴之所爲之由長者被召問所司之時各令觸申畢其後既經四箇年全以無造營之沙汰於慈尊院者當山撿挍禪信法橋悲聖跡之破滅勵力造營既畢云云先德記云撿挍爲檀主於政所新堂調舞樂供養之案するに本經藏供養數十年の後新經藏者阿彌陀堂於來といふ中橋家譜云文明甲午之歲甲午は六年なり山史は十年と云有一尼僧來語弘常中橋二世曰吾信州之産妙音者也今來于茲非他洪水侵伽藍不遠須撰靈地轉移於是弘常方察紀川之形勢相與謀而遂遷靈廟及社頭於今地于時尼公寄住中橋家地擅興貽謀有年一日去不知所之衆人曰尼公者母公慈尊化身也取意山史云天文八己亥秋八月十七日紀川往々異濫云云又云九年庚子四月九日洪水汎濫慈氏寺伽藍地過半成河決故曳移堂舍鐘樓於上築地云云是に於て妙音禪尼七十年前に此伽藍轉地の貽謀あるとて凡徒の及はさることを信すへし按するに文明六年妙音禪尼既に靈廟社頭等を今の地に轉移すと見へたり然るに天文に曳移する者は文明以來うつしのこる所の堂舍ならん山史云天文十年辛丑三月廿五日執行慈氏寺伽藍落慶供養大曼荼羅供導師成福院撿挍堯榮職衆五十口又云天文十三年甲辰七月九日洪水陸地舟行慈尊院古伽藍地全成河天下一統飢饉也案するに當所の鄕名を古く掩田村または家田村あるひは政所と云後に慈尊院村と云政所掩田村の名覽弘元年の官符にあり家田村の名古記に見ゆ又政所の名證項御願記云伊都郡南山口木川岸の上有政所所司職掌等雜住所なり云云後往々地名に用ゆる文處多し慈尊院を鄕名に用ひ來ること準して知ぬへし御手印緣起圖に金剛峯寺政所と注し堂舍八九宇を圖示し給へり又高野繪圖卷に政所の境に彌勒堂經藏寶藏を載て外の三宇は名を記せす天平十二年籍文に紀伊國伊都郡奄田村石口天降坐と云云山王講式に現奄田石坪燒倒形卜居天野澤田之畔とある是なり

此石は三谷村にありと云又建長の神託に大師初上登之時政所船付木御覽シテ當山佛法之末來榮事鑑知件木本細末廣枝シゲキ木也あれと今は其地を考へかたし已上草創以來の沿革興を略示す以下は古蹟に存せる一二を擧

下乘標石石の長さ七尺にして一尺四方なり今時民場の末川のほとり四むきにたつ

この標石の在所は古伽藍廢跡南門の入口に當るとそ先德の記に大師卜家田村建立慈尊院六町結界之處也と云即ち此所なるへし中橋家記には古蹟築地內北面百間四方といふ是則ち天文の洪水に川となりぬ石面に法務權僧正定海と誌せるは醍の先德なり補任に天承二年復任長者三年兼法務保延元十二月廿八日任權僧正三年正月十四日轉正とあるを推考すれは今の下乘石は保延二年の建立なり抑下乘を寺門に標するは佛在世國王の歸依渴仰より權輿すとそ今此所の下乘も蓋し大師伽藍草創の時弘仁帝歸依し玉ふより興起するならん

町率都婆碑石長九尺方一尺下乘の標石に記み東向に立り

此碑文近世樂翁侯之集古十種碑銘の部に入れられたり惜ひ哉先年農家火を失するか爲に燒かれ文字往々に闕て連讀し難しといへとも町率都婆二百十七本勘進の字あり此は遍照光院學戒上人建らる碑石ならん上人初め文永二年三月斯舉あり其勸進狀に爰凝丹祈之誠聊有宿素之願自慈尊之院迄廟壇之場畔當于羊腸之嶮路欲創建駄都之妙體也抑斯町率都婆者弘仁之聖歷起立之濫觴也但刻山木平彰五輪久被侵雨露而空朽損若削石岩乎寫兩界則雖疊星霜須得安全貧道之身雖難諧協單願脩之趣爭耐放忍之乎只以一切衆生之助成將立二百餘本之基趾云云昔大唐寶歷長慶四載杭州刺史穿鑿一乘法華於石壁之間今皇朝文永二年釋門緇素彫刻兩部種子於石塔之表云云これより趾治三まて十三箇年にして畢功し更に弘安八年十月廿一日を以て落成供養を根本大塔に設と導師は長者大僧正道耀なり和任に弘安八年十月廿日大僧正道耀高野拜堂廿一日於山上率都婆供養色衆百五十人と記す山史に勤修寺勝信といふは誤なり此時の色衆請定あれと五十一口の交名及ひ十弟子執蓋綱取持捧笠以下も載たり然るに百五十餘にあらす思ふに此は殘闕ならん願文に一百五十の語明らけし又塔婆の梵書兩界二百十七の種子は小阿僧正眞範法印は世尊寺行能の筆跡也一說に經朝ともいふ施主の名位は後嵯峨の上皇を首とし官武以下の緇素尊男女に至るまて毛擧しかたきの數なり又一說に舉數かつて大師の感夢によりて發願すとそ學戒の願文ありて來由を具す其略云自弘仁經始昔有若干率都婆從茲山下暨干壇上驟輸推移鴻基朽損代々之際度々修補於鄧林材者送歲易腐於佗山石者歷劫無滯因茲忽發堅固之石心將代奇勁之石片而鞭府之懇々錐切藍田之磊々亘得肆勸十方四衆之貴賤既果彫苾妙鏤之工巧遂建立高一丈一尺廣一尺餘石町率都婆二百十七本付五輪塔婆彰兩界種子自慈尊院百八十町便顯胎藏

界百八十尊至于奥院三十七町亦表金剛界三十七尊何曾竭羅城伽藍之道路有二百尺牟都婆更貽過去四佛說法之蹉婆斯國實樹之側畔有四百尺牟都婆斷當未來千佛經行之義而已哉於戲文永二年竊起大願建治三年專終微功都鄙勸進之所致也尊卑奉加之令然也加之公家賜數輩之功人武家有巨千之助成彼擴溪膺塔之修復早有明主上將之與善此蕭寺畎都之造營既喜華洛檢關之戰志和漢雖異者趣一方今大梁之歲應鎮之月排大塔千花之龍室展密壇四曼之齋筵長者前大僧正之爲大阿遮梨師專涵智水於雙圓海議衆一百五十之列五瑜伽梵場采從本寺與傳法院諸堂備佛聖一山引僧供此焉懇懃莫不周備云云先聖景福奉將朝庭鳳凰池上水疊十清綜嶋山間風呼萬歲寒暑調和兆庶慶樂征夷大將軍邊營塵氛不起兩國以下軍吏貞節無撓奥州禪刺史三代大施主也今般製造大都合力現當獲得安穩泰平須令寸枝寸葉交加之輩併得七種十種勝利之益兼獲後嵯峨法皇當御在世忝有御歸依速增鈔觀察智之果究覓無上覺王之位斯外鎌倉二品禪尼相州前吏幽儀大蓮沙彌父子故松下比丘尼各輝惠日之光明必幷滿月之相好皆依爲知識殊所令廻施也云云（已上願文は寶簡に存す是亦世尊寺の眞蹟とそ）其後數百歲を歷て山崩れ土埋んで壞碑し全からす安永年間に太上皇帝一品總法務等及ひ道俗を勸發して再興す（別記に詳なり）

宮之橋又は無垢の橋といふ下乘橋石より古道を經て中町野口に行て川あり更に一町許の間中流の邊を呼て宮之橋といふ土俗の傳に是神通守護地往古の靈址とそ此橋いま存するにあらす

慈氏寺壇

東入鄕村境限長廿四間餘　西築地の外長三十間　南岸根の通り長廿五間半　北築地の外五十間餘　此坪數千二百二十坪餘あり南東の方に竹林百二十坪餘文化元甲子歲正智院より管附す

下乘橋東南北の三門の外に此標札をたつ北門外には別に制札あり

北門　西二間一尺五寸妻一丈二尺是を兩脇の總門とす則ち七社明神の正面に當れり

靈廟（北門の內東に倚て石壇の上瑞籬の內にあり三間四方寶形造南に向てたつ）大師の母公慈尊の靈廟なり文明の比妙音禪尼河決の後難を明察し此地に遷廟ありし是なり既して後永正十二乙亥三月廿五日修復落慶の法事鎭守の神託により大曼荼羅供の梵筵を張しより（此時導師二階堂長盛）修復の落慶大曼荼羅供を恒規とす其導師及ひ上下の遷佛寺務の執行代是を勤む例なり彼遷佛には廟中に入て作法あり中橋氏廿二代弘常の廟中秘記を相傳へて今に時々其導きを作せり然るに廟中の事は唯默信恐懼するのみ他に語せは忽其身に嚴罰を蒙とそ元祿以來は凡廿一年を期として必す上葺あり

五輪石塔二基（一基は靈廟西の側の瑞籬內にあり一基は是に相望み西に倚て對立す）此塔二基共に銘字なし然るに傳て云この所に往古庫藏あり承安元年の火災に墨敎什物を燒失す其灰燼を埋て此五輪を立と案するに寬弘元年九月廿五日太政官符云右得同前奏狀偖寺家人跡遙隔雲霧難晴日景鎭寒納物易損仍本願大師山畔伊都郡家多村建政所舍庫藏等納置眞言法文衣鉢資具幷佛聖供修理料等雜物三綱小綱職掌倫丁等申下官符免除臨時雜役云云（金剛峯寺雜文出全文）是に依て觀れは大師創建の庫藏を修理し或は再建相續し來て此所にありしを承安に燒失するもの歟又瑞籬の內灰塚の傍に小五輪塔ありこの母公慈尊に隨從しける中橋元祖阿刀元忠薩髮して常香と云し人の塚也又靈廟の東に千人講千日講彌勒講施餓鬼講等の石碑あり

拜堂（南に向二間に五間半公慈尊の刷前にあり）

此堂承和二年眞然大德の草創承安三年に再建あり文明年間此地に移すとそ現存の堂宇は元和六年庚申秋の建立なりこれ供僧長日慈尊靈廟に奉供奉念の會場にて堂內に兩壇を立其中央は靈廟奉供法樂の所とす

彌勒菩薩尊影（御母公水鏡之眞影）

九品淨土曼荼羅

寶頭盧尊者

拜堂の北外陣にあり西に倚靈廟の方へ向けて安置す

所藏靈寶

承安元年の丙丁に多く烏有となり今に傳ふるもの三五許あり

彌勒菩薩尊影（御母公水鏡之眞影）

堂內の西奉念建壇の本尊なり秘重の故に厨子の內に安し奉る母公慈尊入寂の春にいたりかの無垢の橋下水中に浮ふ自ら

大師の眞筆尤大幅なり慶安三年寺務西南院賢雄執行代櫻池院應圓修裝し又文化五年學侶衆評に依て修補せり

五鈷鈴

五佛の種子を鏤めり

五鈷杵一口

飲食佛器二

其一器振れは則ち鳴母公慈尊の聖齒を其莖に藏むといふ已上四品大師入唐請來の具とそ

寶形式字印塔

母公慈尊の聖作とそ

護摩所

東西九間南北六間半南向慈尊靈廟の東にあり

本尊不動明王

智證大師の眞蹟なり木像の不動明王を其前に安置す古伽藍にも護摩堂有へきこと舊記に見ゆ此一宇は天文九年庚子九月慈尊靈廟上菩薩慶法事の集會所となり終に庵室と成り今に於て大衆法事あれは多くこの所に集會せり又官省部所司座（今俗細勤謂中）神通寺祭禮供奉の時先爰に集會し又彌勒講會の經會あり二月五日七月十日九月五日此等莊内の集會所也永正の頃寺の堂にな

すの旨中橋家記にみゆ此堂古伽藍の時にありての事にや詳かなりかたし此庵室の留守居の僧三長月及ひ十一月五日廿一日庄内の爲に護摩の祈禱あり守僧の料許多學侶よりたまひ庄中よりも定例の收納あり

東門外に下乘の標札あり

鐘樓堂一間半四方拜堂鐘の方にあり

此洪鐘銘なし古境地より移し來る古物なり元湖水より出と傳語すれとも詳かならす鐘樓の傍に溜堀あり丙丁の用水とす

寶篋印塔多寶塔の南にあり

當村河水永世無賃渡舟の本願武州本所威德寺百光律幢房の建立なり

多寶塔二間半四方慈廟未申の方にあり

本尊胎藏界大日如來古伽藍塔内の本尊を移し來るものなりとそ

八大祖師聖影（慶安三年櫻池院應圓遷梨自拜ひて啓開するものなり）

此寶塔は元古伽藍にありて弘仁年中大師の創造なり承安の度炎上の後田所某再建あり文明年中妙音禪尼此所に引て再建初重に至り其業卒らすして去百數十年の後寛永乙丑の歳

南院全秀已講淨財を投して上の重等造畢せり塔の傍に溜堀あり

水向地藏尊塔の北に小堂あり

大師堂四間四方塔の北の四に倚てあり

堂内四國八十八箇所の本尊を安置す寛保二年當國貴志庄尼寺村智貞尼創建とそ古來高祖の堂有へけれとも唯拜堂安置の御影のみ歟否分明ならす

飼利帝母祉面三尺八寸婆三尺二寸戊亥の角束に向て前に蟇表あり

古境内未申の角にありて大師の御勸請文明の度こゝに移して勸請すとそ元龜二年辛未再建あり其後靈廟屋上補理ことに此屋上も亦修補あり

西門右祉の南にあり外に下乘の標札を立

土塀凡南北五十間東四合して三十間厚さ下五尺三寸上三尺五寸

往古舍庫あるときの外の塀すなはちいまの伽藍外郭とすとそ土人傳へてこれをいふ然からは承安元年寶庫燒失以前いつれの歳築くものなりやをるへからす

阿閦梨境内四の塀外にあり

母公慈尊大師を慕ひ來り給ふ頃中橋元祖大師の孝志に代り此地に侍衛し終りを弔ひ奉りしより以來た世々廟前の奉仕

伽藍の奠供等怠らさりしか第九世光譽在俗の身潔からさることを恐れ其季子をして出家せしめ小庵を堀垣内に結ひ光譽代任として奉供慇懃ならしむ建永二年　後鳥羽上皇御幸の日阿闍梨の宣旨ありてより永く寺號となる貞享元年今の地に坊舍を曳移せり爾しより今も開基代任の舊蹤を踏んてかならす中橋家の子たる契約ありて住僧となり伽藍什具等其數を書して中橋家に納る古格ありとそ長日朝（修正牛玉加持御法樂に中橋氏必す出座あり）慈尊靈廟等の奉供奉念寒初元三の修正會牛玉加持皆阿闍梨の任なり又三長月中冬廿一日御影供には勝利寺護摩所留守僧出仕あり導師阿闍梨の任なり高野學侶より供料許多を賜ふ

慈氏寺の末三十二箇寺所々に散在す

案するに往古は慈氏寺坊舍少なからす金剛峯寺修行緣起にも下院等堂塔坊舍已有其數と云へり高野學侶當寺の供僧として此に依止し恒に法門源底の沙汰あり其法流を掛めるの輩末寺の濫觴となれりや例歳二月五日千人講と號し末寺の僧徒も拜堂に集會して法事を執行す（千人講の碑石今な元祿年中を經隔の東にあり）より中絕すとそ延享の頃より離末の端起るといへとも猶寛延二年　公儀へ捧たる冊子に末寺として三十二の在所寺號

具に載たり幾もなくみな離末して勧修寺の末寺に屬せり

第百八十町都率婆是より高野大塔まて百八十町の初程にて慈氏壇多寶塔の南境外を右へ寄れは往來の登路に出る所にあり古記に町率都婆の事を記して福井辻堂建始とあり又土人此所を二階堂といふ是蓋し辻堂の古跡ならん按するに高野八葉の嶺の中央伽藍の傍を塔婆の第一とするは佛菩薩の高位より降り至りて衆生を迎接し玉ふ次第なり終り百八十町の所を古記に建始とするは佛菩薩の衆生を引接し共に最上佛位の花臺に進み昇る標相にして向上向下の曼荼羅に宛然たる深意あるへし

神通寺壇

總門より入て數十歩正面百數十の石階を登り上の壇をいふ 境內東西三十九間半南北三十三間半其後背を神樂尾山といふ南北六十間東西三十間是三社の古境なり當時の地に接し神林となりて鬱茂す此尾を漸く上り一段高き處に正しく三社の舊跡あり今猶此地を堀れは往々古物出とそ此地に接して又南の方東西三十間南北四町の山地あり東を金剛項院の山とし半はより西を北室院の山とす延享三年北室の堯昌この社寄進せし事狀契にあり尋て金剛項院にも避進して神主吹木宮內に命し山林を監護せしむ

七社大明神

一宮丹生明神 正面一間裴六尺許北向なり二三四の殿樣并に此と同し

二宮高野明神 已上は本より大師の御勧請にて弘仁年中の比とそ然に御手印の圖には政所に於て兩社の名も見さるなり但文明中に古境より此に曳移すなり

三宮 三四の宮に就て祭神異說等は天野の條に詳にす

四宮 已上二社は文明に一二の遷座ましく時天野に准擬し新に勧請して四所を合祀す

三社宮 一宮の西に并ふ殿面二間裴六尺餘一棟にして三扉を構ふ天照大神八幡春日の三神にして往昔より神樂尾山に鎮座し給ひ官省符庄の氏神なり天文の比この地に移し四所明神を加へて七社と唱へ崇敬し奉るなり

十二王子小祠 三社の西にあり三尺五寸四方の宮造

百二十番神 四宮の東にあり二尺六寸許の祠なり此二小祠の勧請上に準す

已上七社及ひ末社とも瑞籬の圍み華表あり廿一年を期として葺替し落慶は學侶下向して曼荼羅供を修する永格なり

本地堂 四間四面草創詳かならす舊く慈氏壇の境內にあり慶安三年此所に曳て再建す七社より北に並て西向 本尊金胎大日如來 此は當堂再建の時高野山櫻池院壯圓梨遮丹捨せらる 每歲九月祭禮の前日高野山南院高室院遍照尊輪番導師となり衆僧を此堂に引率して本地供理趣三昧を執行し當日馬一頭を出す 土人は神馬と稱し或は流鏑馬と云乘人陣笠黄色の裝束白帛の袴を著し覆面被て的射の槩なし若爾らは更に弓矢を持しめは流鏑馬に擬すさへし行列の次第神輿の次に立と見ゆれは元は神馬なるを後人乘者を蛇足する歟三箇院は里人に課して輪番に只其料物を與るのみ子細を知すとなん是を神通寺三箇院と云大師の明神勧請の頃より三院此里にありと中橋家記にあれと詳かならす按するに承安初度慈尊院三昧僧房燒失の事承安四年十二月寺僧解狀に見ゆ又正應行事記に慈尊院三昧供僧六人大仁王會職衆請定に載する事あり中橋家記是等を流し傳へる歟

拜殿 二間に十三間七社の前にあり天正年中創建氏子修造社殿修理落慶法事等此殿に於てあり

御湯鼎 永正十二年丑三月作御湯を奉するとき拜殿の南西の方に居ゆ

舞臺 二間半四方拜殿西北の方南向天正年中建立

鐘樓堂 一間半四方拜殿の西少しく北に倚此梵鐘天正四年の作明和元年再鑄氏子修造なり

神輿堂 三間に二間是亦天正年中の建立氏子の修造なり神輿二乘あり

大黑堂 往古面四間裴二間半の堂是あり當時廢頽すとそ寛文二年天野慈尊院堂社舊記の册子に見ゆ今は二間半四方安永年中再建東向なり

御供所 東向安永年中建立

大華表 笠木四間幅二間半石壇の上にあり社前の小華表に對して大の字を加へ呼ぶ承應四年九月創建なり此に正一位勲八等丹生七社明神の額あり此位勲は別て丹生高野の二社にのみありて餘五社に關係せさる歟

神寶 太刀壹口は片山一文字是眞田幸村の奉納すとそ同國次太刀三振あり永正十二年五月粉河寺密嚴院總職の獻納するところ

祭禮

每歲九月晦日大神事あり此を官省符祭といふ 官省符の名義は前山要集に登詔集な引か如し當庄寄進の來歷等に至るまて寺領沿革の條に釋す 政所の近郷數十村を舊く官省符の庄と呼に由てなり蓋此庄の村名往古の文書一般ならす今時は是を上下に分てり 上の庄とは九度山大野名倉名古曾の四箇村を南北一組とす田原九重の二村また一組中村を上下に分て一組小田伏原吉原を一組とし神野々山田の兩邑を一組とせり下の庄は入郷慈尊院竹之尾大畑中飯降とを一組とし妙寺西飯降廣野組野の四所を一組市厩丁之町栢木を組とし大畝柏木西大谷佐野嶋峨谷中村の組々これなり 此祭祀を天野宮信日記錄の笠岩屋日疏上人感得傳に載て云く諸神集會の席にて高野明神每度御遲參なれは天照大神其由御問答ありて後天照太神ノタマワク高野明神ノ言事一々以道理至極自今以後有御隙可有出仕無御隙出仕御無用ナルヘシ諸神皆々可用捨者也言丹生明神天照大神ノ御妹御座云 中略 右御言ヨッテ丹生高野兩大明神笠岩屋雲州大社御出仕無之云云然間日本大神諸神高野明神御暇乞成出雲大社御出仕有之也云云慈尊院九月晦日御祭此御暇乞也云云とあり日藏延喜中の人なり然あれは此ころより始行せしとなん頗る古雅の事なり今時は御暇乞祭の名目を呼ふ人更になし

祭禮の前日行事あり 月の大小により廿八九を日取す まつ早朝神子丹後同和泉神前に出仕中橋は兩神生の宅に過り荒神を祭壇上に出仕し御湯の作法あり庄吏の長を首めとし庄中一同是を奉す社頭及ひ兩壇の堂舍悉く餞餅其他亦庄中調進の物皆定例あり日昃傾に及ひ神通寺三箇院の衆僧御本地堂法事を行す中橋氏より警固者三十人三箇村に命す 又祭日御旅所より還御神輿の所を慈氏寺の壇西の芝に設け竪よふは柴竹を十文字にし高く二箇所に立具前に幅一間に三間の盛物棚を構へその支度は護摩所に於て是を料理し當日曉天より山海生熟の品物百八杯高卑八膳に居て獻備す是庄中十九組より年々輪番にて調進其料米八石なり 當日の儀相は兩神主神前に出仕中橋及ひ阿闍梨所司座は 往古政所に於て寺領の政務をなす時より官省符の庄內にて魁たる門地あり謂ゆる守安目代

田村竹田海掘垂乾岩倉吉田四山前田木下本田下村久保の氏族なり開拓の修造祭祀のことを左中に預れる務は此篇の古老兩人首座となつて指揮す是を狀本と云享保年中改めありて狀本の所作大圧屋に預りなどとも其證家の規模今にありて所司座の氏族彌勒物醴中と稱して神輿の供奉をなす　護摩所に集會し神前より神輿出御の案内を待ぬ既に當午に及ひ各村の士女群參せる比所司座阿闍梨中橋氏陳列して社前に厲行す爰に阿闍梨神幣を加持す　御幣十二本長壹丈二尺また添幣として榊に絹米三合三勺を紙包にし各枝に附これを幣フグリといふ又圖權神酒等を結垂て社頭に排列す　次に神主祝を言し神體移しの儀あり　又神子の奏樂閑つて渡御列次あり

神輿臺兩對　太皷一神樂獅子　警蹕盛田　御幣井榊明神　燈爐壹對　警固兩朋輩　彦面　御幣井榊分　散米箱幣帛　神主一宮次田樂法師有之今止　阿闍梨テツレン持　中橋氏井上之庄所司座陪列　御劔一　三四之宮一神輿高張一對　警固二隊次　神主二榊御劔井梅楮太刀對立　禰宜太神宮及八幡御鉾井御劔　禰宜卷日十二王子及神子丹後和泉　二神輿惟上可知一神馬一　御幣上下二庄所獻者

如是行列して終に川邊の御旅所に著御し賜ふ於是神主阿闍梨各自に祝言或條供の作法あり又中橋所司等の神拜其序を得て後神輿還幸して大門に向へは四庄官より競馬三騎を出し飛走三連す又慈氏寺盛物棚にて神輿に祝言呪供神樂の儀式特に長柄加への銚子にて神酒拜嘗の古禮等あり悉く狀陳しかたし　幣帛盛物類は中橋家阿闍梨兩神主四庄官及ひ狀本又は田原狭間井に神子に配分し山上の三院へも神主より來送す

雑科

慈氏寺に末寺三十二箇ありて所々に散在す案するに往古は慈氏寺坊舍少なからす金剛峯寺修行繰起にも下院等塔坊舍已有其數と云へり高野學侶當寺の供僧として此に依止し恒に法門源底の沙汰あり其法流を掛めるの輩末寺の濫觴となれりや例歳二月五日千人講と號し末寺の僧徒も拜堂に集會して法事を修行す　千人講の碑石今なを鐘樓の東にあり　元祿年中より中絕すとそ延享の頃より離末の端起るといへとも猶寛延二年公儀へ捧たる冊子に末寺として三十二の在所寺號具に載たり幾もなくみな離末して勸修寺の末寺に屬せり

高二十石五斗

七社及ひ慈尊月次御供料等學侶方より是を附す此内別當中橋阿闍梨護摩所勝利寺神職等分配あり

同二十一石　神通寺三箇院料

現米十三石餘　庄中より年々阿闍梨護摩所雜用等收納

同五石　慈尊御廟廿一ケ年修造の期限供養法事莊嚴料庄中より寄進

兩壇修造

慈氏寺の境内大師堂別當家の修理護摩所庄中の修理其餘堂

塔等皆以て御修理方より是を作し人夫に於ては庄中より辨せり

神通寺の境内三社を四社に合し七社とせしより社頭は御修理と庄中と等分に費用を辨へしか元和七年庄中と約定の事あり以後は總して瑞離の内雜費三分にして其二を御修理より辨し其一を庄中より人夫は悉く庄中より辨すとそ其他御本地堂大華表は御修理の作事是も亦人夫は庄中より辨し神輿幷に堂宇拜殿舞臺鎖樓堂等悉く皆庄中の修造なり社頭上葺廿一年を期とし供養の法事學侶衆僧理趣中曲三昧執行あり　檢校補任に享祿三年九年十六日神通寺上棟同御遷宮同奥茶羅供養廿六口導師執行代釋迦文院勤之とあり今時も上下遷宮及ひ法事導師は執行代職衆は老分中北室院金剛頂院都て廿四日但し古くは大愛荼羅供執行のことも記錄に見ゆ

一之宮神職　坂上　左内　樂勤　四之宮神職　左内　樂勤

二之宮神職　吹本　宮内　樂勤　三之宮神職　宮内　樂勤

天照春日南社　元田原六郎右衛門の職た所今は左内樂勤となる

八幡之神職　宮内占　古く慈尊院村林助家役　百廿番神社役　古く慈尊院村越左衛門兩人　慈尊院村常右衛門兩株を御供所役古代傳六家役たりしか當家役預り一株は代人を出とそ

田樂師二人　當時闕如

別當職中橋氏

慈尊院政所別當中橋勘之丞又は嘉兵衛といふ此兩名古く一代替りに俗稱とし來れり慈氏寺より去ること二町餘乾の方に居所を構へり其門地及ひ山林等數箇所貢物を免除し亦高許多石學侶方より賜ふ元祖阿刀元忠　從五位下阿刀太夫の次男大師の從弟なり　弘仁七年高野開闢の頃讃州を辭し來て大師に從ひ西院谷に草庵を結んて居れり承和元年大師の孝志に代り佐伯家の刀を賜ふことを辱ふして母公慈尊に從ひ今の家地に移住し政所の別當に任して山領の政事を作しむ翌年二月五日母公滅を唱へ同年三月廿一日大師入定し給ふ元忠悲歎の餘り剃髪して法名を常香と稱し四十四年母公慈尊の聖廟に奉仕し如在の冥供怠たらす元慶二年戊戌二月五日九十三歳にして物故すとそ二代元継　元忠の嫡子　薙髪の後寂光と云靚賢僧正延喜廿一年十月　帝の宣旨を奉して大師號檜皮色の御衣を捧くるの時盛窟に陪從すとそ家譜に見ゆ四代永譽阿刀氏を中橋と改む　三代元義の嫡元継の孫なり　見聞秘錄に云長和五年春三月祈親上人登山先寄宿一井上網永譽許企登山家譜の意此時永譽上網上人を導ひき山に登りて荒廢を興すの志願を助と云り院跡考云今來峯西山端大門南脇道側有上網屋敷政所住永譽上網止宿之蹤也　此人者持經上人祈親上人被前導中橋先代雖娶して上網と稱す按するに上網其名は寺官の上座寺主都維那の三綱の中の上座

に相當する乎大師高雄山寺擇任三綱之書曰如護爲寺監之座首遍覺則慈恩之上綱遍覺即玄弉三藏也慈恩傳曰沙門玄弉啓狀奉令旨以玄弉爲慈恩寺上座東寺定供僧二十四供殊祀日二十一口修學練行者也三口即三綱造次雜預者也是亦皆用淨行之人勿用員外人有犯之僧仍有工巧意操風流可用修理造作莊嚴佛事者不求淨不淨縱於非入寺之外縱權三綱俱之不得猥雜他家絲僧等是則非如撰高雄三綱之實選等大德今如云中橋先祖上綱似東寺三綱而有殊　長曆三年己卯三月精臘母公慈尊の聖廟に獻せしかは其夜永譽靈夢を感して謂く我に精膳を供せんよりは寧ろ我子に供せよと此靈夢を以て明算師に語り遂に同年三月廿一日盛膳を山上の御影堂に獻備す是を權輿として五百七十餘年當家より調進あり元和年中より總預（青巖寺役人）其料ありて調進すと云へとも今に於て當家主人前日より總預の坊に入て獻味を看し當日伽藍におひて盛膳を鑑護し傳供の事に預れり其他代々の勳功等家譜に委し其盛なるに至ては家祿數百石を食む天正の比三十石を領すといへとも廿四代弘高大坂役に坐せられてこれを削るしかるに籠城中戰功のきこへあり越前少將侯松平下總侯戸田左門侯安藤右京侯使者を以て召出さると云へとも是を辭す又皆川山城守殿より門主無量壽院へ數度懇命あり遂に皆川家に仕へて武城へ出祿四百石を賜はる寛永三年將軍家御上洛のとき侯に扈從し上京す其とき本國の親類大師已來相續の家脈今既に嗣子無して絕んとするを歎くこと切なり爰におゐて暇を乞ひ皆川家より菊一文字則宗の太刀を拜領して歸鄕す此太刀今に家寶とし傳ふかく盛衰時ありといへとも元祖以來當代弘道に至るまて三十世血統相續し來り千歲に過家格猶餘の地士舊家の及ふ所にあらす天野總神主と當家は高野山に於て侍遇尤異なり蓋し大師の餘光ならむ

阿彌陀堂（二間半四方中橋家地の内にありて東向に建てり）本尊木像大師の型作母公慈尊在世持念の尊なりとそ多聞持國の二天を脇士とせり（三尊共明和三年南院敎第修補す）承和年間の草創妙音尼公の再建天明年中烈風の爲に破壞し數年慈氏寺の大師堂に遷座なさしめ奉り文政十一年今の堂を建たり

三十番神石小祠

中橋支配地にあり勸請年月しれす寛文九年金剛頂院榮範再建す

辨財天小祠

中橋氏家地を去こと四町巳午の方同家所領の山林塔之尾と云所にあり八臂立像大師の御勸請とそ

佐陪神

石を以神體とす同家を去こと三十間巳午の方是亦所領の地にあり二尺二寸四方の祠なり

四所庄官

高坊氏　田所氏　岡氏　龜岡氏此四家は大師の親戚阿刀位伯兩氏の苗裔にして（三家は佐伯田所は阿刀姓とそ）當山草創の後大師の德を欣慕し讃州より來慈氏寺境内の堺外に住居し寺領の貢物諸庄の雜事を管領すとそ後天文九年の洪水に其家地流失し他鄕に移り丹生鄕（岡氏）中飯降（田所）名倉（龜岡）の三村に住し今に於ても神通寺の祭禮に騎馬三騎を出し又高野山正御影供舍利會御國忌　御代々の御法事にも束帶冠冕して前導の行事あり各古く數十石の家祿ありと云へとも大坂籠城に與する過ありて是を沒却し年々學侶方より現米許多を賜ふ岡の一家は同心せされは舊知のことく高二十四石五斗を領す（山史云寺六箇古記云高坊沒四十八石高下行米八石田所落三十六石高下行六石龜岡減二十四石下行四石岡二位者不籠城故如前知賜二十四石云云）西塔御寄附卷應永六年の西塔養諸莊莊官引馬支配と標し又政所と標し（今の總持院なり）總執行鞍馬一疋田所鞍馬一疋河南執行裸馬一疋河北執行裸馬一疋所司六人裸馬一疋云云又名手安樂川等の諸莊に皆公文下司摠追捕使刀禰所或は田所目代圖師職仕を標して其下に各馬一疋或は裸馬二疋と云不具雜々に（年號闕）正月十一日年預阿闍梨秀存の書あり改年吉賀山上靜謐山下豐饒五穀成就之由於莊下可被相觸候仍執達如件（高坊殿）摠執行正上座御房（田所殿）田所執行上座御房（龜岡殿）河北執行上座御房（岡殿）河南執行上座御房と充名あり（官省符支配帳に此等執行に供料配當の事多く見ゆ嘉元三年龜山殿參詣日記に政所總執行を載て總執行者四所莊官之内と注せり是高坊なるへし今も安樂川の莊には奧四郎右衛門は公文の家平野段右衛門は下司の家津田鉛助等の數家は所司の株沙汰頭等家脈相續して名の年寄と稱し殊に土人崇敬すとそ猶諸莊に亘て是等の家脈あるへし）

勝利寺幷諸舊區

社壇の西に隣て高處に寺門廣開せり是また萬年山と稱し世尊院を別號とせり學侶方より高三石を給ふ（寺地は方凡三十四五間なり山林四箇所竹藪二箇所田地十三所共に夫役往古より免除すとそ）

本堂（東向四間四方甍石崇寂本當院寺記云古堂梁碑文大師以前建立年代也）

本尊十一面觀世音菩薩（御長三尺三寸蓮臺七寸五歩後光四尺五寸）大師の親刻聖母持念の尊なりとそ又傳に高祖四十二歲除厄の爲に制作し給ふか故に人（二十五歲四十二歲婦人は殊に三十三歲を厄年とす此等の祈誓尤も感應多しと云り若然は元厄除御祈の本尊にして而も聖母持念し給ふ）尊なるへし兩脇に同尊同寸尺の木像あり文永年中州の名士湯淺權頭癩疾に犯さると甚し當寺に來て三七日を期て精祈す一夜靈告あり忽に惡疾平愈し身心輕利安適なり乃ち燈を挑て本尊を拜瞻するに惡瘡を發し給へり其大悲深重にして實に我病苦に代り給ふを恐れ新に本尊の等身二軀を刻し是

に悪疾を移し奉んと拜念し安置すとそ猶當本尊緣起等雲石堂寂本安井門主法務大僧正道恕南山寺務大和尚祖遍の記に委しく及ひ觀音冥應集に靈驗新なることを云へり（祖年正七八三ケ月十七日國中人民袖を連て諸拜參し

聖天尊　厨子堂在内陳　長四寸

舍利塔　高三尺二寸柴籬　一尺三分

護摩堂　三間四方　東向

本尊地藏尊　御長三尺蓮臺七寸　行基菩薩作

此尊像大師以前りよあり靈驗多き中殊に易産の祈り感應掲焉なる故俗に子易地藏と稱すとそ（雲石堂記に見）左に不動明王右に毘沙門天を脇士とせり

地藏尊　内陳にあり御長六寸五分古佛作者不知

十一面觀音　御長三尺一寸蓮座八寸五分

不動明王　御長一尺三寸　岩座三寸三分　二脇七寸各九寸五分

藥師如來　（法二寸七分座像蓮臺二寸七分）

浴像釋迦金佛　御長五寸八分

虛空藏菩薩　御長三寸蓮臺四寸八分座像

孔雀明王　孔雀蓮臺共四寸八分　任敕勘宣持念佛

阿彌陀如來　一尺三寸蓮臺九寸慕心僧都作眞田幸村念持佛

千手觀音　御長一尺三寸　蓮臺九寸

已上八佛二脇士左脇壇に安置

金剛界大日尊　一尺八寸蓮臺一尺七寸　慶俊作古塔本尊

愛染明王　御長四寸三分　蓮座四寸五分

辨財天　御長一尺一寸岩座八寸依清盛公夢應俊乘坊の作

毘沙門天　御長岩座共八寸五分　運慶作○已上左右に排列

已上四尊右脇壇に安置

廊下　長十間幅　一間半

大師堂　二間半四方　北向

弘法大師　御長二尺三寸

阿彌陀如來　御長二尺八寸蓮臺七寸六分　當寺古本尊行基作

阿彌陀如來　御長一尺七寸蓮臺　阿彌陀如來　御長一尺二寸古佛

粟島明神祠　稻荷明神　愛岩權現

三神合殿にて　二間に一間半北向　此粟島明神は少彦名命淡島に至り粟の莖に縁彈ひて常世の郷に至故に粟島と名くとなん大己貴神此神と力を戮せ蒼生畜產をなし療病の方を定又鳥獸昆蟲の災を攘はんか爲禁厭の法を定め給ふ百姓恩顧を蒙り奉る靈功夥しき神なりとそ又異邦にては神農藥師佛と異ならさる謂ひありと聞ゆ（具には雲石堂の記に見へたり或人の獻に藥をはすくなき產なのなめ初て大和の外の人もまるらん

子日權現　小社　北向

疱瘡神　小神　北向

塔古跡　三間四方今は本尊護摩堂に安す

參籠所　四間に二間北向　今は頽殿せり

大門　四間に二間　東向　制札

二王尊御長各八尺先住義英代延享元年甲子秋江州蒲生郡馬淵村之人奥野宿三郎當寺本尊の威力を蒙り難治の病を除愈す又州の在田村の產當時妙寺村に住し本尊を信仰す是等の意を傾け浄財を喜捨し義英の意願を助け高野山奥院靈木を請ふて造す件の靈木は明遍杉の枯たるにて大さ七圍半ありしと祖遍記に委悉なり

鐘樓　二間に一間半　坊舍　南向九間に四間

玄關　二間に一間　土藏　四向五間に二間

長屋　東向下門を築七間に一間半

御幸門　南向東四二間

後白河院高野登御の時當院に宿御したまふ線なりとていまにいたるまて帝皇仙院等玉髮奉納御内使等御寄宿この門より入たまふ文政年中　桃園院玉髮奉納の御とき學侶年預より修復ありとそ

所藏靈品

西方極樂變荼羅　（寫心僧都筆異幾共長七尺二寸幅四尺五寸絹地）

四辟不動明王　（十二天の像を具す弘法大師御筆異共共長六尺五寸幅三尺三寸）

千栗呾鏡　（祖遍記に委悉なり）

雲石堂記云當所廢寺古像多在此寺先代若有望人則付之今存者佛舍利藥師阿彌陀不動毘沙門等也其他帳像不可擧記今拔に當村田地の字堂之段あり（東四五十間南北三十五間）又西の方に（三十間四方の地字な宮の橋の南の方（東四十間南北廿五間）是皆往古の寺跡なりと古老傳へ云り又中橋氏の西に庵地と云又其西に庵屋敷と云地名あり此所には近年まて寶篋印塔ありしを山手へ移すとそ猶ゆる勝利寺餘慶の尊像は右廢寺の本尊なるへし

阿彌陀寺

慈氏寺西の方少しく北に倚凡三町東に向兎葺の坊舍七間に五間境地無高東西十七間南北八間なり

本尊阿彌陀如來立像

中興隆榮備前岡山之產慶長年中再建村中摠檜那寺也

飯炊大明神

神體木像本地十一面觀音祉殿二尺五寸四方柏皮葺阿彌陀寺の北にあり祉地東西六間南北十八間餘鎭座年月知れす村中

氏神也

子守大明神

宇西島にあり社殿横一尺五寸奥行二尺境内八間四方無高地なり鎮座年號詳ならす

稲荷大明神

右同所にあり社殿四尺四方境内東西十間南北十二間

金毘羅大權現　愛宕（宕カ）大權現

北向此小社近年椋塚山に建立すこの山天正九年信長公高野を責んとして似城を設けらる跡なりとそ

抑大師高野開闢の始め途を此地より天野の邊りを歴て登り給ふか故に大師殊に運歩の道俗の爲に滅罪生善の巧方便の深意を同らし町卒都婆の御建立ありて登山の本道とし給ひしより王公縉紳等高家の登臨この地より躋攀し給ふこと今に其規格あり又信心の道俗等猶此道より登れるもの少からす是に於て紀の川無錢の渡し舟あり 北庵主慈氏寺擅の所に關ゆ 日本名勝詩選合離の詩に云

勝雨山陰含竹林隔木川待舟移晷久歳路望晴前旅客齊臨岸

津翁不給錢莫言徒至午姑此撿詩篇 勝雨山在南方山崎村於此絕頂有井水以一間許平石覆之此上以石牌小堂形勸請大日韓里人祈甘雨者無其應則環其堂取石覆必列風雨降云

櫃蒔石 勝利寺より二十許町にあり俗に大師櫃をよさし處と云て觸穢せす

雨壺山 かやまきより四五町許にして山上に登る

早苗降大明神 慈尊院表門より五町許辰の方入郷村に屬す土俗の傳に昔は官省符祭の神輿當社へ臨御ありしと天文年中中橋家記に六月晦日早苗拔の神事に庄中より其米物を出せしといふ

紀伊續風土記高野山之部

卷之廿三

開山傳譜之一

日本最初眞言の高祖贈大僧正法印大和尙位諡號は弘法大師法の諱は空海灌頂號は遍照金剛と稱し奉る 廣傳高僧傳聚文抄 幼名は眞魚 十號の第一行化記所引の大同三年官符に戸口同姓眞魚と云的證なり 俗姓は佐伯氏直母は阿刀氏 系圖別記 讃岐の國多度の郡 遺告幷に諸傳記綾後紀 屏風浦の人なり 修行緣起行化記廣傳高僧傳及文行狀略等は屏風浦と指す大同三年の官符多度郡方田鄕と云これは鄕名にして屏風浦は小名なるか 雙脟指歸に玉藻所歸之岐(讃岐)豫樟蔽日之浦(多度)と大師の自注あり古記に屏風浦に大楠樹あり枝葉扶疎すと 人王四十九代光仁天皇の御宇寶龜五年甲寅の歲六月十五日御誕生あり 御誕生寶龜五年とするは諸史諸傳記一同の說六月十五日の說は神皇正統紀眞俗雜記貫首鈔快全遺告口傳壇義鈔東寺王代記東寺執行系圖等なり或記に五年甲寅誕生辛酉日と云壇義鈔は十五日を辛酉に當考に是年六月十五日は壬午にして六月に辛酉なし 時に多くの靈瑞異相あり 廣傳高僧要文貞觀寺記 或は合掌してそ生しけると 心覺記匡房讃又名僧游方記に種々異狀を舉たれと的證としかたし 初め懷胎の夕父母夢に天竺の僧飛來りて懷の中に入と見て 遺告幷に諸傳記神皇正統紀 十二月を經て出胎あるなり 現記御修行狀圖給釋書要集後國の撰名匠略傳 殊に聰明岐嶷にしてよく人事を識知し給ひき 廣傳要文抄 或は二歲頃より其呱々の聲自然と陀羅尼讀誦する如く聞へしとかや 或秘記に聖賢弟子空詠惡人云二歲ノ時大佛頂ヲ讀ミ三歲ノ時隨求陀羅尼ヲ誦スト 五六歲の間夢に常に八葉の蓮花の中に座して諸佛と共に物語すと見給ふ然とも父母にたも語り給はす況や他人をや父母ひとへに尊翫鍾愛し字して貴物と號す 遺告幷に諸傳 六七歲の程に讃岐國の嶮阻に登り十方三寶を誓ひ給ほとに我若行末に佛法を弘め衆生を導くへきならは諸佛哀むて命を護らしめ給へその義成就すましくは我命を捨て死なんと峯より谷へ御身を投給ふこと三度なりいまた地に至らさるに天人とおほしき人あま降り受と〻め給へは聊も恙あることなし半偈に身を拋し童子の志には猶すくれ火聚に入し善財の苦にも超へたる事とこそ覺へ侍る彼峯を捨身の嶽とて今に人拜とかや 行狀圖給 又爰に觀念練行し給ふ時孤峯の上片雲の中釋迦如來形を現し影向し給ひき大師歡喜の餘りその御姿を寫し留めおはしけり夫より此山を我拜師山と名け又は涌出の嶽ともいふ 南山秘記隨義鈔行狀圖給等又流漲記に御行道所世說世坂共路嶮岨此行道路于今草不生稱淨寂莫五岳中岳我拜師山之西之峒也と御廣傳に讃岐國延善通曼荼羅寺北佳練行尤聖亦多彼寺山有靈崖土俗傳云大師埋七寶納三會也後世號曰靈崖其地有經行之迹草木無生滋端有一石欲墜不墜號念願石と云云 童遊の間異相多端なる中八九歲の頃間民苦使讃岐國へ下りけるに大師家邊を遊行し童子に交て戯給へるを見るに四天王蓋を執て隨從し奉るを見て驚き馬より下りて禮拜し父母の家に尋往て語るには此兒は凡人に非す權化の人ならんよくそたて給へと告しよりこれを聞く隣里の人

神璽とぞ申ける行化記傳高僧傳褒文御傳略頌抄には八九歳の時の事と云ひ眞濟の記行狀略記には五六歳ののちといふ

御年始て十二の時父母の物語には我子には昔の佛弟子なるへし夢に天竺の聖人僧來て我か懐中に入と見て妊胎産生せり然は今また此子をは佛弟子となさむと幼稚の耳に聞て深く喜悦の御意ありかりそめにも荼雜竹馬の戯れなく常に泥土を以て佛像を作り宅邊に堂を造りて安置し朝暮奉禮し行道のまねをしたまひき遺告井に行化記集記御傳行狀略記褒集眞言傳釋書等

爰に外戚の舅祖五位下伊豫の親王の學士阿刀の宿禰大足の大夫雙親に語るには縦ひ佛弟子となさんとも先大學に出て文書を習しめて身を立んにはしかしと彼教言に任せて俗典の少書論語孝經及ひ史傳等をうけ文翰を學ひ給ひき廣傳高僧傳褒文鈔釋書聖集等は十二歳の時と云

集記修行緣起眞言錄三國傳記行狀圖繪は十五歳已前の事とす行化記行狀略記は十四歳の下に係たり本より遺文の語勢十二歳に限るとも見へされはかく諸記區別せるか然に御年十五に及ひ舅氏に隨ひ讃岐より京洛へのぼり初て岩淵の賀僧正三論の明匠勤操和尚に逢奉て大虚空藏菩薩能滿所願等の法を受て常に是を心に入て念持し給ふ

遺告行化記傳高僧傳褒文長者次第集記水鏡東寺王代記御傳眞言傳眞濟記略頌抄久米寺流記大鏡裏書仁壽鏡遺告鈔皆同じ十五入京のことは如是譜說同し求聞持法を受たまふには行化記長者次第廣傳集記眞言錄の一說は入京の初とし修行緣起行狀略記は十八歳までの事とするか貞觀寺記續日本後紀扶桑略記眞言傳遺告鈔は十八歳已後とす此みな遺告三教指歸に共說前後に見へたり○續後紀眞濟記貞觀寺記證誠緣起とは三教指歸の前半志學就外氏等の文に據て十五にして初て外戚に就くと云上の遺文と相違さり遺告釋疑に十五已前讀就外學文書十五年又入京出大學故指歸約終遺告歟歟と其後

二九の歳大學に遊聽し槐市にましはり雪螢のつとめ怠りなく縄錐のかまへ心を盡し直講味酒の淨成に從ひ毛詩左傳尚書をよみ兼て左氏春秋を岡田博士に問て耳目の經ところいまた嘗て窮めすと云ことなし經史を博覽すれとも專ら佛經を好むて恒に思ひき我が所習の外書上古の俗教は古人の糟粕なり浮生の間眼前尚すへて利鈍無し剋や一期背世の後何の益かこれあらむ眞の福田を仰んにはしかす茲に因て三教指歸三卷を作て近士と成る號して無空と稱す遺告井に行化記深賢記修行緣起行狀略集記高僧傳褒文廣傳扶桑略記眞言傳尺雲遺誡抄も意同なり續後略貞觀寺記御傳證誠雜記は并に二九の歳槐市に游の歳眞濟記眞言錄の一說行狀紀記修行緣起略頌は或は傳三教指歸は信宿の間に撰する所なりと十五入學の義なり續後記續集國史廣傳高僧傳褒文

さて其後槐市を遁出て山林を經行し名山絕巘の隈幽谷孤岸の奥超然として獨往し淹留苦練し專に聞持の法を念し給ふ經に若人法に依て此眞言一百萬遍を誦るに一切教法の文義暗記することを得と爰に大聖の誠言を信して飛燄に望み或は阿波の國大瀧の嶽に躋攀り虚空藏の法を修行し給ふに大劒眼前にとひ來りて菩薩の靈應を標す

遺告三教指歸及ひ眞濟記貞觀寺記大瀧寺緣起行化記深賢記行狀略修行緣起扶桑記廣傳高僧傳褒文鈔褒集眞言錄眞言傳證誠雜記續後紀に見へたり或は土佐の室生門の崎に遊ひ求聞持法を勤念觀修するに谷響を惜す明星來影して口中に入虚空藏の光明照し來つて佛法

の無二を現し相應の勝驗を彰せり遺告指歸或人の云明星來影の時その星光傍の岩石に遷り留り暗夜に臨み今に輝光を放つと集記廣傳行狀褒集遺誡鈔

彼室生の崎は南海に臨んで邊際なく補陀洛を指て僊とし鐵圍山を引て限とす此海岸の邊に於て持念修行の間夜に臨て頻に海中より毒龍幷に異類出現し妨をなせり彼を降伏せんか爲に啼唾を吐散せしにその呪啼磯邊の石に付留りて衆皇の暉の如く赫奕たり此輝光を見て異類悉く怖畏を成し隱沒して出現せす今に及んで暗夜に臨みて磯濱の石暉曜ありと云集記眞言傳師傳眞言錄褒集行狀圖繪遺誡鈔

又室戸のさきより東西を去ること三十町許にして雙の崎同く勝地たるにより一伽藍を建立せられ金剛定寺と號す爰に魔縁競ひ發して種々の妨難を致せとも遂に同國波多の郡足摺の崎に追籠られけり御記傳褒記行化記行傳狀圖繪遺誡鈔

此處常に天狗來りて住僧を惱し佛法を障ふ大師この處にゐて彼天狗と御問答あり即天狗を降伏しての給はく我この處に在ん程彼處へ臨むへからすとて末代の爲に大師我形代を造て大なる楠木の洞に置給へり天狗それをたかへすして彼處へ影を指さりき遺告の頭書鈔行狀圖繪御傳廣傳誠に室戸の崎は南海遥に見渡して青巖かたはらに聳て松をはらふ浪の風は旅人の夢をやふり岩にくたくるあら磯浪は妄心をすゝき

村煙遠くへたてゝ雲水渺々たり三千界も眼前につきぬへし空閑家靜は如來のをしへ靈木靈水は相應の地形なりとてこゝにとゝまり庵りなと結ひてすみ給ひおりに觸てものも哀なりけれは我國の風として三十一字をやかておもひつゝけ給けり

法性のむろとゝきけと我すめは
有爲のなみ風たゝぬ日そなき

行狀圖繪遠近鈔新勅撰集又修行の次播磨の國路邊の陰庵に宿し給けるに老嫗ありけるか鐵鉢に飯を盛て由緒を陳て云爰もと是行基菩薩の弟子にてありし僧のいまた出家せさりし時の妻ふり彼僧の遺言に曰其年の其日菩薩來て汝か宅に宿るへしと云云指を屈て日を計るに既に今日に當れり殊に感する所ありて此鉢を献し奉ると云云遺告佐山弟子本并諸弟子本に見ゆ眞然本廿五條には此事を載せす或傳に云其家に往給ふ時家女大師を請入せんか爲に肘を交て入の字をなせり和尚彼が爲に天地合の三字を柱に書付給ふ其後文字深く染て削ともうせすこれを洗ひて飲ものは時行疫病悉く除差する事を得と修行緣起深賢記眞言傳褒集行狀圖繪御傳廣傳大師件の鉢を傳給て高野山にそ納め給へる今の御影堂にあり此鉢は釋尊最後の供養に純陀かさゝけゐる鉢なりとそ申傳たり行狀圖繪其後伊

豆の國桂谷山寺に往て虚空に向て大般若の魔事品を書し給ふに虚空の中に六書八體文々點畫筆に隨つて顯現して亂るゝことなし 遺告諸弟子等三本に見ゆ廿五條本には此を載せず走湯山縁起第五の說は向虚空以右頭指書寫大般若魔事品法涌菩薩品其文字金色と云云 或云此よりして大師筆翰に妙を得給へりと 元亨釋書 此寺もとより魔縁おほき所にていかにも障難ありしかとも其後は天魔永く退散し佛法ひろまりにけり 行狀圖繪 纂鈔十六 延曆十二年癸酉御とし二十歲にして石淵の贈僧正勤操を送り大師を相率し和泉國槇尾山寺に發向し此におゐて鬚髮を剃除し給けり沙彌十戒七十二の威儀を授かり名を教海と號し其後自ら改めて如空と稱し給けり 遺告住山弟子本幷諸弟子本行化記深賢記御傳略頌抄行狀略記廣傳高僧傳要文修行記眞言錄釋書扶桑略記眞濟記長者次第東寺王代記宗要證眞官傳要集久米流記大瀧寺緣起仁齋僧綱補任名匠略傳行狀圖繪は二十歲出家と定む要集に諸傳所載御出家年紀雖有異說多用廿歲之說と然るに集記に有書日延曆十一年壬申年十九受大師（中略）剃除鬚髮と又御傳要書一說に又十九トモ申相違可尋と云據後紀第四に年二十一得度とあり大鏡裏書延曆十四年四月九日出家年廿二と其他遺告釋疑抄の一說密栞記も此に同貞觀寺記扶桑略記の一說朝野群載十六說誡雜記は廿五歲の御出家と云 延曆十四年乙亥四月九日御歲二十二にして東大寺戒壇院におゐて具足戒を受給ひ法諱を空海とそ申ける戒牒文に曰

元興寺　大德泰信律師　奉請爲和上
西大寺　大德勝傳律師　奉請爲尊證
東大寺　大德安寬律師　奉請爲尊證
東大寺　大德眞良律師　奉請爲尊證
東大寺　大德安豎律師　奉請爲羯磨
興福寺　大德信命律師　奉請爲尊證
東大寺　大德藥上律師　奉請爲尊證
招提寺　大德豐安律師　奉請爲教授
招提寺　大德安琳律師　奉請爲尊證
興福寺　大德鑒忠律師　奉請爲尊證
西大寺　大德平福律師　奉請爲尊證

竊以三學殊途必會通於漏盡五栞（乘カ）廣運資戒足以爲先是以表無表戒務衆行之津梁願無願心祈七支之勝躅但空海多幸得遊法門請禁未登夙夜翹悚今期延曆十四年四月九日於東大寺戒壇院受具足戒伏願大德慈悲裁濟小識謹和南疏

延曆十四年四月九日沙彌空海疏
和上傳燈大法師泰信
別當威儀師修行法師光厚

戒牒文は御傳大師行化記深賢記行狀略記行狀要集法則集第二眞官錄に引擧す然に諸本寫誤おほし又御受戒の年月異說あれとも行化記集記御傳修行緣起長者次第眞官傳略頌抄行狀略記東寺王代記扶桑略記尺書名匠略傳仁壽僧綱補任東大寺別當次第高僧傳要文廣傳行狀圖繪等に廿二歲の御時延曆十四年四月九日と定む諡號雜說に延曆廿三年とし三十一と云貞觀寺主說日本名僧傳扶桑略記の後說幷に同し 爾しより以來學業修練して曾て懈倦あることなし 御廣傳 高僧傳要文抄 是より先にも勤操僧正

に師事して法相三論を稟け給ひ 本朝神仙傳等 或は俱舍律宗を護命に習と云ふ 要集遺告頭書に所引の或記 華嚴天台習學また畢れり 寛弘三年仁海僧正解狀 此時佛前にして誓願を發して曰我佛法に從ひて常に要を求尋するに三栞（乘カ）五栞（衆カ）十二部經心神に疑ありいまた以て決定せす唯願は十方三世の諸佛我に不二を示し給へと一心に祈請し給に夢中に人あり告曰此に經います大毘盧舍那經と名く是汝か要むる處なり卽隨喜して件の經王を尋得るに大日本國高市の郡久米の道場の東塔の下にありこゝに於て一部緘を解て普覽するに衆情滯りあり憚問に所なし更に發心し給けり 廿五條及び諸弟子の本全同住山弟子眞然の兩本は文略 或傳に大師久米の道場に參籠し懇に祈請したまへは夢中に示現して曰汝か望ところの經王は道場佛後の柱の中に在りと覺悟してのち柱を叩くに卽響くところありて斯を見るに大日經一部七卷なり 御作勸注に聖鏡上人物語集と云遺告雜疑宥快の將來錄私記行狀要集にも引 又は東大寺大佛の御前にして誓願を發し給ふと云 宗體要の說は佛前者大佛也鏡上人の傳の意は直に久米の道場にして誓願し給ふと見たり

抑此寺の縁起を尋るに此塔は多寶大塔八丈なり南天鐵塔の半分を遷して善無畏三藏これを基立し給ふ件の三藏東土遊州利益の願に依て大日經を齎持し獨烏卯馬臺の國に入り初東大寺西南の阿に著し 後に大師此の地に南院を建たまへり 爾より普く四瀛八紘を踏回つて七軸安置の場を求め大日本國高市の郡王舍の側に地あり尤美稱するに足れりとて東院の軸に廬して三箇年七百二十日の際一の寶龕を起立して東塔院と號し卽三粒の佛舍利を以て寶石の底に納め又七軸の大日經を以て刹柱の下に安し卽記して云馱都釋尊之遺身經王又舍那之全體也然而小國片域大機未熟仍留此法於斯地將待機所待時也來葉必弘法利生之菩薩來而可恢此教於世とありて晨且國に歸り畢ぬ其後弘法大師靈夢の告に依て始て此地に來り大日經を得給ひ卽　桓武天皇に奏し叡感あつて頂戴し給ひ且三公九卿みな席を去て禮拜すと云 久米寺流記の意行狀要集我慢抄本圀萬茶羅觀記遺告頭書抄に抽けす善無畏三藏來朝の年代頗る異說あり追考すへし 御年二十四にして是より先に草稿し給ふ處の三教指歸を再治し給ひ其序に勸成三卷名曰三教指歸 中略 于時延曆十六年臘月之一日也と云 指歸下卷に示就所思忽經三八春秋也と顯拜指歸序に于時平朝御守聖帝瑞號延曆十六年窮月始日とあり行化記深賢記行狀略記濟暹入定勸決抄及本朝通鑑等は廿四歲の時制作と云修行縁起宗鈔要文廣傳高僧傳要文眞官錄等は十八歲の御作と云指歸發明註に問御遺告意大師御童形之時合三教指歸給見而延曆十六年者御出家以後二十四歲也和巡如何答御童形之時御草案二十四歲御再治歟心覺阿闍梨記云勸修寺有御筆三教指歸一部朱再治本無延曆十六年幷下卷三八春秋之文釋疑抄上に或又十八時遊世之心切而有制草之志雖然著行無隙然至延曆十六年遂前願歟故知遺告約顯樂之時指歸就正造之日也 延曆十七年五月に阿波の國大瀧寺を創建し自ら佛像を彫刻して所々に安置し給ふ 大瀧寺緣起 同廿一年の頃大師天照太神宮に參詣し法樂院常明寺に住せし

め毎日六時に兩鎮座に參宮し給ふと云 丹生大明神儀軌に出此實惠僧都の祀とす往々奇異の事あり不審なり但高祖伊勢參籠の事天長年中にも見へたり又八羽石太夫の宅に大師拜石とて今も存す 延暦廿二年三月遣唐大使從四位上藤原朝臣葛野麻呂副使從五位上石川道益に賜餞宴設を賜ひ四月十四日難波を進發ありしかと風波暴惡にして破舟に遣渡海を果さす 日本逸史日本史王代一覽按に後紀紀略に高祖傳敎の事を載せす然るに是歳高祖も遣渉の志有ん歟翌年同時に渡海する傳敎既に去廿一年勅許を賜ふ吾祖隊海の鴻志一朝一夕に非されは今茲定て傳敎と同く勅許あらん歟 其翌年三月廿五日遣唐使殿上に賜餞して綸旨懇懃なり 日本後紀 紀略日本史 其四月吾祖及ひ傳敎同く入唐の勅許を蒙り給ふ和氣弘世その詔を傳ふと云 一心戒體文に據廣嗣に大同三年六月十九日給太政官符僧留學僧空海(中略)去延暦廿三年四月出家入唐行化記深賢記も四月七日出家入唐と云此等參考するに吾祖入唐勅許四月にあり然に遺告の五月十二日を以て勅許と云或は五月は出京の日請來錄の六月を上船の時と云國史に大使の賜餞巳に三月なれは高祖傳敎の勅命を五月巳前に出へき歟尙追考せよ玉印鈔に延暦廿二年入唐の說を擧佛祖統紀元和元年歸朝の說を并破す名匠略傳十四年入唐或は廿五年の說見たり又嵯峨太后讃頂文に延暦廿四年遺渉滄海と云請來錄開題に辨せり 御渡海のまへ風波の難を祈らん爲に白檀の藥師如來の像を刻し給ひ 行化記大師行化記深賢記行狀要集御傳行狀圖繪に長和親王傳を引けり又仁和寺諸堂記高僧要文廣傳要集高野物語に見へたり 或は御母儀のため自ら我影像を摸畫し吉面の孝に充て給ふと云 遺誡南海流派記 又渡海同行には室生の佛隆寺堅慧大德隨侍せらる 佛隆寺三綱記行化記深賢記御傳心覺入唐記要集遺告勘注佛隆寺錄銘 或は智泉大德も影隨して大唐に入と云 高野東南院錄起 遺文に延暦廿三年五月十二日を以て初て學習せんか爲に天應慇懃に載勅して渡海せしむと云云或は謂く此日京洛を辭給ふと錄の文に季夏の月入唐大使藤原朝臣に隨ひ同く第一船に上ると云云此難波より乘船し給ふなり 如上の二文に五月こ季夏之月上の龍齟あり玉印鈔に五月者奏図式帝吏作發心以京洛時也六月者乘第一船正赴大唐之時也ト共倂請來錄快全記遺告釋疑頌箭劍等皆これなり 其のちまた鎮西に著船ありて宇佐大明神を始め奉り凡有勢の神に祈誓し給ふ中にも豐前賀春明神託して曰聖人に隨ひ共に入唐し護持せむと 賀春傳經範記眞昔錄要集に見ゆ又圖給に心經一百卷を宇佐に納給ふと云見聞秘錄に八幡影現したまふに共形赤色にして日輪を戴くと云 七月六日肥前國松浦郡田浦より四船纜を解て進發入海す七日戊剋第三第四の兩船は風波の爲に漂廻せられ到處を知らす 日本後紀廣傳御傳高僧傳要文等を參取す 性靈集に既辭本涯比及中途暴雨穿帆戕風折柁高波沃漢短舟裔々飄風朝扇摧肝狀羅之根心北氣夕發失膽留求之虛性 中略 掣々波上二月餘有 中略 僅八月初日乍見雲峰欣然罔極 下略 と云云又云く風波沃天人力何計自思不同冥護焉得遂皇華之節乎卽祈願奉爲一百八十七所之天神地祇等 下略 と云云自餘船中にをゐて種々の靈異ありと云 按に游方等に頗る奇怪の狀を般然に性靈集に祈願一百八十七所之天神地祇而盛歷不盡の文あり又孔盆雖泥性與之說而妙說金鼓之夢乃玉泛細之朝數示與和の文に依ば共非なきにしもあらさる歟 およそ披海路の間三千餘里にして先々入唐せる例は揚州蘇州に到るに平易なりと云而るに此度の船は七百里を增して福州衡州に著す艱難ほとんと礙り多して三十四箇日を經たり 遺告及廣傳高僧傳要文要集等 竟に八月十日福州長溪縣赤岸鎮巳南の海口に到る時に杜塗縣の令胡延沂等あひ迎へ語て曰當州剌史柳冕病に緣り任を去り新除剌吏いまた來らす國家不平にして向州の路は山谷嶮隘擔行穩かならす船を廻らし州に向ふと 日本後紀紀略廣傳高僧傳要文等粗同し按に三十四箇日は七月六日より八月十日までを云二月有餘の言も肥前發船後の日數にして七八の兩月を指す歟要集に此不審を出す又行化記扶桑記集記行書國實記等は衡州著船と云修行緣起眞觀寺記御傳高僧傳要文日本史本朝祈禱記朝野群載鈔雜記等は福州に到ると二說孰か是ならん倚昨勸註或雜即書に云彼封文勢所故於罰躲俳福州歟と釋疑抄に先到衡州之後著福州歟と 十日三日に至り新除觀察使兼剌史閻濟美やうやく到著して處分す 後紀廣傳 此間た大使越前の太守正三位藤原の朝臣賀能自ら午書を作り州の司に呈し來聘の旨を陳す州司披き看て是を投ること兩三度なれは尙あやしみ舟船を封撿し人を追却して濕沙の上に居しむ大使この時大師に云けるは今巳に愁切なり抑大德は文筆の主なり書を呈せよと爰に大師書樣を作り大使に替りて州の長に呈し寛恕を乞給へりこれを披覽して笑を含船を開し加問殷懃なり 遺文及廣傳行狀圖繪等を參取す行化記要集眞晉錄然意同なり本集に大使福州の觀察使に與るの書一首あり按に廣傳は十月十三日大師書を州司に呈すさて遺文の意排を呈せし後開船加問し長安に發すさ見たり後紀も十月三日に始て處分し奏すとあれは次の請入京の書を十月十三日とするを廣傳一混するもの歟 州司此由を長安に奏しけるに卅九箇日を經て州府の力使四人および資糧を給ふ州の司好問して借屋十三烟を作り大師等を住せしむ又五十八箇日を經て存問の勅使等を下さるとの儀式嚴重にして是を覽主客みな感涙を流す 遺文の意 其後また福州の觀察使中丞閣下 開カ に上啓して大使と共に入京せん事を乞たまふ其書本集にあり爰に十一月三日大使等福州を發し上都に赴きぬ此州京を去こと七千五百廿里なり星發星宿し晨昏兼行す 日本後紀 復迎客の使を給ふ大使には七珍の鞍を以てし次々の使等には皆粧鞍を給ふ長安入京の儀式言語を絕す是を見もの遐邇に滿と云 遺文 十二月廿一日上都長樂驛に到宿し廿三日內使趙忠飛龍家細馬廿三匹を以て迎ひ來り兼て酒脯を持て宣慰し都して京城に入外宅に於て安置供給するに特に監使あり高品劉昴をして使院を勾當せしむ 日本後紀 請來錄に十二月下旬長安城に到り宣陽坊の官宅に安置すと云云是卽唐貞元二十年なり又第二船の判官菅原の朝臣淸公等の廿七人去る九月一日明州より入京し十一月十五日長安城に到る同宅に於て相待こと廿四日なり國信別貢等の物を監使劉昴に附して天子に進む共宣勅に云卿等遠く慕ひ奉進するの物極て精好朕殊に喜歡す時寒し卿等好在せると廿五日宣化殿に於て禮見す天子衙せす同日麟德殿に於て對見し所請を并に允す又內裏に設宴ありて官賞その差あり別に中

使をして使院に於て設宴酣飲終日なり中使絕へす頻りに優
厚あり（日本後紀紀略本朝通鑑に大師のこと闕如すれとも大使と同寓なるへし錄に宣陽坊官宅とは後紀の於外宅安置の文と符合）
延暦二十四年乙酉のとし唐の永貞元年に當る大師御とし三
十二歳なり大使等正月元日含光殿に朝賀す廿三日に至りて
天子德宗崩し給ひけれは廿八日大使等承天門に於て立仗て
始て素衣冠を著す是日太子位に卽順宗皇帝と稱す諒闇の中
皇太后王氏朝に臨み稱制す大使等三日の內使院にゐて朝
夕擧哀す（日本後紀逸史本朝通鑑史徵意同なり又高僧傳聚文廣傳も後紀による）
二月十日大使賀能等まさに歸を本朝に旋んとす唯し大師幷
に橘大夫は勅に准て留學せん爲に西明寺永忠和尙の故院に
移住し給ふ（遺文請來錄の意趣同此に據唐書列傳一百四十九上に貞元二十年遣使來朝留學生橘逸勢學問僧空海と云）
爰に監使高品宋惟澄勅を宣て云く大使等本國の命を銜み遠
來朝貢す國家の喪事に遭て早歸ことを奏す因て纒頭物を賜
ひ兼て宴を設け又勅して內使王國文をして監送し明州に至
らしむと云云于時副使石川の朝臣道益は略晉記に涉り頗る
才幹ありて風儀に美なり大唐明州に至りて卒す年四十三と
云（日本後紀の取意副使巳下逸史鬼朝神宛本朝通紀に抄す）是より先に藤大使の爲に書を作り渤
海の王子に與へ給ふ（性靈集）又大使に附托して玄宗皇帝所製の
一行阿闍梨の碑文を以て太上皇に奉進し給ふ（高野雜筆）爰に大師

城中諸寺を歷遊して師依の名德を訪擇し幸に靑龍寺東塔院
灌頂の阿闍梨內供奉十禪師法の諱は惠果和尙に遇ひ奉りて
師主とす其大德は南天竺大興善寺大廣智三藏の付法上足の
御弟子にして皇帝の師供するところ三朝尊んで灌頂を受四
依仰ひて密藏を習ふ大師西明寺の志明談勝法師等の五六人
を同伴し往て和尙に見ゆ和尙始て一見し笑を含み喜歡して
告て曰我先より汝か來ことを知て相待つこと久し來る事
の何ぞ遲かりつる今日相見ること太好し太好し報命旣に竭
なんとす付法に人なし必す速に香花を辨し灌頂と壇に入へ
しと宣ひけり（請來錄遺文性靈集の序）時に唐土の吳殷か纂に云く大日本國
の沙門あり來て聖教を求む皆所學をして瀉瓶の如くなら
しめ此沙門は是凡徒に非す三地の菩薩なり內には大乘の心
を具し外には小國沙門の相を示すと云云（遺告の意御入定勘決抄に吳殷の事辨剖あれと疑出せす）
又惠果阿闍梨の御相弟子の內供奉十禪師順曉阿闍梨の弟子
玉堂寺の僧珍賀と云人申けるは日本の座主たとひ聖人なり
とも是門徒に非さるなり只諸教を學はしむへし何ぞ輙く密
教を授けんと擬し給ふやと兩三般も妨け申しける程に珍賀
ある夜の夢に降伏せらると見その曉旦に大師の御許に來至

して三拜し過失を謝し申と云云（遺文）和尙の敎命に任せ大師西
明寺に歸り供具を營辨し六月上旬の頃學法灌頂の壇に入て
大悲胎藏大曼荼羅に臨んで依法拋花るに偶然として中台毘
盧舍那如來の身上に著阿闍梨讚して曰不可思議なりと再三
歎し給ふ卽五部の灌頂に沐し三密の加持を受從此のち胎藏
の梵字儀軌をうけ諸尊の瑜伽觀智を學す七月上旬に更に金
剛界大曼荼羅に臨むて重て五部の灌頂を受また拋花に毘
盧遮那を得たり和尙驚歎し給ふこと如前し八月上旬に亦傳
法阿闍梨位の灌頂を受是日五百の僧齋を設け普く四衆を供
す靑龍大興善寺の供奉大德等幷に齋莚に臨み皆隨喜せり金
剛頂瑜伽の五部の眞言密契相續して受梵讚これを學す是所
謂受明灌頂を沐すること再三阿闍梨位を受ること一度なり
（請來錄）或は入壇の夕阿字白月輪等現して大師の口中に入と云
（四行請來の惠果行狀に見たり集記眞言傳等此意あり）
或は傳ふ其年の六月十三日を以て諸佛の三昧耶戒を受持
し五部の灌頂を授くと（平城天皇灌頂文嵯峨大后灌頂文惠果自筆印信に依り付法纂要抄十三日を取歟要集に錄文云六月上旬戒序云十三日相違如何と請來錄開眥に三十日十五日ッ二上下二旬分輕歟と）
大師自ら師資嫡々相傳を述て曰大祖大日より金剛薩埵次は
龍猛龍智金剛智不空惠果大阿闍梨まて七葉なり吾身に至ま

て付法を勸るに相傳八代なり（遺文付法傳十住心論忌氣記これは付法の八祖なり又此外に等葉不等葉の傳承は流々の習あり）
又靑龍和尙の相承に兩部大法阿闍梨位根本最極傳法の密印
は廣智三藏南天より歸るのち唯惠果一人に授け惠果又唯弘
法大師の外餘人に授けすと云云（付法纂要）又和尙常に門人に謂て
曰兩部の大教は諸佛の秘藏卽身成佛の路なり訶陵の辨弘新
羅の惠日は幷に胎藏の師位を授け劒南の帷上河北の義圓は
金剛界の大法を授く義明供奉また兩部の大法を授く今日本
の沙門空海あり來りて聖教を求む兩部の秘奧壇儀印契を以
て漢梵無差悉く心に受ること猶し瀉瓶の如しと云云（付上遺吳殷纂また遺告眞言宗錄御神釜正統紀谷響集等の意同し）然る間大師と義明と二人はかり兩部を受學
すれとも義明をは瀉瓶と云ず又附法の人なしとて只吾大師
一人のみを和尙の正嫡なりと云へし（宥快の寶鏡抄玉印抄第七正統紀傳專史）和尙告
に吾如今此土の緣つきて久住することを得す此兩部大曼荼羅
一百餘部の金剛乘法および三藏轉付の物幷に供養の具等を
以て本鄉に歸り海內に流傳せよ纔に汝か來るを見て報命の
不足ことを恐る今は則法の有在を授て經像功畢ぬ早く鄕國に
歸り以て國家に奉し天下に流布して蒼生の福を增せ義明供
奉は此の處にして傳よ汝はそれ行矣よこれを東國に傳へよ

と付法慇懃にして遺誨また畢りぬ 請來錄 是より先六月十一日和尚佛舍利三粒を以て大師に分附し給へり今に御影堂懐扉の龕邊に納めて秘襲せり 高野御影堂佛舍利巻物に惠果相承佛舍利三粒延暦廿四年乙酉六月十一日空海承和二年乙卯十二月十一日實惠嘉祥二年己亥四月九日眞濟（中略）延喜八年乙卯二月朔日宥快まての傳來連綿として折紙に列在しぬ所謂千載難値の法信なり 又修圓僧都なるもの守護國界經を讀み神驗を施すことを得時に大師渡海の間竊に護法を唐朝に遺して惠果和尚の傳法を偷聴せしむ大師頗る竊法の者あるを知給ひ金剛界を受る時結界し大師郷を遶り入ことを得す纔に胎藏を聞て還ると云 日本神仙傳又行狀圖繪には山階寺守敏に作れり修圓と同異所考なし 授法既に畢り臨滓を報せんため納の袈裟雜寳の手鎧及ひ國信物五百餘貫文等を以て和尚に奉献す其狀は性靈集等に見へたり 國信物等は廣傳に見ゆ五百餘文は圓行請來の惠果行狀にあり集記要集深賢記行化記等に引 和尚更に告て曰はく眞言秘藏は經跡に隱密して圖畫を假されは相傳へかたし仍て供奉丹靑李眞等の十餘人を喚て胎藏金剛界等の大曼荼羅の一十鋪を圖繪し兼て廿餘の經生を集め金剛頂等の最上乘密藏の經を書寫す又供奉鑄の〻博士揚忠信趙呉等を喚ひ新に道具一十五事を造る圖像寫經漸く次第あり 請來錄又付法纂要に大師の法流に付て諸宗に勝たる事十種ある中の道具殊勝の意は如來付屬袈裟永留天竺鶏足山達磨法信袈裟今在寶且曹溪守唯眞言一家印信道具源出月支過大唐流於日本于今在東寺矣眞言祕重可知者歟と云 大師の記に曰大唐の阿闍梨耶の付屬せらる〻所の能作性の如意寶珠は戴頂して大日本國に渡し名山の勝地に勞籠すと 遺文及深賢記御傳高僧傳要文抄廣傳或は神仙記江談抄等に此事を擧示す蓋此寶珠の事は東寺記に詳にす又諸流秘口決に載といゑとも顯跡に遠かたし 又いはく惠果阿闍梨耶より金剛子の念珠を給はり其餘諸の道具皆阿闍梨の付屬なれは輕すへからすと云云 遺文 是年十二月十五日五更惠果和尚蘭湯に浴し又微疾を示し毘盧の法印を結ひ右脇にして靑龍寺東塔院に入滅し給ふ春秋六十法夏四十其夜大師道場に持念し給ふに境界の中に和尚宛然として立前告て曰我與汝久有契約誓弘密藏我生東國必爲弟子委曲之言不煩述云云 付法傳性靈集碑文請來錄を參取す行化記集記要集廣傳高僧傳要文等皆これなり纂要に和尚と大師の師資の緣由を述たり 大同元年 唐の憲宗元和元年 正月三日山人呉般靑龍和尚の行狀を纂定せり同月十六日四衆會合し遺體を城東に奉葬し翌十七日碑碣を建つ其文は大師 勅によりて撰し給ふと云 付法傳性 靈集碑文幷惠闕の行化記に據又圓行請來の惠果の行狀に門人道俗千餘人送葬和尚至孟村龍原大師塔側とあり深賢記要集に引く廣傳に異朝雖多碩學令大師製撰碑文豈非日本之面目乎と云 是月大師留學功なりて國使高階眞人遠成と共に歸らんことを請ひ橘逸成もまた期せり幷にその奉啓あり 性靈集に文を載諸傳記に見たり新撰居書太平御覽册府元龜橘逸成別傳本朝通鑑等皆記す 按に性靈集幷に諸傳史に上啓の月日なし獨册府元龜に正月とせり深賢行化記日本與佛傳に唐朝より高階眞人遠成に中大夫の位記を賜ふ月日は元和元年正月八日とせり併せ考へし 三月唐土の詞人才子緇素ともに大師を餞送するに詩文を以てして其行を賑すとかや 廣傳に雜英集を出し朱千乘朱少端沙門曇靖等の詩數首を載其序に元和元年春沽洗之月聊序當時少留時云云 大師

また靑龍寺の義操闍梨に留別の詩を送り給ひ又祠法和尚の小山を觀るの絶句あり 經國集に載 或は離合の詩を作りて土僧惟上に贈たまふに前御史大夫馬總は一時の大才なり詩を覧て驚怪し酬答すと云 馬總詩は性靈集序に出大師の詩は經範の注十輪院眞辨の注補石鈔に載たり 四月日内外の經書幷に詩賦碑銘卜醫等の敎を訪求せん爲に越州節度使に書啓を與へ渇法の至願を述 性靈集及諸傳記 又越州華嚴和尚法の諱神秀公の邊において金師子章幷に緣起六相圓融義を得給ふ 行化記深賢記要集東大寺具書成尋高僧要文に見たり 按に華嚴和尚神秀は誰人を指歟要集に種々の考證あれと的當ならす神僧傳六宋高僧傳廿五に似同の名あれと時代の考なし但宋高僧傳第五唐越州大禪寺法詵下に會稽の神秀あり巻跋に精しと云淸凉の澄觀と同時なれは大師在唐の日なを存在すらん 先是長安城中を歷遊して中天竺の般若三藏に謁して諸益し新翻の華嚴經四十軸六波羅蜜經守護國界經等四部六十一卷幷に梵夾三口を傳附して三藏懇に素懷を述 請來錄性靈集但行化記等は延暦廿四に係し 又同醴泉寺にて牟尼室利三藏南天の婆羅門等及ひ内供奉十禪師順曉に會盟し談話ありき 付法幷内供奉已下は遺告による 或は不空三藏の上足曇貞和尚より悉曇を相承し賜ふと云 悉曇相承血脈に曇貞和尚（不空三藏の弟子）高祖大師眞雅源仁等云云付法まに貞元二十二年間般若及牟尼室利等說と云文實には元和元年の事なり要集に疑滯を擧のみ兩部大段傳來要文にこれを辨決せり 在唐の間唐帝大師を崇敬し屢賞賜あり特に菩提實の念珠を勅給して曰初は謂ふに公を留めて師とせんと今東に還らんとす此を以て朕か代りとすと 遺告の取意廣傳行化記引用す 又唐の宮中に三間の壁に王羲之か手跡あり破損の後修理すれとも下筆に人なし日本和尚に書せ給ふへき由勅ありき大師參內御遲參ありけれは君臣心得す思けり御移徙の日に成て日既闌なりけれは銘文書出かたらるへしと思あへり先一間には御口左右の御手足と五所に五筆を執て壁面に飛付て五行を一度に書せ給ひけれは主臣感歎かきりなし今一間は大師磨墨を盥に入壁面に灑懸けるに滿間自然に樹の字と成りぬ唐帝勅して五筆和尚と號を賜ふ或傳に比時念珠を奉施すと 高僧傳要文廣傳行化記修行緣起行狀略御傳深賢記集記扶桑記眞言傳神仙傳今昔物語水鏡才葉抄入木記等ほゞ同し但參內遲參より思あへる迄は高野物語の意凡五筆兵書の佼事甚唐突に似て戲弄なり抑々その所由なし此物語を見て前疑始て消す國學忘貝神社考桂林漫錄等に五筆の說を取こと紛紜たり往て可見のみ又菩提子の念珠を賜こと順宗憲宗の間異說あり更におもへ 或云臨池の功をあらはし入木の跡をまなぶ人唐朝にも多しといへとも大師ひとり垂露の點をとゝめ給ふ事我朝の德をあらはすにあらすやされは眞濟僧正大師の筆蹟をほめ給ふ詞に啄雞奔獸の畫獨九州にとゝまり涌雲廻水の點盛に八紘を變すと 行狀圖繪 又城中巡遊の時水邊にて蓬頭弊衣の弊童現して和尚は日本五筆聖人歟曰しかり童曰く流水に書すへし大師即讃流水の詩を書き給ふに文字宛然として流る童子笑つて感歎し自ら水上に龍の字を書す但右小點を不付れは文字なかれす次に小點を付けれは發響放光て龍

と化し昇天す童子は文殊なりと云 行化記行狀略御傳深賢記涙傳高僧傳要文要集行狀圖繪今昔物語等に見へたり 世に云大師在唐の日神童に誘はれ或は白馬靑羊に乘し飛車に駕して忽に天竺靈山に至り給ひ釋尊を拜見し敎勅を受たまふ又本路を經七日七夜を過て本城に歸り賜ふと 道範所傳の法道和尚記事相目錄行狀圖繪共に同し釋疑鈔及頭書抄これと少し異なり 其餘唐土不思議の事あり或は飛犬使鬼或は留鳥落菓等の術多し注して巡禮記にあり彼書後世流布せす往年亡失すと云 御傳要集涙傳深賢記修行緣起ほゝ同し 八月本鄕に赴んとして明州に出て泛船の日祈請すらく我所傳の密敎流布相應の地あらは早く到點すへしと三鈷を日本に向ひ遙に紫雲を見て投たまひけれは碧漢より落て高野八葉の峯に點著す 行化記修行緣起勸發信心集行狀略頌傳高僧傳要文御傳集記眞言傳扶桑記 釋書東要記等大同少異なり但米粒已下は御影堂飛行三鈷記による 御影堂飛行三鈷記に云此三股杵者南天竺龍猛菩薩授龍智龍智授金剛智金剛智授不空不空授惠果傳空海大和尚矣大和尚受學兩部大法畢我大日本國祈覓勝地有無之間吾本國方見紫雲立爰大和尚指紫雲立處投三股落處建立大塔安置金剛界五佛矣承和二年十月日 私云眞然僧正之記歟此年號相當故也 件杵大師授眞然眞然安置金剛峯寺中院別當授定觀定觀授大法師雅眞雅眞授仁海仁海入三衣筥奉持及六十餘年寬德二年三月十五日記 直下に仁海梵名あり自注三鈷鐺袋中黃紙切に書すと云 要集に仁海抄を引ほゝ同し類聚傳に飛行三鈷事御記中不見之雖非無不審世學界此事就中大瀧寺緣起建立修行緣起等非可忽緖と云此說は中僧中疑なり然とも承和二年後僧正の記は直に大師の親聞を際し仁海傳持して寬德に記す眞に千載確實の的證なり又建長年間天台の澄空返納狀及ひ修明門院の令旨後嵯峨の院宣等今吾寶庫にありて事跡昭然たり狐疑することなかれ 或云歸朝海上の間勝地を祈請し種々の異あり三股杵を投して龍王を降伏すと 宗體要文 又は唐朝にて投くる一鈴杵一は東寺に墜一は紀伊國高野山に落一は土佐國室生戶山に落と云 神仙傳の說行化記略頌抄要集東寶記に引東大寺具書に辨して此非宗龍師 記述讃啟係依遺蹤有東寺給與史無金杵之由來と云又丹生太神儀軌の說或は九國靈場記等に異說あり共に非なり 又靑龍寺より小師をして蓮華三昧經の文五供養四重秘釋幷に依云正云呪願の文を以て大師上船の處に馳送すと云 菩提心義 略問答抄第五之末と同第二之末に出行法肝要鈔秘密決疑鈔に引平救の遺物類集には五供養の文に限る 飛帆の後屢々風波に漂蕩し給ふ時に一願を發しき歸朝の日必す一禪院を建立し依法修行せん善神護念して早本岸に達せしめんと是今の金剛峯寺なり 高野往來集及ひ御遺告傳高僧傳要文深賢記に見ゆ 先是に靑龍和尚の命を承て大師自ら不動明王を刻彫し和尚更に開眼して船中の危難を護擁し給ふ 高野南院波切不動緣起別に出す 或は觀音大士雲中に現して風波を鎭め又は訶梨帝母の德によつて乳水海に涌き龍王出現し藥て王を獻し須波明神船中に顯れて眞言の奥旨を說くと云云 拾要集幷拾要意二間の觀音となと云如因巡禮心には高野龍光院にありと云訶梨帝母の事觀心寺緣起に見ゆ須波明神は類秘鈔に出して此說尤以疑實と云その他游方記の說は怪異にして所據なし 海上にて側かに聞に舟中人々の云日本の

天皇崩たまふと是言首尾を辭るに一定せす太宰府に著し先その實說をきゝ悲歎し素服を著給ふ 遺告幷に御傳行化記集記涙傳等の意 大同元年十月廿二日御歸朝ありし由幷に請來の經論章疏佛像道具等を目錄に載て入唐判官太宰大監高階眞人遠成に附て上進したまひけり 御請來目錄に詳なり又平城天皇涙瑣文高野往來集涙傳盛衰雜記行狀略眞言傳入唐記略頌東寺王代記如是院年代記朝野群載大日本史高野物語等の諸師を歷覽するに皆大同元年歸朝と云然るに諸本遺告に少僧以大同二年歸我本國と云云よて修行緣起宗體要眞濟記長者次第仁壽錄久米寺流記水鏡業綱記等は共に二年の歸朝とする歟東大寺別當次第は延曆廿四年歸朝と云名匠略傳は大同五年に係佛祖統紀には永貞初とあり共に誤れり但遺文に二年としぬふに就て古賢の會釋あり一に寫生元の字を誤りて下點を脫すと云秘密決疑鈔等に見へたり二に本紙もと元字なれと紙歲て下非磨滅して二の字に似たる歟快金請來錄記の意なり三に大同二年は筑紫より上洛し給ふを云と遺告勸注釋疑鈔頭書鈔略頌抄玉印抄類聚傳要集宥快請來錄私記等は多くこれを取る歟四に御入定勘決鈔は觸者なれとも垂跡にあれは文徵誤あらむと云後哲取捨して見よ 或傳に鎭西に在せし間嚴島に參籠し求聞持法を修行し給ふ大師瓶花の栢木を堂の側に指けるに忽根芽を生し今猶繁欝す又閼伽井于今涸渴せす行者これを用ゆと云 宮島洛秋 又明神御形を現して云く二世の事汝か所求を滿さんと大師の云今生は只如夢道心を與へ給へしと云云 政親見聞錄身鈔神社考に見ゆ嚴島秘密入堂記に關命頂禮嚴島宮一皮參詣奉仕人等の二十餘禮文を載て此和讃明神直傳弘法大師と云 大同二年仲春十一日田中小貳先妣のため經像を圖寫し齋席を設る願文を制したまふ 性靈集按に田小貳は何人なる歟未詳高野雜筆に鎭西安少貳に奉する啓と同共追考 同四月廿九日官符を筑前觀音寺に賜ひ大師をして寓住せしめむ事を命したまふ

府牒觀世音寺三綱

入唐廻來學問僧空海師

右件僧負笈遠涉耽嗜大道空往滿歸僾學可稱今及歸朝暫住彼寺宜至于入京之日准借住例宛供養牒件狀如前故牒

大同二年四月廿九日正六位上行大典大村直織麻呂

大貳從四位下藤原朝臣藤嗣

行化記諸本行狀略要集御傳深賢記釋疑鈔涙傳等に載

又觀世音寺の壁に御手蹟あり夜々光明を放つと云 涙傳高僧傳要文 寺に四十九箇院ある中弘法寺と云あり今は廢す跡に加持水あり俗に弘法水と稱す大師所住の寺と申傳 筑前風土記に見ゆ 此頃一字の伽藍を建立し請來の獨鈷幷佛舍利一粒を當寺に藏らる文密敎東漸して長く來際に傳らん事を欲して東長寺と號す此地もと博多海邊にあり今の吳服町の四邊其古跡なり勸行町と云云 貝原風土記東長寺緣起 又豐前賀春明神に詣し言く佛法護持のため貧道に影隨して萬里の波濤を涉り給ふ今本鄕に歸著する其悅ひ心肝に銘せり然るに此山巖石尖高にして草木なし大師香水を加持して巖岳を灑淨せるに樹木やゝ生長して今に茂繁すと云 集記御傳類聚傳要集事相目錄行狀圖繪 今年 勅命ありて大師入京し請來の法文等を天下に流布せしむへき由宣下し給ひけり但佛滅

後一千七百五十六年に眞言法漢土に渡り其後九十二年を經て始て本朝に來る（行化記深賢記廣傳但し佛滅已下は纂要の說年代の事要集に精考あり集記に隨身請來法文道具曼荼羅等上洛と云は非なり）九月七五日法隆寺口傳南無佛の秘記を作り其後に弟眞雅法師に授けたまひぬ（秘記後批に卽空傳眞雅法師大同二年丁亥秋九月中旬五日記之入唐抄門空海（三十四法十三）按に眞雅今歲方に七歲なり知ぬ後來授附する歟）十一月八日諸徒を率ひ久米の塔内に到り舉て大日經疏を講演す或は天照太神已下有勢の諸神影向して聽聞したまふ（文集流記に見ゆ實惠眞濟眞昭眞紹眞然等隨次に預る要集所引そ眞雅を加へ本國圖曼荼羅殿記は眞曉を載三部經緣起には源仁を加ふ按に眞紹眞雅眞濟は此時僅に十一或は七八歲眞然はいまた誕辰にあり共に不審眞瑜大疏緣起には實惠等の交名なし）大同三年戊子六月十九日官符を賜ひ課役を免除せしむ

太政官符

應免課役度者一人

留學僧空海（年三十五）（讃州國多度郡方田鄕戶主正六位上佐伯直道長戶口同姓眞魚）

右得治部省解偁被太政官去延曆廿四年九月十一日符偁去廿三年四月七日出家入唐宜依得度之者仍今年夏季應免課役申送者省宜承知依例符到奉行

大同三年六月十九日

（行化記諸本行狀略全同廣傳に引て云今案戶主道長大師伯父父也眞魚大師御名と云云行化記廿三年を廿四年に作す今は廣傳による）翌年二月三日大師天台の法門を學習せんため比叡大禪師を訪ひ名書を捧け給ふ（證驗雑記延曆二年七月山門申狀に見ゆ猶天台說標にも引）同七月十六日太政官符を和泉國司に下し大師をして京都に住せしめん事を勅宣す此時槇尾山寺に住せらるゝ間なり（行化記要集行狀略記遺告幷法廣傳に符文を載行狀圖繪は入京後は高尾寺に住すと云）八月廿四日天台和尚經珍を使として大日經略攝念誦隨行法一卷大毘盧遮那成佛神變加持經略示七支念誦隨行法一卷等法二部法門を借んことを乞（仁海の傳教圓澄等消息類聚に全文を載摧邪迷記を引我慢抄は大同二年とす）同十月四日大舍人山背豐繼奉宣の旨まかせ勅賜の世說屛風兩帖を書して上進せらる（性靈集は年月を闕如す今は廣傳深賢記に依て載）又十二月十日宇佐の八幡大神高雄神護寺に影向したまふ勅使は從五位藤原公明此時の奇瑞には白玉椿一夜に花ひらくと云同年平岡の山崎に勸請し奉る（諸社根元記に見ゆ又延久良賢已後の履歷を載互移御影の事あり神護寺緣起東大寺八幡驗記古事談廿一社註式要集第四三僧記第十に高雄八幡の事詳なり）是歲眞雅法師甫て九歲にして辭鄕入京して大師に承事し眞言法を受學せり（東寺長者次第幷に補任眞雅傳諸門迹譜釋書三代實錄三十五）

紀伊續風土記高野山之部

卷之廿四

開山傳譜之二

嵯峨天皇弘仁改元庚寅の歲大師御とし三十七にならせらる此年河州の靈處に巡遊の次地勢の奇異なるを感し此に居止し手自ら五大明王を刻作し道場を建立して安置せらる又閼伽井を堀り住吉大明神を勸請して鎭守とし光明遍照高貴德王菩薩の神託ありて高貴寺と號す昔は香氣寺の名あり役優婆塞の古跡たれとも佛閣僧庵なく只翠松苛苔の地たり其傍に和河兩國の通路あり山茂して成蔭俗に呼て蔭路と云稍く訛りて向下路と曰近邊總して嘉字下と名く（東大寺具書）八月八日を以て木制底を山上に樹たまふ銘文云

爲資千王之追福卽刻五輪之制底以此一善之功德廻彼四身之妙果乃至蠢々皆是如々　弘仁元年八月八日

〇件木塔大師眞蹟高貴寺秘藏なり今其根本を鉈出す長四尺八寸五分幅二寸八分厚五分にして五輪形の間梵五字裏に光明眞言あり事同寺緣起に詳なり

又高貴寺にて如法に大般若を書寫し給ふかの盥薬今に椿木に寄生すと云（廣傳高僧傳要文に見ゆ盥菓を深賢記類聚傳所引の緣起記栞手水につくる要集に槇尾の栞手水と同しく伽藍開基記三才圖繪に來歷等略見へたり）高貴寺修造の間上宮聖廟に參詣したまふこと一百箇日なり第九十六日の夜半廟洞の內微音にして大般若理趣分を誦す音に應し光明あり其中彌陀の三尊を現し法華勝鬘等の文を誦す此見佛聞法の力にて大師自ら第三發光地を證しき于時弘仁元年秋八月十五日半夜初時沙門遍照金剛注之と云（宗要記隨聞鈔及舜昌の述懷鈔行狀圖繪等に詳なり又東大寺具書高野見聞秘錄遺告釋疑抄等にも略出せり按に大同五年九月十九日改元し弘仁とす八月はいまた改元せす要集に疑端を起せり日本後紀を考ふに帝登極以來及二周未施新號今秋隨數稔故布告遐邇宜改大同爲弘仁元年と然れは下詔は九月丙辰なれと先是改元せんと朝議既に決せり大師も此新曆の名を傳聞し豫め用ひ給ふ歟況高貴寺塔婆の銘文眞蹟たること疑なし彼も八月八日とあり）爰に藤原朝臣仲成同尙侍藥子　平城上皇に讒訴し不軌を謀り遷都の事に緣て人心騷擾なり遂に事發覺して各伏誅せらる　上皇及ひ高岳親王廢せられて共に御落飾ありき實に是歲の九月なり（日本後紀幷紀略國史等に見ゆ）先是に　嵯峨帝その亂階を慮ひ煩ゐて潛に吾大師に詔ありて東寺に鎭座まします八幡大神に祈願をこめ靜亂の謀あり叡願成就の日奉勅て重て勸請の事あり三所の御體（法體俗體女體）幷に武內宿禰親く虛空に影現す初は御形を紙に寫し後に木像に刻し社頭に安置し奉つらる誠に本朝無雙の宗神權者彫刻の靈社なり（東寺鎭座の次第平城紀勘の事山は東寶記及行狀要集所の寺家沿記源運僧都記に詳なり又攝勝述記雍州府志にもあり）同十月廿七日上表して國家の

奉爲に高雄山寺おねて來月一日より法力成就するに至まて住處を不出仁王經等の法を修せむことを奏請し給ふ行化記集記要集傳に性靈集の表文を出御眞傳冒傳纂要本朝通鑑にも記せり略類抄に公家修法既五十一箇度也約束初云弘仁元歟と云是歲大師初て灌頂の職位を實惠大德に授與したまふ御歸朝の後本邦傳法の最初なりと云續細秘傳鈔に見ゆ即融の血脈抄に竪又同年勅命により東大寺別當に任す初は西室に寓し後に南院を建立し給ふ今の眞言院これ也寺務する事四年にして秩滿す但頃大安寺にあり東大の佛法を興隆せんため移補せらる東大寺要錄圓宗寺別當次第東大寺具書長者次第歷博等を參取す御傳大師御住所記集記等に南院を眞言院とも曼荼羅院とも灌頂院とも云更考へし此ころ東大寺に長さ五六寸許りの大蜂ゐて寺僧を螫殺すこと六人に及ひぬ事相日錄に引御傳には數百人と云時に寺衆大に歎き敢て寺中住する者なく爰に大師勅により渡住の後は件の蜂出現せす大衆大に欣悅し入唐和尙威德の貴きことを讃嘆せり集記類聚傳深賢記要集行狀圖繪に見たり又東大寺要錄諸院章は天長の頃と云同具書には弘仁天長開度事を辨別す弘仁二年二月廿一日　嵯峨天皇齋場所に於神祇管領長上神祇大副大中臣智治麻呂を御師範とし唯一宗源神道の灌頂を稟受あらせらる當日同壇に大師あつかりけり時に天子齋服たる素絹なるものを智治麻呂に賜ひて拜著せり大師にもまた此を賜ふて素絹を著すれとも冠烏帽子は圓頂に加へかたければ如何ならんと仰らる吉田家それかしオ覺して御服の袖一を賜り是を烏帽子の樣に三角になし大師に著させ奉る則これ素絹に袒好著用の濫觴と云古記に表裏しに素絹相好之濫觴とあり右吉田右衛門督兼雄卿之傳既此趣見先祖從二位卜部敏倶卿錄中と云同奧書に其制非附護物其廣應冠頭其兩端納衣襟也今時相好頭邊木制又相好與纓帽子卽分二熟思相好樞與卽纓帽子之緣起耳又云其上御兩人御相談兩部習合歟道御延立是吉田家江御預被仰云云按に三輪流血脈に神道十四代清麿より諸流に授け諸流また智治麻に授け次に大師に傳へ卽第廿七代たり兩部習合の名こゝに立大師亦鮫賦仁明及ひ傳教大師冬嗣に傳受すと見たり同月十四日最澄和尙書を奉して高雄大阿闍梨に付て秘密を習學せむと欲し參向の期日を報知す消息類聚に出又行化記行狀略撮勝述記要集類聚傳に載既錄五に有り又六月廿七日　勅に應し劉希夷集を寫し且王昌齡詩格貞元英傑六言詩及ひ飛白書を附し實惠を使とし奉進せらる瑞木行化記に性靈集の全文を引載傳御傳深賢記本朝通鑑等に略標す再劉廷芝集四卷を先日の命に隨ひ改め書て其原本と雜擬樣詩を副て信滿をして上進せらる性靈集八月日唐朝王臣等の諸書帖十本を聖覽に備ふ集に雜書迹を獻する狀あり傳深賢記に引同十一月九日勅ありて山城國乙訓寺の別當に補せらる但先月已に高雄寺より移住せらる

太政官符治部省

僧空海

右檢案內太政官去十月廿七日下被省符偁件僧住山城國高雄山寺而其處不便省宜承知令住同國乙訓寺者今被右大臣宣偁令別當彼寺永預修造事者省宜承知依宣行之符宜承知依件施行

弘仁二年十一月九日

○已上御傳廣傳要集略類鈔深賢記長者次第等に載件寺は氏人所司等つくりて大師宿住のおんため附屬す仍て御房ありと云集記御住所記撮勝述記等翌年十月廿九日大師乙訓を辭して再高雄に還住せらる此頃寺園の柑橘を摘取りて願演を使して獻呈あり傳敎哲狀井長者次第柑子の事は性靈集に出其のち大師自ら僧都和尙に書を呈し乙訓寺修理の事を謀り綱所にある修理諸寺の料錢を處分せんことを乞給ひき其狀は高野雜筆に見たり壇選鈔山城名勝志に乙訓寺の事井に合體大師の來山等を記す雍州府志山城志草山集等にて概見すへし同十一月十四日　帝詔して備中湯川寺の玄賓を存問し兼て綿五十屯布三十端を送償したまひき勅書は大師をして艸せしむと云性靈集に載類聚國史百八十六に綿百屯と云大同小異なり本朝通鑑釋書紀石抄此を記す

同三年壬辰御年三十九なり四月十四日大師書を傳敎大師に贈り梵字悉曇におひて聊か疑ひありて決せんと乞れまひ又昔時靈山同盟の宿因を縷述しぬ叡岳要記素紹記天台靈蹟に全文を載五に異あり按に弘法傳敎の兩祖互相に師弟の義あり中古これを諍論し確執を結ひ是非を人情に抱く天台眞言同異草素紹記我慢抄撮勝述記靈蹟雜記等に見へたり近刻の天台靈蹟二編に兩祖を和會す六月七日肇生坂井清川をして雛毛筆四管を製して奉獻し給ひぬ又春宮にも獻せらる七月廿九日を以て勅により雜文十本を上進せり性靈集に書啓あり行化記傳等に記す八月十九日最澄和尙報書を致し大師授法の事を聽許し給ふを謝す消息類聚に全文あり同十月廿六日山家より短帖を捧け金剛頂眞實大敎王經一部三卷を奉請して來年四月以前寫し了せんと云消息類聚撮勝述記翌廿七日又行乞の次大師に乙訓眞言院に參謁して投宿し敎誨慇懃にして曼荼羅を見せしめ遂に高雄におゐて灌頂を稟むと期し十一月五日高島の旅同法泰範阿闍梨に書を寄て其調度を備具せしむ消息類聚撮勝述記要集行化記行狀略類聚傳並に引光定の傳述一心戒文ほゝ同し同七日再ひ道繼近事に附し灌頂の事今月十三日を以て高雄山寺に參向すへしと云所據上同又十三日最澄和尙灌頂調度の物を贈り書を智泉大德に寄す同十四日高雄に登詣ありき

且進上

署預一籠　供三資料

署預子二籠　一籠供三資料　一籠供阿闍梨料

海藻一裹　供阿闍梨料

糖二小甕　一甕供三資料　一分供阿闍梨料

右物且奉上最澄今追種々物等取集參向以來月十日蒙阿闍梨大慈悲欲入大悲胎藏幷金剛界壇場成員外御弟子列伏乞法兒好令開大阿闍梨欲住持佛法頂謁不遠修狀不多不具謹

狀

十一月十三日　　最澄狀上

智泉法兄座下

○添地所藏眞蹟模本あり消息類聚抄撰勝述記要集行狀略類聚傳に引用す行化記深賢記は弘仁四年に係るは非なり　同月十五日高雄道場におゐて傳敎大師等の四人の爲に先金剛界の灌頂を授與し給ふ其已前傳敎表文を捧けて此道を吾大師に受ん事を請ふて制可ありと云

弘仁三年十一月十五日於高雄山寺受金剛界灌頂人々曆名

釋最澄因　播磨大掾和氣眞綱金實　大學大允和氣仲世喜

美濃種人實

○傳敎上表して灌頂せんと請事朝野群載に見たり但金文にあらされは月日詳ならず具俗雜記に一院高野御幸之時被開島羽古記中弘法大師可被授灌頂於傳敎之官符有之と云云　澄和尙此月十四日高雄に參向あれと山寺食料に乏しくして同法泰範に告て他米五斛許りを持し早く來らむ事を述ふ消息類聚要集　又書を左衞士藤某に贈り灌頂の支具を乞と云

最澄言外身求法忘命尊師負荷問津策杖遠行斯乃重道致勞習未補闕最澄雖進海外然闕眞言道也留學生海阿闍梨幸達長安具得此道今告無常隱居高雄最澄等爲此道向彼室以來月十三日可受灌頂貧道其具雖備謹錄受法狀伏聞　恩助不

宣旨狀

弘仁三年十一月十九日受法僧最澄狀上

左衞士府藤朝臣督閤下

○右山家大師の手澤高野御影堂寶庫にあり其副狀に傳敎大師御筆一紙寄附于御影堂寶前者也他門大師受法懇望事自門高祖卓犖餘師之徒鏡鉢在此者誠仍如件弘和二年九月二日法務大僧正敎賢こあり此狀絕て諸記に不載獨行狀要集に引のみ左衞士は誰人を指歟按に冬嗣ならん歟追考すへし　十二月十四日又台藏界灌頂壇を開ひて傳敎大師已下の道俗凡壹百九拾餘人を引入し得佛結緣せしむ此間の受者交名記なるもの大師の眞筆ありと云

弘仁三年十二月十四日於高雄山寺受胎藏灌頂人々曆名

都合一百卅五人之中太僧廿二人沙彌卅七人近事卅一人童子冊五人

太僧衆數廿二人

一　僧最澄興福寺寶幢
二　僧賢榮凡興寺大白明
三　泰法　般若
五　忠榮不空成就
六　泰範元興寺
長榮遮那觀音
七　證得四大寺寶幢
八　平智東大寺　降三世
九　圓澄寺觀音
十　延豐元興寺　降三世
十一　圓璟元興寺虛空
十二　願澄東大寺　六足尊
十三　叡勝大安寺　般若
十四　靈龍東大寺實生
十五　康遠不動尊
十六　康安　般若

十七　光仁興福寺般若
十八　光定　般若
十九　惠誠大安寺無量壽
廿　光忠山階寺六足尊
廿一　惠曉興福寺虛空藏
廿二　惠德　無量壽

沙彌衆數卅　人　已下略不載

合壹佰玖拾人

○十一月十五日と今日の記大師貞蹟高雄山にあり諸傳記に金文を不載正傳前護標に翻寫し出す眞筆模本の縮寫及び廣傳行化記要集證誡雜記神皇正統記撰勝述記等を引て參考する亦は新舊の類聚弘法大師傳本に異なり　其後澄和尙短札を大師に奉し虛空藏經疏華嚴入法界品字門等數部の法文を借請して來年二月下旬を限り返壁せんと云又南院泰範に遇り法華の儀軌を借らむと乞消息類聚撰勝述記に載　此年十二月杲隣貧惠智泉の三師を撰擧して高雄山寺の三綱に補す性靈集に文あり　又求寂義惠を簡てこれを直歲に除す此師は久住して粗緣業を知る故と云高野雜筆は三綱の外義惠を直歲に補して四仁四德の標示あり又雜筆及び深賢記は弘仁三年季冬之月と云

同四年癸巳御歲四十にならせ給ふ正月三日永忠和尙に代り少僧都を辭退せんと請ふの表文を製し給ふ翌四日勅答を賜と云性靈集の表文は年月日なし勅答には同年正月四日とあり日本後紀廿二に正月丁巳と云は三日なり　同月十八日最澄和上より書を贈り圓澄泰範賢榮等をして大師に隨侍し眞言道を習學せしめむと請き且高雄の三綱に書を寄て件の寺にある厨子一基を泰範に借與せむ事を告く又莊嚴論一部を贈り

秘庫に收め客冬借るところの五秘密軌金剛頂字母品等の數部を返壁し尙も御書を借り寫取せんことを懇請せしむ　已上數條は消息類聚行化記集記要撰勝述記等を併考へ取　其後光定律師山門より來り大師に就て法華儀軌等を奉受す一心戒文　三月六日圓澄等の爲に再ひ高雄寺にて金剛界灌頂を授與し給ふ御筆記錄あり廣傳行化記要集等に見ゆ　四月十三日傳敎大師より眞佐を遣して存問し且淸蘇幷に絹紙若干を贈致し文句等の書を借んと請消息類聚撰勝述記　五月晦日眞言家末葉の諸弟子等に遺誡し給ふ略に出家修道本期佛果不更要輪王釋梵家豈況人間少々果報乎と云云又南院泰範に遇り法華の儀軌を借らむと乞消息類聚撰勝述記に載　此年十二月杲隣貧惠智泉の三師を撰擧して高雄山寺の三綱に補す性靈集に文あり　又求寂義惠を簡てこれを直歲に除す此師は久住して粗緣業を知る故と云高野雜筆は三綱の外義惠を直歲に補して四仁四德の標示あり又雜筆及び深賢記は弘仁三年季冬之月と云

同四年癸巳御歲四十にならせ給ふ正月三日永忠和尙に代り少僧都を辭退せんと請ふの表文を製し給ふ翌四日勅答を賜と云性靈集の表文は年月日なし勅答には同年正月四日とあり日本後紀廿二に正月丁巳と云は三日なり　同月十八日最澄和上より書を贈り圓澄泰範賢榮等をして大師に隨侍し眞言道を習學せしめむと請き且高雄の三綱に書を寄て件の寺にある厨子一基を泰範に借與せむ事を告く又莊嚴論一部を贈り

し給わすと云消息類聚性靈集十二月樓律師眞圖の需に應して最勝王經秘密伽陀を乙夜の間に製作したまひけり伽陀の序による感傳深賢記は弘仁六年に係誤りなり又唐如寶大德に代り招提寺に封戸を恩賜ありける謝表を作給ふ性靈集第四又大德の來索に應し臨池の伎を施し書取し馳奉せることあり雜誌に文を載て九月一日高雄山伯空海獻上唐僧大德とあり此歲閑院右大臣藤原の冬嗣一門の繁茂を大師に議して與福寺の中に南圓堂を建立し不空羂索を安置せらる大師その鎭壇を修せしむ此本朝鎭壇の初と云初築壇の時春日明神老翁に化し匹夫に交りて御詠歌あり補陀洛の南の岸に堂立て北の藤波今そ榮ゆる此條諸傳記正史雜書等に多載今其書名を列示せず共には類聚大師傳本に出又堂内に祖師の影像あり皆大師の御筆と云七大寺日記

同五年甲午二月一日傳敎大師より守護經虛空藏經疏貞元錄を返上ありき消息類聚補勝述記同三月一日內舍人布勢海雋旨を奉し綿二百屯御製の七言詩一篇を賜ふ因て大師奉謝するに和詩幷に表文を捧け給ふ性靈集後雲集廣傳略に據閏七月八日勅を奉し梵字幷に雜文十卷を獻せらる同廿六日上表して元興寺の僧中璟國典を犯す罪を赦せんと請已上性靈集八月晦沙門勝道の爲に下野補陀洛山に登るの碑幷に序を作り給ふ性靈集に全文あり或說に是歲相州江の島窟中に參籠して天照大神泰日八幡等の諸神の像を

刻し勅請し給ふと云鎌倉志

同六年乙未御歲四十二にならせ給ふ正月十九日高雄にいませしか渤海使王孝廉このころ在京ありて一封の書狀及ひ一章の新詩を贈り參謁に代且發歸の期を問王好等の官品具に錄し示さんことを復報す其後歸路に赴き海中にて逆風に値ひ漂廻して薨すと聞雜筆日本後紀深くこれを哀傷して詩句あり一面新交不忍聽況乎鄕國故園情とそ云本朝秀句の第五廣傳深賢記に引又春夏の際を以て專ら有緣の道俗細素を勸奬し秘密藏法合て三十五卷を奉寫し流行せしめむとて化疏を造り弟子僧廉守安行等を東土に發赴す性靈集特に下野の廣智禪師陸州の德一菩薩藤使君又は甲州の藤太守或は萬德菩薩等に書を送りて衆機の緣力を假むと云雜筆に全文あり要集深賢記に引十月十五日式部の丞笠仲守の需に應し其先人の造刻し置る十一面尊の遺像を供養し燈分料を奉上するの願文を造りたまふ性靈集

同七年丙申のとし二月十日最澄法師書旨に依て澄觀の新華嚴疏幷に烏瑟澀摩の法を因滿に附し返進せらる消息類聚此歲孟夏のころ一靈場を創立せんと宿志を發起して城外を出て大和國宇知の郡に至り一人の獵者に逢ひ二犬に勾引せられて紀州大河の邊に宿し又山民ありて高野山地を點指せり初大唐より擲るところの三鈷杵今松枝に懸りあるを見て陪々密敎相應の地なる事を知れり或傳にこれより先に信叡泰範等をして其地相を卜せしむ事ありと云此條草創の部に群なり又類聚弘法大師傳本に據述す其ところ紀州旧邊と云所を經過して異相の老翁に遇共に快語し靈山面拜の誓約を忘れす秘敎紹隆の願に酬ひ事を契ひ帝都九條に大伽藍あり東寺と云來て密敎を興すへしと後日の參會を定めけり眞雅僧正の稻荷大明神流記を鎭座由來に引又要集にも出す事相目錄及行狀圖繪と少異或は謂此ころ稻荷大神勅請の爲に藤の森天王の敷地を所望ありて叡聞を經神慮を伺ひ三山の麓に勅請せんとす又大師その報謝のため佛舍利を納め法味を捧け三所天王の本地を定め給ふと云疆森社緣起諸社根元記五月一日傳敎大師書を泰範におくりてその本願を忘れ久く別居し同志を棄捨せしを譴責し且法華眞言の兩乘優劣なき旨を述て永く叡山に歸入せん事を告けり消息類聚仍て大師自ら範公にかわり答書を作り顯密二敎の優劣淺深あることを辨し遣さる性靈集六月十九日大師表文を上奏し入定所に紀州伊都郡高野山を賜んと請又主殿助布勢の海に奉書して事を憑みけり是則先日登臨し山神より付賜ふ所の地なり七月八日表請を勅許し官符を紀國司に下し廿八日國符を伊都那賀在田の三郡に下たまふ其のち先泰範實惠等

同八年丁酉のとし八月二日東大寺の華嚴和尚より小師圓澈をして實相般若の中四處の疑問をいたさる來命により答釋をなし給ふ（實相經答釋緊近は法敎錄にあり）今玆の秋頃より高野にありて伽藍を創せんかため內外大結界を修しぬ各啓白の文あり又墳場經始せるらゝ時五尺の寶劒經軸を堀出すと云（此條竝創の部に群なり）十月廿四日奇夢あり萬卷上人託して云我は室利の應化生緣既に盡ぬ本山に還るへし尙有情を濟度し寶祚を衛護し奉らむとて御夢悟たり卽勅ありて靈墟を赤坂に築き峻豆相の三州を寄附し神費幷に萬卷供獻の具とし給ふ又駒形の神酉の尅よりは叅詣人を驚怖せしむ時に大師巡行して珠數を神の頭に掛け五鈷を以て神の口を塞き坤方に向て安置せらる其より朝野歸詣せさるはなし（筒根山緣起）

同九年戊戌御とし四十五なりこのころにや新羅の上人等入朝すと筑前太守の告を聞て詩幷に三月十九日の狀啓を寄て道交をすそのゝち大師を訪ひ絕句を呈す（性靈集に年日なし紀略に弘仁九年正月丁酉太宰府言新羅人張答等十四人來と云釋書實治表に沙門二十六人來と云此二書を考合すに大師通信し給ふは此年ならん新羅道者の詩經國集載）

三月二十四日藤原朝臣常房その先考參議議從四位上兼行右衛門督周忌の爲に藥師如來像七軀日月遍照夾侍菩薩兩軀護世天王像四軀幷法華最勝王經金剛般若經藥師彌陀經等を造刻書寫し供養す大師その願文を作り給ふ（拾遺性靈集に濟恩寺願文とあり是則高野無量壽院所藏の正和古寫本にあるなり刊行の雜華には闕如す）是としの春天下大疫す天皇みつから金字の心經を書寫し給ふて攘災のために大師に講讀供養せさせけり其効驗の新なる事は秘鍵の跋文に見ゆ彼御經は今に嵯峨大覺寺に云ありと云（本朝通鑑日本史資聞集を撮要す凡此秘鍵の造時に弘仁永和の二說あり武は和令して弘仁の撰述は心經の開題にして永和に修飾して秘鍵と改むさ云然れとも弘仁の跋文已に秘鍵の名あり又弘仁十年伊豆山にて秘鍵を講せらる永和に改題すと云は非なり仍先哲成此跋文を取て證微す但此文は異抄には山門仲胤從前所院經藏感得之とあり又古來これに疑論を起せり日遜の報恩抄近くは谷響集第六盤石の北沸騰に破文あり玄津の辨疑にこれを破斥して具作と定む具には類聚大師傳本に載他日披覽すへし）四月廿七日勅ありて宮城諸門の榜額を改め揭く大師に命して南面幷に應天門等を書しめ給ふ（此條諸傳記國史野乘等の群籍に載たり鄙褻與なれは略省す其詳なることは類聚大師傳本にあり）十一月十六日大師高野に來住し庵室を造營せらる山高く雪深ふして人迹通しかたく米油等の物とはしくして人に乞ひ給ふなり（雜華に藤太守等の狀あり）又この頃相國納言凶禍常なく驚き聞て昔契を追感し悲歎の趣を述贈り給ふ（雜華に見ゆ抄に藤原園人このとし十二月十八日に薨せり恐くは是

同十年己亥のとし三月十日下野紀の太守それかしに報書を致して曰貧道去弘仁九の冬月を以て閑寂に紀州の南嶽に就て十年の春葛生に附して銀鉤幷に土物を惠まる高雄寺より轉送し來れり開書指南を承たまはり物を觀てその人を想ふ僧道珍等を引て龍生の瀧より中禪寺の禪定に登り湖水に浮み千手か崎にて補陀洛山發心門の額を書し又鬼門に當り羅刹窟あり寒秋兩度大風吹き出て國內を破壞す因て二荒と云大師結界して日光山と改號ありき其他處々に巡遊して奇瑞すくなからす或は寺像を造刻し尊星を崇鎭して種々の勝業を設し給ふ誠に此山靈勝の無比なることは前聞にたかわす感歎あまりあり終に十二月四日歸京ありし上帝朝に奏して瀧尼を以て御願寺とそしたまひけり（補陀洛山緣起の第四瀧尾の條に群なり全文は類聚大師傳本に引出す）十月廿日天皇みつから傳燈大法師の位記を宸翰に染て大師に賜ふ或は此時內供奉十禪師に任して野寺に住居せしめらると云（諸傳記に皆掲示す野寺の事は諸寺略記等にあり）

同十二年夏のころ智泉大德師授を得て灌頂二尊の天像を圖給す（弘融圖梨の鈔に戒又巧畫便覽に智泉よく諸天を畫くと云）又眞雅大德親く諸尊印相の標示秘義を稟承し記戒せり（四院流の傳に見ゆ）五月廿七日讃岐萬農の池使刑部丞政眞人濱繼等か云月の解狀に件の池大にして民は少く修築おはつかなし諸郡司申には僧空海法師はもと部下多度郡の人にて其行德に欽伏せさるはなし仰き請ねかわくは池の別當に任し成功を不日に期せんと仍て此日官符を賜ひ遂に發向して池堤の側に壇場を建て祈禱ありしゆへ晴雨を自